

平成30年  
11 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成30年11月15日開会

平成30年12月4日閉会

## 平成30年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

<b>11月15日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 議長挨拶 -----	4
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
横田照夫議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第21号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
<b>自11月16日（金曜日）</b>	
<b>休 会</b>	
<b>至11月19日（月曜日）</b>	
<b>11月20日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 議案第22号から第29号まで追加上程 -----	12
1. 知事提案理由説明 -----	12
1. 一般質問 -----	12
<b>満行潤一議員質問 -----</b>	<b>12</b>
・知事の政治姿勢について	
・子供の教育・福祉の充実について	
・災害・防災対策について	
・農政問題について	
・警察行政について	
<b>前屋敷恵美議員質問 -----</b>	<b>25</b>
・航空自衛隊新田原基地の米軍基地化問題について	
・重度障がい者（児）医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の現物給付について	
・子供医療費助成の充実について	
・原発に頼らない再生可能エネルギーへの転換について	
・消費税10%増税問題について	
・TPP協定・日米FTA交渉等の問題について	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林盗伐問題の根絶について</li> <li>・ 建設業者「大建」の経営事項審査について</li> </ul>	38
<b>丸山裕次郎議員質問</b> -----	38
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生について</li> <li>・ 東京オリンピック聖火リレーについて</li> <li>・ 地域医療構想について</li> <li>・ 神楽の世界無形文化遺産登録について</li> <li>・ 農業の生産性向上について</li> <li>・ 観光振興について</li> <li>・ 地場企業振興について</li> <li>・ 働き方改革について</li> <li>・ ペーパーレス化について</li> <li>・ 農業政策について</li> </ul>	
<b>松村悟郎議員質問</b> -----	50
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風被害の状況と今後の対応について</li> <li>・ 2巡目国体の準備状況について</li> <li>・ 道路整備状況について</li> </ul>	
<b>11月21日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	67
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	67
1. 一般質問 -----	68
<b>中野一則議員質問</b> -----	68
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 人口減少対策について</li> <li>・ 硫黄山噴火に伴う対策について</li> <li>・ 福祉行政について</li> <li>・ 教育行政について</li> <li>・ 農業政策について</li> </ul>	
<b>高橋 透議員質問</b> -----	81
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 福祉・保健・医療対策について</li> <li>・ 観光立県について</li> <li>・ 農林水産業の振興について</li> <li>・ 地域防災と交通インフラについて</li> <li>・ 教育・文化振興について</li> </ul>	

<b>井上紀代子議員質問</b> .....	94
・知事の平成31年度予算の考え方について	
・障がい者雇用について	
・農政問題について	
・林業問題について	
・特別支援教育について	
・福祉問題について	
<b>有岡浩一議員質問</b> .....	108
・知事の政治姿勢について	
・入札参加資格取り消しについて	
・国体施設整備について	
・津波避難施設整備について	
・森林盗伐について	
・ふるさと納税制度について	
・旧優生保護法について	
・いのちを大切にす教育について	
・家畜防疫対策について	
<b>11月22日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	125
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	125
1. 一般質問 .....	126
<b>田口雄二質問</b> .....	126
・知事の政治姿勢について	
・医療福祉行政について	
・防災対策について	
・道路行政について	
・外国人労働者について	
・教育行政について	
・交通安全対策について	
<b>西村 賢議員質問</b> .....	139
・知事の政治姿勢について	
・ひきこもり（8050問題）について	
・マイクロプラスチック問題について	
・観光振興について	
・国道503号整備について	



<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療について</li> <li>・教育問題について</li> <li>・宮崎駅前活性化について</li> <li>・観光振興対策について</li> </ul>	208
<b>中野廣明議員質問</b> -----	208
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事就任2期8年間の成果について</li> <li>・政策評価について</li> <li>・外国人観光客対策について</li> <li>・南海トラフ地震の津波避難所について</li> <li>・人事異動・組織について</li> </ul>	
<b>星原 透議員質問</b> -----	216
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・経営事項審査の虚偽申請問題について</li> </ul>	
<b>11月27日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	231
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	231
1. 一般質問 -----	232
<b>二見康之議員質問</b> -----	232
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・子育て支援について</li> <li>・教育について</li> <li>・フードビジネスについて</li> <li>・ものづくり補助金について</li> <li>・ジェットロ宮崎について</li> </ul>	
<b>日高博之議員質問</b> -----	245
<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州中央自動車道について</li> <li>・中山間地域振興計画について</li> <li>・インフラ施設の魅力発信について</li> <li>・コンパクト・プラス・ネットワークについて</li> <li>・スマート農業について</li> <li>・へべス振興について</li> <li>・福祉行政について</li> <li>・女性活躍について</li> <li>・進洋丸代船建造について</li> </ul>	
<b>坂口博美議員質問</b> -----	260



1. 請願第28号採決 -----	305
1. 請願第29号採決 -----	305
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	305
1. 議員発議案送付の通知 -----	306
1. 議員発議案第1号から第4号まで追加上程、採決 -----	306
1. 閉 会 -----	306
<hr/>	
1. 資 料 -----	307
平成30年11月定例県議会日程 -----	309
議案送付文書 -----	310
一般質問時間割 -----	312
議案・請願委員会審査結果表 -----	314
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	316
1. 議案議決件名一覧表 -----	317
1. 議員発議案等 -----	321
被災者生活再建支援法の改正を求める意見書 -----	323
相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書 ---	324
沖縄県民の民意を尊重し米軍新基地の問題解決を求める意見書 -----	325
認知症施策の推進を求める意見書 -----	326
1. 請願一覧表 -----	327
1. 議事経過 -----	337



11月15日（木）

# 平成30年11月15日（木曜日）

午前10時0分開会

## 出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷津治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	山井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

---

◎ 議長挨拶

○蓬原正三議長 開会前に一言申し上げます。

本日は執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用し、本会議を開催させていただきます。

この取り組みは、平成24年度から記紀編さん1300年記念事業の一環として実施しております。県議会としましても、「神話のふるさとみやざき」のブランドイメージの一層の浸透が図られることを期待するものであります。

---

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成30年11月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 会議録署名議員に、緒嶋雅晃議員、井上紀代子議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月8日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成30年11月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計21件、その内訳は、補正予算2件、条例3件、予算・条例以外16件であります。このほか

2件の報告があります。また、さらに台風被害対策に係る補正や職員等の給与改定に係る議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から12月4日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月20日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

11月28日から2日間の日程で各常任委員会を開催していただき、12月4日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月4日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第21号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第21号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成30年11月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に一言御礼を申し上げます。

11月定例県議会の恒例となりましたが、本日は、県議会の御発案により、記紀編さん1300年記念事業関連の取り組みとして、古代衣装を身にまとっての本会議となりました。「神話の源流 みやざき」を県内外へ発信していく上で、このような大変貴重な機会を設けていただいたことに対しまして、蓬原議長を初め県議会の皆様に厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告をさせていただきます。

1点目は、さきの台風被害についてであります。

9月末から相次いで本県に接近した台風により、県内で2名の方が亡くなられたほか、農林水産関係の被害額が約120億円、公共土木施設で

は約96億円と、過去10年間で最大規模の被害が発生しました。お亡くなりになられた方とその御遺族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、去る10月23日に蓬原議長にも御同行いただき、農林水産省に対し、農林水産関係被害への支援について要望を行ったところであります。また、公共土木施設等につきましても、順次、国の災害査定を受けるなど、災害復旧に向け着実に事業を進めております。

なお、台風被害対策に係る補正予算につきましては、国における具体的な補助内容の決定時期等との関係から、本日提案いたしました補正予算案とは別に、後日、今議会に追加提案をさせていただく予定としております。引き続き、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、早期復旧に万全を期してまいります。

2点目は、九州中央自動車道の整備についてであります。

九州中央自動車道高千穂日之影道路雲海橋交差点から日之影深角インターチェンジ間の約2.8キロメートルが、今月11日に開通いたしました。このことにより、大規模災害時の緊急輸送や救急医療の搬送における利便性向上を初め、広域観光や地場産業の振興などにつながるものと大変うれしく思っております。

これまで御支援をいただきました県議会の皆様を初め、御尽力をいただきました国土交通省や関係の皆様、心からお礼を申し上げます。今後とも、早期完成に向けて全力で取り組んでまいります。

3点目は、工業技術センター及び食品開発センターの20周年記念行事についてであります。

両センターが現在の宮崎市佐土原町に移転・新設して、今年度で20周年を迎えることとなり、その記念行事をあすと明後日の2日間、同センター内において、みやざきテクノフェアと合同で開催することといたしました。

これまで、機械・電子、材料、食品等のさまざまな分野で県内企業への技術支援や研究開発に取り組んできたところではありますが、この機会を契機として、これまでの歩みを振り返るとともにセンターの役割を再認識し、引き続き、関係機関と連携しながら県内企業のさらなる発展を図ってまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計29億1,013万2,000円、特別会計97万2,000円であります。この結果、一般会計歳入歳出予算規模は5,935億7,517万3,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、分担金・負担金2,570万円、国庫支出金18億5,854万8,000円、繰入金9億3,478万4,000円、県債9,110万円であります。

以下、補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「周産期医療ネットワークシステム整備事業」につきましては、県全域を網羅した周産期医療体制の構築を図るため、県南及び県西地区等において、一次分娩取扱施設の胎児心拍数モニターを二次及び三次医療機関で監視できるネットワークシステムの整備を支援するものであります。

次に、「宮崎農水産物おいしさ・機能性見える化事業」につきましては、県内研究機関で構築した「おいしさ」「機能性」の評価技術を活

用して本県農水産物の分析・評価を行うとともに、これらを生かした加工品の開発等を行うものであります。

次に、公共事業についてであります。硫黄山噴火に伴う農業用水確保対策として、川内川からの取水再開に備え、水質監視機器や緊急的に取水を停止するシステムの整備を行うこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、控除対象配偶者の名称変更など関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、土地改良法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号岩下工区（仮称）岩下橋上部工工事、議案第7号は、同事業における国道327号尾平工区（仮称）尾平トンネル工事（2工区）、議案第8号は、30年発生道路災害関連事業国道448号藤工区（仮称）藤トンネル工事（1工区）及び議案第9号は、同工事（2工区）の、それぞれ請負契約の締結について、並びに議案第10号は、県営広域営農団地農道整備事業沿海北部6期地区1工区のトンネル工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に

付するものであります。

議案第11号は、県立学校で発生した生徒の転落事故に係る民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号から第14号までは、宮崎県青島青少年自然の家など31施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第15号は、平成30年2月定例県議会で議決を経た農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収に関し、国の事業の創設に伴い議決内容の一部を変更することについて、土地改良法第91条第6項等の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、平成31年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、宮崎県立看護大学の定款で定める監事の任期を変更することについて、同法第8条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第18号は、県道西川北京町温泉停車場線の路線廃止について、議案第19号は、県道矢岳高原京町線の路線認定について、道路法第7条第2項等の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第20号は、教育委員会委員宇田津真理子氏が平成30年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として木村志保氏を任

命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第21号は、収用委員会委員齊藤晃一氏が平成30年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として上村哲生氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす16日から19日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、20日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時15分散会

11月20日（火）

# 平成30年11月20日（火曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	高原田幸二

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也



---

◎ 議案第22号から第29号まで追加上程

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事から、議案第22号から第29号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第22号から第29号までの各号議案を一括上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案いたしました議案は、さきの台風で被災された農林業者の方々の一日も早い経営再建のための支援対策、並びに先般の県人事委員会の勧告等を踏まえた一般職及び特別職の給与改定を行うものであります。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計16億4,422万8,000円、公営企業会計7,183万円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、国庫支出金8億740万3,000円、繰入金8億3,682万5,000円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,952億1,940万1,000円となります。

この中で、台風被害対策に係る事業につきま

しては、農業用ハウスや農業用機械、特用林産物生産施設等の再建・修繕及び被災した施設の撤去を支援するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第27号及び第28号は、県職員及び市町村立学校職員の給料及び勤勉手当等を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

議案第29号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県民連合宮崎、社民党の満行潤一です。

まず、新田原基地の米軍受け入れについてお尋ねいたします。

日米両政府は、10月24日の日米合同委員会で、日本に対する武力攻撃や周辺事態などの緊急時に備えるとして、航空自衛隊新田原基地に米軍の戦闘機や輸送機などを受け入れる施設を整備することを、周辺自治体や住民への事前説明もないまま合意いたしました。

報道によれば、12機程度の戦闘機、1機程度の輸送機、米兵200人程度の受け入れを想定し、駐機場、燃料タンク、弾薬庫、庁舎、倉庫、誘導路などを、米軍普天間基地返還前の2022年度までに自衛隊施設として整備を進めるとしています。

周辺自治体2市3町と国が2007年4月に締結した協定がその根拠のように言われていますが、同協定は在日米軍再編に伴う嘉手納基地の「米軍訓練移転」に関するものであり、両政府が2006年5月に合意した在日米軍再編ロードマップによる普天間飛行場有事を想定したものではありません。

また、どういう事態が「緊急時なのか」という明確な基準は、周辺自治体との協定書にも、日米合意の中身にも示されておられません。今回の合意に対して周辺住民からは、「事故のリスクが高まる」「怖い」「治安が心配」「さらに騒音が高まる」「弾薬庫の危険性」など、不安の声が上がっています。

近年相次いでいる在日米軍機の不時着や部品落下事故は、国民に大きな不安を与えています。防衛省の独自調査によると、在日米軍機による事故・トラブルは、2016年に11件だったものが、2017年には25件に急増しています。特に、昨年11月には輸送機が沖ノ鳥島の北西約150キロに墜落し、搭乗員3名が死亡する惨事も発生し、さらに12月には、沖縄県宜野湾市の普天間第二小学校グラウンドに輸送ヘリコプターから直径90センチ四方の窓枠が落下し、大惨事につながる可能性の高い深刻な事故でした。ことしに入っても、2月に青森県で戦闘機がタンクを湖に投棄し、その回収作業や補償をめぐるのは、日米地位協定の課題が改めて浮き彫りになりました。

一連の事故による住民不安の高まりは、日米共同訓練がたびたび計画される新田原基地を抱え、オスプレイ飛行の目撃も相次ぐ本県にとっても、無関係とは言えない状態です。それが今回の日米合意により、より一層、大事故の危険性が高まることとなります。

米国の思うままに戦争に巻き込まれ、敵国から攻撃の対象とされ、弾薬庫に火災等が起これば、大惨事になりかねません。米軍機騒音についても、日本側がコントロールできるわけではなく、さらにひどくなることが十分予想されま

す。また、今回の米軍の新田原基地利用が沖縄の基地負担軽減策と言われているようですが、辺野古新基地建設や東村高江のヘリパッド建設などが強行され、沖縄の負担軽減どころか逆に基地強化が進められています。

緊急時となつてはいますが、新田原基地に米軍を受け入れることは、周辺住民と県民の生命及び財産が脅かされるものであり、自衛隊と米軍の一本化、自衛隊の米軍基地化につながり、到底容認できるものではありません。

県民の生命と財産を守る立場にある知事が先頭に立ち、新田原の米軍利用中止を求めるのが当然の職責だと思います。今回の日米合意に基づく米軍の基地使用を目的とする新田原基地の施設整備について、知事の見解を求めます。

次に、日米地位協定の見直しについてであります。

米軍基地がある沖縄では、軍人、軍属によるさまざまな犯罪や、戦闘機、ヘリコプター、オスプレイの墜落、緊急着陸などの事故が起きています。事件・事故が起きてても逮捕ができなかったり、犯罪立証が困難なことで被害者が泣き寝入りされている事例も相次いでいます。オ

スプレイ墜落事故でも、地元警察や消防も立ち入ることができませんでした。これらは、米軍の構成員と軍属に対して米国側が裁判権を持つことを想定した、日米地位協定があるためです。この不平等な協定の改定がなされない限り、事件や事故が起きてても住民側に多大な負担がのしかかることは明白です。

今月7日の参院予算委員会で、日米地位協定が、イタリアやドイツなどが米国と結んでいる地位協定に比べ劣っているとの指摘を受け、安倍首相は、「ドイツやイタリアはNATO加盟国で、根拠条約の北大西洋条約は加盟国の間で相互防衛義務を定めている。他方、日米安保条約は米国への基地提供義務を定めており、我々が基地提供義務も負っている。そうした背景も考えながら、地位協定を比較しなければならない」と説明しています。

同じ敗戦国であるイタリアやドイツなどの地位協定は国内法令が適用されるのに対し、日米地位協定では、日本の法律が適用されないなど、他国と比べ「不平等」との指摘がある中、それを当然視する発言と受けとめられかねません。全国知事会は日米地位協定の抜本的な見直しを求めていると伺いました。不平等な日米地位協定の見直しについて、知事の見解をお尋ねします。

次に、2巡目国体、新たな陸上競技場の設置についてであります。

このことについて、関係団体が反対表明していると報道されています。また、山之口運動公園に建設するとする「県陸上競技場整備基本計画」は、これからの本県スポーツ振興や本県の発展を展望する上で賛成できないとの趣旨の「現宮崎県総合運動公園内に建設を求める要望書」署名活動が行われていることも承知をして

います。

地元都城市では、既にインフラ、上下水道整備などハード・ソフト両面で先行して取り組んでいます。また、宮崎国体成功に向けて、地元の経済団体などが機運醸成を図る取り組みも始まっており、動揺もあります。知事は記者会見等で見解を述べておられますが、この場で一度、陸上競技場の整備方針について説明をいただきたいと思います。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、新田原基地の施設整備についてであります。

外交・防衛に係る問題は、国の専管事項であり、普天間飛行場の能力を代替することに関連する新田原基地の緊急時使用のための施設整備についても、安全保障政策の一環として、国の責任においてなされるものと認識しております。

今回の施設整備は、平成18年に日米間で合意した「再編実施のための日米のロードマップ」に基づくものであり、平成19年には、国と地元2市3町の間で、緊急時使用への対応を含め協定が締結されておりますことから、大枠では地元の合意が得られているものと考えております。

しかしながら、具体的な施設の整備内容や規模等については、今回初めて示されたものでありまして、緊急時の使用形態や弾薬庫の安全性など、地元の不安もお聞きしているところであります。

このため、県としては、県民の安全・安心の確保の観点から、地元関係市町と連携して、国

に対し、より詳細な情報提供や地元自治体への丁寧な説明を求めてまいりたいと考えております。

次に、日米地位協定の見直しについてであります。

日米地位協定は、日米安全保障条約第6条の規定に基づき、国会の承認を経て締結されたものであり、日米安全保障体制にとって重要な協定であると考えております。

一方、協定の締結以来、一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立ち入り権がないなど、我が国にとって、依然として課題があるとも認識しております。

このような状況を踏まえ、ことし7月、全国知事会では、日米地位協定の見直しについて、国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記することを内容とした提言を取りまとめたところであります。

私としましても、県民の安全・安心を確保するため、知事会とともに、政府に意見を申し上げてまいりたいと考えております。

最後に、2巡目国体に向けた施設整備についてであります。

陸上競技場を都城市山之口町に整備することによりまして、県西地域における拠点として、全県化の後押しになると。スポーツランドみやぎのさらなる発展に向けて、全県化、通年化、多種目化を目指しているところでありますが、全県化の後押しとなり、地方創生にも資するものと考えております。

さらに本県は、南海トラフ地震の高い発生確率が指摘されておりますことから、県総合運動公園において、新たに大規模集客施設を整備す

ることは難しいということも考え合わせ、地元市から強い要望がありました、都城市山之口町での整備を行うことを判断したものであります。

なお、現在、県総合運動公園にあります既存の施設につきましては、津波避難対策や改修等を行いながら、引き続きスポーツランドみやぎの拠点として活用してまいりたいと考えております。

今後、さらに関係機関の皆様の御理解と御協力をいただきながら、2巡目国体に向けた整備を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。おおむね「良」としたいのですが、米軍基地、米軍受け入れについては、知事もおっしゃいましたが、ちょっと私と認識が違うのは、在日米軍再編に伴う嘉手納基地の米軍訓練移転と、在日米軍再編ロードマップ、これは違う。当然、2市3町との協定は、そのことを意識していない状態の締結であったというふうに認識しています。ぜひ、また今後、この問題についてはお話をさせていただきたいと思っています。

山之口運動公園については、了解しました。

次に、新年度当初予算編成についてお尋ねいたします。

新年度当初予算編成時期に差しかかりました。その予算編成方針が公表されたところであります。知事選を控え、骨格予算となることも理解しますが、広く県民の声を反映していただきたいと思っております。予算編成にどのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成31年度当初予算につきましては、骨格予算として編成することと

しておりますが、人口減少問題など本県が直面する課題に的確に対応するために、次の4つの視点から施策を構築することとしております。

1つには、未来を担う人材の育成・確保。そして、関係人口の創出と観光・交流の拡大。そして、安全・安心な暮らしの確保。そして、さらなる発展に向けた力強い産業づくりと交通・物流基盤の充実であります。

また、社会保障関係費や国体開催に伴う経費、公共施設の老朽化対策など、多額の財政支出が見込まれる事業につきましては、将来にわたる負担軽減のため、市町村等との連携・役割分担のもと、総額の抑制を図るとともに、財政負担の平準化の観点から、計画的に予算計上を行うこととしております。

**○満行潤一議員** 次に、来年10月から消費税率引き上げがあります。この引き上げに伴い、地方消費税が増額になりますが、その用途は社会保障関係費の財源に充てるよう法律で決まっています。

消費税率引き上げに伴う歳入・歳出の影響などについて、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長（畑山栄介君）** 来年10月に予定される消費税率引き上げにつきましては、引き上げ分2%のうち0.5%が地方消費税分とされておりますことから、あくまでも試算ではありますけれども、本県の地方消費税の増収額は、おおよそ50億円程度となる見込みであり、法律に基づき、その全額を社会保障関係費に充当することとしております。

しかしながら、平成30年度当初予算における社会保障関係費は、一般財源ベースで約880億円となっており、高齢化の進展により毎年度10数億円程度伸びていることも勘案しますと、税率が引き上げられましても、増収分に加え、別途

多額の一般財源が必要になるという状況にございます。

**○満行潤一議員** 次に、子供の教育、福祉向上についてお尋ねします。

まず、五ヶ瀬中等教育学校の男女合格数について、教育長にお尋ねします。

教育委員会の統計を見ると、五ヶ瀬中等教育学校の合格者40名の男女合格数は、ほぼ毎年、男子22名、女子18名となっています。この19年間のうち、女子の志願者が多い年が11年間あります。男子20名、女子20名の合格者となったのが1回のみです。ほかの年は22対18であります。

募集要項では、40名となっているだけで、男女別の合格数の記述はありません。医科大学での「女子受験生の一律減点問題」が大きな社会問題となりました。「教育の機会均等の確保」の観点からも見直すべき時期だと思いますが、教育長の見解をお尋ねします。

**○教育長（四本 孝君）** 五ヶ瀬中等教育学校は全寮制でございますので、合格者の男女比につきましては寮施設との関連がございます。開校前に小学校6年生の保護者を対象に行いました進学希望アンケートの結果を踏まえまして、寮につきましては、男女比7対3の想定で整備を行ったところであります。

しかし、その後の志願状況においては、男女がほぼ同数でありましたことから、寮を大きく改修して、男女比55対45に改善をしたところでもあります。

合格者の男女比が施設の制約で固定化されているという現状について課題があると考えておりますので、今後、その対応について議論をしまいたいと考えております。

**○満行潤一議員** 開設当初の7対3という、そ

の基準というか、想定が間違っていたんだろうと思います。寮施設によって、子供たちの男女比が変わってくる、固定化されるというのは、現代では許されないのかなと思いますので、答弁ありましたが、ぜひ、今後早急に検討いただきたいと思います。

県立高校の地域偏在化についてであります。

今月11日、高城高校90周年記念式典があり、同校を訪問しましたが、地域の皆さんとしっかりきずなをつないで、多様な体験学習など、教職員と生徒の頑張る姿がはっきり認識できました。すばらしい式典でありました。

さて、県立高校普通科の学区制が廃止されて10年が経過しますが、その功罪について、しっかりとした検証が必要だと思います。「行ける学校から、行きたい学校へ」といううたい文句には一理ありますが、一方では、学校間の序列化が進行し、宮崎市・都城市・延岡市に志望が集中し、周辺地域の高校では大きな定員割れが常態化しています。このまま推移すれば、地域偏在が固定化され、そのために定員減や再編統合の対象となり、ますます地域の衰退にもつながるのではないかと心配します。

県立高校の地域偏在化について、教育長の見解をお尋ねいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 平成30年度の入試における県立高校全日制課程の定員充足率は92.7%でありまして、21校で定員を満たしていない状況となっております。

これは、近年、公立・私立を合わせた県全体の募集定員が、進学予定者をかなり上回っているために、定員を割る状況が生じているものと考えております。

今後は、例えば、生徒・保護者、地域のニーズに適切に対応した新たな学科・コースの設置

の検討、学力向上や質の高い専門教育の推進、地域資源を生かした課題解決型の学習の展開など、さまざまな特色づくりを推進し、各学校の魅力が中学生や地域の方々へ十分に伝わるよう、情報を発信してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、いじめ対策についてであります。

文部科学省が発表した平成29年度の問題行動・不登校調査で、いじめ認知件数の都道府県トップが本県で、1万3,000件。同調査によれば、1,000人当たりのいじめ認知件数が最も多かった本県が108.2件。逆に最も少なかったのは、佐賀県の8.4件。両県の格差は12.9倍にもなります。県教育委員会は、認知件数が多い要因として、早期発見の啓発を継続的に行っていることを挙げておられます。アンケートだけではなく、学校現場の日常的なきめ細かな取り組みが、この数字にあらわれていると評価しています。今後、未然にいじめを防止する対応を充実強化させていくことが重要となります。今後のいじめ対策についてお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 本県はいじめの認知件数が多いことは、各学校が、アンケート調査や日常の観察等を行うなど、積極的な認知に向けて丁寧に取り組んでいる結果であると考えております。

今後のいじめ未然防止の取り組みとしましては、各学校のあらゆる教育の場を通じて、人権教育や道徳教育をさらに充実させていくことが、特に重要であると考えております。

また、児童生徒が主体となった取り組みが効果的でありますことから、互いが思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピア・サポート活動や、児童生徒がみずからいじめの

問題について考え議論する児童会・生徒会活動等を推進することにより、いじめは絶対に許されないという意識の醸成に努めてまいります。

**○満行潤一議員** 「もう一人も虐待で死なせたくない。総力をあげた児童虐待対策を」。これは、ホームページでの児童虐待防止キャンペーンのスローガンです。

児童虐待に関する通報や相談件数は年々増加しており、子供の命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。小児科学会の推計だと、日本で虐待で亡くなる子供は年間350人程度となっており、1日に約1人、子供が亡くなっている計算です。児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題であり、そのためには、県民全体の理解を深めていくことが不可欠です。

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、全国各地において、児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。今年度の「児童虐待防止推進月間」の取り組み状況についてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 「児童虐待防止推進月間」の取り組みといたしましては、新聞・テレビ・ラジオのほか、県のフェイスブックやツイッターといったSNSを活用し、幅広い年代への広報に努めているところでございます。

また、県庁本館を児童虐待防止のシンボルカラーでありますオレンジ色でライトアップしたほか、子育て応援フェスティバル等のイベントにおけるチラシや広報グッズの配布などの啓発にも取り組んでいるところでございます。

なお、各市町村に対しまして、同様に啓発活動に取り組むよう要請しまして、各自治体の広報紙への掲載や啓発セミナーの開催、イベント等での啓発などの取り組みがなされていると

ころでございます。

**○満行潤一議員** 今回、この質問をしたのも、県の取り組み方が弱いんじゃないかなと思って質問させていただきました。市町村との連携も大事だと思うのですが、いじめ、これは一次的に都道府県の役割だと思いますので、今後、積極的な取り組みを期待しています。

次に、周産期医療体制についてであります。

西諸県地域に分娩可能な医療施設がないなど二次医療圏ではカバーできないために、県内を4ブロックに分けて周産期医療に対応できる体制となっています。本来は、医療資源の確保による二次医療圏ごとの体制づくりが求められていると思います。

さて、一次医療機関と地域の拠点病院とをネットワークで結ぶ「周産期医療ネットワークシステム」が、県西地区に2011年度に導入されています。一次分娩取り扱い医療機関の胎児心拍数を二次医療機関でモニターしており、両方の医師がモニターを見ながら胎児の状態について検討ができる。また、モニターで胎児の異常を察知した二次医療機関のドクターが、一次医療機関に急行して緊急手術を行うといった実績もあると伺っています。地域の医療関係者から高く評価されている同システムですが、更新時期にあるとの指摘もあります。今議会に補正予算「周産期医療ネットワークシステム整備事業」が計上されています。これまでの進捗状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 周産期医療ネットワークシステム整備事業につきましては、平成28年度以降、県央、県北地区と順次整備を進めているところでございます。

このネットワークシステムを、全国に先駆けて県内全域に整備することによりまして、どの

地域にお住まいの方も安心してお産のできる体制が実現できると考えております。

今後、残る県南、県西地区において整備を進めるとともに、周産期医療協議会において、搬送基準や監視体制のあり方等について協議し、ネットワークシステムの運用ガイドラインの策定に取り組みたいと考えております。

**○満行潤一議員** 大変すばらしい、全国に誇るシステムだと思いますので、ぜひ、さらなる充実を期待しております。

次に、教育人材育成での機会均等、奨学金制度の拡充・改善についてお尋ねいたします。

現在、日本の大学生の約半分が、進学に当たって何らかの奨学金を利用しています。奨学金の問題は、一部の問題ではなく全世代に及ぶ問題であり、非正規雇用が4割も占める今日、その返済が滞る滞納者は16万人に上っていると言われます。

この間、各界各層の声や世論を受けて、学生支援機構において、給付型奨学金制度が創設されました。教育費負担軽減、教育の機会均等の観点からも、大きな前進であります。しかし、持続可能な社会を創造するためにも、さらなる給付型奨学金制度の拡充や、既存の返済者の負担軽減、高等教育の学費の引き下げなど、総合的な政策を講じる必要があります。

一般社団法人宮崎県労働者福祉中央会では、「奨学金に関する相談会」を、全国一斉相談会に合わせ、県内3カ所のライフサポートセンターで実施しており、弁護士、司法書士、奨学金問題相談員などが対応していますが、奨学金を含めて多重債務など、切実な相談が寄せられています。

県において、国の奨学金制度を補い、人材育成を図る観点で、県独自の給付型奨学金制度の

創設を検討できないか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 本県では、向学心に富みすぐれた素質を有する学生であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、無利子により育英資金を貸与しているところでありませ

す。育英資金は、返還金を次の貸与者への原資としておりますことなどから、県独自の給付型奨学金の実施は難しいものと考えております。

なお、国の給付型奨学金につきましては、現在、制度を拡充する動きも見られますことから、県といたしましては、国の動向を注視してまいりますとともに、国に対しまして、全国都道府県教育長協議会など、あらゆる機会を通じて、制度の拡充を要望してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ぜひ、今後とも検討をしていただきたいと思います。

次に、九州労働金庫の奨学金借換専用ローン「つなぐ」への協調する公金預託についてであります。

先ほど言いましたように、今や大学生の2人に1人が奨学金を利用しており、1人当たりの借入総額は平均312万9,000円、毎月の返済額は平均1万7,200円、返済期間は平均14年1ヶ月と言われており、その4割弱の方が、返済に対して「苦しい」と回答しています。そのような状況を踏まえ、2018年度より、奨学金返済を抱える勤労者を支援する目的として、九州労働金庫は、低利な奨学金借換専用ローン「つなぐ」を創設しました。利率が1.0%、最長20年の返済期間となっており、利用者も多いと聞きます。

宮崎県中小企業勤労者融資制度(ハッピーライフローン)と同様に、当制度への協調する公



金預託を検討できないか。商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 中小企業勤労者福祉の充実のため、県では平成元年から、九州労働金庫との提携による中小企業勤労者支援融資制度、いわゆるハッピーライフローンを設け、県内の中小企業の勤労者に対して、低金利で、教育資金や生活資金の融資を行っているところであります。

お話のありました奨学金借換専用ローン「つなぐ」への協調につきましては、多くの若者が奨学金返済の負担を抱える中、生産年齢人口の減少が危惧される本県にとりまして、その県外流出を防ぐという観点から、若者を支援することは大変重要であると認識しておりますので、まずは、対象者や融資期間等の融資条件を初め、財源などの課題について整理し、どのようなやり方があるか、検討してまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** よろしくお願ひします。

要望ですけれども、国に対して、給付型奨学金対象者の拡大など、奨学金制度の拡充の要請も行っていたきたいと思います。

次に、宮崎県行政書士会からの要請についてであります。学校への講師派遣、みやざき林業大学校への講師派遣について、要請があります。

宮崎県行政書士会は、いじめ対策の一環として、小中学校からの要請を受けて講師を派遣し、子供たちに憲法や基本的人権をわかりやすく解説する「法制度教室」を実施しております。子供たちが法制度を学ぶことにより、自分には価値があり尊重されるべき人間であると思える感情を抱くとともに、他者を尊重し共感できる能力を醸成してもらうことを目的として、

わかりやすい授業を行っています。実績としては、小学校12校、中学校2校があるようです。

また、高鍋町の宮崎県立農業大学校からの委嘱を受け、講師を派遣し、同校の学生たちに、法律の基本ルール、日常生活にかかわる法律、売買や農地に関する法律、夫婦親子間の法律、職場の法律を講義する事業も実施しております。

日本行政書士会連合会は、著作権講習を受講し審査に合格した者を、著作権相談員として認定し、文化庁に届けております。宮崎県行政書士会も多数の著作権相談員を擁しており、子供たちが将来、伸び伸びと著作活動に励めるよう、また図らずも他者の著作権を侵害してしまうことのなきよう、著作権に関する授業の企画も検討しておられます。学校への講師派遣について、教育長の見解を求めます。

**○教育長（四本 孝君）** 行政書士会につきましては、県教育委員会の「アシスト企業」に登録いただいております。これまでも県内の小中学校におきまして、「いじめは人権侵害」といったテーマで、人権の大切さに気づかせるための講義等を行っていただいているところでございます。

県教育委員会といたしましては、行政書士会を初め、関係団体等と連携した教育活動を推進していくことは、大変意義深いと考えておりました。今後も、より一層の普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、全国有数の林業県である宮崎県の林業の将来を担う人材の育成を目的として、平成31年4月、美郷町に「みやざき林業大学校」が開講します。森林・林業の基礎から実践的な知識・技術を習得するとともに、林業就業に必要な多くの資格を取得できる課程が

用意されていると聞き及んでいます。宮崎県行政書士会の講師派遣事業を、みやざき林業大学校においても活用いただきたいとのことです。どうでしょうか。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 来年4月に開講する「みやざき林業大学校」におきましては、実践的な人材を総合的に育成するため、現在、カリキュラムの作成に取り組んでいるところであります。

そのカリキュラムにおいて、所有者不明森林の増加が問題となる中、林業経営を行う上でニーズが高まっている森林の登記や、法令に基づく手続などの内容について、法律の専門家等への講師依頼を検討しているところであります。

**○満行潤一議員** ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、災害対策についてであります。

西日本豪雨の犠牲者の7割以上が60歳以上の「災害弱者」だったと報告されています。今までの経験は役に立ちません。地域の自主防災組織や防災士を活用した「地域防災力」をさらに高める必要があります。

高齢者等の「災害弱者」の避難のあり方についてお伺いいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 西日本豪雨では、多くの方が犠牲になりましたが、避難指示等が発令されたにもかかわらず、実際に避難した人が少なかったなどの課題が見られました。

避難行動をとらない理由としましては、これまで災害がなかったという過去の経験を過信したり、「自分は大丈夫」などと考えてしまう正常性バイアスが働くことなどがあると言われておりますが、このような事態を避けるために

は、地域で声をかけ合って避難する「共助」の取り組みが重要になります。

このため県では、地域防災を担う防災士の養成や自主防災組織の充実に取り組むとともに、防災士による出前講座を県内各地で実施し、住民の意識啓発を図っているところであります。

今後とも、市町村と連携し、地域の「共助力」向上に、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 次に、避難所のアレルギー対応食についてであります。

避難所生活が長引くと、アレルギー疾患を持つ人の症状が悪化することが心配されます。災害後の避難所生活では、食事の成分などがわからず、食物アレルギーのある人が食べられなかったり、瓦れき撤去などで出るほこりで、ぜんそくや鼻炎がひどくなったりするおそれもあり、また入浴やシャワーの機会が限られるため、アトピー性皮膚炎の悪化も考えられるようです。

東日本大震災など過去の災害では、アレルギーの原因成分が入った非常食を拒み、「緊急時にわがままを言うな」と非難された例も報告されており、周囲の理解は不可欠です。西日本豪雨避難者が、アレルギー対応食確保が大変で、被災した自宅に戻ったという報道も見聞きました。避難所のアレルギー対応食の対応状況をお尋ねいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 大規模災害時には、ライフラインや流通の途絶等により、家庭でふだんどおりの食事ができなくなったり、避難所でも、個人の状況に応じたアレルギー対応食の提供が困難になるという事態が想定されます。

このため県では、各家庭において、それぞれ

の状況に応じた生活必需品を最低でも3日分、可能な限り1週間分の備蓄をお願いするとともに、県におきましても、アレルギーに対応した食料や育児用ミルクの備蓄を進めているところでもあります。

今後とも、市町村や関係部局と連携しながら、アレルギーに対応した食事が提供できる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 防災拠点庁舎に隣接する南庭園のあり方について、過去に委員会での質疑や一般質問で取り上げてきました。私は、あの池を撤去して、全面芝生にして多目的に利用すべきだと主張していますが、現状維持というのがこれまでの回答でした。現時点での方向性はどのようなものか、お尋ねいたします。

**○総務部長(畑山栄介君)** 大規模地震などの災害時に、県民の生命や財産を守るため、現在、防災拠点庁舎の整備を進めているところであり、これに隣接する南庭園についても、さまざまな災害活動に対応できるスペースとして補完的機能を担う必要があると考えております。

このため、防災拠点庁舎の整備にあわせ、多目的な活用が可能な芝生を中心とした広場に改修する方向で検討を行っているところでございます。

南庭園の改修により、5号館や楠並木通りなどとの一体的な利活用も可能となり、有事の際には防災機能の強化に、また平時にはにぎわいの創出に貢献できるものと考えているところでございます。

**○満行潤一議員** ぜひお願いいたします。

次に、農政問題についてであります。

総合農業試験場や県立農業大学校では、大型機械、備品等の更新や修理に係る予算が厳し

く、窮していると聞きます。現状についてお伺いします。農政水産部長、お願いします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** 総合農業試験場や県立農業大学校における機械、備品等の更新や修理につきましては、業務に支障が生じないように、限られた予算の中で、優先順位をつけて計画的に行うこととしております。また、国の試験研究費等も活用するなど、工夫をしながら対応しているところであります。

今後より一層、試験研究や教育の充実を図るため、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** よろしく申し上げます。

T P P 11、日欧E P Aもそろそろ発効予定であります。これらの本県への影響について、またその対策はどのようなものか、お伺いいたします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** 本県農業が、担い手の減少や高齢化の進行など構造的な課題を抱える中で、T P P 11等の発効により、農家の皆様から、今後の農業経営に対して不安の声があることは、承知しているところでございます。

一方で、この機をチャンスと捉え、T P P 支援対策等を活用しながら、規模拡大を図る事例も見受けられるところでございます。

県といたしましては、国際化の大きな流れの中にあっても、生産者が安心して経営に取り組んでいけるよう、今後とも、「宮崎県T P P 対応基本方針」に基づき、生産基盤の強化や輸出の促進等、諸対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** 食料自給率向上についてですが、日本では、ほぼ自給しているのは米(99%)と鶏卵(96%)のみです。

現在、カロリーベースでの食料自給率は約4割ですが、今後、TPP11、日欧EPAが発効すれば、関税率が下がり安価な食料品の輸入が急増する可能性が高まっております。我が国のカロリーベースの食料自給率は、近い将来25%まで落ち込むとの予測もあります。

本県の現状と自給率向上に向けた取り組みについてお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 本県は農業産出額の約6割を畜産が占めておりますが、家畜に給与するトウモロコシや麦等の飼料を、海外からの輸入に一定程度依存していることが、食料自給率が上がらない一つの要因となっているところでありますので、飼料用稲や飼料用米などの飼料作物の作付拡大を行い、自給飼料生産体制の強化に取り組んでいく必要があると考えております。

また、農地の集積・集約化や水稻の後作利用など、農地のフル活用による農作物の生産拡大を図るほか、食育や地産地消による本県農畜産物の消費拡大を推進するなどしながら、本県の食料自給率向上に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** ミヤチク都農工場の新工場が、高い衛生基準の求められる欧州連合（EU）への輸出にも対応できる最新鋭の衛生管理施設として、来春完成予定と聞いています。

香港を初めとした主要輸出先国・地域への本県農水産物のさらなる輸出拡大を図る目的の、「みやざき輸出対応力強化推進事業」「みやざき牛海外戦略」の推進に寄与するかなめの施設です。

都農の今までの工場と新工場の両方稼働、高崎工場の輸出強化となれば、食肉衛生検査所の検査体制、指導の強化が見込まれ、獣医師の確

保がさらに厳しくなるのではないかと危惧をします。獣医師の確保対策について、福祉保健部長お願いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県では、関係部局が連携しまして、全国の獣医系大学での就職説明会やインターンシップの受け入れ等を通して、県職員獣医師のやりがい発信するとともに、修学資金の貸与のほか、卒業者の随時募集を行うなど、幅広い取り組みを進めております。

また、特に福祉保健部では、輸出検査に必要な最新の知見や技術を習得できるよう、宮崎大学と連携した研修会の開催、海外政府機関や海外屠畜場への派遣など人材育成に力を入れておりまして、本県ならではの食肉衛生検査所の魅力を、全国の獣医学生に強くアピールしているところです。

県産食肉のさらなる海外輸出を促進するためには、安定的な輸出検査体制を確立することが重要でございまして、今後とも、食肉衛生検査所獣医師の確保に向け、取り組んでまいります。

**○満行潤一議員** 福祉保健部だけでなく、農政水産部もそうなんですけれども、限られた獣医師をどう確保するのか。大変だろうと思うんですけれども、体制強化のためには獣医師がいないことにはどうにもなりませんので、ぜひ、引き続き両部あわせて頑張ってくださいと要望しておきたいと思っております。

次に、グローバルGAP取得支援についてであります。

グローバルGAPは、現在では世界118カ国以上、15万件を超える認証件数となっているようです。

生産者の立場から見れば、グローバルGAP

認証を受けることで、「安全で品質のよい食品・非食品の農産物であると世界的に認められ、海外への輸出も視野に入れた販路の拡大と生産性向上に寄与する」と期待されています。本県におけるGAP取得の状況と認証取得の拡大に向けた取り組みについて伺います。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 県では、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準であり、経営改善を進める上で有益なGAPの取り組みを推進するため、取得費用が無償で、取り組みやすいひなたGAPを、昨年8月に創設するとともに、普及指導員やJAの営農指導員等をGAP指導員として育成し、農家等への支援を行っているところであります。

これらの取り組みの結果、現在、グローバルGAP、ASIAGAP、JGAP、ひなたGAPを合わせて、121の経営体が認証を取得しており、さらに20を超える経営体が、今年度中の認証取得に向けて取り組みを進めているところであります。

県としましては、今後とも、関係団体と連携しながら、GAPの認証取得の拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○満行潤一議員** GAPもたくさんあってよくわからないんですけど、一番高いであろうグローバルGAP取得に向けて、ぜひ御努力いただきたいと思っています。

次に、警察行政について、2～3点お伺いいたします。

まず、うそ電話対策についてであります。

全国的に特殊詐欺が多発する中、ATM操作にふなれな高齢者をATMに誘導して多額の預貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されております。特殊詐欺被害の未然防止に向けたJA

バンク福岡の取り組みが、ユニークで画期的です。過去3年以上、JA貯金口座での取引がない満70才以上の個人は、ATMで「出金・振替・振り込みができない」設定としたそうであります。

本県の特殊詐欺についての取り組み状況をお伺いいたします。

**○警察本部長（郷治知道君）** 本県のうそ電話詐欺の認知件数は、平成27年が45件、平成28年が27件、平成29年が39件であり、本年10月末現在が15件で、昨年同期と比べて21件減少であります。

抑止対策としまして、犯人からの電話を防ぐために、自動録音機の貸し出しや電話帳からの氏名の削除要請、犯人からだまされにくくするために、メディア、コールセンター事業などを活用した広報啓発、水際で被害を阻止するために、金融機関、宅配業者、コンビニエンスストア等との連携などを行っております。

今後とも、抑止と検挙の両面で対策を講じてまいります。

**○満行潤一議員** 先ほど御案内したJAバンク福岡、おろせるサービスよりもおろせないサービスを選択したというふうに言われていまして、それも一理ありだなと思います。これが県内に広がるといいなと思います。

次に、免許自主返納の状況についてであります。

近年の高齢ドライバーの交通事故がたびたび報道され、その影響もあるのだろうと思いますが、運転免許を自主返納される高齢者が、私の周りにもふえています。運転免許自主返納の現状についてお伺いいたします。

**○警察本部長（郷治知道君）** 昨年の運転免許の自主返納者数は、過去最高の3,958人に上って

おり、そのうち65歳以上の方が3,870人で、98%を占めております。

本年は10月末現在で3,513人、うち65歳以上の方が3,464人と、昨年を上回るペースで返納がなされております。

**○満行潤一議員** どんどん返納者がふえている。その対応についてお尋ねしたいと思います。運転免許返納者への生活支援の取り組みです。

警察が、免許返納者の個人情報をもとに本人の同意の上で、自治体の福祉部門、地域包括支援センターに伝達して、地域で開催している健康教室開催などを案内して、半年間で800人が利用していると、テレビで報道されておりました。運転免許自主返納者への生活支援の取り組みをお伺いいたします。

**○警察本部長（郷治知道君）** 警察では、運転免許を返納された高齢者に対する支援の取り組みとして、返納者やその家族の同意を得た上で、返納者の情報を市町村や地域包括支援センターに提供する、情報連絡同意書制度を本年2月に開始しまして、8月からは県内の全市町村に対して実施しております。

制度開始後の返納者のうち、約4割の方が同意されておまして、提供した情報をもとに、地域包括支援センターの方が、返納者に対する家庭訪問や電話によりまして、移動手段に関する補助制度の紹介を行うなど、返納後の生活支援につながっております。

今後とも、免許を返納された高齢者に対する支援の充実に向けまして、関係機関・団体との連携を進める考えであります。

**○満行潤一議員** すばらしい取り組みですので、ますます広がることを期待しています。

以上もちまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

**○蓬原正三議長** 次は、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員**〔登壇〕（拍手）日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従って一般質問を行います。

私は、今回が任期最後の質問となります。これまで、県民の皆様からお寄せいただいたさまざまな要求や課題について質問を行ってまいりました。今回は、改めて、総括的な意味合いで質問をさせていただきます。

まず、航空自衛隊新田原基地の米軍基地化問題についてです。

10月24日、防衛省は、航空自衛隊新田原基地と築城基地に米軍の緊急使用のための施設整備を行うことを日米合同委員会で合意したと発表しました。

普天間基地の機能を移転するとして、米軍の武器弾薬庫や戦闘機の駐機場、燃料タンクなどを建設して、戦闘機12機程度、輸送機1機程度、米軍人200名程度を受け入れられる施設にするとしています。

地元住民や県民には寝耳に水の話であり、米軍基地化されるのではないかとした、怒りと不安の声が上がっています。

知事はこのことをどのように受けとめておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

あとは質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

**○知事（河野俊嗣君）**〔登壇〕お答えします。

外交・防衛に係る問題は、国の専管事項であり、普天間飛行場の能力を代替することに関連する新田原基地の緊急時使用のための施設整備についても、安全保障政策の一環として、国の責任においてなされるものと認識をしております。

す。

今回の施設整備は、平成18年に日米間で合意した「再編実施のための日米のロードマップ」に基づくものでありますが、具体的な施設の整備内容や規模等については、今回初めて示されたものであります。

緊急時の使用形態や弾薬庫の安全性、騒音の増加など地元の不安もお聞きしているところでもありますので、地元の不安を解消するためにも、国に対し詳細な情報提供や丁寧な説明を求めていくなど、これからも地元寄り添って対応してまいりたいと考えております。以上であります。

**○前屋敷恵美議員** 新田原基地の施設整備について、県は国からどのような説明を受けたのでしょうか。

普天間基地の代替機能を持たせるとしておりますが、そもそも普天間基地には弾薬庫がありません。機能の移転とは言えず、まさに米軍のための基地強化そのものと言えます。

県はどのように、規模も含め内容を詳しくただしたのでしょうか。危機管理統括監、お願いいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 九州防衛局からは、今回の施設整備は、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づいたものであり、10月24日の日米合意によりまして、新田原基地では、今後、駐機場、燃料タンク、弾薬庫、庁舎、倉庫、誘導路の改修等の整備が行われること、米軍による施設使用は、日米共同訓練等のほかは緊急時に使用されることなどの説明がありました。

これに対し、緊急時に備えた訓練があるのかや、米軍が常駐することにならないのかなどについて質問したところ、そのようなことはな

く、通常時は、航空自衛隊が適切に維持管理するとの回答でした。

県としましては、県民の安全・安心の確保の観点から、今後、さらに詳細な情報提供をしていただくよう求めたところであります。

**○前屋敷恵美議員** 国は、今回の新田原基地の整備は、日米合同委員会の合意事項であり、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に盛り込まれた普天間飛行場の能力を代替することに関連するものとしています。そして、既に基地周辺自治体首長との間で協定が結ばれているかのようにも報道されていますが、その協定とは、平成19年4月の「米軍再編に係る新田原基地への訓練移転等に関する協定」で、協定のうち、今回の日米施設建設に係るのは「緊急時使用への対応」の部分だけで、「国は緊急時使用への対応について、その内容が分かり次第、速やかに地元に対し、可能な範囲で説明する」とあるだけです。

速やかに地元で説明するとしたにもかかわらず、米軍との合意を優先し、今ごろに、しかもマスコミに先に情報を流すなど、地元軽視は余りにも理不尽なやり方です。この対応について、知事の認識を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 平成19年に国と新田原基地周辺市町が交わした協定によりますと、国は、「緊急時使用への対応について、その内容が分かり次第、速やかに地元に対し、可能な範囲で説明する」と明記されております。

今回の地元への説明についても、この協定に基づき、国において対応されたものと認識をしております。今回は、協定締結から10年以上が経過した中での説明でありましたので、国に対し、適切なタイミングでの情報提供や、より丁寧な説明をしていただくよう求めてまいりたい

と考えております。

**○前屋敷恵美議員** 緊急時という定義について、どのような説明を国から受けたのか、また、緊急時の基地使用の根拠についても伺いたしたいと思います。危機管理統括監、お願いいたします。

**○危機管理統括監(田中保通君)** 九州防衛局からの説明によりますと、緊急時とは、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に係るさまざまなケースが考えられるため、一概に言うのは困難であるが、例えば、我が国が武力攻撃を受けた場合というのも該当すると考えているとのことであります。

また、緊急時使用の判断については、個別の状況等を踏まえ、日米間の必要な調整に基づいて行われるとの説明がありました。

緊急時使用の根拠につきましては、「再編実施のための日米のロードマップ」において、日米間で合意されているとのことであります。

**○前屋敷恵美議員** 防衛省は、我が国国会議員団の質問に対して、基地を使用する緊急時の期限については、「米軍の判断であり、期限の設定はしていない」、使用する軍用機についても、「機種は限定しない、F35ステルス戦闘機やオスプレイも含まれる」としております。

要するに、米軍が緊急と判断すれば、自衛隊基地を好きなように使うことができるし、全ての米軍部隊が基地を使用するとするなど、まさに米軍基地化そのもので、認められるものではありません。

渉外知事会のパンフレットには、新田原基地が米軍基地の一つとして表示をされております。新田原基地は、米軍基地として位置づけられているのでしょうか。知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会が作成をしました米軍基地問題の解決に向けたパンフレットには、いわゆる米軍専用の米軍基地だけでなく、新田原基地のように、自衛隊が管理し、米軍が一定期間使用できる施設・区域についても表記をされております。

これらの施設・区域においても、航空機騒音などさまざまな問題があり、安全対策や地元負担の軽減、地域振興の推進などを国に要望していく必要があることから、パンフレットでは、これらも含めて表記されているものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 新田原基地は、今言われたように日米地位協定の第2条第4項(b)の適用施設として、米軍が一定の期限を限って使用する、一時使用する基地と定めております。

そうすると、今回の弾薬庫の建設や、既に200名規模の米軍宿舎が建設をされておりますが、これらは常設の設備として、不平等な地位協定にすら違反して、恒久的な基地化になるのではないのでしょうか。

全国知事会は、不平等な日米地位協定の抜本的な見直しを求めて、在日米軍の活動には原則適用されない航空法や環境法令などの国内法の適用を求めるなど、政府に働きかけておられます。先ほど御答弁もありました。

この日米地位協定の改定は、独立した主権国家としては当然の要求だというふうに思います。ドイツやイタリアでは地位協定の見直しが行われており、まさに、日米地位協定は屈辱的な協定です。改めて知事のお考えを伺いたしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 日米地位協定の改定につきましては、国の責任において適切に対応す



べきものと考えておりますが、ことし7月、全国知事会においても、見直しについて提言を取りまとめたところであります。国に対して、航空法や環境法令など国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記することを要望しているところであります。

私としましても、県民の安全・安心を確保するため、知事会とともに、政府に要望してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 沖縄の基地負担の軽減を理由に、新田原基地での訓練移転が始まり、今回は基地機能の代替と言いながら、普天間飛行場にはない弾薬庫まで新田原につくろうとしています。そして、常駐はしないとしながらも、いつでも、米軍の判断で期限も決めず基地使用を可能にし、弾薬を積んでの出撃基地にもなる、本格的な米軍基地化への道を開こうとしております。今や、沖縄でも本土でも基地機能は拡大の一途にあるのが現状です。

昨年12月、輸送ヘリの窓が落下してきた普天間第二小学校では、米軍機が学校上空に接近し、児童が避難した回数は、2月13日から9月12日までの調査で706回に及び、1日の最多避難は23回を記録して、とうとうこの夏、運動場に2カ所の避難所が設置されました。とても授業にはならない状況です。

新田原基地周辺での事態を想起させられるものです。平穏な住民生活が、命が脅かされることのないよう、県民の不利益には断固反対する知事の姿勢が求められると思いますが、知事の見解を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 外交・防衛の問題は、国の専管事項でありまして、今回の新田原基地の整備や日米共同訓練等についても、安全保障

政策の一環として、国の責任においてなされるものと考えております。

一方で、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っております。

県としましては、県民の安全・安心の確保の観点から、国に対し、訓練が行われるたびに、安全対策の徹底を申し入れてきたところであります。新たな施設整備についても、可能な限り詳細な情報提供と丁寧な説明を求めるなど、地元自治体の意向等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 日米地位協定が日本の憲法の上に置かれて、国民の暮らし、そして平和までが脅かされるという状況ですから、こうした課題はこれからもしっかりと認識をして自治に当たっていただきたい、このように思います。

次に、重度障がい者(児)医療費助成における、外来の現物給付化について伺います。

障がいを持って生活しておられる方々にとって、医療機関で医療費の負担分を立てかえ払いする経済的負担は、御本人や御家族にとっては切実な問題で、一日も早い現物給付化の実施を待っております。

県として、市町村との意見交換を行うなど、その状況を把握し、検討してこられたことと思います。現物給付化に向けた検討状況を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** 県としましては、重度障がい者(児)医療費公費負担制度における外来の現物給付化に当たりましては、実施主体である全ての市町村が一致して取り組むことが前提であると考えております。

このため、9月に全市町村が出席して開催した担当者会議において、本制度を取り巻く状況や各市町村の制度運営における課題等について

認識の共有を図り、その後も機会を捉えて、継続的に情報交換、意見交換を重ねているところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 既にこれまで、宮崎市などから、当事者の方々の経済的負担の解消とともに、申請に係る毎月の確認作業に相当な時間と費用、労力を要し、業務負担が増大しているなどの理由から、現物給付化を求める要望書も提出されております。自治体としても切実な課題になっております。

医療費助成の現物給付化の実施に踏み切る、知事の見解を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** この制度は、重い障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で大変重要なものであると考えております。

しかしながら、県内どの地域にお住まいの方も、同じ制度で給付が受けられることが望ましいと考えておりますので、現物給付化に当たっては、まずは、実施主体である市町村の意向が一致することが前提となると考えております。

これに加えて、将来にわたって安定的な制度運営が可能となるよう、制度そのもののあり方や財源の確保など、さまざまな課題につきましても、市町村との意見交換を行いながら、整備をしてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 障がい者団体の皆さん方が、御不自由な体を押して、制度の改善を求める請願署名活動を続けてこられました。

障がい者の方々の安心できる暮らしを支えることは、行政の責務・使命です。全国では、既に30の都道府県で実施されており、宮崎も早く追いついてほしいと思います。ぜひ、一日も早い実現を強く求めるものです。

また、ひとり親家庭医療費助成の現物給付化

についても伺います。

現状と、現物給付化に向けた取り組み状況を伺います。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** ひとり親家庭医療費助成事業の給付方法は、入院と外来で異なり、一時的に多額の医療費を支払わなければならない入院については、現物給付とし、外来については、利用者が医療費の自己負担分を一旦支払い、払い戻しを受ける償還払いとしております。

外来の現物給付化につきましては、宮崎市などから要望を受けているところがございます。現物給付化を行った他県の状況を聴取するなど、情報の収集を行っているところがございます。

**○前屋敷恵美議員** このひとり親家庭医療費助成の現物給付化については、とりわけ私は、子育て支援のそうした側面も強くあると思っています。実施は待ったなしだと思いますが、知事の見解を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** ひとり親家庭医療費助成事業につきましては、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る上で重要であると考えております。

外来の現物給付化によりまして、ひとり親家庭の負担を軽減できるなどの効果があることは承知をしておりますが、そのためには、財源の確保を初め、さまざまな課題を整理する必要があると考えております。

県としましては、この事業が限られた財源の中で将来にわたり持続可能となりますよう、実施主体である市町村と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 財源の問題も言われますけれども、経費が多少ふえることは、私は当然の

ことと思います。それだけ、医者にかかれずに我慢をしていたということにもなるかと思えます。よく、「コンビニ受診」などという言葉で受診を抑制しようという向きもありますけれども、親はむやみに子供を病院には連れて行きません。必要だと判断して行くんです。でも、財政上ちゅうちょする、そういうことが多々あるわけです。

病気の子供を抱えたひとり親の気持ちを、よく考えていただきたいと思えます。ぜひ、ひとり親家庭医療費助成の現物給付化についても、早急に実現するよう、御努力、検討いただきたいと思えます。

次に、子供医療費助成の充実について伺います。

まず、子供医療費助成に関する認識と現状について、福祉保健部長お願いいたします。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** 子供の医療費に対する助成は、その健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る上で、大変重要な子育て支援策と認識しております。

このため県では、小学校入学前までの子供の医療費について、市町村に助成する事業を実施してございまして、平成29年度実績では約8億6,000万円を助成してございます。

また、これに加え、各市町村において、それぞれの判断により、対象年齢や自己負担額等において独自の上乘せ助成が行われているところがございます。

**○前屋敷恵美議員** この課題は、私、長年要求し続けてまいりました。「子育て日本一」を掲げる河野県政8年間で、一步も前に動きませんでした。大変残念です。

国の制度としてやることだと国に要求しても、国の制度になるまでは事実上放置をするこ

とになるわけですから、現実問題として、これでいいのかということになるわけです。

私は、子供医療費助成は子育て支援のかなめに位置づけることが必要だと申し上げてきました。それは、全国もそうですが、県内のほとんどの自治体が、小学校、中学校、高校卒業までと、住民の切実な要望・期待に応じて努力をしておられるのが実態だからです。

県の財政事情もあるでしょうが、市町村とて厳しい財政の中での予算化です。子育て支援の財政上の位置づけ、子供医療費助成の位置づけを、知事はどのように、どの程度に考えておられるのか伺います。また、1歳でも2歳でも引き上げる考えはないのか伺いたしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 県では、これまでも医師確保も含めたさまざまな施策を通じまして、「子どもを生き育てやすい環境づくり」に取り組んでまいりました。

子供の医療費助成につきましても、県と市町村で連携して取り組んできたところがありますが、本来、この制度は国の責任において全国的に行われるべきものと考えております。

また、助成の拡充には多額の財源を必要とすることから、これまでも国に対してさまざまな機会を通じ、地方の実態を踏まえた制度の設計や必要な財源の確保を働きかけてきたところであります。

今後とも、積極的な働きかけを続けてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 子育てで頑張っている親や保護者、県民の期待にぜひ応えていただきたいと思うんです。県の努力、県民に寄り添う姿がぜひ見えるものにしていただきたい。国任せと、国に頼るということも、それはもちろん大事ですけども、やはり自主的に県民の子育て

をしっかり支援するという立場に、ぜひ立っていただきたいと思うものです。

次に、原発に頼らない再生可能エネルギーへの転換について伺います。

先日、九州電力が国内で初めて、太陽光や風力などの再生可能エネルギー事業者に対して、発電の一時停止を求める「出力抑制」を実施しました。

この出力抑制は、玄海原発、川内原発4基の原発はフル稼働させながら、太陽光などを抑制するという、九電の原発優先の姿をあらわにしました。しかも、業者には補償はなく、この出力抑制が頻発すれば、主力電源化こそ求められている再生可能エネルギー普及の流れを閉ざしていくことにもなりかねません。

知事はこのことをどのように受けとめますか。見解を伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 九州電力の説明によりますと、電力は需要と供給を常に同量に保つ必要があり、それらのバランスが崩れると、発電所の連鎖的な停止によって大規模停電に陥るおそがあるということから、国のルール等に基づき、全国で初めて、太陽光発電の出力制御を実施したとのことであります。

県では、恵まれた資源を生かして、低炭素社会を構築するため、再生可能エネルギーの導入を推進しているところでありますが、大規模停電は、県民の生活や産業活動などに著しく影響を与える可能性がありますことから、やむを得ない措置であったと考えております。

なお、このような事態を踏まえて、九州電力におきましては、出力抑制の量を減らす対策として、他地域への送電拡大などを検討しており、早期の実現を期待しているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 今、知事も申されましたけれども、出力調整ができないという致命的な欠陥を持つこの原発です。ですから、原発はフル稼働させながら太陽光発電を調整弁にするという、極めて問題な出力抑制だと思います。

本県の再生可能エネルギーの導入状況について伺いたいと思います。

日照条件がよい本県は、家庭用の太陽光発電も大変多く、地熱、バイオマスといった自然エネルギーの宝庫と言えます。未曾有の大惨事となった福島第一原発事故を踏まえて、県民の関心も大変高く、原発にかわる再生可能エネルギーへの転換を求める声は大きくなっています。本県における再生可能エネルギーの導入について、現状と今後の取り組み、方向性を伺いたいと思います。

**○環境森林部長(甲斐正文君)** 県では、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでおり、年間発電量の平成28年度末時点の推計では、平成22年度と比較すると、約2倍となっております。

しかしながら、近年の固定価格買取制度の調達価格の引き下げや、来年度から太陽光発電の余剰電力の買い取りが順次終了するなど、これまでのような伸びは期待できない状況になりつつあります。

このような中、県といたしましては、導入可能性調査を行う市町村や太陽光、小水力などの発電事業者に対する補助及び融資制度等による支援を行うとともに、蓄電池などと併用し、夜間や災害時に自家消費する方法などを積極的にPRすることにより、再生可能エネルギーの導入を着実に推進してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 九州は総じて日照条件に恵

まれ、再生エネ事業が急成長しています。太陽光による発電能力は、ことし7月末時点で約800万キロワットに達して、九州内の原発の総出力を上回りました。これまでも、再稼働前まで何年も原発なしで電力は賄われてきました。

北海道地震によるブラックアウトの状況を見ても、エネルギーは、大規模集中型から地域分散型の電源システムへの転換が必要であることが示されたと思います。分散型の主力は再生可能エネルギーです。知事の見解を伺いたと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本年7月に改定されました国の「エネルギー基本計画」では、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを「主力電源化」として明記された一方で、原発については、エネルギー供給の安定性に寄与する「ベースロード電源」との位置づけは変わらず、依存度を可能な限り低減するとされております。

安定的な電力供給等を考慮すると、今すぐ国内の原発をゼロにすることは現実的に難しいものと認識しておりますが、私も、再生可能エネルギーの割合が高まり、将来的には、可能な限り原発に頼らない社会の実現が重要であると考えております。

県としましては、これまでも国に対し、全国知事会を通じて、再生可能エネルギーの拡大に向けた措置の強化等を要望してきておりまして、引き続き、再生可能エネルギーの導入が図られるよう、必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 国も九州電力も、原発を安全に稼働させると言いますが、それには何の保証もありません。使用済み核燃料の処理能力さえもないのに使い続けるなど、これほど無責任なものはありません。川内原発など再稼

働を中止して、再生可能エネルギーで地産地消の道を探る、この方向を目指すべきであることを強く求めておきたいと思っております。

次に、消費税10%増税問題について伺います。

政府は、来年10月の消費税率10%の引き上げを強行する姿勢を示しています。しかし、これまでの経過をたどってみても、消費税増税が景気悪化をもたらしてきたことは、歴然とした事実です。10%後の国民の暮らし、地域経済に及ぼす影響についてどのように見ておられるのか、知事の見解をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 消費税率の引き上げは、さまざまな社会保障サービス等を将来にわたって維持していくための安定的な財源確保に向けて実施されるものと認識をしております。

一方で、何の対策もされないまま税率が引き上げられますと、個人消費の落ち込みや産業活動の停滞など、本県経済や県民の暮らしへの影響が懸念されるところでありますが、現在、国におきまして、税率引き上げに伴う需要変動の平準化に向けた取り組みや、中小企業者への価格転嫁対策、軽減税率の導入などが検討されているところであります。

県としましては、地方の実態を踏まえた必要な措置が講じられるよう、引き続き全国知事会等を通じ、国に対しきめ細かな対応を求めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 税率引き上げが県財政に及ぼす影響も出てくると思います。改めて総務部長に伺いたしたいと思います。

**○総務部長（畑山栄介君）** まず、消費税率引き上げによる歳出への影響につきましては、県の支出には課税対象となるものとならないものが混在していることに加えまして、引き上げが

年度途中で行われることから、試算することが困難ではありますが、委託料や工事請負費などの課税対象支出分は負担増となってまいります。

一方、歳入につきましては、社会保障関係費の財源となります地方消費税の増収額が、おおよそ50億円程度になる見込みでございます。

**○前屋敷恵美議員** ただいまお答えをいただきましたが、今、県民の暮らし、また地域経済は大変深刻な状況にあります。相次ぐ増税と、年金カット、医療・介護など社会保障費の負担増、そして賃金の低下、物価上昇、二重苦、三重苦が負わされております。

全労働者の実質賃金は7年連続減少する中で、可処分所得には消費税がほとんど課税されます。まさに消費税は生活費課税です。

加えて、税率引き上げと同時に実施しようとしている軽減税率には重大な問題が山積です。飲食料品などの8%据え置きも、8%と10%の線引きは単純ではありません。

また、インボイス制度の導入は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されることにもなりかねない重大な問題があります。

そもそも消費税は、低所得者により負担が重くのしかかり、貧困と格差を拡大する根本的に欠陥を持つ税制度です。

庶民への負担が大きいことがわかっているから、ポイント還元や、その場しのぎの臨時福祉給付金などといった対症療法をやろうとしているのです。消費税に対する知事の認識を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 消費税は、所得にかかわらず、広く国民に負担を求めるものでありますが、現在、国におきまして、税率引き上げに

伴う軽減税率の導入などの対策が検討されているところであります。

国家財政の持続的な確立を考えますと、さまざまな社会保障サービス等を将来にわたって維持していくための安定的な財源として、消費税は重要な税であると認識をしております。

**○前屋敷恵美議員** 消費税は重要な税制度だと認識しておられるということですがけれども、私は今必要なことは消費税増税ではなくて、税金の集め方、使い方を見直して大企業や富裕層を優遇する不公平税制こそ改めることだと思います。そして、軍事費や不要不急の大型公共事業への歳出を減らして、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策を行うべきです。

こうした点を踏まえて、県民の暮らし、地域経済の発展に責任を負う知事として、消費税増税の中止の立場に立つことが必要と考えますが、改めて、必要と言われた知事のお考えを聞きたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほど答弁をさせていただきましたが、我が国の財政を持続可能なものとして構築していくためにも、これから増大が見込まれます社会保障サービスをより安定的に維持していくその基礎を支える、非常に重要な税であるというふうに認識をしているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 社会保障の財源を支えると言われますけれども、社会保障の財源を国民全てに負わせるという点では、暮らしそのものをだめにしていくことにもつながるわけで、まさに自己責任を国民に押しつけるようなものだと、曲解かもしれませんが、そのように思うところです。

国民の負担によらない健全な財政再建を国に

求めていく。知事だからこそ、こうした立場にしっかりと立っていただくことを強く要望しておきたいと思います。

次に、TPP協定・日米FTA交渉等の問題について伺います。

9月に行われた日米首脳会談で、日米FTA交渉の開始が合意されましたが、日本の農林水産業を極めて深刻な危機に立たせることとなります。

県は、ことし1月、TPPやEPAが発効した場合の県内農林水産物の生産額への影響について、試算を明らかにしました。

TPPにおいては、結局、重要5品目は守れず、多大な影響が及ぶこととなりますが、本県農業への影響と対応について伺いたいと思います。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 本県農業に対する影響額につきましては、本年1月、国の方法に準じて試算した結果、TPP11につきましては、23億5,000万円から46億3,000万円、日EU・EPAにつきましては、12億8,000万円から25億6,000万円となったところであります。

県といたしましては、影響を最小限にとどめることができるよう、平成28年1月に策定いたしました「宮崎県TPP対応基本方針」に基づき、セーフティーネットの強化や生産体制の構築等の諸対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 今、県としての対策も述べていただきましたけれども、私は、家族農業に対する県の施策は大変重要だと思っているところです。県の施策について述べていただきます。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 本県は、平地から中山間地域まで、家族経営を中心に地域の

特徴を生かした多様な営農が展開されており、今後も、基幹産業である農業をしっかりと守っていくというのが重要であると考えておるところであります。

このため、県では、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」に基づき、農家の所得向上につながるよう、各種施策を展開しているところであります。

取り組みの具体的な例を申し上げますと、普及センター等が、県内74集団で生産者ごとに収量等のデータを分析し、栽培管理や経営改善につなげる支援を行った結果、例えば、キュウリで単位面積当たりの収量が20%アップした産地も出てくるなどの成果が出ているところであります。

県としましては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、これらの取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、新たな問題は、日米2国間のFTA交渉です。この交渉をこのまま進めれば、TPPで譲歩した線が出発点となって、さらなる自由化、際限のない譲歩を迫られることは、火を見るよりも明らかです。一番の犠牲とされるのは農林水産業です。アメリカが要求している農産物の輸入拡大は、安倍政権のもとで低下した食料自給率38%をさらに押し下げ、地域経済の柱である農業、それにかかわる加工・輸送業に致命的な打撃を与えることは必至です。

宮崎の農業、日本の農業が壊滅的な打撃をこうむる、亡国の日米FTA交渉をきっぱり中止するよう国に求めるべきと思いますが、知事の見解を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 本年9月の日米首脳会談の共同声明によりますと、交渉を行うに当た

りましては、「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること」とする日本の立場を尊重することとされております。

このようなことから、県としましては、今後の動向を注視しながら、国に対し、粘り強い交渉や農家の不安を払拭できる情報提供を求めていく必要があると考えております。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ日本の農業、ひいては宮崎の農業を守っていく、国民の安全な食料を守る、そういう立場をしっかりと位置づけていただきたいと思います。

次に、森林盗伐問題の根絶について伺います。

県内で、森林盗伐が後を絶たないゆゆしき状況が続いています。

我が党の国会議員団は、ことし8月と10月の2回、被害現地の調査や聞き取り調査を行い、国会でも取り上げてきました。

10月に行った、国富町木脇の現場では、9月に持ち主の許可なしに伐採している業者を発見して警察に通報し、伐採はとまったそうですが、約200本が伐採されて、その業者は「間違えて切った」と言ったそうです。ほかにも県内各地で被害に遭われた方々の話をお聞きしています。

ところが、その中に、国の補助事業で取得した重機を使って伐採した疑いもあるなど、事は深刻な事態に及んでいます。

盗伐や誤伐といった事件や問題が、マスコミでもかなり取り上げられ、国会でも問題視し、全国的な調査が行われるという中で、依然として事件が後を絶たない、終わらないのはなぜなのか、根絶に向けて徹底して調査や取り締まりが行われているのか、問題の背後に何があるの

かなどなど、私は思いをめぐらせます。

問題が発覚して以来、県としての対応・対策はどうだったのか、実効あるものになっていたのか、伺いたいと思います。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 県では、誤伐や盗伐の被害防止対策として、市町村に対し、伐採届け出の審査の厳格化を指導するとともに、昨年度から警察等と合同で伐採パトロールを実施するなど、監視を強化しているところであります。

また、森林所有者に対しては、相談窓口の設置や、誤伐・盗伐の情報や予防対策に関して、チラシの配布や県のホームページへの掲載を通じて、注意喚起を行っているところであります。

一方、伐採事業者に対しては、境界確認の徹底などの指導を行うほか、今年度から、適正な伐採を行うために宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会が県内各地域で開催する研修会を、支援しているところであります。

県としましては、引き続き市町村や警察、関係団体との連携を一層強化し、誤伐や盗伐の被害防止に努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** そこで、事件の捜査・解明を、問題解決をどのように進めるのか、警察における抜本的対応・対策が求められるわけですが、まずは、被害者からの被害届をしっかりと受理するところから始まるのではないのでしょうか。

しかし、相談は受けても被害届として受理しない、これでは調査の対象にならないこととなります。しかし、残念ながら、それが今の実態のようです。

県警は、被害者の立場に立って今後どのように対応していくのか、伺いたいと思います。



○警察本部長（郷治知道君） 警察では、県や市町村会、森林組合連合会等7組織と昨年8月に協定を結び、相互の情報共有や合同パトロールを行うなどの連携を図っており、森林窃盗に関する相談には適切に対応しております。

今後、関係機関等との連携を図りながら、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査してまいります。

○前屋敷恵美議員 宮崎県の被害者の方々の特徴は、宮崎に居住していない人、ひとり暮らしの高齢者など、なかなか現地の山を見に行けない方々のようです。

違法伐採は国際法違反であり、その木材が流通するようでは、宮崎ブランドを傷つけることになると思います。何より、個人財産が奪われることは、到底許されるものではありません。県の名誉、県警の名誉にかけても、解決に当たっていただくことを強く求めるものです。

次に、都城の建設業者株式会社大建の経営事項審査における虚偽申請問題について伺います。

この件は9月議会でも取り上げられ、その後さらに罪状が明らかになり、入札参加資格取り消し処分となった問題です。

9月議会で知事は、職員が不正を見抜けなかったことを最大の理由にしておられますが、「県の審査において、また、立入検査結果を問題ないと結論づける上で恣意的な判断などは断じてなかったと判断した」と断言されました。その恣意的な判断はなかったと知事が判断するに至る報告は、誰からどのような形で受けたのか。ことし3月、現地を直接調査した職員からだったのでしょくか。知事にお答えいただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 株式会社大建に関しま

しては、実際にことし3月に立入検査を行った職員及び持ち帰った書類等の調査・検討を行った県土整備部内の職員において、3日間における検査の結果を踏まえ、全員が不正の事実はないと認識をしていたことから、問題ないと判断したとのことであります。

また、その後、9月に当時の職員に聞き取りを行い、同様の認識であることを確認したとのことであります。

以上のことから、検査結果を問題ないと結論づけた県の審査におきまして恣意的な判断はなかったと、県土整備部から報告を受けたところでもあります。

○前屋敷恵美議員 県の担当職員の方が、石風呂自治公民館の舗装工事についての現地調査を行った結果、ホットラインの告発どおり、現場は公民館の駐車場ではなく、随分離れた場所の運送会社の駐車場だったということが判明をいたしました。

最低限、その土地の所有者の確認をすることは当然のことと思いますが、確認もせずに問題ないと判断したことを不自然と思わなかったのでしょうか。知事はどのように考えるか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 現地調査におきまして、工事現場に関するさまざまな事実を詳細に調査することは重要であると認識しております。今回、石風呂自治公民館の舗装工事の現場につきましては、公民館長を名乗る人物から、公民館所有の土地であるとの証言を受けたところでもあります。今となって考えてみますと、登記簿等による土地所有者の確認を行わなかったことなど、対応が十分でなかったと考えております。

今後は、今回の反省を踏まえ、現地調査にお

きます具体的な内容を盛り込んだ立入検査マニュアルを整備し、厳正に取り組んでまいります。

**○前屋敷恵美議員** 現地調査は複数の職員で行われています。専門的な職員の確認調査であるにもかかわらず、どなたからも土地所有者の確認をしようとならなかったのはなぜか、大いに疑問が残るところであります。

また、調査の結果を通報者に報告せず、建設業に関係のない第三者に対し、「不正の事実は確認されなかった」旨の報告がなされたとされていますが、なぜ関係のない第三者に報告が行われたのか。

大建社長が、知事の後援会会員という点も含め、総合的に見て、大建に関するこの調査において、「第三者の働きかけはなかった、職員の恣意的な判断はなかった」との判断に至った理由、根拠は何なのか、伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 株式会社大建に関する審査において恣意的な判断はなかったことにつきましては、先ほど答弁をしましたとおり、県土整備部から報告を受けたところであり、加えて、第三者からの働きかけにつきましても、当時の職員に聞き取りを行ったところ、そのような事実はなかったという報告を受けて、判断をしたところであります。

**○前屋敷恵美議員** いずれにしましても、不可解なことが起きています。

事は、公正公平な入札制度に基づく公共事業のあり方を、格付の偽装申請でゆがめたことにあり、県の信頼を揺るがしかねないものです。

県議会としても、事の真相を明らかにし、二度と繰り返させない、再発を防ぐ上からも、百条委員会での調査・解明も必要ではないかと思うところあります。

以上で今議会での質問を終わるわけですが、今回取り上げましたどの問題も、県民の命と暮らしを守る、福祉の充実に努めるとした地方自治の本旨・責務をどう全うするか、県民に対する知事の政治姿勢が問われる課題ばかりです。もっと、県民の暮らしの実態をよく見ることが必要だと思います。そのためには、仕事をしながらの子育て、障がいを抱えながら必死で社会とかかわって生活しておられる方々などの声を直接聞かれることだと思います。

「知事は誰とでも会わない」と言われたと、ある団体の方からお聞きしたことがあります。相手が反社会的な団体や個人であれば別ですが、そうでない限り、時間が許す範囲で、可能な限りはお会いして、意見や要望を聞くことが大事なのではないでしょうか。そうすれば、県民の暮らしぶりがよくわかると思います。

また、国の政治のあり方が県民の暮らしに直接影響を及ぼしますから、108万県民の命と暮らしを預かる知事として、県民に不利益を及ぼす施策には、県民の立場で国にも物を言う毅然とした態度で臨み、その責務を果たすこと。これは知事の役割だと思います。

11月議会が終わりますと、すぐに知事選挙です。

県勢発展とよく言われますが、基本は、県民の暮らしが守られなければ、何の発展もありません。誰のための、何のための県政運営なのかしっかりと踏まえていただくことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。(拍手)

**○蓬原正三議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分開議

○**蓬原正三議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○**丸山裕次郎議員**〔登壇〕(拍手) 自由民主党の丸山裕次郎です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、地方創生についてお伺いいたします。

10年ほど前から地域を回るたびに、空き家がふえているのを実感しておりましたが、最近、改めて地域を回ってみますと、10数年たってしまった空き家の屋根が落ち、廃屋になっている光景が目に入ってきました。

地方創生が大事だと言っているのに、現状は非常に厳しいと改めて感じました。県は、「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、人口ビジョンを策定しています。

まず、総合戦略の人口ビジョンにおける人口推計と現状との乖離の状況やその特色について、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、東京オリンピック聖火リレーについてお伺いいたします。

2020年に開催される東京オリンピックは、「復興オリンピック・パラリンピック」として位置づけ、東日本大震災からの復興を強く意識する観点から、2020年3月26日に福島県からスタートし、全国を聖火が回ることが決まり、宮崎県は大分県から引き継ぎ、鹿児島県につながるようになっており、日程は2020年4月26日、27日で決まっているとのことですが、本県での聖火リレーの検討について、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、地域医療構想についてお伺いいたします。

地域医療構想は、今後の人口減少や高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する目的で、平成28年度に策定されました。

地域医療構想の議論の場として、二次医療圏ごとに調整会議が開催されていますが、その議論は余り進んでいないのではないかと感じております。

そのような中、10月の経済新聞に、「病床再編を後押しする目的として、新たに病床数当たりの手術の実施数など、量的な基準を導入して病床機能を正確に把握することを都道府県に求める」という記事が掲載されておりました。

また、記事では、奈良県などでは急性期と報告する病棟について、「50床当たりの手術と救急入院件数が計1日2件」などと、独自基準を設けて病床再編の議論を進めているとのことでもあります。

本県でも、地域医療構想調整会議の議論の活性化は不可欠と感じております。そこで、地域医療構想調整会議の議論の促進に向けて、本県ではどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、神楽の世界無形文化遺産登録についてお伺いいたします。

先月の10月11日に、国の重要無形民俗文化財に指定されている私の地元の祓川神楽が東京の国立能楽堂で披露されるということで、私も能楽堂に初めて行きました。

初めて能楽堂に入らせていただき、能楽堂のすばらしさに感動しつつも、本当に約600席ある席が埋まるのか心配しておりましたけれども、開演1時間前にもかかわらず多くの方々が訪れていただき、開演前には全ての席が埋まり、東

京でも神楽の魅力が多くの方々に認知されていることを肌で感じ、とてもうれしく思いました。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた、現在の活動状況と手応えについて、教育長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○総合政策部長(日隈俊郎君) [登壇] お答えいたします。まず、地方創生総合戦略における人口ビジョンについてであります。

本県の人口ビジョンでは、2010年の国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をベースとして、4つのパターンに分けて将来推計をしております。

その2015年における推計値と最新の2015年国勢調査結果を比較いたしますと、いずれの場合も、県全体で約3,000人から7,000人程度、推計値を下回っている状況にあり、特に山間部を抱える地域において人口減少が進み、その乖離幅も大きい傾向が見られるところであります。

次に、聖火リレーの検討状況についてであります。

東京オリンピック聖火リレーにつきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの協力依頼を受けまして、ことし8月に本県の実行委員会を設置したところであります。

現在、実行委員会において、ルートやセレモニー会場などの案を検討しているところでありますが、最終的なルート案等につきましては、大会組織委員会がI O Cと協議の上、決定することとなっておりますことから、その検討内容につきましては非公開とされており、現時点では詳細を申し上げることはできない状況にあり

ます。

なお、大会組織委員会からは、来年の夏ごろにはルート案を公表したいと伺っているところであり、聖火リレーを通じて本県の魅力を国内外にPRするとともに、多くの県民の皆様楽しんでいただけるものとなるよう、県内市町村とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○福祉保健部長(川野美奈子君) [登壇] お答えいたします。地域医療構想調整会議についてであります。

各地域ごとに設置した「地域医療構想調整会議」につきましては、その議論の促進が全国的な課題となっております。

このため、国においては、本年6月に、県単位での調整会議の設置やアドバイザーの委嘱、研修会の開催等、議論の活性化に向けた具体的方策を示したところです。

本県では、この国の通知に先んじて、本年3月に県全体の調整会議を設置し、各医療機関が将来担うべき役割等を議論する上で基礎となる本県独自の調査票を作成することとしたところです。

今後は、この調査票を取りまとめた上で、国の委嘱を受けた医師2名のアドバイザーからも技術的な助言等を得ながら、議論の活性化を促していきたいと考えております。

今後とも、2025年を見据え、県民が安心して適切な医療が受けられる体制が確保されますよう取り組んでまいります。以上でございます。

[降壇]

○教育長(四本 孝君) [登壇] お答えいたします。神楽のユネスコ無形文化遺産登録についてであります。

現在、県では207あります全ての神楽を対象

に、保存団体への聞き取りや古文書、神楽面などの調査を行いますとともに、ホームページで神楽の記録映像を公開するなど、保存・継承を図っているところであります。

また、神楽の魅力や価値など、そのすばらしさを理解していただくことを目的に開催しております講座や、先日行われました国立能楽堂での「高原の神舞（かんめ）」の公演でも、非常に多くの方に御来場いただき、神楽に対する関心の高さには確かな手応えを感じたところでございます。

さらに、5月には知事と文化庁に出向き、神楽の保存・継承やユネスコ無形文化遺産登録への支援について要望を行ったところであります。

今後とも、文化庁等などの関係機関と連携しながら、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○丸山裕次郎議員** それぞれ答弁していただき、ありがとうございました。

まず、地方創生について再質問させていただきます。

人口ビジョンの乖離やその特色についてお答えをいただきました。地方創生総合戦略における人口ビジョンは、2010年の国勢調査をもとに、4つのパターンで推計され、2015年における推計値と実態は3,000人から7,000人乖離があるとのこと。特に中山間地の人口減少が進んでいるということでもありますけれども、人口ビジョンとの乖離が生じた理由と今後の対策について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 先ほどの乖離の状況を年齢階層別に比較いたしますと、特に、29歳以下の若年層を中心として乖離が大き

く、また、女性のほうがより乖離の幅が大きい状況にあり、進学や就職の時点で、推計以上に県外流出があったものと考えております。

若者の県内定着に向けましては、成長産業の育成等による雇用の場の確保とともに、早いうちからのキャリア教育や企業情報を届ける仕組みづくりにより、高校生・大学生やその保護者等に、本県で暮らし、働くイメージを持ってもらうことなどが重要であると考えております。

このため、昨年末、「産業人財育成・確保のための取組指針」を策定しまして、これまでの取り組みに加え、女性目線から見た啓発用の動画を作成するなど、新たな取り組みも進めているところであります。

若者の県外流出の抑制は、中長期的には社会全体で取り組むべき重要な課題でありますので、引き続き産学金労官で十分に連携を図りながら、対策を強化してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 人口推計の乖離のデータが実際、細かく市町村別で出ましたけれども、市町村で大きくばらつきがありますので、びっくりいたしました。それぞれの市町村でさまざまな努力をしているとは思っておりますが、実態をしっかりと把握して有効な対策が講じられるよう、しっかりしたアドバイスお願いしたいと思っております。

今回、地方創生に関して質問するために、地方創生担当大臣をしていただきました山本元大臣の著書「稼ぐ、地方創生」という本を読ませていただきました。

著書の冒頭に、地方創生とは「地方の平均所得を上げること」、稼ぐことが第一歩で、それなくして地方創生はあり得ないと述べられており、まさにそのとおりでございました。

本県の地方創生の重要な鍵になっております農業・観光・地場産業の振興について、順次質問させていただきます。

まず、農業の生産性向上についてお伺いいたします。

農業がGDPに占める割合は約4%であり、小規模農家が多く、生産性が高いとはお世辞にも言えない状況です。

そこで、6次化・大規模化・ICTの活用、企業参入などにより、生産性を飛躍的に向上させる余地は十分にあるとして、政府の日本再生戦略等においても、地域経済を支える新たな成長のエンジンとして、攻めの農業、稼ぐ農業を目指しております。

農業を「家業から稼業」へ転換することが重要でありますので、今回はICTの活用・スマート農業を中心に質問させていただきます。

農業新聞の「すぐそこスマート農業時代」の特集記事では、可変施肥田植機により、地力むらに応じて肥料を減らし倒伏を抑え、作業効率の改善・収量向上した事例、乳牛の首にセンサーをつけ反すうの状態を検知し、発情や異常の兆候をAIが分析し、スマホに連絡する個体管理システムの事例、水田の水管理をICTを活用して自動化し、省力化した事例などが紹介されておりました。

そこで、本県の農業の生産性向上におけるスマート農業の取り組み状況と今後の支援策はどのように考えられているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 現在、県におきましては「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」の重点プロジェクトの一つといたしまして、ICTを活用したスマート農業を推進しているところであります。

このような中、園芸ハウス内の温度等を自動制御するシステムや、牛の発情発見装置等を導入している農家が、平成29年度で483名と、過去3年間で約2倍に増加しているところであります。

また、大規模露地野菜法人では、栽培している作物の生育データをクラウド上で一元管理し、生産、加工、販売までの一貫した工程管理を構築している事例等、県内ではさまざまな取り組みが行われております。

今後とも、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業等の活用により、これらの取り組みを推進するとともに、本年度から実施しております「みやざきスマート農業加速化事業」により、県内農業者が有するデータの集約と分析等を進め、収量向上や効率化を図りながら、儲かる農業を実現してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 農業の担い手、また作業員不足が続いておりますので、それを打破するためにも、今後さらなるICTを活用したスマート農業の普及拡大は、今後の基幹産業を守る上で重要だと考えておりますので、積極的に国の事業等を生かして、儲かる農業が実現できることをまず要望したいと思っております。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

人口減少下において、国内外から観光客を積極的に呼び込み、交流人口の拡大を戦略的に創出することが必要であります。

近年、特に、急速に伸びるインバウンド需要をどう取り込むかが肝だと思っております。

2017年の訪日外国人旅行者数は、前年比19.3%増の2,869万人と過去最高となっており、この10年間で3倍強となっております。

また、外国人旅行消費額も、前年比17.8%増

の4兆4,162億円となっており、こちらも過去最高になっております。

しかし、我が県のインバウンドの伸びは、これまで中野廣明議員が指摘しているように、おくれをとっていることは否めないと思っております。

来年、ラグビーワールドカップの試合が福岡・熊本・大分県で開催され、観戦に来るラグビーファンの観光誘客策が重要になってくると感じております。

2015年に開催された大会では、約240万人のファンがスタジアムを訪れ、40億人以上がテレビ放映で観戦された、世界のビッグイベントであります。

九州では、全48試合のうち、福岡3試合、熊本2試合、大分5試合の合計10試合が行われます。

試合を行う国を見てみますと、世界ランキング2位のアイルランド、3位のウェールズ、8位のフランス、14位のイタリアや、本県でキャンプを行ってもらおうイングランドなどの強豪チームが九州に集結するので、非常に注目を浴びるのではと感じております。来年の9月の下旬から10月にかけて、九州に多くの外国人ラグビーファンが訪れると、容易に想定できます。

ラグビーワールドカップに来る外国人の観戦者の宮崎への観光誘客策・宿泊誘客策が非常に重要になってくると感じております。

特に、今回試合をするアイルランド、ウェールズ、フランス、イタリアなどの観光客は、長期滞在する傾向があるとされ、また、王室を大切にする風潮があると聞いております。

ニーズを把握し、情報発信すれば、多くの外国人誘客につながるのではと思っております。

そこで、ラグビーワールドカップを観戦に訪

れる外国人観光客の誘客に、どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** ラグビーワールドカップ2019では、欧米豪を中心に約40万人の外国人観光客の来訪が見込まれております。

これらの観光客を本県に呼び込むため、九州各県と連携し、本年7月にフランスでの合同プロモーションを実施したほか、イギリスのラグビー専門誌など現地メディアを活用した情報発信、さらには、九州の祭りをテーマに、ワールドカップ開催時に各県を周遊させる取り組みを進めているところでございます。

また、本県独自の取り組みとして、連携協定を結んでいる大手航空会社と共同で、試合観戦と周遊観光のニーズを捉えた旅行商品の造成や情報発信も計画しております。

イングランド代表の公認チームキャンプ地としての強みを生かし、来県するメディア等も活用しながら、本県の魅力を効果的に発信し、外国人観光客を積極的に誘致してまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 大分県では、ラグビーワールドカップ2019大会で欧米等から多くの来県が見込まれ、こうした訪日外国人消費を確実に取り込むために、今月から、キャッシュレス化推進のための決済事業者の公募を始め、外国人観光客受け入れ環境整備の充実に取り組み始めております。

本県でも、外国人観光客受け入れ環境として、キャッシュレス化について今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** キャッシ

キャッシュレス化の推進は、店舗業務の効率化や県民の利便性向上に加え、外国人観光客へのおもてなし向上にも大変重要な取り組みだと考えております。

このため、県では、本年8月、国との共催により、商店街や商工団体等の方々を対象としたキャッシュレスセミナーを開催し、本県を取り巻く情勢を初め、導入事例の紹介や国の補助制度の活用等について情報共有を図ったところであります。

また、商工団体と連携し、セミナー後、導入を検討する事業者からの相談に対し、キャッシュレスに対応した機器を紹介するなどの支援を行っているところであります。

県といたしましては、お話のありました、大分県等、他県の先進的な事例等も参考にしながら、国や関係団体とも十分連携し、キャッシュレス化の一層の進展を図るための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 訪日外国人に本県に来ていただき、しっかり宮崎のよさ、例えば日本一の宮崎牛の食の魅力、神社・神楽などの文化、青島・霧島連山などの景勝地を理解してもらい、宮崎のファンになってもらい、SNS等で世界中に発信していただきたいと思っております。

そのためには、観光情報の多言語化や通信環境の充実が不可欠であります。そこで、観光情報の多言語化や通信環境の整備について、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本県ではこれまで、ホームページや観光案内板等の多言語化を進めるとともに、県で基盤を整備したフリーWi-Fiのアクセスポイントが、民間施設を含め約550カ所に拡大するなど、通信環境も

整いつつあります。

さらに、本年8月には多言語コールセンターを開設し、外国人観光客に対する円滑な情報提供を初め、多言語によるサービスが向上したところであります。

外国人観光客の満足度を高め、リピーターをふやしていくためには、旅行中の外国人が情報を入手しやすい環境づくりが大変重要だと考えておりますので、官民で連携して、さらなる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 来年行われるラグビーワールドカップの観戦に訪れる外国人観光客の誘客等につきまして質問してまいりましたけれども、本格的に受け入れるためには、交通手段の確保、ホテル・旅館の受け入れ体制のさらなる整備、観光地の魅力発信など、まだまだ不十分だと感じておりますので、早急に整備を進めていただき、ラグビーワールドカップを試金石として、九州を訪れる外国人の多くが宮崎にも訪れる体制が早急にできることを要望しておきたいと思っております。

次に、地場企業振興についてお伺いいたします。

山間地域の人口減少が進行している要因として、働く場が少ないため、どうしても都市部に流出してしまう状況が続いていると思っております。

日本全体では東京に、九州であれば福岡に、宮崎であれば宮崎市に人口が流れている状況が続いており、地方創生が言っていた「人の流れを変える」のが変わっていないと思っております。

人の流れを変えるためには、企業誘致も一つの手段だと思っておりますが、今ある地場企業



を伸ばしていくことも重要だと考えております。

昨年2017年6月には、地域の強みを生かしながら、将来、成長が期待できる分野での需要を地域に取り込むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指すことを目的に、「地域未来投資促進法」が制定されました。同法に基づく事業計画が認証されれば、設備投資に係る減税措置等が講じられることになっております。

そこで、本県における地域未来投資促進法に基づく事業計画の承認状況についてお伺いいたします。またあわせて、この制度を県内企業が活用していくためにどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 地域未来投資促進法は、地域の強み、特性を生かして将来の成長が期待できる分野の事業を促進することにより、地域経済の活性化を図ることを目的としたものであり、この制度を活用する企業等は、今後取り組む事業の計画を県に提出し、承認を受ける必要があります。

県では、本年10月までに25件を承認しており、承認された企業等には、御質問にありましたように、設備投資に係る法人税等の減税措置や政府系金融機関の低利融資などの支援がありまして、事業に取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、さらなる生産性の向上や競争力の強化が図られますよう、多くの県内企業にこの制度を活用していただくため、県内各地での説明会の開催や企業訪問の実施など、市町村や関係機関・団体と連携しながら、本制度の周知及び活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 答弁にありましたように、まだ25件しか承認されておりませんので、多くの企業が承認できるように、情報収集、また呼びかけをお願いしたいと思っております。

地場企業の中には、売り上げを伸ばす営業の得意な人が欲しいとか、経営者の片腕になってほしいとか、新商品を開発するリーダーが欲しいなどの悩みを抱えている地場企業が多いと思っております。

その悩みを解決するために、平成28年にプロフェッショナル人材、いわゆる営業のプロ、経営のプロ、新商品開発のプロなどの人材の採用の支援活動を行う、プロフェッショナル人材戦略拠点が設置されたと聞いております。

プロフェッショナル人材事業を活用すれば、大都市に多い大企業出身の優秀な人材を採用でき、地場企業の活性化につながると思っております。

そこで、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業の概要及び同事業の九州各県の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、企業の成長を促進するため、専門的な知識や経験を持つ人材の地方への環流を目的とするものであります。

当事業は、東京都を除く道府県が内閣府と連携して、道府県ごとに拠点を設置し、拠点スタッフが企業の具体的な求人ニーズを掘り起こし、民間人材ビジネス事業者に取りつなぐことにより、企業が必要とする人材を採用する仕組みとなっております。

本県では、平成28年1月に拠点を設置し、平成28年度に3名、平成29年度に11名、今年度

は10月までに14名、累計28名の人材が採用されております。

また、九州各県では、本年9月までに、福岡県120名、佐賀県68名、長崎県55名、熊本県40名、大分県12名、鹿児島県で45名の人材が採用されております。

**○丸山裕次郎議員** プロフェッショナル人材事業を活用すれば、地方創生がこれまで行っていた人の流れを変えることができ、さらには稼ぐ地方創生につながると考えております。

そこで、本県のプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業の取り組みについて、改めて商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本県では、県内企業が必要とするプロフェッショナル人材の採用を推進するため、中小企業診断士などの拠点スタッフが、積極的な企業訪問に取り組み、求人ニーズの掘り起こしを行うとともに、セミナーの開催や、普及啓発パンフレットの配布など、機運醸成を図っております。

さらに、平成30年度は、都市部大企業との連携の強化や、民間人材ビジネス事業者と県内関係機関による協議会の設置、プロフェッショナル人材を求める県内企業を対象とした求人相談イベントの開催などに取り組んでいるところであります。

県といたしましては、今後、人材を採用した企業のフォローアップによる支援や、金融機関・商工団体との連携を強化するなど、本事業をさらに推進し、県内企業の成長を促進することにより、本県経済全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** このプロフェッショナル人材事業については、先ほど答弁いただきましたが、九州内では、まだ宮崎県は低レベルである

と、福岡県が120名、佐賀県が68名、長崎県55名、熊本県40名と比べると、まだまだ数が少ないと思っております。ぜひ、都市部にいる優秀な人材と宮崎の企業のマッチングが進んで、本当に稼ぐ、もうかる企業がふえることを要望しておきたいと思っております。

これまで、地方創生の大きな鍵になる農業・観光・地場企業の振興について質問してまいりました。稼ぐ地方創生、地方創生とは平均所得を上げることだと、わかりやすい視点で今後取り組んでいただきたいと思っております。

人口は減少しても稼ぐ力、県民所得が上がり、経済規模が維持されればいいのではないかと考えております。

そこで、県民所得を向上させる視点を持って地方創生に今後取り組むべきと考えておりますが、知事の考え方を伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方創生を進める上では、まずもって、産業の振興等を通じて地域の「稼ぐ力」を高め、所得向上を図っていくことが大変重要であると考えております。

例えば、医師や看護師の確保の観点から、宮崎大学医学部、さらには県立看護大学の学生と意見交換をする機会があるのですが、学生たちは、都市部に対する漠然とした憧れもありますが、一方では午前中の議論にもありました奨学金の返済なども抱えている、どうしても所得というところに引かれてしまう部分があります。

稼ぐ力を高めていきたいということで、地方創生総合戦略や県総合計画におきまして、「しごとを興す」ことや「産業づくり」を大きな柱に掲げて、フードビジネスなどの成長産業や競争力の高い中核企業の育成等によりまして、高い付加価値を生み出すとともに、国内外から「外貨」を稼ぎ、地域に循環させる取り組み

を、産学金労官一体となって進めてまいりました。

この結果、農業産出額や輸出額、製造品出荷額等が大幅に増加をしております。1人当たり県民所得も上昇傾向にありますので、今後は、人口減少が進む中であっても、一人一人の生産性をさらに高めていくことができるよう、産業を支える中核的な人材の育成、起業やイノベーションの創出にも力を入れながら、県民所得の向上と安定した県民生活の実現につなげてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 知事の答弁の中で、確かに県民所得は向上傾向にあるということでありましたが、全国の下位のほうです。下位というよりも最下位に近いレベルでありますので、ぜひ、最低でも全国平均の300万ぐらいを目指すというわかりやすい指数をもって地方創生に取り組んでいただきますことを要望しておきたいと思っております。

次に、働き方改革についてお伺いいたします。

来年4月から働き方改革関連法が順次施行されることになり、時間外労働の上限規制が導入され、月45時間、年360時間が原則になります。また、年次有給休暇の確実な取得が必要になったり、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されるようになります。

県庁内でも、時間外が恒常化している部署があったり、災害時や予算編成時などに多くの時間外勤務をしている実態があるということで、庁内に働き方改革推進会議を設置していると聞いておりますけれども、推進会議における取り組みと、これからの進め方について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(畑山栄介君)** 知事部局における働き方改革につきましては、ことし3月に、「「働き方改革」の方針～かえるスイッチ！プロジェクト2018～」を策定し、公務能率の向上・長時間勤務の是正など、4つの柱に基づく取り組みを定めたところでございます。

具体的には、全庁的に共通する内部事務や各種会議の簡素・効率化の取り組みを初め、各所属の状況に応じた、ICTの利活用による業務の見直し等により、職員の休暇取得の拡大や長時間勤務の縮減などを進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいるところであります。

今後とも、推進会議が中心となり、全庁的な取り組みを進めながら、各部局での取り組み実績や成功事例の中から、実効性の高い取り組みについて、庁内での共有化や拡大を図っていくとともに、働き方改革の取り組みが一過性に終わることのないよう、職員一人一人の意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 教育委員会にお伺いいたしますが、教員は給与体系のこともあり、時間外勤務という概念がとりにくく、また部活の指導や親との意見交換など、長時間学校にいたることが恒常化している状況があると聞いております。

そこで、教育現場における働き方改革の具体的な取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 県教育委員会では、平成24年度に策定しました「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」に基づき、学校行事や会議の見直しを進めるとともに、定時退庁を促すリフレッシュデーを設定するなどの取り組みを行ってきております。

さらに本年度は、学校における働き方改革に関する国の緊急提言や通知等を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」の策定に向けて、協議会を立ち上げ、業務の役割分担の見直しや部活動の休養日の設定など、教職員の時間外勤務の削減に向けた検討を行っているところであります。

今後とも、喫緊の課題であります教職員の働き方改革について、効果的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 次に、働き方改革にもつながるペーパーレス化についてお伺いいたします。

ペーパーレス化について質問する前に、県・行政は紙文化が基本にあると思っておりますので、まず実態についてお伺いいたします。

私も県の職員をしていた経験がありますので、県には本当に多くの文書があるということは認識しておりますが、全ての文書について挙げますと、切りがないと思っっているものですから、ある程度絞りまして聞かせていただきたいと思っております。各所属から総務課が引き継いだ文書を保存している文庫、及び歴史的文書を保存している文書センターにある文書量はどの程度あるのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（畑山栄介君）** 各所属において、一定の期間を過ぎた文書については、原則として総務課の文庫に引き継ぐことになっており、この文庫は、庁内に4カ所あります。ここには、5センチ幅のファイルに換算しますと、約5万2,000冊分の文書を保存しております。

また、文書センターには、歴史的価値を有する歴史資料文書を保存しておりますが、その数は約6万8,000冊であります。

なお、これらの文書のほか、業務上の必要性から、各所属において、執務室や書庫等で保存している文書もあります。

**○丸山裕次郎議員** 今、答弁にありましたとおり、非常に多くの文書が県にはあるというのがわかったと思います。その中で、文書センターに保存されていて、前の議会でも問題になりましたけれども、旧優生保護法の書類で問題があったと思っておりますが、ここではその内容についてではなくて、その優生保護法に関する書類の調査に要した時間と、延べ人数はどれくらい必要だったのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** ことし4月に、国からの調査依頼を受けまして以降、旧優生保護法に係る書類の調査に、延べ75人の職員が携わり、累計で約300時間を要しました。

**○丸山裕次郎議員** 次にお伺いしますけれども、各議会ごとに多くの書類が配付され、本当に多さにびっくりしておりますが、年間にどれくらいの書類が提供されているのかわからない状況です。相当の書類が届いていると思っております。

県庁全ての書類について把握するのは簡単ではないと思っておりますので、まず知事部局等の本庁各所属が使用している共用コピー機及び庁内印刷室の印刷に要する費用はどれくらいになるのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（畑山栄介君）** 知事部局等の本庁各所属が使用している共用コピー機は52台ありますが、平成29年度のコピーに要した費用は、約3,100万円であります。

また、印刷する部数が多い場合などは、庁内の印刷室で印刷するようにしておりますが、平成29年度の費用は、約2,900万円であります。

これらの費用を合計しますと、約6,000万円となります。

**○丸山裕次郎議員** 知事部局等の本庁各課の印刷分だけで約6,000万円がかかっているということですので、出先機関や学校などを含めると多額の印刷費用が毎年使われていると想定できます。

しっかりとしたコスト意識を持つべきだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本題のペーパーレス化についてでありますけれども、ペーパーレス化のメリットとして、文書を確認したり共有したりすることが容易になる、紙や印刷するためのコストが削減できる、書類の経年劣化が少ない、書類を簡単に検索できる、同じオフィスにいなくても書類の承認が行える、セキュリティー対策が可能になる、デスクの上やオフィス全体がすっきりする。

逆にデメリットとしては、使いなれるまでメモがとりづらく感じる、IT機器に弱い人にとっては手間が余計にかかる、データが消えることがある。

いろいろメリット・デメリットがあると思ひますが、資源を有効に活用することを考えると、ペーパーレス化の推進を行うべきだと思ひております。

ペーパーレス化を推進することで、先ほど福祉保健部長から答弁がありましたけれども、実に75人の職員がかかわって、300時間も要して書類を見つけなくちゃいけなかった、無駄など申しますか、非常に時間がかかってしまうと思ひておりますので、もしこれが、電子化されて、検索しやすくなっていれば、もっと短い時間でできたと思ひておりますし、また、文書を保存する費用も、また廃棄する費用も大分少なくな

るのではないかと考えております。また、先ほど言いましたとおり、効率がよくなると考えておりますので、働き方改革にもつながると考えております。

行政としてペーパーレスをするためには、費用と意識改革が必要だと考えております。また、議会としても、沖縄県が取り組んでおりますような、タブレット導入なども必要だと考えております。

そこで、県庁におけるペーパーレス化の具体的な取り組みと今後の方向性について、総務部長にお伺ひいたします。

**○総務部長(畑山栄介君)** 県庁における具体的な取り組みとしましては、会議をペーパーレスで開催するため、平成29年度からタブレット端末等を導入し、ことし10月末までに44回の会議で利用された結果、約3万5,000ページ分の紙を削減したところであります。

また、税の申告や公文書開示請求など各種手続のオンライン化、いわゆる電子申請を進めることも、ペーパーレス化や業務の効率化に寄与しているものと考えております。

ペーパーレス化につきましては、県庁において、さまざまな業務や資料・文書がある中で、費用対効果や効率性等の視点から、どのような業務等に導入すべきか、関係部局と引き続き連携を図りながら検討を行い、働き方改革に資するペーパーレス化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 行政はどうしても紙文化がしみついていると思ひておりますので、すぐにペーパーレス化することは難しいと思ひております。できることからペーパーレス化し、業務効率化、また印刷代などのコスト意識の醸成をしっかりと図っていただきたいと思ひておりま

す。

最後に、農業政策についてお伺いいたします。

昨年11月に開催された宮城全共では、畜産農家・県・市町村・関係団体の御尽力のおかげで、枝肉を審査する肉牛の部で、内閣総理大臣賞を受賞するなど、3大会連続で日本一の称号を確保することができました。

次期開催は鹿児島県で行われることが既に決定しております。また、農業新聞では、次期全共での審査基準の変更があったことが報道されました。

そこで、次の全国和牛能力共進会の出品条件等の主な変更点について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 次の第12回全国和牛能力共進会につきましては、本年6月に全国和牛登録協会からその基本計画が公表され、出品条件等の一部が変更されたところであります。

主な変更点につきましては、まず、牛の体型等を審査する種牛の部におきまして、第4区の「系統雌牛群」が廃止されるとともに、第5区の「繁殖雌牛群」の出品頭数が1組4頭セットから3頭セットに変更されました。

また、枝肉で審査する肉牛の部におきましては、前回大会で本県が内閣総理大臣賞を受賞した第8区の「若雄後代検定牛群」が休止されることになっており、これに伴い、出品牛の父牛の遺伝的能力として、おいしさにかかわる評価、いわゆる脂肪の質の育種価評価を出品要件とした新しい区が創設されることになっております。

**○丸山裕次郎議員** 答弁にありましたように、前回大会で内閣総理大臣賞を受賞した第8区が

中止され、これに伴い、出品牛の父牛の遺伝的能力として、おいしさにかかわる評価、いわゆる脂肪の質、育種価評価を出品要件とした新しい区が創設されるとのことですが、本県では育種価評価がまだだと聞いており、しっかり対応していただきたいと思っております。

そこで、出品条件の変更等を踏まえ、今後どのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 2022年に鹿児島県で開催されます第12回大会に向けて、主要な畜産県におきましては、既に取り組みが始まっていると聞いております。

本県におきましても、関係団体の技術員で構成する出品委員会が、去る9月28日に開催され、出品条件等の変更点を情報共有するとともに、今後の出品対策の進め方や具体的な取り組み方法について協議したところであります。

今後は、出品条件の変更等に的確に対応するため、生産者を中心に市町村、関係団体と連携しながら、すぐれた出品候補牛の選定などの準備を進め、第12回大会におきましても、「日本一」を目指して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** ぜひ畜産農家・県・市町村・関係団体と緊密に連携していただき、鹿児島全共でも日本一がとれるように頑張ってくださいことを要望しておきたいと思っております。

県は、新規就農者が順調にふえ、昨年度は406人が就農し、うち237人が法人就農と報告しております。

若い方やIターン・Uターン者が農業に興味を持って就農することがふえることは、基本的にはよいことだと考えておりますが、地元の農業法人に聞いてみますと、若い人は続かず、す

ぐやめてしまうという声を聞きました。

また、先日の農業新聞に、農林漁業の新規就業者雇用事業で助成金の支給対象者約8,600人のうち、3年未満で離職する割合は、農業で38%に上るという報道がありました。

農業法人に昨年就農した237人、一昨年就農した204人はどうなっているのか、改めて心配になりました。

そこで、農業法人に就農した農家の定着に向けた県の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 新規就農者のうち、法人への就農者が半数以上を占めておりますことから、その定着を図ることは大変重要であると考えているところであります。

このため、県では、雇用管理に関する研修会の実施や、県内法人への「お試し就農」による求職者とのマッチングなど、定着率向上に向けた取り組みを行っております。

さらに、今年度、農業経営相談所を設置し、雇用環境の改善に向け、社会保険労務士を派遣するなど、法人を含めた農業経営者のさまざまな経営課題に対応する体制を構築したところであります。

農業法人は、本県農業の重要な担い手でありますことから、市町村等関係機関と連携しながら、引き続き、法人への就農者が定着しやすい雇用環境の整備に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○丸山裕次郎議員** 農業法人に就農した方の定着を図ることが大変重要であると認識していただいておりますので、ぜひ、今後は、先ほど答弁にありましたような感じとして、また、今後は、さらに農業法人と緊密に連携を図っていただき、情報収集に努め、農業法人に就職された

方々の定着が図られることを要望したいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○蓬原正三議長** 次は、松村悟郎議員。

**○松村悟郎議員〔登壇〕**（拍手） 自由民主党の松村悟郎です。ちょうど2週間前、地元高鍋町で、東日本大震災で最も被害の大きかった町の一つである宮城県女川町の須田町長から、地震津波被災の生々しい体験と復興へ向けた取り組みなどの貴重なお話を伺う機会をいただきました。この講演には、県当局からも、危機管理局長を初め10名の職員の皆様に参加いただきました。

大地震から7年半、人口約1万人の女川町は、人口の1割が犠牲となり、建物の7割強が失われ、瓦れき処理に2年を費やすなど、まさにマイナスからの復興であり、その道のりは大変困難であったと思われま

す。失われたとうとい命は戻らないが、残された人々と、ふるさと女川町で安心して暮らせる安全な町を再生すること、そして、100年先の人々にも選ばれるまちづくりをとの思いで復興に取り組まれ、2018年度のアジア都市景観賞を受賞されるなど、甚大な被害を受けた自治体の中で群を抜いたまちづくりの取り組みとして取り上げられています。それでも、当時約1万人の町、女川町の人口も約6,500人に減少しています。町長もまだまだ復興の途中と言われております。

災害を未然に防ぐ取り組みと、災害発生後はどう対処するかを事前に想定する取り組みの必要性を改めて感じたところでした。今回は、災害対策を中心に質問をさせていただきます。

まず、台風24号による災害についてお伺いし

ます。

9月30日に本県を襲った台風24号は、非常に強い勢力を保ったまま本県に接近したこともあり、気象庁が高鍋町に設置した雨量計で、30日の11時52分までの1時間に96ミリの猛烈な雨を観測するなど、広い範囲で暴風雨となり、県内各地で浸水被害が発生したのを初め、大規模な停電や断水が長時間続いたことで、日常生活に大きな支障を来しました。

また、その直後に襲来した台風25号と合わせた、農水産関係や林業関係、公共土木施設関係の被害額は、いずれも過去10年間で最大規模となりました。

このうち、県民生活の基盤である公共土木施設関係については、道路の寸断や斜面崩壊などが数多く発生し、現在でも、一部区間では道路の規制が続いている状況にあります。社会資本整備の重要性を改めて認識したところです。

そこで、今回の台風24号の災害を受け、本県の社会資本についてどのように感じておられるのか、また、これからの災害に強い県土づくりをどのように進めていかれるのか、知事にお伺いします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。災害に強い県土づくりについてであります。

ことしは、全国各地で甚大な自然災害が相次いだところではありますが、本県でもこれまで、平成17年の台風14号などによる甚大な被害を受け、五ヶ瀬川や一ツ瀬川を初めとする河川改修など、さまざまな対策を進めてきたところがあります。今回の台風24号では、浸水被害や道路の通行どめが数多く発生をしております。改め

て強い危機感を持ち、さらなる社会資本の整備が必要であると考えているところであります。

このため、「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最優先とし、住民の早期避難に向けた土砂災害や河川水位などの防災情報の収集・伝達体制を強化しますとともに、現在重点的に進めております、浸水被害を受けた地域の河川改修や要配慮者利用施設等の土砂災害対策、さらには、緊急輸送道路を初めとする交通ネットワークの整備などを、より一層加速させる必要があると考えております

今後とも、必要な予算の確保に努めますとともに、国や市町村、関係機関と連携をし、ハード・ソフト両面から、防災力の強化や減災対策に全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○松村悟郎議員 ありがとうございます。台風24号は、本県全域に大きな被害をもたらしており、今なお、私の地元、児湯郡高鍋町におきましても、道路沿線の崩れた山肌、そしてむき出しになった岩など、その傷跡は生々しく残っています。

そこで、今回の台風24号における県内の公共土木施設関係の被災状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) ことし9月の台風24号におきましては、県内全域で被害が発生しており、道路や河川などの公共土木施設の被害は、県が管理する施設で229カ所、被害額は約55億8,000万円、市町村が管理する施設で331カ所、被害額は約32億5,000万円、合わせて県全体で560カ所、被害額は約88億3,000万円となっており、現在も高鍋町の県道木城高鍋線など、7路線9区間が全面通行どめとなってお



ります。

被災箇所につきましては、現在、復旧に向けて測量設計を進めており、来年1月までには国の災害査定を完了させ、緊急性の高いところから、市町村とともに早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 よろしく願いいたします。

県内各地でも、暴風雨により、多くのがけ崩れ、浸水被害に加え、相当規模の倒木が発生いたしました。この倒木は、道路沿いの電線や電柱も巻き込み、九州電力の高鍋配電事業所管内では、総戸数8万2,000戸のうち、42.7%に当たる3万5,000戸が停電となりました。

国・県道、市町村道においても、倒木などによる通行どめがかなり発生したようで、高鍋地区の県道関係だけでも、最大で17カ所が通行どめとなったと聞いています。

国・県・市町村、そして九州電力などにおいては、交通開放や電力などライフラインの復旧に鋭意取り組んでいただいたところですが、電線が垂れ下がっていることなどにより、道路が通行できず、交通開放がおくれた箇所もあると聞いております。

そこで、今回、県管理の道路において、倒木などが電線や電柱を巻き込んで通行どめとなった路線数、箇所数はどれぐらいあったのか、また、それに対して県はどう対応したのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の台風24号による県管理道路の通行どめは、全体で92路線の148カ所に上り、このうち、倒木などが電線や電柱を巻き込んだものは、64路線の88カ所でありました。

道路の通行どめ箇所については、電線等が支障となり、多くの箇所で復旧作業に着手できな

かったため、私のほうから直接、九州電力に対し作業状況の確認を行いました。

九州電力からは、九州各県からの応援も含め、約940名を動員し、全力で停電の復旧に努めているとの説明を受けましたが、県からは、各土木事務所との情報共有と作業時の連携強化について、強く要請したところです。

その結果、各土木事務所におきまして作業時の連携が図られるなど、早期復旧に向け、一定の成果があったものと考えております。

○松村悟郎議員 台風後、道路の交通開放に向けて、地元建設業者の方々が、昼夜を分かたぬ復旧作業を行っていただいております。

また、停電等ライフラインの復旧作業については、高鍋配電事業所管内では、県外からの応援者を含め、9月30日から10月9日までに延べ約1,500人を動員し、復旧対応を行ったと聞いております。これらの活動に対して、心から敬意と感謝を述べさせていただきたいと思っております。

しかしながら、道路を管理する自治体などからすると、電線が支障となり交通開放ができず、逆に電線を管理する九州電力からすると、交通開放がされていないためにライフラインの復旧がおくれるといった、混乱した事態も発生したのではないかと考えています。

地球温暖化による気温上昇など、異常気象の発生頻度が高まり、今後、台風の勢力がさらに増加することが考えられます。今回のような倒木などによる電線や電柱を巻き込んだ道路災害が発生する頻度も高くなっていくのではないかと考えられます。

今回の台風被害を踏まえ、九州電力等の電線管理者と、災害時の対応について事前に詰めておく必要があるのではないかと考えています。県土整備部長の見解をお伺いします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 今回のように、広範囲の停電や多数の通行どめなどが同時に発生した場合の対応につきましては、各施設管理者間の情報共有や復旧作業時の連携方法など、事前に整理しておく必要があると認識したところであります。

このようなことから、今回の台風被害を踏まえ、今月12日に、関係部局と九州電力など電線管理者との合同会議を開催し、課題の抽出を行うとともに、解決の方向性について意見交換を進めたところです。

今後は、大規模災害が発生した場合、道路管理者と電線管理者双方が、できるだけ早期に、かつ効率的に復旧作業を進めることができるよう、作業手順や連絡体制を定めた災害時の対応マニュアルを策定するなど、連携強化に努めてまいります。

○**松村悟郎議員** 現在でも、電線あるいは電柱に影響があつて、倒木の可能性のある箇所もまだまだ見受けられます。今後とも、九州電力等の電線管理者と十分連携をとっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、無電柱化についてお聞きします。

今回の台風では、暴風雨による倒木が県内で発生した。それで電柱が倒れ、道路が通行どめになったということは申し上げましたが、今回のような大規模災害が発生した場合の対応を考えますと、無電柱化の取り組みが大切であると感じています。

国土交通省では、平成28年12月に施行された無電柱化の推進に関する法律に基づき、法施行後初めての「無電柱化推進計画」が策定されました。

その計画では、2018年度から3年間で、

約1,400キロメートルの新たな無電柱化の着手を目標とされており、防災を初めとするさまざまな観点から、無電柱化の推進について重点的に取り組むとされております。

そこで、このような大規模災害等に備え、無電柱化の取り組みが重要と考えますが、幹線道路等における無電柱化に、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 無電柱化につきましては、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも大変重要な取り組みであることから、これまでに、県内の幹線道路等で整備済みである約49キロメートルに加え、現在、国道10号や国道218号など、6路線、約7キロメートルについて、国や関係市とともに整備を進めているところであります。

さらに、近年、激甚化している災害等に対応するため、国や県、関係市町及び電線管理者とともに、今後3年間で、新たに約9キロメートルの無電柱化に取り組むことを定めた、「宮崎県無電柱化推進計画」を、今月14日に策定したところであります。

県としましては、大規模な災害等に備えるためにも、引き続き、無電柱化の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○**松村悟郎議員** 先ほども申し上げましたけれども、地元の土木業者が中心となり、昼夜を問わず懸命な復旧作業に取り組んでいただいたところですが、特に倒木の処理には特殊な技術や機械が必要であるなど、撤去作業が思うように進まず大変苦労されたと聞いております。

このような被災現場では、倒木処理や丸太運搬等に必要な技術を持ち、機械を駆使できる林

業事業者の優先的な協力を得ることができれば、迅速な復旧作業を行うことができると期待できます。

現在、県建設業協会では、県と「大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定書」を締結し、大規模な地震災害、津波災害、風水害等の災害における応急対策業務等を実施していただいております。

こうしたことから、今後は林業事業者からも同様に協力をいただくなど、災害に備えていくことが必要であると考えますが、県はどのように考えているのか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 今回発生しました台風24号の被災に際しまして、地元の森林組合では、九州電力と県森林組合連合会が締結しました協定に基づき、配電施設に影響を及ぼす倒木の除去などを優先的に行ったところであります。

また、県民等から多数の要請を受けました素材生産事業者や森林組合が、住宅周辺の倒木の除去などに現在も取り組んでおります。

今後の災害への対応を検討する上で、住民生活に不可欠な道路の早期復旧のためには、倒木処理に専門的な技能を有する林業事業者の円滑な協力体制を平時から整えておく必要があると考えております。

このため、県といたしましては、市町村や関係団体と連携を図りながら、災害時の林業事業者の協力について、協定締結なども含め検討してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 特に、幹線道路の交通規制は、県民の生命や財産、日常生活に大きな支障を来すこととなります。主な原因となった倒木の除去というのが、これからの大きな課題に

なってくると思います。

また、風倒木対策としては、日ごろから、道路沿線に大きな杉等がないことが望まれております。そこで、幹線道路の沿線は低木にするなど、植林について検討する必要があると思いますが、県の考え方を環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 本県の森林は、高齢級の割合が多く、台風等による風倒木被害の危険性もあることから、災害に強い森林づくりに努めていくことが大変重要であります。

特に、道路の沿線は風が通りやすく、被害が発生しやすい状況にありますことから、森林整備事業により、人工林の適切な間伐を実施し、根を十分に発達させた健全な樹木の育成に努めているところであります。

また、道路の沿線などにつきましては、適切な森林施業について指導するとともに、県の森林環境税も活用し、防風機能を高める低木類の広葉樹を植栽するなど、風倒木の未然防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** よろしくお願ひいたします。

次に、河川関係についてお伺いします。

今回の台風では、県内の河川周辺でも多くの浸水被害が発生しております。高鍋町の塩田川周辺でも、床上の浸水被害が発生しました。

災害時に迅速な対応を行っていくためには、行政だけでなく、さまざまな団体等の協力も必要です。今回の塩田川においては、県が宮崎県建設業協会に協力を要請し、応急対策を実施したと聞いております。そこで、大規模災害時における協定に基づき実施した塩田川の応急対策について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 塩田川で

は、台風24号の豪雨により、宮田川合流点付近の堤防から川の水があふれて家屋等の浸水被害が発生し、さらに、台風25号の接近のおそれもあったことから、再度の被害が懸念されたところでもあります。

このため県では、「大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定」に基づき、宮崎県建設業協会に対して、応急対策の協力を要請し、宮崎県生コンクリート協同組合連合会が備蓄していた1個約1トン、高さ60センチメートルのコンクリートブロック290個を無償で提供を受け、宮田川合流点付近の堤防約260メートル区間に設置し、再度の浸水被害を防止するための応急的な堤防のかさ上げを行ったものであります。

○松村悟郎議員 建設業協会や生コンクリート協同組合連合会の皆さんの協力により、資材提供を受け、応急対策が実施されたとのことで、その対応や連携はすばらしいことであり、周辺の住民も、ひとまず安心したのではないかと思います。今後も、建設業協会等との連携を密にして、県民の安全を確保していただきたいと思っております。

ただ、塩田川につきましては、応急対策は実施しているものの、頻繁に浸水被害が発生しており、今後、抜本的な対策も必要ではないかと思っております。そこで、塩田川の浸水対策についてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 塩田川は、平成7年までに河川整備が完了しておりますが、台風24号では、時間96ミリの豪雨により、本川の宮田川の水位が上昇したことから、支川である塩田川の洪水が排出できずに堤防からあふれたことにより、浸水被害が発生したところ

であります。

このため宮田川では、洪水時の水位を低下させるため、年内には、堆積土砂の除去や竹林の伐採に着手するとともに、塩田川では、堤防のかさ上げを行うための測量、設計を行うこととしております。

今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、塩田川の浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 塩田川の対策につきましては、高鍋町の中心部の住宅地に大きな影響がありますので、早急に浸水対策を進めていただきたいと思っております。

また、宮田川につきましては、現在、河川改修工事が進められており、整備が完了した区間については、今回の台風による浸水被害はなく、河川改修工事の効果を感じたところです。未整備区間もありますので、早期整備についても要望しておきたいと思っております。

次に、農業関係についてお伺いします。

近年、台風の大型化、強力化の影響が見られ、局地的集中豪雨、突風などによる気象災害が相次いで発生しており、今後も同じような状況がさらに頻繁に発生することが予想されま

す。県には、このような気象災害に備えて、災害に強い農村づくりを進めるとともに、安定した農業生産の実現に向けて取り組んでいただきたいと考えております。今後、「災害に強い農業・農村づくり」を実現していくため、県としてどのような取り組みをしていくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県は、県土のほとんどが風水害に弱い火山灰特殊土壌に覆われており、毎年のように台風や集中豪雨に見

舞われております。まさに災害が発生しやすい条件でございます。

また、高齢化や担い手の減少によって、用排水路などの維持管理が難しくなり、施設の持つ防災効果などの多面的機能も損なわれつつあります。

このため、県としましては、農業用ため池や用排水路、頭首工の改修、排水機場の整備など、被害を未然に防止するための防災対策を行いますとともに、地域住民による施設の管理活動への支援も積極的に行い、「災害に強い農業・農村づくり」に取り組んでまいります。

**○松村悟郎議員** 次に、農業用ため池についてお伺いします。農業用ため池は、営農に欠かせない農業用施設であるとともに、防火用水、生物の生息場所、地域住民の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しています。

このような中、平成30年7月豪雨により、中国・四国地方を中心に、ため池の決壊等の被害が発生したことから、全国の農業用ため池の緊急点検が行われ、本県においても505カ所の点検が行われたと聞いています。

また、本県においては、9月に発生した台風24号により、ため池の被害もあったと聞いております。そこで、本県の農業用ため池についてですが、現在、ため池の下流に人家等があり被害を及ぼすおそれのあるため池を、「防災重点ため池」として優先的に改修を進められていると思います。7月豪雨では防災重点ため池以外の被害も報告されております。今後、本県の農業用ため池の改修をどのように進められるのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 本県では、699カ所の農業用ため池のうち、防災重点ため池134カ所の改修工事を優先的に進めているところで

あります。

このような中、平成30年7月豪雨により、西日本を中心に防災重点ため池以外で被害が発生したことから、国において、防災重点ため池の選定見直しの方針が示されたところであります。

このため、県といたしましては、本年8月に実施いたしましたため池緊急点検の結果を踏まえ、関係市町や土地改良区等と協議しながら、防災重点ため池の再選定を進めるとともに、計画的な改修工事を進めてまいりたいと考えているところであります。

**○松村悟郎議員** 今回の台風では、多くの場所で土砂崩れが発生し、土砂や倒れた竹や杉の木などが用排水路に流れ込み、あふれ出した水で農地が崩壊したり、水路そのものが壊れるなどの被害も発生しています。

ハウスや農作物等の被害については、災害資金発動等の措置もなされ、また、農業近代化資金などの融資も活用できますが、今後の営農への影響を極力少なくするため、農地や用排水路など生産基盤の一刻も早い復旧が望まれます。

大規模な被災箇所については、国庫補助の災害復旧事業により、市町村などが主体となって復旧を進めていただくことになってはいますが、国庫補助の対象とならない小規模な被災箇所の復旧なども課題になってくるのではないかと考えています。そこで、小規模な農地や農業用施設の被災箇所の復旧について、どのような対応ができるのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 国庫補助対象とならない事業費40万円未満の小規模な災害復旧につきましては、議員御指摘のとおり、基本的には市町村が単独事業で復旧している事例が多いと聞いておりますが、多面的機能支払制度

や中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる地域におきましては、国の交付金を活用して、被災した農地・農業用施設の応急措置や小規模な復旧を行うことも可能となっているところがあります。

**○松村悟郎議員** 今回の台風24号、25号による農林水産関係の被害額は約120億円で、ここ10年間で最大規模の被害となっております。

今回の台風24号では、特に施設園芸への被害が大きく、ビニールハウスの破損やハウス本体の全壊・半倒壊などの被害は、県全体で2,825件に及び、西都・児湯管内でも1,172件のビニールハウスの被害がございました。

このような中、先般、国においては、「台風24号による農林水産関係被害への支援対策」により各種支援対策が打ち出され、その中でも、被災農業者向け経営体育成支援事業では、農業用ハウス等の復旧・再建などが支援対象となっているとのことですが、その概要について農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 御質問のありました事業は、台風で被災した農業者に対し、国が緊急的に支援する対策の一つで、本議会での審議をお願いしているものであります。

事業内容としましては、被災した農業用ハウスや畜舎などの施設の撤去、再建のほか、機械の修繕等を支援するものであり、事業実施に当たりましては、国・県・市町村が連携して、施設の再建・修繕で最大10分の7以内、施設の撤去で10分の6以内の助成を行うこととしております。

県としましては、被災農業者の方々が今後も安心して営農を継続できるよう、市町村・団体等と一体となって、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 次に、露地野菜への影響についてお伺いします。私の地元の児湯地域は、広大な畑作地帯において、ホウレンソウやキャベツ、白菜、大根などの露地野菜が作付され、県下でも有数の産地を形成しておりますが、その風景も、台風がもたらした大雨・強風によって、冠水や表土の流出、苗の傷みなどの被害を受け、黄色く変色し、壊滅状態になった畑も数多く見られました。

このように、露地野菜は、その生育環境を人工的にコントロールできないため、気象条件に左右されやすく、種まきや定植時期も限られていることから、簡単に植えかえができる状況にはなかったと思われませんが、本県の主要な露地野菜の被害状況とその後の対応について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 露地野菜につきましては、児湯地域を初め、県下全域で約1,229ヘクタールの被害が発生し、特に、大根やキャベツ、ホウレンソウで大きな被害となっております。

これらの品目においては、約半分の圃場で、種子のまき直しや苗の植えかえが行われたところではありますが、品目転換や作型変更が必要な農家に対しましては、各地域の普及センターやJAが、営農面での指導・助言に取り組んでいるところでもあります。

また、これらの経営再開に要した種子や肥料等の経費に対しましては、先日公表されました国の緊急支援対策によって、直接助成されますことから、県としましては、農家がしっかりと活用できるよう、その周知や事業計画策定等の支援に取り組み、露地野菜農家の経営が継続されるよう、関係機関・団体等と連携しながら取り組んでまいります。

○松村悟郎議員 被災された方々が、営農意欲等を失わず、一日も早く経営再建できるよう、迅速かつ的確に対応していただきたいと考えています。

農政関係の最後でございますけれども、私は、今回の災害を受け、老朽化したビニールハウスが多く、また、施設が冠水しやすいなど、災害の影響を受けやすいという課題が浮き彫りになったと考えています。

施設園芸は、本県農業の重要な柱の一つであり、早急に産地再生に向けた対応を講じなければならぬと考えております。ただ単にハウス施設の復旧を図るのではなく、このピンチをチャンスに変える発想で、長期的な視点に立った思い切った対応が必要と考えます。今後の施設園芸の再生に向けた県の考え、構想について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 議員御指摘のとおり、今回の台風被害からの復旧に当たりましては、本県施設園芸の将来ビジョンを明確にしながら産地づくりを進めていくという視点も、非常に重要だと認識しているところであります。

県では、本年3月に策定いたしました施設園芸振興戦略に基づき、地域の生産拠点となるハウス団地の整備や、技術の高度化・施設の強化による生産性の高い産地づくりを進めていくこととしております。

今回被災した地域からは、災害に強く、担い手の受け皿となるハウス団地を整備したいとの意向も伺っております。

県といたしましては、このような意向を踏まえながら、市町村や関係団体と連携し、生産者が将来にわたり安心して営農できる拠点づくりに、スピード感を持って取り組んでまいりたい

と考えております。

○松村悟郎議員 次に、教育現場についてお伺いします。

今回の台風により、県立学校においては、児童生徒への人的被害はなかったということですが、多くの学校で施設等への小規模な被害があり、その数は42校に及んでいるとお聞きしました。

私の地元にある高鍋農業高校では、農場にあるビニールハウスや建物のシャッターなど、破損した箇所も多く見られております。また、学校と寮とを結ぶ県道313号杉安高鍋線が、のり面の土砂崩れにより通行止めとなり、生徒の安全を優先して、1週間ほど臨時休業となったと聞いております。

そこで、今回の台風24号における高鍋農業高校の対応について、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 高鍋農業高校の対応といたしましては、台風24号が9月30日、日曜日の正午ごろに本県に最接近するという予報に基づきまして、土曜日の体育大会を大幅に短縮するとともに、終了後は、寮生190人を含む生徒全員を速やかに帰宅させる対応をとったところであります。

台風の影響で学校や寮が停電となり、完全に復旧するまで3日ほどかかりましたけれども、建物等には大きな被害はありませんでした。しかしながら、学校と寮を結ぶ通学路において倒木や土砂崩れが発生し、通行止めになりましたことから、10月2日から5日までの4日間を臨時休業としたところであります。

なお、学校が臨時休業したことにより、授業時数を確保し、学力の保障に努める必要がありますことから、今回の高鍋農業高校については、冬期休業中に授業日を設けたり、時間割を

調整するなどして、学び残しがないように適切に対応しているところであります。

○松村悟郎議員 学校の適切な対応がうかがわれたところでございます。

この台風を受けて、県内県立学校において、その教訓をどう生かしていくか、今後どのような安全対策をとっていくのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 今回の台風24号の教訓といたしましては、学校と寮を結ぶ通学路が遮断されたり、実習施設が破損したりしたことから、校内施設のみならず、学校周辺の環境についても、防災・減災の視点での点検をさらに強化することが必要であると、改めて認識をしたところであります。

また、近年の台風や大雨では、想定を超えた災害が発生しておりますことから、学校や寮における安全対策につきましては、過去の経験にとらわれず、最新の情報に基づき、関係機関と連携をとりながら、早めの判断を心がけるよう、指導してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

今後とも、台風の対応については、生徒の安全を第一に適切な対応をしていただきたいと思います。

続きまして、2巡目国体の準備状況について質問します。

私は、ことし行われた福井国体を視察してまいりました。福井では、既存の陸上競技場を改修して、今回の国体に臨んでおられます。

改修は、照明機器4機の新設、大型電光掲示板の設置、フィールドの芝の張りかえ、トラック部分(タータン)の張りかえ、貴賓室の改修、エレベーターの新設などが行われ、スタンドの仮設費と合わせて、総額40億円弱の費用

だったと伺っています。

福井県の場合、陸上競技場が内陸部にあり、津波等の心配はないといった条件の違いはありますが、本県の陸上競技場の建設費用はおよそ200億円と報告されており、県の財政状況を見たときに、一抹の不安を感じております。

南海トラフ地震や地域振興、さらには地域バランスといったことを考えると、都城市山之口運動公園での陸上競技場の建設そのものについては、私も理解をしていますが、2巡目国体に向けた施設整備においては、少しでも財政負担を減らす必要があると思います。この点について、県はどのように考えているのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 都城市山之口町に新たに整備をします陸上競技場につきましては、主たる競技場と補助競技場の整備のほか、公園区域内の造成も含めると、概算ではありますが、御指摘のように200億円程度を見込んでおります。費用の一部については、都城市と負担の協議を行っているところであります。

今、福井との比較の話がございましたが、国体に向けての施設整備、本県のようにスポーツ合宿等を受け入れて、スポーツを地域振興に結びつけている、その点では全国のトップランナーだというふうに考えておりますが、そういう県におけるスポーツ施設の整備等は、ほかの県とはまた違った状況があらうかと考えております。

スタンドの規模や照明、大型映像装置、諸室などといった陸上競技場に必要となる設備や機能等の詳細につきましては、競技団体を初め、関係機関の御意見も伺いながら、今後の設計等においてさらに検討することとしております。

こうした設備や施設機能はしっかりと確保し



つつ、国の補助制度等の活用に加えまして、整備費用や維持管理経費を抑えるための工夫も行いながら、可能な限り財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** 今回の施設整備を進めるに当たっては、地元市の協力は不可欠であります。都城市も大きな期待を寄せており、今回の陸上競技場等の建設を、市のスポーツ施設整備ビジョンに盛り込むとともに、地元への説明を初め、積極的に協力されていると伺っております。

課題は、国体後の活用を含め、この施設を地域振興やまちづくりにどう生かしていくかであると考えます。国体を初め、さまざまな大会が開催されることにより、経済効果や地域振興にいかにつなげていくかであります。

そういう意味で、地元市との連携が欠かせないと思いますが、知事の考えを伺いたしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県といたしましても、国体の開催だけでなくその後も見据えて、スポーツの振興や地域の活性化、陸上競技場をどう活用していくかが大変重要な課題であると考えております。

都城市では、市の総合計画におきまして、この陸上競技場の整備を県と連携して推進し、スポーツ環境の整備や地域振興を図っていくものと位置づけておられるところでありまして、県との共同整備に積極的に取り組んでいただいているところであります。

引き続き、地元の都城市と十分に連携、協議をしながら、スポーツランドみやぎの全県展開、あるいは県西地域における交流人口の拡大や、にぎわいづくりによる周辺地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

また、競技団体の協力も大変重要でありますので、丁寧に意見交換を行い、理解をいただきながら整備を進めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** プールについてお尋ねします。プールにつきましては、整備地は宮崎市内の県有地で検討していくと伺っています。

7月には官民の連携可能性に係る対話を実施されており、今後、基本計画を今年度中に取りまとめる予定となっておりますが、2巡目国体に向けたプールの整備地について、どう考えているのか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 新たなプールにつきましては、昨年9月に、宮崎市内の県有地を整備地として検討する旨の判断を行ったところであります。

これまでプール整備につきましては、本年7月に、民間との連携整備の可能性について対話を行いまして、その結果、宮崎市錦本町の県有グラウンド跡地が、効率的・効果的な官民連携の可能性が高いとの意見が多数でありました。

一方、候補地の一つであります県総合運動公園につきましては、南海トラフ地震発生の高い可能性も指摘されておりますことから、新たな大規模集客施設として、プールを整備することは難しいものと考えております。

これらの観点から、プールの整備地といたしましては、宮崎市錦本町とすることで検討を進めてまいりたいと考えております。

**○松村悟郎議員** これらの施設の整備に加え、県総合運動公園においても、津波避難施設を整備する計画があります。

せっかく整備するのであれば、災害時だけでなく、平常時にも有効に活用していくことが重要です。その整備に要する財政負担の縮減に

も、官民協力を含めてしっかりと対応していただくようお願いします。

次に、国道のバイパス整備についてお伺いします。

現在、宮崎市佐土原町において、国道219号春田バイパスと国道10号佐土原バイパスを結ぶ、広瀬バイパスの整備が進められています。この道路が完成しますと、宮崎の空の玄関口である宮崎空港から、毎年約100万人が訪れる県内有数の観光地である西都原古墳群まで、一ツ葉有料道路などを介して結ばれることとなります。しかしながら、昨年のお答弁では、平成31年度の開通を目標として工事を進めているものの、まだ用地取得が完了していない状況とのことでした。

西都原古墳群は、ことし5月に日本遺産に認定されたところであり、世界文化遺産への登録を目指した活動も展開されております。その点からも、この道路は、本県の観光振興の未来を開く重要な道路であり、早期の完成が望まれるところです。

そこで、改めて、国道219号広瀬バイパスの整備状況と開通の見通しについて、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 国道219号広瀬バイパスにつきましては、西都インターチェンジから宮崎インターチェンジに至る地域高規格道路、宮崎東環状道路の一部を構成する重要な道路であります。

ことし9月には、課題でありました用地の取得が全て完了し、現在、残る改良工事等を進めているところであります。

広瀬バイパスが完成しますと、一ツ葉有料道路などと一体となって、物流拠点である宮崎港や宮崎空港と西都インターチェンジが結ばれ、

都市圏交通の円滑化や物流の効率化、さらには、観光振興などに大きく寄与するものと考えております。

県としましては、必要な予算の確保に努め、平成31年度の開通に向け、しっかりと取り組んでまいります。

**○松村悟郎議員** よろしく申し上げます。

次に、一ツ葉有料道路についてお伺いします。

私は、以前から何度も申し上げておりますが、一ツ葉有料道路は、宮崎を代表する他に類を見ない大変美しい道路です。国道219号広瀬バイパスの完成後には、さらなる利用者の増加も期待されることから、引き続き、この美しい景観を維持し、多くの方々に楽しんでいただきたいと考えております。

一方、ことし7月には西日本豪雨、また9月には北海道胆振東部地震など、全国で大規模な災害が相次ぐ中、政府は、現在、重要インフラの強靱化を目指し、11月末をめどに、緊急点検に取り組んでいます。一ツ葉有料道路には、一ツ葉大橋を初め、幾つかの橋があります。昭和56年4月の供用開始から既に37年が経過しており、国土強靱化の観点からしますと、何らかの対策が必要なのではないかと心配しています。

そこで、一ツ葉有料道路にある橋梁の耐震対策については、国土強靱化の観点においてどのような耐震性能が求められ、また、対策が必要な橋梁は幾つあるのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 国土強靱化の観点において必要となる耐震性能としましては、例えば、平成7年の兵庫県南部地震と同程度の地震が発生した際に、橋梁が被災した場合

においても、軽微な補修で通行を可能とするレベルの性能が求められております。

一ツ葉有料道路には、北線と南線を合わせて13の橋梁があり、建設当時の基準に基づく耐震性能は有しておりますが、国土強靱化に必要なレベルに性能を引き上げるためには、一ツ葉大橋を含む7橋において耐震対策が必要な状況となっており、その整備には多額の費用が必要になるものと考えております。

**○松村悟郎議員** 一ツ葉有料道路は、高速道路と直接つながり、物流拠点となる宮崎港や宮崎空港を結ぶ大変重要な路線であるため、国土強靱化に向けた橋梁の耐震対策については、しっかりとした対策を講じることが必要だと考えております。

道路整備を取り巻く環境は厳しく、議会としても、「国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書」を9月議会で採択したところであり、国土強靱化を推進するためには、まずは財源の確保が重要な課題です。

一ツ葉大橋を初めとする橋梁の耐震対策には多額の費用を要するとのことですが、料金徴収の終了時期が平成32年2月末と迫ってきている中、県民の安全・安心の確保にかかわることであるため、その対策は急務です。

そこで、国土強靱化に向け、一ツ葉有料道路の耐震対策に早急に取り組む必要があると考えますが、知事のお考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 全国各地で自然災害が相次ぎまして、甚大な被害が発生をしている中、ことし9月には、政府から、国土強靱化に向けた緊急対策を今後3年間で集中的に実施することが表明されたところであります。

台風災害など、先ほど一連の質問でも御指摘があったところでありますが、本県において

も、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中で、自然災害への備えは急務であると考えておりまして、私自身、県民の皆様の生命、安全・安心な暮らしを守るため、道路や公共施設の耐震化を1日でも早く進めていくことは、大変重要な課題であると考えております。

とりわけ、国道218号や一ツ葉有料道路などの主要な幹線道路は、物流面にとどまらず、災害発生時の救急・医療や支援物資輸送等の役割を担う大変重要な道路でありまして、耐震対策の早期実施に向けて、改めて検討する必要があると考えております。

道路の耐震対策には、特に橋梁部において多額の費用が必要になりますことから、それに要する財源の確保が大変重要になってまいります。

このため、一ツ葉有料道路につきましては、今後、どのように財源を確保しながら耐震対策等を行っていくのか、有識者等の意見も伺いながら、有料継続の可能性も含めて、関係機関と協議をしていく必要があるものと考えております。

**○松村悟郎議員** 一ツ葉有料道路は、常々申し上げておりますが、美しい風景が楽しめる県内有数の道路であります。沿道景観の保全はもとより、災害に強い道路とするためにも、その財源は料金収入を確保できる有料道路方式、これはすぐれた制度ではないかと、私は考えております。しっかり検討していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。（拍手）

**○蓬原正三議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

平成30年11月20日(火)

本日はこれで散会いたします。

午後2時48分散会

11月21日（水）

# 平成30年11月21日（水曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 欠席議員（1名）

4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
----	------	-----------------

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一彦
病院局長	桑山秀達
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知博
代表監査委員	高橋幸二
人事委員会事務局長	原田幸二

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。今月5日、宮崎県防衛議員連盟連絡協議会主催によります大会等を、陸上自衛隊霧島演習場と京町温泉で開催いたしました。県からも、郡司副知事、田中危機管理統括監初め、出席いただきました。まことにありがとうございました。

いつもこの壇上からは、えびの市を紹介しておりますが、えびのはいろいろな顔があるんですけれども、その一つに、自衛隊の町という顔というか、状況がありますので、もう御存じではありましようけれども、改めて、その姿を御紹介しておきたいと思えます。

えびのには、自衛隊の関係の施設、基地が3カ所あります。まず、陸上自衛隊えびの駐屯地、ここには第24普通科連隊を初め、その他の自衛隊が所属いたしておりますが、敷地面積が46ヘクタールあります。ここに昭和56年、北海道から移駐してえびの駐屯地として発足したところであります。自衛隊のコア化ということで、現在は約560名が駐屯しているということがあります。我々としては、これを元のフルの普通科連隊に戻してくれという運動をしているところでございます。

2番目が、陸上自衛隊霧島演習場。5日に研修した場所ではありますが、ここは面積が1,100ヘクタール、全体の70%が宮崎県、30%が鹿児島

県の湧水町であります。今は普通は立入禁止で入れませんが、以前は我々が消防団のころ、昭和40年代50年代、野焼きがありまして、自衛隊と共同で野焼きをしました。あるいは、牧草の堆肥ということで、草刈りも自由にできました。また、ワラビ取り等もできたり、ハングライダーの人が遊んだりするところでもありましたが、現在は、基地の中ですから、非常に危険性があるということで、立ち入りができなくなっております。ここには、えびの駐屯地業務隊の管理科から6名が常駐いたしております。そのほか、民間人2人も働いている。これが霧島演習場であります。

それともう一カ所、今度は海上自衛隊になりますが、中央システム通信隊えびの送信所。VLFと言います超長波の電波を、東京から発信したものをこの送信所から流すと。送信だけ、受信はしない。送信して受信をすると、位置がわかるんだそうです。それで、送信だけして、いろいろ自衛隊の任務をするという施設でございます。ここは面積が244ヘクタール、隊員が5名。あとはメンテナンスをするために民間の会社が30名、体制でやっております。鉄塔が8基立っているんです。一番高いのが272メートル、一番低いのが167メートルです。ここの山のもとの高さが約750メートルですので、その高さからすると、約900メートル以上のところから電波を発信しているという状況でございます。

それらがえびの市にある3つの自衛隊の基地であります。それでえびの市は、「自衛隊の町えびの」ということで、いろいろ協力しながらやっているところでございます。

それで、質問に入りますが、まずは自衛隊絡みで質問していきたいと思えます。新田原基地米軍受け入れ施設整備のことについて質問しま

す。知事に質問いたしますが、もう既に、きのうは2人の方から質問がありました。知事は相変わらず、安全保障政策の一環であるから、外交防衛は国の専管事項であるという認識であると、そういう立場で、政治家である知事はその賛否を含めて、そういう面での答弁を明確にされません。できたら、賛成か反対かを含めて、立場をはっきりした答弁を求めたいと思います。

あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

今回の施設整備は、平成18年に日米間で合意をした「再編実施のための日米のロードマップ」に基づくものであり、平成19年には、国と地元2市3町の間で緊急時使用の対応を含め協定が締結されておりますことから、大枠では地元の合意が得られているものと考えております。

しかしながら、具体的な施設の整備内容や規模等については今回初めて示されたものでありますので、まずは国が、詳細な情報提供や丁寧な説明を行い、地元の不安を解消することが必要であると考えております。

外交・防衛に係る問題は、国の専管事項であり、今回の施設整備につきましても、安全保障体制の確保や沖縄県の基地負担軽減など大局的な観点から、国の責任においてなされるものと考えておりますが、私としましては、地元自治体の意向等も踏まえ、その思いを大切にしながら、県民の安全・安心を確保することを最優先に、対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 日ごろの答弁の繰り返しであ

りますが、沖縄の負担軽減をするということで、再編実施のための日米ロードマップに従った、今回は自衛隊の施設整備であるわけですが、やはり、安全・安心を求めているいろいろと説明するということは当然のことですから、それは先頭に立ってやっていただきたい。ただ、それにしても、地元の市町村はきちんと態度を鮮明にしているわけですから、地元はちゃんと理解をするとなっているわけですから、理解をするということは、実質こういう状況だと認めて、いろいろと安全・安心のためにやっている。知事は専管事項であると、ただ認識しているというだけの話ですから、やはりそこは踏み込んでやっていただきたいなど、こう思うんです。賛否を明確にできない理由は何でしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 地元におかれては、国の今回示された具体的な方針につきまして、説明を受けているという合意を形成するプロセスであると考えております。日々、この基地による騒音でありますとか、さまざまナリスクに直面をしながら共存を図っている、その地元の意向を大切にしていってほしいというものが、知事としての私の考えであります。

○中野一則議員 実質的にはいろんな役をされている立場もあられますから、認識というところには、黙認ということも含めて、我々は理解しているんです。ただ、黙認ということは、いろいろと暗黙のうちに認めることにもなりますが、見逃すということにも理解できますからね。だから、そういうこともあって、やはりこのあたりはきちんと自分の態度を示していただきたいなど、こういう気持ちであります。それで、地元への丁寧な説明を求めるということで、さきの知事のコメントには、市町村と連携



をして丁寧な説明を求めてまいりたいということで、この安全・安心については、ただ地元だけじゃなくて、県も積極的に入ってやりますよというふうにも、このコメントは聞こえるんですが、そのとおりの理解でいいんですか。また、そうであれば、県はどういうことをされるのかを教えてくださいたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、日米の共同訓練等の受け入れを、地元の理解を得ながら進めておりますが、県としましては、そのような訓練が行われる際に、安全の徹底ということを国に申し入れているところでありますし、現場に参りまして、その運用等を確認したりしておるところであります。

今回のこの新田原施設整備につきましても、しっかりと丁寧な説明をしていただきたいと申し上げているところでありますし、地元においても、国に対してそのような要望を出しておられると理解をしているところであります。

**○中野一則議員** 賛成の立場で臨んでおられると理解して、次に進みたいと思います。

知事の三選に向けて、いろいろと政策提案がされておりますが、その中に、知事の県民への姿勢ということで、対話と協働ということをされております。それが知事の政治姿勢だということで、これは前回も一緒でしたよね。対話と協働ということは、知事としてどういうことかを、まずお尋ねしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 知事の立場で県政を進めていくに当たりましては、さまざまな立場の県民の皆様の声伺う、これが対話であります。私が直接伺う、さらには職員が組織としてその有用な意見を吸い上げる、そのような姿勢を大事にしながら、協働と申しますのは、県だけで仕事ができるわけではない、国、市町村さ

まざまな団体、県民の皆様と連携を進めていく、そのような必要があるという思いのもとで、対話と協働というものを政治姿勢として掲げているところであります。

**○中野一則議員** 知事のこの説明の中には、県民と同じ目線で、現場主義で、市町村重視の姿勢でということで、対話と協働を説明しておられます。ただ今説明されたのも異口同音だと、このように思います。それで、県民と接する機会が知事は非常に多いと思いますし、我々もいろんな形で知事と接触しますし、また、要望活動なりいろんなことをしておりますが、この要望活動について、ちょっと苦言を申し上げたいなと思っているんです。

我々も知事室に来て何回か接触いたしますが、どうも知事は要望を余り受けたがらないような態度なんですよ。私だけかもしれませんが、一部議員からもそういう声もあります。何か迷惑そうな顔をされたり、対応しても、単なる義務的なやりとりが多いような気がいたします。我々にも要望がいろんなところから上がってきますが、なかなか日程調整がつかないんですよ。この前私が経験したのでは、9月にお願いしたのに、もう来年の1月か2月だと、担当からそういう声。それはどういうことですかと言ったら、何とか要望に入れたんです。ですから、知事が余り接触されたくないのか、それとも職員が余り接触させないようにしているのかどうかわかりませんが、その要望活動に対する対応ということで、お尋ねしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 議員もたびたび知事会議室での要望活動に御参加をいただいていると思いますが、私は必ず、いらっしゃった皆様には心より敬意を表しながら、その具体的な提案

についてしっかり県として受けとめますと、冒頭申し上げているところであります。そして、要望内容に対して、県の考え方を丁寧に説明しているつもりであります。どのような理由をもって、受けたがらないというふうな知事の姿勢が感じられるのか、具体的に御指摘をいただければ、今後、改めたいと考えておりますが、私自身はそのような姿勢で受けとめて、しっかりと県政に反映をさせていきたい、そのような姿勢で今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 よくわかりました。そういう態度で臨まれていることはよくわかりましたが、我々議員を一べつもしていないようなときもありますよ。その辺は、今、にこっとされたような態度でやってほしいなど、こう思うんです。これは知事を取り巻く職員の皆さん方が、うがった考え方ですが、知事になかなか接触させないようなことをしているのかなという気がいたします。過去もいろいろありましたが、そういうことで余り知事と会わせないというようなことになると、いろんな弊害もあろうと、こう思っております。私が経験した中では、なかなか調整がつかずに、やっと知事と面会というか、要望ができる。それで、私も要望のつもりで同席しました。まず部長に要望活動をした。それで知事室に行きました。行った翌日の宮日の知事の動きの欄を見ると、我々は要望で行ったつもりなのに、「表敬」と書いてありました。あることで表敬をしたと、要望が表敬と書いてある。あの宮日への動きの欄は全部職員がペーパーを出すのでしょうか、そんな受け方をされているんですよ。ちゃんと確認してくださいよ。知事はさっきいろんな姿勢を言われましたが、今度は3期目ともなればいろいろと経

験も積まれて、いろんな形でやると思うんですよ。まさか知事室が伏魔殿になるようなことがないように、積極的に要望活動も受けていただいて、そしてまた、県民との接触も積極的にしてほしいということ、要望申し上げておきたいと思います。

次に、人口減少対策について質問していきたいと思うんですが、これも知事の政策提案の第1番目、4つある中の一番トップに人口減少問題に徹底して取り組むということで、それを取り組まれるようであります。長期ビジョンでは、100万人以上は何とかキープするんだということでしたが、今度はそれを少し見直されて、100万人程度ということになっているようであります。しかし、どうもこの長期ビジョンが、知事の政策提案と執行部との調整がなかなか難しいのか、それに合わせるのか知りませんが、見通しは、あくまでも100万人以下になるんですよ。100万人以下になるということ想定した政策転換を、長期ビジョンを立てた方が、僕はいいと思うんです。それはあくまで100万人に頼ると、やはり政策が非常に画餅とは言いませんけれども、余りうまくいかない、成就していかないと思います。ですから、その100万を見通すということについて、知事はやはり固守されるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 現行計画では、平成で言いますと42年、2030年に100万人以上とする目標を定めておりますが、想定以上に人口減少が進行しております。最新の国勢調査等をベースにした新たな人口推計では、人口動態上一定の改善が図られる場合でも、御指摘のとおり100万人をやや下回る推計となっているところであります。

このため、今回の見直しでは、現在、素案の

段階ではありますが、100万人程度を目標とすることで検討を進めているところであります。

人口推計というのは、かなり厳しい、現実的になかなか歯どめをかけることが難しいところではありますが、高い目標を掲げて、できる限りの努力をしていきたい、そういう思いでございます。この目標達成のためには、2030年代までには社会減の解消と合計特出生率2.07の実現が必要となることから、具体的な取り組みについてはアクションプランで検討してまいりますが、市町村とも連携しながら、官民一体となって実効ある施策を推進することで、100万人に近づけられるよう取り組んでまいりたい、そのように考えております。

**○中野一則議員** それで合計特殊出生率を見ても、現在が1.73、これを任期中に1.8台に持っていく。今言われた平成42年には1.9に持って行って、22年後には2.07にする、それを目指すという計画なんですよ。ところが、合計特殊出生率でとなれば、女性の年齢層、15歳から49歳ですよ。この年齢層だけを見ても、現在20万そこそこあるのが、その2.07を目指す平成52年には——22年後ですよ——もう13万弱なんですよ。そのことだけを見ても、今の現人口からそれだけ引いても100万以下になるんですよ。そんな厳しい現実があるから、現実を見据えた長期ビジョンの方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、まさにこの人口推計、我々が持っておりました見通しよりも、特に若い女性の層というものが県外流出が進んでいる、それが実態であります。そのことを踏まえ、今年度は、その女性層にターゲットを置いたU I Jターンの取り組みでありますとか、そういう層に向けた動画の作成など

をやり、そこに力点を置いて、人口維持対策に取り組んでいるところでありまして、今後、長期計画、総合計画を見直す際にも、そういうポイントを絞りながら、より効果的な政策というものに取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 今、この政策の中身をちょっと言われました。長期ビジョンを立てるといっても、政策の中に書いてありますし、知事の政策提案の中にも書いてある。ところが、これはどこも似たようなことをやっている政策なんです。それだけじゃ、2.07の回復は難しい、ましてや人口100万をキープするということは、大変難しいと思うんですよ。もしそれを目指すのであれば、思い切った政策をしてほしいと。100万は守るとすれば、それを必ず守る政策をしてほしい。時間もありませんから、私から言えば、子供をふやさないかんわけですから、出産手当を第1子は300万はやる、2子目は500万ぐらいやる、3子以上は1,000万ぐらいやる。ひょっとすると2.07では人口はふえんのですよ。それより上にしないと、産む人の数が少ないんですから、ふえない。それぐらいの政策をやってほしいということを、これはもう提案としておきたいと思います。よろしく取り組んでください。

次に、外国人就労問題についてお尋ねします。

今、国で一生懸命、国会で審議中でありますが、これは国の人手不足で、出入国管理法いわゆる入管法を改正して、外国人の働き手をふやす環境をつくるということでありまして。それで、宮崎県はどうなのかということをお尋ねしたいと思うんですが、国は平成31年に人手不足が58万人、5年後は145万人にもなると。だから

入管法を改正するんだと言うんですが、これに当てはまる宮崎県は、人手不足というのは何人になるかを、商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本県の人手不足の状況についてであります。本年9月時点の有効求人数から有効求職者数を差し引いた、いわゆる未充足求人数は約9,000人となっております。現時点でも相当数の人手不足が生じているものと考えております。

5年後の見込み数につきましては、推計はありませんけれども、県の総合計画見直しに係る将来推計では、現状のまま人口減少が推移すると、2030年における就業人口は、2015年と比較して約10万人減少すると見込まれております。

これに対応するため、県といたしましては、若者の県内定着やU I Jターンの促進、女性・高齢者等の潜在労働力の掘り起こし、外国人材の活用、A Iやロボットなど技術革新による生産性の向上により、今後生じる人手不足をできる限り埋めていくことが重要であると考えております。

**○中野一則議員** 5年後の明確な数字は出ませんが、入管法の改正ですから、外国人労働者の受け入れ見込み、これは国全体では31年が5万人、5年後は34万人を見込んでおります。では、宮崎県は31年、5年後どうなりますか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 宮崎労働局によりますと、本県における外国人労働者数は、平成29年10月末現在で3,490人です。

現在、国で検討されております外国人労働者の受け入れ人数については、その計算方法が明示されておられませんので、これに連動した本県の人数を示すことはできませんけれども、新た

な在留資格は、従来の技能実習と比較して、就労に必要な日本語能力や技能水準が緩和されており、長期間、日本で働き続けることが可能となります。

今回の制度改正の対象となる産業分野の中には、本県における人手不足分野が含まれておりますことから、外国人の受け入れ実績のある「食料品製造業」「農業・林業」「漁業」などを中心に、さらに外国人労働者が増加するものと考えております。

**○中野一則議員** 増加するという話でしたが、次は具体的に農政水産部長にお尋ねします。現在の農業への外国人の就労者数は何人なのか、そして5年後の見通しがあれば教えてください。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 宮崎労働局によりますと、本県の農林業における外国人労働者は、昨年10月末時点で517人となっております。

なお、お尋ねの農業分野のみでの外国人労働者の数につきましては、公表されている数字はございませんが、聞くところによりますと、林業分野での外国人労働者というのはほとんどいないというようなことも聞いておりますので、先ほど申し上げた数字の大部分が、農業分野での外国人労働者というふうな認識をしているところでございます。

また、5年後の労働者につきましては、先ほどお話がありましたけれども、国で試算している数字というのが、現時点でその方法が明らかになっておりませんので、現時点ではその数字につきましては、本県は持ち合わせていないところでございます。以上でございます。

**○中野一則議員** では、就労者数のうちの農業外国人技能実習生は何名かをお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 本県の農林業における外国人技能実習生は、昨年10月末時点で487人となっております。

これにつきましても、そのほとんどの数字は農業分野の数字というふうな認識をいたしているところがございます。以上でございます。

○中野一則議員 5年後は。

○農政水産部長(中田哲朗君) 5年後につきましては、その数字を推計しておりませんので、現在数字については持ち合わせていない状況でございます。

○中野一則議員 外国人技能実習生、これは農業分野ですが、例えばえびのも6事業者で39名、今、外国から来ております。中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、この5カ国から来ております。そしてまた来年早々には、もう1カ所やる。今やっている6事業者もまだふやしたいと。ほかの人も外国人を雇わざるを得ないという方もたくさんおられます。ですから、将来的にはふえるんだろうなと、国が見通しているとおりでらうなと思えます。それで、さっきは農業への就労者とはということで質問したんですが、農林業と。林業はないということだから、ほとんど農業だろうということでしたが、これは県が把握する必要はないわけですが、やはり雇用とか、農業であれば農業就業者のいろんな推移もあるわけですから、管理もせないかん、農業者も高齢化した、あるいは後継者が少ないということもありますので、やはりこのことも含めて、国に先んじて把握をしていただきたいな、こう思います。よろしく願いしておきます。

次に、硫黄山の噴火に伴う対策についてお尋ねいたします。

まず、農業への対策ということでお尋ねした

と思うんですが、水田が来年からは一部回復するということですが、現状とその回復の見通しを、まずは農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 主食用米、WCS用稲及び飼料用米等の昨年の作付は約340ヘクタールでございましたけれども、本年は、153ヘクタールにとどまったところであります。

来年は、現在行っております既設用水路の改修工事等により、約51ヘクタールの作付増加を見込んでいるところがございます。また、中・長期的対策として、来年度以降実施予定の、ほかの河川や湧水池などの代替水源からの用水確保につきましては、できるだけ早期の利用拡大に向け、地元のえびの市と一緒に、鋭意努力してまいりたいと考えておりますけれども、一定の期間を要するものと考えているところでございます。

なお、現在、川内川の水質が改善しているという状況から、堂本頭首工からの取水を来年から再開可能とするため、水質を監視し、悪化した場合に取水を緊急的に停止するシステム工事に係る関係予算を、今議会にお願いしているところでございます。

今後とも、関係機関と連携し、農業用水の早期確保に全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○中野一則議員 ぜひ回復が多くなるように、よろしく願いいたします。

なお、県を含めて、関係団体で営農説明会をされているようでございますが、農家からもいろんな質問、要望があったと聞かれますが、集約して、どういうことであったかを農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) えびの市の営

農対策説明会が、10月15日から11月2日にかけて、延べ17カ所で開催され、来年に向けた用水の確保状況や代替品目の導入について説明がなされたところでございます。

参加された農家の皆様からは、高齢などにより、米以外の品目はつくれない、水はけが悪く、圃場条件の改善が必要など、さまざまな御意見が出されておりますけれども、いずれの地域でも共通して、米がつくりたいとの要望が強く出されたところと伺っているところであります。

○中野一則議員 米をつくりたいということであるようですが、やはりどうしても回復は長期になると説明されました。この際、営農形態を変えたり、水田作にかわる代替作物の奨励も必要だと思うんです。その辺の指導をすべきだと思うんですが、県はどのような対応をとられるんですか。

○農政水産部長(中田哲朗君) 用水確保が困難な地域におきましても、農地がしっかりと維持され、地域全体で営農が継続されることが非常に重要であると考えているところであります。

このため、このたびの営農対策説明会での意見等を踏まえまして、キャベツ、タマネギ、麦などの代替品目の導入に当たりましては、作業受委託体制の構築といった、農家取り組みやすく、安定的に所得が確保できる仕組みを整えるとともに、水田の汎用化などの基盤整備に向けた話し合い活動の促進が重要であると考えております。

県といたしましては、えびの市を初め関係機関・団体と引き続き検討を重ね、農家への具体的な提案などの対応を進めてまいりたいと考えているところであります。

○中野一則議員 本年度は水稻が作付できな

かった分については、水稻共済金が出ました。ところが来年度は、この水稻共済の対象外だということでありまして、私に言わせれば言語道断だと思うんですけども、何とか出る方法はないのか、またほかに支援する方法はないのかを、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) お話がありましたとおり、来年度の水稻共済の引き受けにつきましては、加入申し込み時に、農業用水を利用できないことが明らかな場合は、共済引き受けは行えないとの見解を国が示しているところであります。

このため、県としましては、農家の所得確保に向けて、産地交付金の対象となる飼料作物などへの転作や、野菜などの収益が期待できる品目への転換を推進していく必要があると考えております。

今後とも、えびの市や関係団体と連携し、農家の皆様に十分寄り添いながら、営農継続に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 米をつくれぬ人には、やはり何かの制度をやっていただきたいなど。そのことの要望活動もよろしく願いいたします。

なお、今回の噴火・白濁で水田圃場整備をしたいという方、地域もあらわれてきました。突発的なことになったわけですから、圃場整備を優先して、何とか新しい方法でできないものかを、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 影響を受けた地域の将来の営農を考えた場合、担い手への農地集積や高収益作物の導入などが図られる圃場整備は、有効な手段であると考えております。

先般、えびの市で開催された中間報告会や、地域ごとの営農対策説明会において、地元農業

者より、これを機会に基盤整備を行っていきたい旨の要望が出された地域もあったと伺っております。

県としましては、圃場整備を行うためには、農家の方々の合意が必要でありますので、地元意向を十分に確認しながら、えびの市や土地改良区などの関係機関と連携し、事業化に向けて、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今回の噴火等で、水田農業に打撃を受けたんですが、関連する業種、いろんなところにその影響が出ました。例えばもみすり業者。1俵ももみすりができなかったという業者もおるわけです。そのあたりへの支援策というものはないものではないのでしょうか。農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 議員御指摘のとおり、水稻作付の断念により、乾燥・調製の作業がほとんどなくなる地域がある一方で、6月補正で措置した「えびの市水田農業緊急支援事業」により、ほかの地域での米の作付拡大を支援し、地域によっては乾燥・調製作業の増加が見込まれたところでございます。

このため、もみすり業者間の作業の融通について、その調整を提案いたしましたけれども、結果的には、要望はなかったところでございます。

えびの米は、引き続き、需要に応じた作付拡大が期待され、一定の乾燥・調製の需要があると思われることから、こういった需要を背景に、もみすり業者間での話し合いを促すとともに、乾燥・調製作業が必要な麦についても代替品目として提案しておりますことから、こういった品目を通した受託作業の拡大についても検討してまいりたいと考えているところであり

ます。

○中野一則議員 次に、観光という面でお伺いしていきたくと思うんですが、えびの高原の回復状況ですけれども、観光者数は4月から10月の前年対比ですが50.9%、国民宿舎の宿泊も56.1%であります。そういうことで、半分までという状況ですが、これはやはり噴火に影響するものと理解すればいいのでしょうか。商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 現時点での状況でございますけれども、予約サイトにおける8月から10月末までの周辺自治体の宿泊状況は、対前年比約30%増となっております。

また、えびの高原の観光入り込み客数も、10月は約3万2,000人ほどまで戻ってきたところでありますけれども、噴火の影響のなかった平成28年と比べますと、54.7%であり、依然として厳しい状況にあると考えております。これは、噴火の影響が色濃く出ているものと考えております。

○中野一則議員 こういうのを「風評被害」と言うんですかね。どうですか。

○商工観光労働部長(井手義哉君) いろいろな情報発信に取り組んでいるところでありますけれども、観光入り込み客数が戻ってこないという部分につきましては、一つは交通が途絶している部分があるというのも大きな原因かと思っておりますけれども、風評被害の一因もあるというふうに考えております。

○中野一則議員 非常に懸念しているんですが、実はあさっては、えびの高原アイススケート場が開くんですよね。それで、これへの影響もあるんじゃないかなと思うんです。何か影響がないような対策はないのでしょうか。商工観光労働部長。

○**商工観光労働部長（井手義哉君）** 県といたしましては、急激に落ち込んでおります霧島山周辺の観光需要を早期に回復させるために、夏休み前から、えびの市など周辺自治体と連携して、集中的に誘客対策に取り組んできたところでもあります。

引き続き、周辺自治体と連携して誘客対策に取り組むとともに、議員がおっしゃいました、11月23日にオープンするスケート場のPRを行うことによりまして、えびの高原の魅力をさらに発信してまいり、観光入り込み客の増につなげてまいりたいと考えております。

○**中野一則議員** 次に、噴火とは直接関係ないんですが、えびの高原の飲料水対策についてお尋ねします。

えびの高原では、2つの水源で水道を管理いたしておりますが、その1つ、宮交が関係しているのが今も断水中であります。宮交の足湯の駅えびの高原、ここの2階のレストランも休業、それからソフトクリームをつくるカフェも休業、一時足湯も休業でした。トイレも使えません。こういう必要な水は、麓から従業員がくんできて対応いたしております。これを県の管理しているものから提供できなかったのかを、環境森林部長、お願いします。

○**環境森林部長（甲斐正文君）** えびの高原の利用者の飲料水は、国立公園整備事業で整備された白紫池・六観音御池給水施設、及び民間事業者が、今議員のお話にありました宮崎交通が整備しました、旧えびの高原ホテル給水施設から供給されているところでもあります。

しかしながら、近年、これらの給水施設が老朽化していることから、断水や漏水といったふぐあいが報告されているほか、硫黄山噴火に伴う立ち入り規制区域に近い場所に浄水施設があ

るため、管理等に支障が出ているところであります。

このため県としましては、現在、環境省などと協議を進めており、抜本的な施設改修計画を検討しているところであります。

今後、関係者等の意向をしっかりと把握した上で、施設改修計画を策定し、事業化につなげてまいりたいと考えております。

○**中野一則議員** ぜひ、早めに抜本的に改修をしていただくようお願いいたします。

次に、福祉行政についてお尋ねします。

戦没者追悼式、これを市町村あるいは地域ごとに遺族会等が中心になったり、市町村が開催しているんですが、県レベルの開催は、宮崎県はしておりません。九州沖縄でしていないのは佐賀県と宮崎県だけです。これを県主催で開催できないものかどうかを、知事にお尋ねいたします。

○**知事（河野俊嗣君）** 終戦から73年が経過をしています。ともすれば戦争の記憶が薄れつつある中で、今日の平和と繁栄の礎となられた数多くの戦没者の方々を追悼し、平和の誓いを新たにすることは、大変重要な取り組みであると考えております。

戦没者追悼式につきましては、これまで市町村や遺族会などの団体によりまして、毎年、県内各地で開催され、定着していることもありまして、県が主催したものとしましては、終戦50周年に当たる平成7年に記念事業として開催したところでもあります。

県主催の戦没者追悼式を行うかどうかにつきましては、これまでもさまざまな御意見を伺ってまいりましたが、これまでの取り組みが定着をしているという意見が多数であったというところであります。平和のとうとさを次の世代に



しっかりと引き継いでいくことができるよう、引き続き、県内各地における開催状況を考慮しながら、戦没者の御遺族の皆様を初め、関係する団体などから幅広く意見を聞いていく必要があるものと考えております。

○中野一則議員 遺族会も高齢化等で会員も減少しております。大変開催しにくい状況にありますが、例えば鹿児島県は、戊辰戦争から大東亜戦争までの戦没者をずっと追悼しております。そういうことも参考にしながら、ぜひ開催をお願いしたいと思います。

次に、社会福祉法人宮崎県福祉事業団についてお尋ねします。この事業団、自立化事業ということでやっているわけですが、純資産もかなり改善されておりますし、人件費率、経費率等も、もう31年の目標もクリアしているんです。ぜひこれを、当初の目的どおり自立化を進めてほしいと、こう思うんです。その達成状況が、私が言ったとおりなのかどうかを、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 宮崎県社会福祉事業団につきましては、平成16年3月策定の「公社等改革指針」以降、県の人的支援や財政支出の見直しを進め、その自立化を図ってきたところでございます。

現在、事業団では、経営計画に基づきさまざまな経営改善努力の積み重ねによりまして、安定した経営が行われておりますが、県退職者が常勤役職員に就任している状況等がありますことから、県関与のあり方につきまして、さらに、事業団との協議を重ね、公社等改革指針の所期の目的である「法人経営の自立化」を促進してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 知事にお尋ねしますが、ちょうど来年度で、自立化を進めて15年という大き

な節目なんです。それで、遅くとも32年度から完全な自立化を知事が判断してほしいなど、こう思うんです。今OB職員が役員職員で派遣されております。これもする必要はないし、議会の経営報告義務も解除してもいいと思うんですよ。ぜひ知事の御判断を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) これまでの経緯のある取り組みであります、この社会福祉事業団が、しっかりとその役割を果たしていく、そのことが大変重要でありまして、それに対して、県としてどのようにかかわっていくのか、しっかりと自立化を図っていくのかというところでありまして、この社会福祉事業団におきましても、本年度からの5年間を計画期間とします第4次経営計画において、「法人経営の完全民営化」を進めることとしておるところでありまして、県としても事業団との協議を重ね、適切に判断をしてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ実現するようにお願いいたします。

次に、教育行政について。

いじめ認知のことについてお尋ねします。これはきのうも質問がありましたから、具体的なことは申し上げませんが、ただ佐賀県と余りにも乖離が大きい。佐賀県の13倍ということですから、これは宮崎県が調査したほうが正しいのか、佐賀県が正しいのか、そのあたりを教育長にお尋ねします。

○教育長(四本 孝君) 本県といたしましては、これまで、いじめの早期発見・早期対応の重要性の啓発を図っておりまして、本県のいじめの認知件数が高かったということは、各学校がいじめを積極的に認知してきた結果であると捉えております。各学校では、アンケート調査

や教育相談、日常的観察など行いまして、さまざまな観点から、いじめを発見することに努めている状況であります。

○中野一則議員 宮崎県の立場はそういうことでしょうか、佐賀がおかしかったのかなという気もいたします。いずれにしても、文科省は公表方法を見直したい。公表方法を見直して、調査方法じゃないんですよね。ですから、その辺のことをどのように理解されているんですか、教育長。

○教育長(四本 孝君) いじめに関します公表方法につきましては、文部科学省に確認をいたしましたところ、今後は、データに説明を加えるなどして、認知件数が多いことが悪いといった誤解を与えないようにすると伺っているところでもあります。

県教育委員会としましては、今後とも、いじめの積極的な認知について、学校を指導してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 いずれまた調査方法等指導があるでしょうか、的確な調査ができるようお願いしておきます。

次に、飯野高校が全国枠募集ということで来年度されるわけですが、えびの市も一生懸命それに対応する取り組みをされつつありますが、県の支援策というものはないものかどうかをお尋ねします。教育長どうぞ、お願いします。

○教育長(四本 孝君) 県立高校初の「全国枠」の導入に当たりまして、まずは、県内外へ制度の浸透を図ることが重要であると考えております。

そこで、県外向けに、チラシやホームページで、飯野高校の特色や魅力、地元えびの市からの学校支援などを積極的にPRしております。また、本県の移住相談会において説明をいたし

ますとともに、連携協定先である神戸市や川崎市を訪問いたしまして、直接、周知について協力の依頼をしているところであります。

一方、県内向けには、テレビやラジオの県政番組を活用した周知を行うなど、さまざまな情報発信に力を入れているところであります。

現在、飯野高校は、地元自治体や企業と連携した地域活動が全国でも高い評価を受けたり、最先端のICT機器を使用した遠隔学習も行ったりしております、これらをより一層充実させるための取り組みを進めているところであります。

県といたしましては、このような飯野高校のよさを伸ばし、地域に密着した教育活動やICT教育のモデルとなるよう、学校の魅力づくりを支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ募集が実現するように、市とも連携して取り組んでほしいと思います。

それから、農業政策についてお尋ねします。

まず家畜防疫対策ですが、岐阜県で豚コレラの2例目が発生しました。2例目は岐阜市の公設の畜産センターで発生しました。また、イノシシへの感染は52例目が出ました。またアフリカ豚コレラが、中国のギョーザで検出されたり、その前は豚肉ソーセージで検出されたりする、そういうこともあるし、また、鳥インフルエンザに対して、県も対策会議を開いて、おとしのようなことがないようにとされております。口蹄疫も忘れてはならないことでもあります。そのあたりの対策は万全なのかを、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) お話がありましたとおり、現在、中国において、有効なワクチンがなく、病原性の強いアフリカ豚コレラが感染拡大しており、また岐阜県では、豚コレラ

に感染した野生イノシシ等が継続して確認されておりますことから、非常に危機感を持って防疫対策の強化に取り組んでいるところであります。

具体的には、養豚農家や関係機関に対し、防災メールや文書等による情報発信や注意喚起を行うとともに、緊急防疫会議等を開催して、農場防疫の徹底を指導したところであります。

また、水際防疫につきましては、国内空港において、旅行者の携帯品からアフリカ豚コレラウイルスを確認した事例も発生したことから、動物検疫所と連携した宮崎空港での啓発キャンペーンや、検疫探知犬による検疫活動等も実施したところであります。

県といたしましては、今後とも、ウイルスを絶対に侵入させない、豚コレラ等を発生させないという強い意識で、防疫体制の強化にしっかりと取り組んでまいります。

○中野一則議員 部長もそういう決意をされました。万が一にも発生させないように、念には念を入れて対策をしていただくように要望しておきます。

次に、畜産加工場の稼働対策についてお尋ねしますが、株式会社ミヤチクの都農工場が、来年3月に完成して、4月稼働するという見通しのようであります。これは畜産物輸出拡大施設整備事業で、いわゆるEUにも輸出できる輸出拠点施設をつくるということで、県も5億円補助してつくっているわけですが、これの処理能力もうんとアップしたわけですが、これの計画では、100%以上を2年後には達成したいという計画があります。それにしても、処理能力に対しては牛が89.3%、豚が92.3%なんですよね。これもやっぱり100%に持っていけないかと思うんですが、そのあたりの対策はいかがなんでしょうか。

農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 現在整備が進められておりますミヤチク都農工場につきましては、全国トップクラスの衛生水準を誇る施設でありまして、その整備は、安全・安心といった本県畜産物の付加価値やブランド力のさらなる向上につながるものと認識しているところであります。

県におきましては、現在、畜産クラスター事業等を活用しながら、地域畜産の中心的な担い手が行う畜舎整備による経営規模の拡大や、ICTによる生産性向上などを推進し、生産基盤の強化を図っているところでございますけれども、このような取り組みが、新工場における処理頭数の確保につながるものと考えているところでございます。

今後、将来を担う畜産農家の育成に努め、県内で生産された家畜を安定的に処理することにより、畜産農家の収益性向上と畜産物の付加価値向上に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○中野一則議員 次に、宮崎くみあいチキンフーズ川南食品工場のことについて質問したいと思うんですが、これも来年の6月完成、7月稼働ということで、これは実に536万羽に処理能力がアップするとのこと。それを3年後には100%処理したいと、こういう計画であります。これの実現性についても、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 県といたしましては、今後とも処理羽数の増加に向け、畜産クラスター事業を活用し、養鶏農家が行う経営規模の拡大などの取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

また必要に応じ、生産者、関係機関と一体と

なって処理羽数の増加に向けた検討も行ってまいりたいと考えているところでございます。

このように、クラスター事業による規模拡大等の取り組みに加え、出荷羽数の増加に向けた使用方法の改善により、目標とする出荷羽数を達成するものと考えているところでございます。

**○中野一則議員** このミヤチクもくみあいフーズも、これは系統の施設なんですけれども、ミヤチクのほうも牛、豚、かなりの増頭をしないといけない。鶏のほうもかなり増羽せんないかんという計画なんですよね。せっかくつくった施設が、宝の持ち腐れというか、赤字経営では、その負担がまた農家に行くわけですから、計画した処理は100%やっていかないかんと思うんです。

先ほど、畜産クラスターを利用して農家を育成すると説明されましたが、具体的に、その農家を育成するというのを県がしなければ、今、懸念したようなことになるだろうと、こう思うんです。具体的な農家育成の支援策とか事業はないんでしょうか、部長。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** 今回の輸出拠点整備事業につきましては、TPPなど農業の国際化を促めた攻めの対策であるというふうを考えております。今後、国内の食肉消費量減少が予想される中で、国際基準に対応した工場での食肉処理を行うことによりまして、安全・安心な畜産物の輸出の拡大や、本県畜産物のブランド力が高まると見込まれております。

このように、付加価値の高い本県の畜産物の販売力が強化されることにより、生産者の所得向上や規模拡大といった安定した畜産経営が図られるとともに、食肉関連産業における高付加価値化等による地域経済の活性化につながるも

のと考えているところであります。

**○中野一則議員** これは、実は漏れ聞いているんですが、なかなか処理を100%するのは大変だということも聞いているんです。かなり腰を入れて、牛の増頭なり、豚の増頭なり、その農家の確保というのをしなければ、稼働率を上げられないと思うんですよ。

チキンフーズについても、以前にも質問しましたが、536万羽ふやさないかんのですよ。そこら辺を系統ともうまく話し合いをして、すばらしい、力強い政策を打ち出して取り組まないと、稼働が大変になると、経営が難しくなると、そのツケが農家に回るということになりますから、そのあたりのことをよろしく御要望申し上げて、質問を終わります。(拍手)

**○蓬原正三議長** 次は、高橋透議員。

**○高橋透議員**〔登壇〕(拍手) 敬愛いたしますえびのの西郷どんの後は、酒谷の山里を守り、ふるさとに生きる高橋透でございます。

「苦境にあっても天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていくことが、これからの私たちの使命です」。7年8カ月前、東日本大震災が起こった直後の2011年3月、気仙沼市の中学校の卒業式で男子生徒が読み上げた答辞でございます。家族を失い、友人を失い、行方不明者もまた多数いたはずです。悲痛の中にあってもしっかり前を向いて進んでいく決意が込められています。人口減少時代に入り、さまざまな課題に、我が国、そして本県も直面しています。苦境にあっても天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていく、支え合う社会をつくっていくことが大事なことを学ばされた答辞であります。

それでは、質問をしまります。

団塊世代が全て後期高齢者になる2025年問題

があります。その団塊ジュニアと言われる1971年から1974年ごろに生まれた方が65歳以上になる2040年問題があります。団塊ジュニアは約200万人いますが、その子供は100万人です。近年の出生数は100万人にも満たず、2040年にはこの世代が20歳代になります。急速な人口減少と高齢化により、公共私それぞれの暮らしを支える機能が低下します。迫りくる我が国の内政上の危機を明らかにした上で、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的として、総務大臣主催の研究会が開催されました。そこで、総務省の研究会「自治体戦略2040構想研究会」がことし7月、複数の市町村で構成する「圏域」を行政主体として法制化することを提言しておりますが、知事は、この提言をどのように考えておられるのか伺います。

あとは質問者席で行います(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

総務省の「自治体戦略2040構想研究会」の報告では、人口減少や高齢化が深刻となる2040年ごろを見据え、複数の市町村による圏域単位の行政のスタンダード化や、圏域連携の困難な市町村に対する県の補完・支援など、新たな自治体行政の基本的考え方が示されたところであります。

県としましても、急激な人口減少社会が現実となる中で、県と市町村、あるいは市町村同士が、地域の実情を踏まえながら、さまざまな分野において広域的に連携することは、住民に適切な行政サービスを将来にわたり提供していく上で、大変重要であると認識しております。

現在、国の地方制度調査会において、総務省研究会の報告内容を踏まえた議論がなされてお

りますので、こうした国の動きを見きわめつつ、県と市町村、あるいは市町村間の連携のあり方につきまして、市町村としっかり議論を行いながら、検討してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○高橋 透議員 歴代知事は、本県の均衡ある発展を目指してこられました。ただ、宮崎市一極集中が進んで県内格差が広がっていることは、現実としてあると思います。しかし、自治体の行政サービスは、どこに住んでいても同水準のものを提供するというのがこれまでの常識でありました。しかし、この平等なサービス・予算の投入については、右肩上がりの時代なら可能ですが、人口減少時代を迎え、同様のことを続けるのは無駄が多過ぎないかとの指摘もあります。2040年を見据えて、これから宮崎をどう発展させていくのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 人口減少が進む中にありまして、本県のさらなる発展を図るためには、都市機能が集積した地域と周辺市町村とが、それぞれの地域の強みを生かすとともに、必要な機能を相互に補完し合いながら、産業の活性化や個性と魅力にあふれる地域づくりを進めることが大変重要であると考えております。

このため、東九州自動車道を初めとします交通網の整備促進を基盤に、地域や産業を支える人材の育成・確保を進めながら、フードビジネス等の成長産業の育成、スポーツ・文化など地域の魅力を生かした観光・交流人口の拡大等に取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、特に中山間地域では、暮らしに必要なサービスの維持が困難になりつつありますことから、集落をネットワーク化することなどにより「宮崎ひなた生活圏づくり」に取り組みまして、医療・介護の連携や人材確保など、

安心な暮らしの確保に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 交通網の整備、本当に県内にとって大事であります。交流人口の増加、大事なことであります。

基礎自治体は、中心地とそれ以外のところでは役割が違ふと思います。役割に応じた補助とか支援というのが大事ではないかという主張もあります。本県26市町村ありますが、それぞれ置かれた立場が違ふと思われまふ。一様にはいかないと思いますが、答弁にありました、集落のネットワーク化による「宮崎ひなた生活圏づくり」に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、福祉・保健・医療対策、1問だけお尋ねします。産後うつ対策というのがあるんですが、厚労省は昨年度、産後うつや新生児への虐待を予防するために、産後2週間及び産後1カ月に体の回復や精神状態を診る産婦健診を実施する自治体に対し、費用の半分の補助する制度を新設いたしました。制度開始に至るまでには、生々しい現状などがあると聞いておりますが、その背景においての県の認識を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 心身の不調を来しやすい産後の初期は、産婦の自殺や新生児の虐待などの原因となる産後うつを発症しやすいため、これを早期に発見し予防することが課題となっております。また、この時期は、産前に行われる妊婦健診と産後3カ月以降に行われる乳幼児健診とのほざまとなる時期でございます。行政側から支援が必要な産婦を把握することが難しい時期であることが指摘されております。

これらを背景として、先ほど議員からお話が

ありましたように、国は、産後2週間から1カ月までの時期に産婦健診を実施することが重要であるという認識のもと、市町村が行う産婦健診に対して、その費用の一部を助成しております。

県としましても、産婦健診は、安心して子供を生み、育てられる社会の実現を目指すために大変重要な取り組みであると考えております。

**○高橋 透議員** 大事な検診なんですけれども、昨年度の実施状況を見てみますと、全国の市町村の4%しか補助を申請していないんですよ。県内では宮崎市と綾町だけでありまして、今年度は4市町が申請をしているようですが、いまだ申請に至っていない自治体は、ございますように2分の1の自治体負担が重荷になっていると思われまふ。この国の産婦健康診査事業に取り組んでいない市町村に対して、県はどのように働きかけていかれるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 国の産婦健康診査事業に取り組むためには、心身のケアや育児のサポート等、きめ細やかな支援を提供する産後ケア事業もあわせて実施することが要件となっております。

この産後ケア事業を実施するためには、産婦に対する心理的ケア、カウンセリング等を実施する保健師や助産師等の専門的な人材の確保が必要となります。

このため、県では、保健師や助産師等の専門性を高めるための研修会を実施するとともに、市町村が産科医療機関等と広域で連携し、限られた人材を有効活用するなど、効率的に産後ケア事業を実施できる体制の構築に向けて、関係者との意見交換を行っているところであります。

このような取り組みを進めまして、市町村の本事業実施に向けて努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 日南市に聞いてみましたら、今年度も要望したらしいんですけど、財政サイドで認められなかったという話なんです。ざっくり400万円の負担らしいです。おっしゃったように、体制の構築とか意見交換をじっくりやられるんでしょうけど、県の4分の1負担なんかを呼び水にして、この制度にしっかり26市町村が取り組めるように、ぜひ努力してほしいと思います。

次に移りたいと思います。観光立県についてであります。

サイクルツーリズム、9月県議会で我が会派の満行議員が質問をしておりますが、このサイクルツーリズムの推進、インバウンド観光戦略として全国各地で今、本当に盛り上がりを見せているところであります。本県においても、受け入れ環境の整備とか情報発信など、取り組みを強化されています。日南海岸におけるさらなるサイクルツーリズムの推進に向けて、ブルーラインや標識などを含めたハード整備についてどのように取り組むのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 日南海岸地域におきましては、サイクルツーリズムによるにぎわいの創出を目的として、国や県、関係市等から成る「日南海岸サイクルツーリズム協議会」が、平成27年に設立されたところでありませう。

協議会では、これまでに、安全で快適な自転車走行をサポートするための標識や路面標示等を設置する試行区間を決定するとともに、その設置方法について検討しているところでありま

す。

試行区間となっております、県道内海加江田線を含む箇所につきましては、関係する道路管理者等とともに、来年度以降整備を進めていくこととしております。

県としましては、自転車活用の推進を図るための基本計画となる「自転車活用推進計画」を、来年8月をめどに策定する予定であり、引き続き関係機関と連携し、サイクルツーリズムの推進に向けて取り組んでまいります。

**○高橋 透議員** サイクルツーリズムは、本県観光にとって本当に大きな強みになると思います。先進地に、しまなみ海道とか琵琶湖1周サイクリングがありますが、滋賀県守山市では、台湾の世界的自転車メーカー「ジャイアント」との連携を実現して、ジャイアントストア琵琶湖守山がオープンしてにぎわっておるようです。ストアはホテルの1階にあって、自転車の貸し出しとか情報発信を担っております。世界中からサイクリストを呼び込む仕掛けが必要ですから、他県におくれることなく、より早い環境整備に取り組むべきだと思っております。

答弁にもありましたように、試行区間整備後の効果を検証して、残り区間の整備をされていくんでしょうけれども、北海道とか東北の三陸、先進地に学んで環境整備が進んでいるようであります。国道220号は国直轄区間ですから、国交省としっかり連携して、とにかく整備を急いでいただくことを要望しておきたいと思いま

す。

次に、農林水産業の振興について順次尋ねていきます。

まず、中山間地の農業をどうしていくのか、どう生かすのか。中山間地は農地が狭いですから効率が悪い、大型機械の導入が難しいですか

ら効率が悪い状況にあります。しかし、豊かな自然環境に恵まれておりますので、安心・安全を最大の強みとして売り出すことが可能だと思っております。農産物の生産工程を管理する国際認証（GAP）があります。農産物のブランド化を目指す「地理的表示保護制度（GI）」などの取り組みが必要と思われま

す。市場のニーズに合わせた農業をどのように研究して取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 中山間地域は、本県の約9割を占め、県土の保全や水源の涵養など、多面的・公益的機能をあわせ持つ重要な地域であります。

一方で、営農に関しては、平地に比べ圃場が狭いなど、生産条件が厳しい地域でもあります。

このため、県におきましては、第七次宮崎県農業・農村長期計画において、「多様な地域特性・資源を生かす地域づくりプロジェクト」を設け、中山間地域の所得向上に向け、市場ニーズに合わせた品目の導入を図っているところであります。

具体的には、夏季冷涼な気象条件を生かした収益性の高いカラーピーマンなどの生産拡大、へベス等の需要のある品目への改植、リンドウなどの新規品目の導入などを進めるなど、地域の特性を生かした農業の推進に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関・団体等と連携し、中山間地域のさらなる農業振興に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 今、へベス等の需要のある改植を進めるというふうに言われましたけれども、今、輸入レモンが高くなっているの

うか、国産レモンとかユズが不足しているというふう聞いております。ハイボールブームですよね、いろいろと需要も高まっているんじゃないかと思いますが、地域の特性を生かした農業のさらなる推進を進めていただきたいと思

います。平成24年から開始しております、みやざき地頭鶏の飼育期間短縮に関する試験研究の状況について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** みやざき地頭鶏の飼育期間は、現在、雄が120日、雌が150日となっておりますが、生産現場でのコスト低減と収益性向上を目的に、畜産試験場において、雌の出荷日齢を雄と同じく120日にした場合の、肉量や食味の違いについて試験を実施いたしました。

その結果、肉量や食味ともに試験的には大きな差が認められず、雌の飼育期間短縮の可能性が示唆されましたことから、現在、生産現場での実証試験を進めているところであります。

**○高橋 透議員** 飼育期間を短縮するということは、コスト低減になります。市場に出回る他の地鶏より比較的、地頭鶏が高いわけですが、価格が下がりますよね。ただ、価格が下がる分は、出荷量をふやすことによって、量で補えばいいわけですが、現状では、みやざき地頭鶏が市場でだぶついているようです。需要が伸び悩んでいると聞きます。

そこで、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画では、平成32年に90万羽の目標設定があるようです。みやざき地頭鶏の生産状況と全国を代表する地鶏の動向はどうなっているのか、また県の今後の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** みやざき地頭



鶏の生産状況につきましては、平成25年度以降、素ひなの供給羽数は70万羽を超えて推移しておりましたが、平成29年度は、飼育農家50戸に対し、約61万4,000羽の素ひなが供給されておりまして、前年度に比べ約13%減少している状況でございます。

また、全国の主な地鶏の動向につきましては、出荷日齢が80日と短い「阿波尾鶏」がここ数年200万羽を超えて首位を継続するとともに、「はかた地どり」も生産が伸びている一方で、出荷日齢の長い「名古屋コーチン」「比内地鶏」はほぼ横ばいとなっている状況でございます。

県といたしましては、これらの産地の動向や消費者ニーズ等も踏まえ、今後のみやざき地頭鶏のあり方につきまして、生産者や関係団体とも十分協議しながら、生産・販売体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 市場は今、厳しい環境にあると思うんですが、阿波尾鶏が80日ですよ。それで200万羽なんですけど、みやざき地頭鶏も100日にできないかという生産者の意見、声もあったりするわけです。ただ、そうすると、食味に差がでてくるんじゃないかと、そういうことも考えられますので、ブランドと区別、もしそうなれば、ブランドとは別個のものになるのかなと思いますので、名称を濁点をとって「みやざきしとっこ」とかですね。そういうふうになったりするのかなと個人的に思うのですが、「みやざき地頭鶏」は食味が命でありますから、今説明がありましたように、今後の生産現場での実証試験にしっかり取り組んでいただいて、飼育日数120日の定着を図っていただきたいと思います。

次に移ります。林地残材対策でありますが、

西日本豪雨に見られますように、ことしも台風、集中豪雨が、本県を含めて全国各地で山腹崩壊あるいは川の氾濫、甚大な被害をもたらしたところでもあります。近年、木材価格の高騰によりまして、高値で伐採が盛んに行われているわけですが、伐採業者によると思うんですけども、伐採後の処理が適切に行われていない山が見受けられます。災害を発生させない林地残材の処理について、県は伐採事業者にどのような指導をしているのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 林地残材の適切な処理は、豪雨等による災害を防止する上で大変重要であります。

このため県では、伐採届の項目に林地残材の処理等を追加し、審査をより厳格化するよう、市町村に対し改めて指導したところでもあります。

また、昨年度から、豪雨等により人家や道路などへ影響を及ぼすおそれのある伐採地の調査を市町村とともにに行い、森林所有者や伐採事業者へ直接指導を行っているところでもあります。

さらに、今年度は、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会が県内各地で開催します、適正な伐採を行うための研修会を支援しているところでもあります。

県としましては、引き続き市町村等と連携して、林地残材の適切な処理について、指導を強化してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。

森林組合が伐採する山はきれいなんですよね。そういうふうによく言われていますが、バイオマス発電がスタートするときに、間伐材を初め林地残材も含めて活用されると期待しておりましたが、現状はそうならないわけです。

よ。そして、伐採の手法も従来と変わりました。従来は原木を伐採後、現場で枝を落として作業して、架線でおろしていたわけですね。今は、伐採後、原木を土場に一旦集めてそこで処理をして、残材は山積みして、中には山積みしたものが谷にそのまま放置してある。それが集中豪雨のときに悪さをするわけですよ。そういったところの指導・啓発をしっかりと行っていただきたいと思います。

次に、木材の伐採が盛んになることによって、木材輸送のトラックも多くなってきております。木材輸送時にトラックの荷台から樹皮が落下をして散乱し——トラックから落下する樹皮だけではないと思うんですが——それを含めて排水溝を塞ぐために、道路の冠水の原因となっているケースもあるとお聞きしております。

また、一部の業者であると思いますが、県内でも過積載で摘発がありました。過積載は重大な事故につながりますので、過積載防止の取り組みは重要であります。木材輸送における杉の樹皮の落下や過積載防止対策について、県の取り組みを環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 木材輸送における樹皮の落下防止や過積載防止など、事業者による適切な輸送は、交通安全の観点からも大変重要であると考えております。

このため県では、素材生産事業者で構成する団体に働きかけを行いまして、会員に対し、木材輸送時の樹皮等の飛散防止対策について注意喚起するとともに、木材輸送トラック等への適正な積載についてリーフレットを配布し、指導を行っているところであります。

また、原木市場を通じ、過積載の防止や運行前の積み荷の点検等を行うことについて、原木

の出荷者に広く周知するよう要請しているところです。

今後とも、関係機関や団体と連携を密にしながら、適切な木材輸送が実施されるよう、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 実は私、10月4日、宮崎から帰るときに、ちょうど台風の襲来で、もうあと20分で自宅に帰れる日南海岸の宮浦というところで通行どめになったんです。初めてらしいです。集中豪雨で宮浦地区が川みたいになった。なぜそうなったかという、実はその前9月30日に台風が来ていて、間隔が狭かった。本来であれば台風の後には道路清掃をして、冠水を防ぐ対策がとれたんでしょうけれども、間隔がなかった。よく聞いてみますと、先ほど言いましたように最近、木材輸送が盛んになっていますから、杉の皮なんかが悪さをして、排水溝が塞がって冠水を促したんじゃないかなんかと言われております。まずは、不要なごみを落下させない取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、漁業権緩和に伴う影響を聞いてまいります。

水産政策の改革関連法案が今、臨時国会に提出をされております。沿岸で養殖業などを営む漁業権は、地域の漁業協同組合などへ優先的に与えられていますが、改革案では、漁業法が定める漁協などの優先規定はなくなって、利用していない漁場では、企業が漁業権を取得できるようになります。漁業権免許の優先順位に係る法定制が廃止された場合、既存の漁業権者にどのような影響があるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 現在、臨時国会に提出されております水産政策の改革に係る

関連法案では、お話がありましたとおり、県の漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止されることとなります。しかしながら、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は、継続利用を優先することとされているところであります。

このため、現在、漁場を適切に利用されている既存漁業者には、影響は生じないものというふうに考えているところであります。

○高橋 透議員 養殖業への新規参入が促進されることになれば、周辺にある定置網の既存漁業に影響が生じることにはならないのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(中田哲朗君) 新たな法案におきましても、これまでと同様、漁業権を免許する際の手続において、県は、周辺の定置網やその他の漁業を営んでいる者、さらには、漁協等の関係者の意見を聞いた上で、漁場計画を作成することとなっております。

今後とも、海区漁業調整委員会を初めとする関係者の意見を踏まえ、既存漁業に影響が生じないよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 使用されていない海域、漁場であっても、そこに新たな養殖業が参入されれば、いわゆる魚道、魚の道が変わるらしいですね。そのことによって定置網に魚が入らない、そういうことが考えられるそうです。今、部長の答弁にありましたように、新規参入の申請があった場合には、漁協等の意見を事前に聞いた上で県が許可をする、こういうことでよろしいでしょうか。確認の意味でお願いいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 先ほど申しましたとおり、漁業権を免許する際には、周辺で漁業を営んでいる者や漁協等の関係者の意見を

よく聞いて対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしくお願いたします。

次に、外国人労働者の雇用状況等をお聞きしますが、農林水産業にかかわらず、多くの産業において人手不足は深刻であります。先ほど中野議員もお聞きになっておりましたが、改めてここで、確認の意味でお尋ねいたします。本県における外国人労働者数、雇用している事業者の数、産業別内訳について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 宮崎労働局によりますと、本県における外国人労働者数は、平成29年10月末現在で3,490人であり、就労事業所数は695であります。

その産業別内訳は、製造業が174事業所で1,643人と最も多く、次いで農業、林業が99事業所で517人、卸売業、小売業が85事業所で257人、教育、学習支援業が63事業所で255人、漁業が45事業所で223人などとなっております。

○高橋 透議員 県内で働く外国人労働者に係る最低賃金法等の遵守状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 最低賃金制度は、法律により、国が賃金の最低限度を定めるもので、使用者は、身体等の障がいの程度により労働局長が許可する場合などを除いて、産業や職種、雇用形態にかかわらず、外国人を含む全ての労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないこととなっております。

このため、県では、宮崎労働局と連携して、県庁ホームページや広報紙、県政番組等での周知広報を図っているところであります。

また、労働局では、関係機関への周知広報や

監督指導等を通じて、最低賃金法の遵守の徹底など、外国人を含めた労働者の適正な労働条件の確保に取り組んでおり、平成29年に実施した定期監督等では、54件の最低賃金違反が認められたとのことではありますが、その内訳について、外国人、日本人の区別は明らかにはされておられません。

**○高橋 透議員** 54件の最低賃金法違反があった。ただ、日本人と外国人の区別が明らかにされていない。その事業所に行けばわかることじゃないですかね。県の所管ではないですから、労働局の問題でしょうけど、以前からよく言われていますけど、表に出ていないだけで、外国人労働者に限らず、最低限の法律を守らない雇用主がいらっしゃるんですよ。今後、先ほども議論がありましたけれども、外国人労働者、分野は拡大していきます。今、国会でもいろいろと議論されていまして、技能実習生失踪問題も取り上げられておまして、その7割弱が賃金に不満があった、だから失踪しているということですよ。私たちが考えないかんの、外国人労働者を安価な労働力として雇用している実態を、正面から向き合って、そこを改善していかない限り、宮崎も外国人労働者を求めるわけですから。宮崎というところは労働環境いいらしいよと、こういう環境にしていかなることを、関係機関としっかり連携して取り組んでいただきたいと思います。

次に、地域防災と交通インフラについてお尋ねしてまいります。

重要物流道路制度の創設を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定に着手されたと伺っております。この新たな広域道路交通計画には地域防災の観点が含まれているのか、計画策定のスケジュールと計画策定の考え方について、

県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 重要物流道路制度は、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が、物流において重要な道路輸送網を指定する制度であります。

また、「新たな広域道路交通計画」につきましては、この制度の創設を受け、主要な都市、物流拠点、観光地等を結ぶ道路交通等について、各都道府県及び国の地方整備局単位で策定するものであります。

策定スケジュールにつきましては、本年7月に、「おおむね1年程度をめどに策定する」と国から通知がされており、本県におきましても、8月末に「宮崎県幹線道路協議会」を開催するなど、国及び西日本高速道路株式会社と連携して、検討を進めているところであります。

また、この計画は、経済活動としての物流だけでなく、観光の振興や大規模災害発生時の代替ルートの確保など、幅広い観点から策定するものであり、議員御質問の「地域防災」についても、検討の対象としております。

**○高橋 透議員** 地域防災の観点からも策定の理由づけになっているということです。そこで、まだ尋ねていくのは、これまで幾度となく質問してまいりました、日南海岸を縦走する国道220号鶴戸地区と北郷地区を結ぶ道路、市道富士郷之原線のみであります。当路線は幅員が狭い上に見通しが悪く、さらに脆弱な地質で、豪雨時はのり面崩壊、路肩決壊、落石等にたびたび見舞われておまして、迂回路としての機能が十分確保できていない状況にあります。

本県の道路ネットワークを見てみますと、他の地域はおおむね網目状になっております。この鶴戸地区は、横に抜ける道路、しっかりとし

た横軸がありません。つきましては、鶴戸地区住民及び観光客の「命の道」、県南地域の観光振興、防災対策の強化に必要な横軸路線である日南北郷インターチェンジと鶴戸を結ぶ道路整備はできないのか、3期目に向けて、県南地区の重要課題の一つとして掲げていただくことができないものか、知事に見解を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 日南北郷インターチェンジと鶴戸地区を結ぶ道路につきましては、現在、県が管理する道路がないということでありますとか、地形が急峻で地質も脆弱であります。整備に多額の費用を要しますことから、その整備に向けては、さまざまな課題があると認識をしております。

日南北郷インターチェンジと鶴戸地区を結ぶ道路としましては、東九州自動車道や、日南高岡線、益安平山線などを經由して国道220号を利用するルートが主なものとなります。

このルートのうち、未改良区間が残る益安平山線について整備を進め、本年1月に全線が改良済みとなったところであります。

また、国におきましては、異常気象時におきます通行規制区間の解消などに向けまして、国道220号の宮崎市小内海から日南市富士間における、トンネル整備などの防災事業を実施されております。県南地域の観光振興や防災機能の強化のため、引き続き、東九州自動車道の整備や、国道220号の防災対策の推進につきまして、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 益安平山線についてはありがとうございました。

さまざまな課題があることは、私も十分承知しておりまして、今月10日に、日南学園高等学校が主催いたします票育プロジェクトに出席す

る機会がありました。「未来の交通をどうする」というテーマで政策を議論する模擬市長選挙がありまして、3名の高校生が立候補しました。それぞれが交通政策を発表しました。立候補者の一人が富士郷之原線の整備を掲げて、観光振興及び大災害に備えるべきだと訴えたところです。その整備手法が、JR日南線の日南海岸の伊比井から北郷へ抜ける谷之城トンネル、九州の在来線で4番めに長いトンネルなのですが、このトンネルを道路として活用して整備する案だったんですね。ということは、JR日南線は廃止ですから、これはちょっと私は受け入れられないわけで、この立候補者は落選いたしました。私が感心したのは、地元の高校生も、鶴戸地区住民及び観光客の「命の道」ということ、県南地域の観光振興、防災対策の強化に必要な横軸路線の道路整備が必要なことをしっかり考えていたんだなということであります。どうか知事、3期目の政治課題として重く受けとめていただきたいと思います。

最後の項目になります。教育・文化振興についてであります。

これまでも質問がありましたが、「日本一の読書県」は、数値目標とか具体的な指標が明確ではなくて、わかりづらい面があります。

「日本一の読書県」とはどのような姿を目指されているのか、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 読書は、県民がみずから学び、みずから考える力をつけ、豊かな人生を生きていく上で欠くことのできない大変重要なものであります。

県では、総合計画に掲げる「未来を築く新しいゆたかさ」の実現や、これからの本県の地方創生を支える人材づくりを目指す上でも、読書は不可欠なものであると考えまして、子供から

大人まで、全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」を目指しているところでございます。

宮崎県では、どこに行っても本がある、大人も子供も読書をする姿が至るところで見られ、県民の心の豊かさにつながっている、そのような姿が「日本一の読書県」の姿であると考えております。

**○高橋 透議員** 県民から施策が見えないという指摘もあります。どのような取り組みを進めてこられたのか、成果も含めて教育長に伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 県教育委員会では「日本一の読書県」を目指して、環境整備、人材育成、啓発の3つの観点から、さまざまな取り組みを進めてきているところであります。

その取り組みの一つとして、県立図書館では、全国でもトップクラスの図書配送システムを構築したところでございます。

利用者に本が届くまでの日数を、最長10日から2日へと大幅に短縮し、新システム導入後は、利用が約5割増加しております。

また、学校においては、一斉読書や読み聞かせなど、読書活動を継続して推進してきており、全国調査の結果からも、読書が好きだと答える児童生徒の割合が徐々にふえる傾向にございます。

このような取り組みによりまして、県民の読書に対する関心が高まってきていると感じており、引き続き取り組みの充実に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 言われましたように、図書配送システムの利用が5割増加したとか、読書が好きだという児童生徒の割合がふえる傾向にあるというのは、確かに成果として捉えていいと

思います。しかし、そのことで「日本一の読書県」と言っているのか、疑問があるところなんです。

例えば、子供の読解力が向上したとか、県民一人当たりの図書貸出数が日本一になったとか、こういうふうに具体的に示していかないと、例えば施策の見直し、こういったときに、事業費のあり方の根拠を示せるんですかということをお願いしたいんですよ。「日本一の読書県」を目指すさまざまな施策に今後必要な予算確保があると思うんですね。根拠を示さずして財政当局を説得できますか。そういうことも考えていただいて、御一考をお願いしたいと思います。

次に、教職員の勤務実態及びその抜本対策についてお尋ねします。教職員の勤務状況について、どのように把握し、どのような対策をとっているのか、進捗状況を教育長に伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 教職員の勤務状況の把握につきましては、現在、多くの学校で、教職員が出退勤時刻をパソコン入力することにより行っているところでありますが、さらなる的確な勤務状況の把握に向けた取り組みが必要であると考えております。

このため、本年8月に、市町村教育委員会、学校、PTA、スポーツ団体等の関係者を委員とした「学校における働き方改革推進協議会」を設置いたしまして、その中で、ICTを活用した、客観的に勤務状況を把握するシステムの構築について、現在、協議を重ねているところでございます。

また、把握いたしました長時間勤務の状況につきましても、各学校の実態に応じて指導を行うよう、市町村教育長会や校長会等のさまざまな機会を通して、管理職への啓発や教職員の意

識改革に努めているところでございます。

今後とも、教職員の勤務状況をしっかりと把握し、業務の改善や見直しなど、長時間勤務の縮減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** さらなる的確な勤務状況の把握に向けた取り組みが必要だと言われましたけれども、教職員一人一人、個々の勤務実態を正確に把握する手段については、具体的な説明がなかったようです。

私が6月議会に質問した際に、タイムカードの導入等、そういったところに教育長も触れられたと思いますが、今後どうされるのでしょうか。

**○教育長(四本 孝君)** 国が示しました勤務時間の客観的な把握の方法につきましては、ICTの活用やタイムカードなどによるものとされているところであります。そこで、本県におきましても、タイムカードの導入も含め、さまざまな方法について検討を行い、現在、パソコン上でクリックするなどの方法で勤務時間を客観的に管理するシステムの構築について検討を進めているところであります。

**○高橋 透議員** とにかく一人一人の正確な勤務時間を、しっかりと校長が把握することですよね。そこはやっぱり、しっかりと今後取り組んでいただきたい。聞くところによりますと、臨時的任用職員、あるいは非常勤も勤務実態は正規の方と変わらないと聞いております。公務の職場だからいいというわけじゃなくて、民間だったら5年経過すれば正社員にせないかんのですよ。でも、公のところはそこは免除されているわけですよ。そういう意味では、臨時的任用職員、非常勤のところもしっかりと目配りしていただくことをお願いしておきます。

最後の質問になると思いますが、服部植物研究所が県文化賞を受賞いたしました。そして、先日は研究所を建造物としての国登録有形文化財に登録するよう答申が出されたところです。また、8月28日には、日南市北郷町の猪八重溪谷が、県内で初めて「日本の貴重な苔の森」に選定されました。重ね重ねの受賞は大変喜ばしいことであり、御尽力いただきました関係各位に、心から感謝、御礼を申し上げます。

11月5日の県文化賞授賞式での挨拶にもありましたが、研究所の知名度不足を言われていました。私も2年前の質問で、服部植物研究所が貴重な研究機関であることや、服部博士の功績を県民に広く知ってもらう取り組みを申し上げたところであります。まずは、子供たちに知ってもらうことが大事です。

そこで、小中学校において服部植物研究所の知名度を高めるために、県教育委員会としてどのように取り組むのか、教育長の考えを伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 服部植物研究所は、本県のみならず、国際的な学術振興に寄与されてきた研究機関であることに加えまして、設立者である服部新佐博士の生きざまから、子供たちが、自分の夢を実現するために努力することの大切さを学ぶことができるなど、教育的にも貴重な施設であると認識をしております。

県教育委員会といたしましては、県内全ての小学校に配付しております社会科副読本に、本研究所の概要や博士の功績について掲載するなど、本県の子供たちへの周知について検討してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 「みやぎき百一人」というリストがありますが、ここにしっかりと服部新佐博士は紹介されているわけで、これを学校に活用

すべきだと思いますが、教育長の考えを伺います。

○教育長（四本 孝君） 県が平成11年に発行いたしました、「みやぎきの百一人」につきましても、本県の礎を築いた先人たちの思いや知恵を学び、自己の生き方について考えることや、地域に誇りと愛着を深め、郷土愛を育むために有効な資料だと考えております。

そのため、先ほど申し上げました社会科副読本や、県教育委員会が運営するホームページ「教育ネットひむか」に百一人のお名前を掲載するなど、本県の子供たちへの周知について検討してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 子供たちも、余りこの研究所を訪れていない、特に市外になると、ことし木花小学校の子供たちが10人ぐらい来たとかおっしゃっていたぐらいで、余り活用してくれていない実態がありますから、今後、教育委員会としても、しっかりと県内に幅広く紹介をしていただきたいと思います。

この服部植物研究所と県総合博物館の連携について、お伺いしてまいります。

県総合博物館の今年度予算は1億4,952万円です。その大半は管理運営費であって、事業費は特別展費や博物館講座等に1,500万円強、調査研究費や資料収集費はわずか500万円弱です。学芸員の人的配置についても、さまざまな課題があると推察されます。

その意味では、服部植物研究所と連携して研究所を有効に活用することによって、各種の研究に貢献できるのではないかと私は思います。

県総合博物館は、これまで服部植物研究所とどのような連携をしてこられたのか、また、服部植物研究所を県総合博物館の分館として位置づけることはできないのか、教育長に伺いま

す。

○教育長（四本 孝君） 県総合博物館におきましては、これまでに服部植物研究所の協力を得た展示会の開催や、研究所の方と共同で野外調査などを行ったところでございます。

議員から御提案のありました、県総合博物館の分館としての位置づけにつきましても、当該研究所が県立の博物館としての性質・役割を担える施設であるかどうか、また、その研究成果・内容を、県の教育機関としてどのように活用していくのかというようなことを検討した上で、考えていくことになろうかと考えております。

○高橋 透議員 高知県に牧野植物園があります。牧野博士が、そもそも私財をなげうってつくられたものを、昭和33年に高知県立として顕彰するために、施設を位置づけたということですが、服部植物研究所の片桐所長が、知事も覚えていらっしゃると思いますが、県文化賞授賞式で言われていました。今回の団体としての文化賞の受賞は、県として研究所を応援していただくメッセージとして受けとめたい、そういう挨拶だったと思います。服部植物研究所を県立とはしなくても、せめて県総合博物館の分館として位置づけていかれるよう、知事の3期目の重要施策の一つとして掲げられるようお願いいたします。知事に明確な答弁を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 3期目に向けて練り上げるべきさまざまな施策について提案をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

服部植物研究所が今回、県文化賞受賞されたこと、そして、その建物も文化財として評価をされたこと、これは、県民の皆様にも、このすばらしい世界で唯一のコケの研究所というのを知っていただく非常にいい機会であるというふ



うに受けとめておるところであります。

議員から御提案のありました、県総合博物館の分館としての位置づけにつきましては、先ほど教育長がお答えしましたとおり、この研究所の県立の博物館としての役割、活用など、検討の必要があるかと考えておるところであります。

今、県の美術館が、県内にあります他の3つの美術館と連携しながら、さまざまな情報共有をして、発信をしていく、連携をしていく、そのような取り組みが進められているところでありまして、これまで以上に連携しながら、ともに発信をしていくと、そのような展開というものを考えられるのではないかと考えております。

**○高橋 透議員** 知事は、県文化賞授賞式の挨拶の中で、研究所の知名度を高めるために——そうだったと私は受けとめたんですが——「アトランタ五輪の谷口浩美選手にコケを持ってもらって、こけちゃいました」と言ってもらったらどうかと、そんな大きなひねりを入れられましたが、それでは知事の大好きなチョコちゃんに怒られますよ。3期目を控えていらっしゃるから、こけないように、服部植物研究所の知名度を高めるために私と一緒に貢献していこうではありませんか。

全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○蓬原正三議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後1時0分開議

**○外山 衛副議長** 休憩前に引き続き会議を開

きます。

次は、井上紀代子議員。

**○井上紀代子議員〔登壇〕** (拍手) 県民の声、井上紀代子です。多くの皆様に傍聴いただき、感謝いたします。通告に従い、一般質問をいたします。

T P P 協定交渉に日本が参加して5年が経過しましたが、ついに12月30日に発効されることになりました。

この間、T P P 協定交渉からのアメリカの離脱やE Uからの英国の脱退等、自国第一主義を宣言する国が増加する中で、統一ルールに基づくグローバルな経済圏の構築を目指すT P P 協定のイメージは、当初の農林水産業等を圧迫する悪役から随分と変わり、自由貿易を守る公平なルールづくりへとよいイメージが広がっているような感じを受けます。

しかしながら、T P P 協定自体はアメリカが抜けただけで、貿易関税の撤廃や投資・知的財産の保護など、幅広い分野での自由化を目指す本質は変わっておらず、我が国の経済や国民生活に大きな影響をもたらす協定であることは何ら変わりありません。

また、来年2月には、E UとのE P A協定の発効も見込まれ、5月には新しい元号に改まり、10月には消費税が10%になります。

このように、来年度は、県民生活や本県産業の屋台骨を揺るがしかねない制度改革が続きますので、私たち県議会も執行部も大いに気合いを入れて、明確な施策を打ち出していく必要があります。

この大変な時代を前に、河野知事は3期目を目指されます。

以前、知事は、宮崎県は「子育て日本一」を目指すと言われました。すばらしい目標だと思

います。

私は、全ての施策を「子供ファースト」の視点から見つめ直し、県が目指すべき姿をしっかりと描くことで、本格的な人口減少社会の中にあっても、実効ある地方創生や働き方改革を進めていけると考えています。

そのためには、専門分野でのプロ意識を持った県職員の育成を図るとともに、女性や障がい者や高齢者なども施策の推進に参画できるオール宮崎での推進体制が必要だと考えます。

そこで、この大きな変革の波を乗り越えていく施策を実現していくためには、県職員一人一人が意欲を持って業務に取り組むことが必要と考えますが、知事が求める職員とその育成について伺います。

また、施策の具現化には女性の力が大切ですが、女性が活躍できる社会づくりについて、知事の考えを伺います。

壇上での質問は以上とし、あとは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、職員の人材育成についてであります。

県職員には、日々の業務を処理するだけでなく、アンテナを高く、社会経済情勢の変化や地域、現場の実情等を把握した上で、本県の将来を見据え、今何をなすべきかを考える、そういう心構えや資質が必要であると考えております。今、グローバル化やさまざまな制度改正の御指摘がありました。変化への機動的な対応、これも大変重要なことであると考えておりますし、将来を見据えて長期的な視点で取り組んでいく、粘り強く取り組んでいく、この姿勢も大事ではないかと。先日、テクノフェア等が開催されました工業技術センター、食品開発セン

ターを訪れたところでありますが、SPGのシラス多孔質ガラスの研究、さらにはチョウザメの30年かかった開発、宮崎牛など、長年にわたって蓄積をされて積み上げてきた、そのようなものもあるわけであります。

このため、各種研修の充実や職員提案制度などの実施によりまして、挑戦する意欲を喚起し、チャレンジ精神に富んだプロ意識の高い職員の育成に努めるとともに、一人一人が持てる力を十分に発揮できるよう、風通しのよい職場環境づくりを進めているところであります。

私自身も、折に触れ、全職員向けにメッセージを発信しますほか、機会あるごとに職員と直接意見を交わし、私自身の思いを伝え、やる気を引き出すよう心がけているところであります。

今後とも、全ての職員が、私とともに県政の推進に邁進できますよう、職員の士気高揚に努め、意欲と能力にあふれた職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、女性が活躍できる社会づくりについてであります。

豊かで活力ある県づくりを進める上では、女性がその意欲と能力を生かしながら、社会で活躍できる環境を整えることが大変重要であるとと考えております。

海外へ出張した折など、特に担当者として、また責任者として女性の管理職などが出てこられる場面が多く、まだまだ日本はその面ではおこなっているのではないかなと実感する機会があります。

審議会などで、さまざまな分野で活躍する女性からいろいろなお話を伺っているところでありますが、農林水産業、さらには建設業、さまざまな場面で、女性の活躍というものが徐々に

広がりつつあるなという手応えも感じているところでもあります。またそれが、単に担い手不足を補うための活躍というような視点ではいけないと考えているところでもあります。

現段階では、男女の固定的役割分担意識はまだ根強く、家事や育児などについては、いまだに女性の負担が大きいなど、解決すべき課題が残っている現状があります。

現在、「第3次みやざき男女共同参画プラン」に基づく取り組みを行っているところですが、日本一子育てがしやすい環境づくりや、男性中心の働き方の見直しなど女性が活躍できる環境づくりを進めることで、女性はもちろん男性も生き生きと働き、ともに活躍する宮崎の実現に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

**○井上紀代子議員** 組織が生きるも死ぬも人次第だと思っています。

働き方改革が声高に叫ばれますが、形だけの改革ではなく、仕事に対して高いモチベーションを持った職員が評価され、達成感を抱きながらさらに新しいプロジェクトにチャレンジできる職場づくりが大切だと思います。職員の育成についても、プロ意識を醸成、育成するために、国、企業、海外と学ぶ場所もグローバルに取り組んでいただきますよう、要望しておきたいと思います。

次に、障がい者雇用についてお伺いいたします。

中央省庁の障がい者雇用の水増し問題は、障がい者雇用に対する中央省庁の意識の低さが泥縄式に露呈していく状況となっています。

県組織においても、少ない職員定数で県民サービスを展開していくためには、障がい者を配置できない職場も少なくないことが、現実な

のだろうと思います。

そこで、本県では障がいを持つ職員をどのように配置しているのか、また、今後、雇用する障がい者の配置をどのように進めていくのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(畑山栄介君)** 障がいのある職員の配置につきましては、これまで、本人の希望・適正を踏まえるとともに、障がいの種類やその程度などに応じて、職場までの通勤手段や職務の内容、さらには、職場環境も十分考慮しながら行ってきたところでもあります。

具体的には、職場までの公共交通機関の有無やその種類の確認を初め、肢体の不自由や聴覚障害など障がいの種類に配慮した、業務への配置や職場環境の整備に努めてきたところでもあります。

今後の配置に当たりましては、障がいの特性を踏まえた、業務内容の検討や働きやすい職場環境づくりを一層進め、職域の拡大を図ってまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 企業においては、障がい者雇用の推進施策として、障がい者雇用に配慮した特例子会社の整備が認められています。

県組織においても、採用した一人一人の障がい者が希望するキャリアデザインを具体化していけるよう、特段の配慮が必要だと考えております。

そこで、障がい者雇用の受け皿となる組織の明確化、受け入れ体制や資質向上対策の整備について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(畑山栄介君)** 障がい者雇用を推進するに当たりましては、障がいのある職員が、公務を遂行するに当たって、その有する能力を十分に発揮できるよう、障がいの特性に配慮した職場環境づくりを進めることが大変重要

であると考えております。

したがって、例えば、職場内の机等の配置の工夫や、移動に支障となる物を通路に置かないなどといった、移動の負担の軽減、こういったものを図ったりですとか、休暇・休憩の取得に際して、通院や体調に配慮するなど、障がい者の状態等を考慮し、適切に対応する必要があります。

中でも、本人のプライバシーに配慮した上で、各所属において他の職員に対し、障がいの内容や必要な配慮等を説明し、周囲の職員一人一人が、その特性に関する正しい知識の習得や理解を深めることが何より重要であると考えております。

今後とも、職員個々の障がいの状態や職場の状況に応じて、適切な配慮を行い、ハード・ソフト両面において職場環境を整えることで、障がい者の雇用を推進してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 障がい者対策というのは、ヘルプからサポートそしてアシストと変わってきました。

現在では、「WITH 共に」という概念にまで来ることができました。県の障がい者雇用における職域拡大は大いに期待をしています。この言葉を決して私は忘れないでいようと思っています。

そのためには障がいに対する理解が必要であり、「WITH 共に」という姿勢が具現化すべきだと考えています。数合わせでごまかすことは決してあってはならないことだと思います。

議員調査などでさまざまな都道府県に行きますが、本県の県職員定数は他県と比較してかなり少ないのではないかと感じております。

行財政改革はしっかりとめり張りをつけて推進していく必要がありますが、仕事の流れが異なる障がいを持つ職員を仲間として受け入れていくためには、職員定数をふやしていく見直しも必要ではないかと考えております。

県執行部の英断を要望しておきます。

次に農政問題で、農政水産部長にお答えをお願いいたします。

T P P 協定対策ですが、国の影響試算では、この協定の発効による影響は、ミカンやカボチャ、ジャガイモ等の野菜、カツオ、マグロ、杉材等が限定的ながら影響があり、牛肉と豚肉、牛乳、乳製品の価格下落や、長期的には関税引き下げの影響ありとされています。

全共で3大会連続日本一を獲得した宮崎牛は、輸出においても「JAPAN Champion Beef」として、圧倒的なブランド力を発揮して売り上げを伸ばしています。

課題は、輸入品との品質差が余りないとされている豚肉への影響です。

本県は全国第2位の豚の生産県であり、「きなこ豚」や「観音池ポーク」「おいも豚」などのようにさまざまな銘柄豚が生産されており、県外の方にも自慢できる味に仕上がっていると思っています。

そこで、県が推進している「宮崎ブランドポーク」の選定基準について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** 宮崎ブランドポークにつきましては、従来のブランドでありましたハマユウポークが口蹄疫により途絶えたことから、平成25年度に新たに県商品ブランドとして認証しているところであります。

その認証基準につきましては、まず、生産履歴の記録や飼養衛生管理基準を遵守した「安全

・安心な豚肉」であること、次に、飼料や飼育方法に特徴のある「多様で高品質な豚肉」であること、最後に、生産者と販売者及び食肉処理業者との「契約取引により販売」されていることの3つの条件を満たしているものが、宮崎ブランドポークとして販売をされております。

現在、宮崎ブランドポークには、消費者ニーズの多様化に対応して、例えば飼料等にこだわった「おいも豚」を初め、個別農場で生産される銘柄や広域的に生産されている銘柄など、16銘柄がございます。

**○井上紀代子議員** 実は私は豚肉が大好きで、基準値を超えるほど食べてしまい、現在ではアレルギーが出る状態になっております。豚肉はどれでも同じではなくて、飼料によって確実に味わいが変わります。基準については、もっとデータ分析をしていただければ、次の展開があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

また、本県の豚肉の課題は、例えば日本一の生産量を誇る鶏肉であれば、「炭火焼き」とか「チキン南蛮」等がありますが、水産であれば、地域が主体となって「カツオ炙り重」や「ぶりプリ丼」等の御当地メニューづくりが進められています。

豚肉にも本県を代表する御当地メニューがあるとよいのになと考えています。

6次産業化に取り組んでいる養豚農家の中には、メンチカツを年間200万枚以上売り上げ、高齢者介護用の商品まで開発している方もおられます。

海外でも戦える本県の豚肉ブランド力強化と、宮崎ならではの豚肉食文化の創出に向けた今後の取り組みについて、部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 宮崎ブランドポークの販売戦略ということだと思いますけれども、県内外における認知度向上や販路・消費拡大を目的に、さまざまな取り組みを行っております。具体的には、メディア等を活用した情報発信や指定店でのフェア等の開催、多種・多様な銘柄豚の特徴を生かした商談等による契約取引の推進、指定店の拡大や消費者が参加できる各種イベント等の開催などに取り組んでいるところでございます。

その取り組みの一つといたしまして、本年9月、宮崎市内で女性をターゲットにしたイベントが開催され、約300名の参加者の方々が14種類の豚肉料理を楽しまれたところであります。私も参加させていただきましたが、参加者の方から高い評価の声を直接伺い、宮崎ブランドポークの消費拡大等の大きな可能性を実感したところでございます。

今後県内外において、このようにターゲットを明確にした取り組みを積極的に進めるなど、戦略的に認知度向上と販路拡大に努めてまいりたいと考えているところであります。

**○井上紀代子議員** マンゴーを初めとしまして、本県の食のブランド化の取り組みは、試験研究の成果を産地づくりに結びつけていくことで、他県の追随を許さない産地をつくってききました。

これからは、農山漁村の人口が大きく減少する中で、ブランド産地を維持し、さらなる差別化に向けた新しい付加価値が求められています。

この激動の時代を生き抜いていくため、本県農林水産物の国内外でのブランド力強化をどう展開していこうとされているのか、郡司副知事にお尋ねいたします。

○副知事(郡司行敏君) 完熟マンゴー「太陽のタマゴ」や「宮崎牛」「宮崎キャビア」さらには、ただいま御質問のありました「宮崎ブランドポーク」に代表されます、本県農林水産物は、他県にはない高いポテンシャルを有しており、その価値を生かすしっかりとしたものづくりと攻めのPRが、大変重要であると考えております。

さらに、本県では、全国トップクラスの残留農薬検査体制を基盤に、農産物の栄養・機能性にも着目し、国内外で高まる健康志向のニーズにもいち早く対応するなど、他県に先駆けた取り組みも展開しているところであります。

これらの「宮崎ならではの強み」を生かし、知事や私が先頭に立ち、国内外を問わず、あらゆる機会を活用し、生産者のものづくりに込めた熱い思いとともに、積極的なPRを行ってまいりたいと考えております。

農業を取り巻く情勢はまさに激動の時代であります。 「変化が起こっているときこそチャンスである」と捉え、関係機関・団体、生産者と一体となって、本県農林水産物のさらなるブランド力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は4月にイタリアへ行ったんですけど、ミラノを通るたびに、あのときの食博のことが忘れられません。あれは本当に、私ども宮崎県にとっても大きな大きな出発点だったと思います。海外で、宮崎の名前を、ブランドを発信したのは、あのときが最初ではないのかなと思っています。イタリアは、そういう意味では、いろんなものが本当に丁寧にまだまだ残っているところでもありますので、またイタリアには行ってみたいと思うところで

次に、林業振興についてお伺いいたします。

これまで林業は、森林所有者と伐採事業者、造林事業者はもとより、木材加工事業者等とも連携しながら山を守ってきました。

近年、木材輸出やバイオマス燃料等の木材需要の伸びに伴い、本県の伐採量はここ10年で1.4倍に伸びるなど、山に活力が戻ってきた感じを受けています。

その一方で、誤伐・盗伐や未植栽林の増加など、さまざまな課題も浮き彫りになってきています。

このような中で、県では各地域に「山会議」と呼ばれる協議組織を立ち上げ、今後の地域林業のあり方や担い手の育成対策等の検討に着手されています。

そこで、各地域の「山会議」において、担い手の確保・育成に向けどのような検討が行われているのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長(甲斐正文君) 昨年度設置しました県、市町村、林業関係団体等で構成する「山会議」では、「適正な森林管理」「再造林対策」「林業担い手対策」の3つを重点的なテーマとして、取り組みを進めているところであります。

そのうち林業の担い手の確保・育成の取り組みにつきましては、県内の7つの地区協議会において、小中学生や高校生等に対する林業の魅力伝える体験学習や、来年度開講する「みやざき林業大学校」のPR、伐採・再造林一貫作業の事業者連携などに取り組んでいるところであります。

また、林業の労務負担軽減のためのドローンを活用した苗木運搬の実証実験なども開始しており、今後の事業化等も検討していくことにし

ております。

今後とも、山会議を通じて、地域の実情に応じた担い手の確保・育成の取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** これからの山の主要課題は、再生林の推進です。このため、今後育成すべき山の事業者は、伐採と再生林を一体的に行う一貫作業事業体や、これらの作業を連携して行う連携事業体であり、これらの事業体に施策を集中していく必要があります。

本県の伐採と再生林の一貫作業事業体や連携事業体数の推移と、これら事業体が伐採・植林作業に占めるおおよその割合について、環境森林部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 伐採後直ちに造林を行う一貫作業システムは、伐採作業で使用した機械を造林に活用し、作業軽減や低コスト化を図るとともに、コンテナ苗の活用により年間を通じた植栽を可能にするなど、再生林を進める上で極めて有効なものであります。

このため県では、平成27年度から作業方法や歩掛かり等を検討するための実証事業に取り組み、その成果について、山会議等での研修会を通じて普及に努めてきたところであります。

また、今年度から国の事業を活用し、森林組合を中心に100ヘクタールで一貫作業を実施しているところであります。今後は民間の素材生産事業体へも事業を拡大する予定であります。

一貫作業システムの導入は、再生林の推進に大きく貢献しますことから、本システムの普及・定着に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 国においては、地域の実情に応じた森林の整備を推進するため、森林環境税を創設し、来年度から前倒しで新しい森林管

理システムの導入などを推進することとしてまいります。

本県においてはこの税を財源に、林業大学の創設や間伐等の促進に取り組んでいかれると伺っています。

まず、国の既存の補助金と県の森林環境税、新設される国の森林環境譲与税をどのようにすみ分けながら施策を展開していくのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 来年度から創設予定の国の森林環境譲与税につきましては、市町村は、森林の集約化等のための所有者への意向調査や境界画定、間伐や路網整備等の森林整備、森林整備を担う人材の確保・育成等の取り組みに充てるものとされております。

また、県は、市町村職員の研修や林地台帳の精度向上などに活用するとともに、地域林政アドバイザーのあっせんなど、市町村の実行体制づくりを支援することとしております。

一方、県の森林環境税は、県民共有の財産であります森林を保全するために創設したものでありますが、その用途のうち間伐や公有林化など、国の森林環境譲与税の対象となる部分を除きまして、引き続き、森林（もり）づくり活動への支援や再生林対策の強化などに活用していきたいと考えております。

今後とも、市町村と十分連携しながら、両税を有効活用し、生産性の高い森林経営の確立と、豊かな森林環境の保全・創出を図ってまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 次に、現時点での林業大学のソフト・ハード面での整備の進捗状況と学生募集の進捗状況についてお尋ねいたします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 来年度開講予定のみやざき林業大学校では、現在、カリキュ

ラムの編成や研修用機器の整備等を進めるとともに、今月から受講生の一般選考を行っているところであります。

カリキュラムについては、就業に直接役立つ、全国でも最多となる16の資格取得、ICT技術を活用した最先端技術の講座のほか、飼肥林業の歴史や文化など、宮崎ならではの講座も盛り込むこととしております。

また、受講生の募集については、教育委員会と連携し、県内全ての高校や関係団体への個別訪問のほか、オープンキャンパスを実施するなど、積極的な活動を展開してきたところであります。なお、募集状況につきましては、定員を上回る応募があったところであります。

林業大学校においては、確かな知識と技術を習得し、「林業愛」と「郷土愛」を育む、林業県として全国に誇れる人材育成の場となりますよう、来年4月の開講に向け、しっかり準備を進めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ステータスのある、宮崎県ならではのといいますか、林業大学校の開設を期待しています。

今後、時代が大きく変わっていく中で、林業においても、多様な担い手が連携しながら山を守っていく仕組みづくりが必要です。

新しい森林環境税では、放置された森林については市町村が間伐等の管理を行うとされています。

平成の大合併や行財政改革により、いずれの市町村も大変少ない職員で、たくさんの業務をやりくりしている現実を踏まえ、県の強力な指導・支援が必要不可欠だと考えます。

新しい森林環境譲与税で始まる本県森林の整備推進にかける知事の思いをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県は、森林資源の利用期を迎えております杉素材生産量が、27年連続して全国トップとなるなど、林業先進県であります。

しかしながら、本県では、森林の所有地が分散化し、また、近年では伐採現場がより条件の悪い奥地に移行していることに加え、所有者不明森林や境界不明森林の増加の問題など、全国に先駆けて顕在化をしている、いわば課題先進県でもあります。これを課題解決先進県にしていく、その努力が必要であろうと考えております。

森林環境譲与税は、これらに対応する新たな森林管理システムを踏まえて創設されるものでありまして、経営管理されていない森林を、高い技術を有する林業経営者に委ねることで、林業生産のフィールドが広がり、より生産力の高い森林経営が展開され、資源循環型林業の確立が進むものと考えております。

私としましては、既存の県の森林環境税等による施策に加えまして、森林環境譲与税を活用した新たな制度の推進に、市町村とも連携をしながら積極的に取り組むこと、さらには本県元副知事であります牧元林野庁長官とのパイプも十分に生かしながら積極的に取り組んでいき、本県の森林・林業のポテンシャルをさらに高めて、全国のトップランナーとしての役割というものをしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 期待をしております。

次に、「特別支援教育」について教育長にお伺いいたします。

本年5月1日現在で、小中学校特別支援学級在籍者数は2,443名です。10年間の在籍者数の推移を見ますと、約1,500名ふえ、平成29年から30



年の伸びは顕著で、1年で150名30学級増加になっています。

障がいのある子供が平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することが確保できる環境は整っているのでしょうか。

まず、公立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が増加している現状について、どのように捉えられているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 本年度、小中学校における特別支援学級に在籍をしている児童生徒数は、今、お話にもありましたが、2,443名でありまして、5年前と比較しますと、688名ふえて、約1.4倍となっております。

今後とも、児童生徒の障がいが多様化するとともに、特別支援学級の在籍者数の増加も予想されますことから、県内のどの学校、地域においても、特性に応じた支援が得られる「エリアサポート体制」をより充実させていくことが必要であると考えております。

このため、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と協働しながら、教職員を対象とした「エリア研修」や、県の施策等の共通理解を図るための「エリア推進協議会」を実施するなどして、特別な支援を必要とするそれぞれの児童生徒への対応が適切に図れるよう努めてまいります。

**○井上紀代子議員** 私は、保護者の方から特別支援教育に関する御相談を多く受けるわけですが、中でも不登校に関するものは答えが1つでなく、大変苦慮いたします。1年間にもわたる不登校は親を不安にさせます。

まず、特別支援学級に在籍している児童生徒の不登校の状況について、どのように把握しておられるのかお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 児童生徒の不登校の状況につきましては、児童生徒個人への配慮の観点から、学校全体での把握となっております。詳細な内訳については把握をしていない状況でございます。

県教育委員会におきましては、生徒指導部会を中心とした不登校の改善に関する研修会を実施しますとともに、市町村就学指導研究協議会におきまして、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの特性を踏まえた環境整備や教育相談体制の充実について、具体的な協議や、助言を行っているところでございます。

今後とも、それらの取り組みを通して、各市町村教育委員会とともに、特別支援学級における不登校の改善に向けて、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 現在、発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援は、特別支援教育担当者への専門研修や通常の学級担任への基礎研修を行い、障がいの特性に応じた指導力の向上に努めていただいております。

また、通常の対応で難しいケースについては、特別支援教育コーディネーターが保護者や関係機関との連携をとっておられます。

特別支援教育コーディネーターの現状と今後について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 特別支援教育コーディネーターにつきましては、県内全ての小中学校において校長が指名し、関係機関との連絡調整や、保護者からの相談などの業務に当たっており、成果が報告をされているところでございます。

しかしながら、対象となる児童生徒は年々増加傾向にあり、負担が大きくなってきております。

そのため、県教育委員会といたしましては、学校の実態に応じて、複数の特別支援教育コーディネーターの指名を推奨するとともに、学校が組織一丸となって対応できるよう、市町村教育委員会や校長会を通じて、理解・啓発を進めているところでございます。

また、本県独自に、より専門性の高いエリアコーディネーターを配置し、特別支援教育コーディネーターを支援することで、各学校の支援体制の強化を図っているところであります。

**○井上紀代子議員** 私は厚生常任委員会に所属しておりますので、説明を受けているんですが、福祉保健部では、「宮崎県発達障がい者支援計画」を来年3月を目途に策定予定です。計画の取り組み方向性は、「(1)全ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築」として、早期発見・早期支援並びに発達支援センターの機能強化をしています。2つ目が「(2)発達障がいへの理解促進」を挙げています。

検診部門を担当している福祉保健部で持つデータは、格別に重要です。

保護者が、子育て中のどこで障がいの有無に気づき、受けとめるかは、ケースによって差がありますが、早期に支援が受けられる体制が重要であることは言うまでもありません。

保護者に寄り添った就学時の相談や関係部局との連携のあり方について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 就学時の相談につきましては、単に就学先を決定するだけのものではなく、子供を中心に据えた相談を重ね、保護者の不安や疑問を取り除きながら、教育的ニーズや必要な支援について合意形成を図っていくということが大切であると考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、実施主体である市町村教育委員会の就学指導の担当者を対象とした研修会の開催や、特別支援学校のコーディネーターによる相談支援等が行えるようにしているところであります。

今後とも、市町村教育委員会の相談体制の充実のために、関係部局との情報共有や連携を促進しながら、支援に努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 特別支援教育をめぐる一連のことについて、教育長にお尋ねいたしました。が、実はこの質問をするに当たって、最初に御相談いただいた——多くのお母さん方から御相談いただくんですけれども——一番逼迫した形で御相談いただいた方は、3人の子供をお持ちの母親なんですけれども、一番上の方がアスペルガーだと言うんですね。そして、自分の子供の状況からして、通常学校では、その彼女がなかなか学校に行ける状況にはないと。ただ、療育手帳がないので、特別支援学校に行けない。

「井上さん、頼むから児相から療育手帳をもらってくれないか」という御相談でした。少しずつ、少しずつ、お話を聞いていくと、1年間不登校だと。その1年間の不登校の時間が、母親にとっても、子供にとっても、特に母親にとって大変不安な材料であり、そしてまた、最後に彼女が言うには、死んでしまいたいと。その子と一緒に死んでしまいたいと言うわけですね。一生懸命お話を聞いて抱きとめてあげたり、お話を聞いてあげることはできても、子供に目が行くというところまで行かないわけですよ。自分の子供がどうこれから人生を送っていったらよいのかというところまでたどり着かないんですね。自分の今のきつさのほうに先に立っているというふうに言わざるを得ないと思

います。

今、学校全体を見ますと、一応健常と言われる子供たち、それから発達支援を含めて中間にいるような子供たち、特別支援学校と、この3つあるわけですけれども、今、真ん中とされている発達障がいの人たちのところというのは、驚くほど人数がふえているわけですね。そして、これから先、それじゃ、そこの数が減っていくのか。特別支援学校にしても、若干ではありますけど、どんどん上がっていつているわけですね。ですから、昔はわかりやすかったんですね。健常児、障がい児という言い方をしていたわけですけれども。グレーゾーンの子供たちというのが非常にふえてきている。でも、その子供たち一人一人も、やはり教育を受ける権利があり、それを享受する権利があるわけです。行使できる権利があるわけですね。それを、今後どうしたら、その子供たちに視点が行き、その子供たちがしっかりと生きていく、自分の人生設計がつかれるようになるのかということ、学校側も含めて、福祉・保健事務所も、子育て日本一と言ってくださった知事のその思いも含めて、ここで具現化していかなければいけないのではないかなと思うんですね。

今回質問するに当たり、多くのサークルをお持ちの、例えば、同じ障がいでお集まりのお母さん方、それから、ひとり親の学習支援をしていただいているところ、数多くのところのサークルを回らせていただいて、聞いてみました。その子供たちは特別支援学校に行くのがいいのか、今のままがいいのか。どちらがいいのかということ、私自身としても判断がつかない部分もいっぱいあったものですから、検証させていただきました。そうしたら、やっぱり、子供に能力がある以上は、その能力をしっかり伸ば

してあげるといことがとても大切じゃないかなという結論に達したところです。

前から私は、特別支援学校のあり方も含めて、やはりここにはきちんとメスを入れるというか、もっとしっかりと、国も含めて考えていくということが大切なんじゃないかということ、を申し上げてきましたが、結論としては、今までも変わらずに、現状のまま、親か子供がその現状に合わせていく。実態と少しも合っていないという状態になっていると思っています。

それで、お母さん方に話を聞いてみますと、個別指導、マンツーマンだったら、本当に、確実に伸びていくんだそうです。今度、高校の教育のところに受け入れていただけますが、発達障がいの人たちも受け入れていただくようになりましたので、そこは丁寧にやっていただいて、そのデータはどう生かされていくのかなと私自身は楽しみにしているところでもあるんですけど、慎重かつ丁寧に市町村教育委員会と議論をしていただかねばいけないのではないかなと思います。

そしてまた、1歳児健診、2歳児、3歳児、5歳児健診のときに、そのデータというのは、福祉保健部が持っているわけです。そのデータをどう活用できるのか。親が障がいを受けとめる力をどこで持つのか。このあたりが大変微妙であり、そしてまた、それが、今ある制度の中で救われないうまま、落ちこぼれていくということになるのではないかなと思います。

責めているわけでは全然ないので、教育長に、そこは誤解していただきたくないんですが、特別支援教育を取り巻く課題は、まさにマンパワーと指摘せざるを得ない、私はそう思っています。ですから、先生の数をどうしていくのか、通常学級にいらっしゃる先生方をどう配

置していくのか、研修をどうしていくのか、これはとても大切なことではないかなと思います。ここにぜひ力を入れていただきたいと思っています。

また、今後の特別支援教育のニーズは本当にふえていくと思いますし、多様化していくものと考えられます。市町村教育委員会の皆さんが、県が考えているほど、熱くその実態を受けとめていらっしゃるかどうかということも確認をした方が私はいいいのではないかなと思いますが、この問題については、ともに徹底した議論をしていただくことを強く望んでおきます。

そしてまた、今回質問はいたしませんでしたが、女性がしっかりとした体で、小さい女の子が育っていき男の子も健康に育っていき、きちんとして、最低でも1,500グラムは超えていくような子供が産めるような体制というのをつくりあげていく必要があると思うんですね。教育委員会も一緒になって教育していく必要があると思います。今、生まれてくる子供たちの中で、先日は75グラムという子もいらっしゃいましたが、私の友人の孫は「700グラムあればいいのね。15グラム足りなかった」という状態です。でも、かといって、そのママになった子が、ちょっと外れた生活をしてきたかということ、そうでもないんですね。だから、どう判断していかかわからない、そういうところがありました。日南の地域センターに行きましたときに話を聞いた子は、385グラムでした。だから、きちんと子供を産める体というか、ともに育てていける体を、私たちは健康づくりというものにも目を配らなければいけないのではないかなと思う次第です。

次に、私は、宮崎県議会で唯一の「さんさんクラブ」会員ではないでしょうか。

地元クラブに入会して以降、さんさんクラブの活動に数多く参加してまいりました。さんさんクラブは県内26連合会組織があり、地域クラブは1,061クラブあります。

活動は多岐にわたり、1. 健康づくり介護予防、2. 趣味文化レクリエーション、3. 地域文化伝承地域間交流、4. 友愛訪問地域支え合い、5. 環境美化リサイクル、6. 安心安全な地域づくりに取り組まれています。

このようなさんさんクラブの活動をどう評価されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** さんさんクラブは、いわゆる老人クラブの愛称でございますが、ひとり暮らしの高齢者宅への訪問、それから子供の見守り、さらには健康づくりやスポーツなど、さまざまな活動に取り組み、地域福祉の向上や健康寿命の延伸に寄与していただいていると考えております。

また、地域包括ケアシステムを推進する上でも、高齢者の社会参加や、介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動と果たすべき役割の拡大が期待されているところでございます。

このように、さんさんクラブは、地域社会を支える重要な担い手でありますことから、県では、毎年、会員増や活動の活性化に取り組む優良クラブを選定しまして、表彰を行うとともに、クラブに対する活動助成を行い、その取り組みを支援しているところでございます。

**○井上紀代子議員** なかなか財政的に厳しいでしょうけれども、少しでもまた助成をよろしく願いいたします。

次に、厚生常任委員会で都城の松ノ元地区で取り組まれています認知症カフェ（オレンジカ

フェ)を調査させていただきました。

ワンコイン500円で昼食とお茶を提供し、音楽療法・古い映画鑑賞など、認知症の方のために工夫された時間を提供されていました。

自治会もバックアップし、まさに地域力発揮の現状です。週1回であっても、在宅で介護をされる家族にとってはありがたく、重なる用事を済ませることもできます。

県内の認知症カフェの設置状況と今後の設置拡大に向けてどう取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** 認知症カフェは、認知症の方やその家族が集う場として、現在、17の市町に48カ所設置されております。

県といたしましては、全ての市町村で設置されるよう、未設置市町村への働きかけを行うとともに、開設を希望する団体への助言や指導などを行い、設置拡大を図っているところでございます。

また、市町村や運営団体等に対して、認知症介護に係る技術の習得や運営方法に関する研修会を開催するほか、個別の相談への対応等、その機能強化にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、関係機関と連携しながら、認知症カフェの量と質、両面からの充実に、引き続き取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** オレンジカフェの取り組みは大変いいと思いますので、これもまた丁寧な拡大をしていただきたいと思います。

それでは次に、こども療育センターの果たすべき役割について伺いをいたします。

私の長い議員生活の中で、本当に私をしっかりとした議員にさせていただいたのは、このこ

ども療育センターの周辺にいらっしゃった、特別支援学校の保護者の方たちです。実際に私が議員になりましたときに、バッジをつけた途端、私のところにおいていただきまして、「井上さん、お母さんやっちゃから、お母さんやから私たちの気持ちはわかるやろ」と言って連れてこられた方が、重症心身障がい児の方でした。その子供さんと面会し、親たちと会うことによって、私は改めて自分の子育てもよく考えましたし、それから、その子供を持っているお母さんたちとのつながりは大変大変深いものになっていきました。そのころのお母さんは、障がい児を産んだということで離婚させられる方がいたり、私が聞いて非常に衝撃的だったのは、「お化粧品もしてみたい」ということを言われたことでした。「ミニスカートもはいてみたい」とも言われておりました。そのときに一番の力になっていたのが、このこども療育センターです。こども療育センターの役割というのは、大変大変大きかったというふうに思っています。そのころのお母さんにとっては、このこども療育センターは救いの中心であったと思っています。

こども療育センターを取り巻く環境は、肢体不自由児施設として現在地に移転した昭和62年から、現在は大きく変化しています。

平成15年には入所児の4割だった重症心身障がい児が現在は7割を占めるなど、医療の進歩などを背景とした障がいの重度化・重複化、可能な限り、我が子を手元で育てたいという在宅志向の高まり、それに伴う通所や短期入所等の在宅サービスへのニーズの高まり、また、その受け皿となる民間施設・事業所も徐々に充実してきました。

そして何より、障がいのある子供を持つ親の

感じている不安や悩みをしっかりと受けとめる相談機能の充実が求められています。

こども療育センターは、こうした環境の変化に対応して、本県の障がい児療育において中核的役割を果たしていかなければなりません。

そこで、こども療育センターの果たすべき役割についてどう考え、必要な機能強化にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** こども療育センターにつきましては、小児整形外科やリハビリの機能に加え、障がいの重度化・重複化・多様化への対応や在宅の医療的ケア児とその家族への支援、さらには、支援の基礎となる相談機能などが求められていると考えておりまして、これまで機能の充実に努めてきたところであります。

しかしながら、こうした役割を十分に果たしていくためには、常勤小児科医の不在に加え、施設・設備が現在の利用者のニーズに対応できていないことなど、解決すべき課題があると認識しております。

このため、県内唯一の県立の医療型障害児入所施設として、将来に向けて担うべき役割と施設のあり方について、現在、センターの所長を含めた部内検討会において整理しているところでございます。

今後、その実現に向けて、庁内関係部局や関係機関と協議しながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 「今後、その実現に向けて、庁内関係部局や関係機関と協議しながら、しっかりと検討を進めてまいりたい」とお答えいただいたことに、感謝を申し上げたいと思います。

知事には、私は全ての政策を「子供ファースト」の視点から見直してほしいと申し上げたんですが、私は今回、河野知事が3期目を出馬されるということをお聞きして、子育て日本一を目指すと言われた、知事のあの思いが共有できるので、本当に頑張っていたきたいなと思った次第です。子供の目線でというのは、ただ子供たちを甘やかすことでもなく、子供たちをしっかりとした目で育てていくという、本当に大事なことだと思っています。宮崎県が、もし子育て日本一の県と、その方向性がしっかりとメッセージできたら、他県からここに来ていただくこともできますし、あとは労働の問題とか解決すべきことは、どこの県とも同じだと思うんですね。子育てを日本一にするとされた県はそうはないわけで、私は知事のその政策具現化を、これからも見続けていきたいと思いますが、子供に視点を当てていただく、そして、こども療育センターを含めてそうですが、まだまだお金のかかるところがいっぱいあります。だから、要らないところにはお金を使う必要はないけれども、必要なものには最大限お金を使っていたらと思っております。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

**○外山 衛副議長** 井上議員、少しお待ちください。環境森林部長。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 申しわけありません。先ほど議員より、本県の伐採と造林の一貫作業システムに取り組んでいる事業体の数と、再造林の割合についてお尋ねがありましたが、答弁が一部漏れておりましたので、補足させていただきます。

一貫作業に取り組んだ事業体の数は、平成28年度が4事業体、平成29年度が13、今年度が10

月末時点で同じく13となっております。

昨年度の一貫作業による再生林の面積は、県全体の面積に対して1.4%となっております。今後、この割合をふやしていくため、各種施策の推進に努めてまいります。以上です。

○井上紀代子議員 どうもありがとうございます。 (拍手)

○外山 衛副議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 (拍手) 郷中の会の有岡です。通告に従いまして質問いたします。

まず、知事の政治姿勢であります。

新聞報道によると、知事の政治団体が、経営事項審査の虚偽申請会社の社長から、会費として20万円を受領していたとあります。内容は、昨年6月に知事の政治団体に入会し、12カ月分の12万円とことしの8万円とのことです。

しかし、ことしの7月上旬には、「迷惑をかけるといけないから」という理由で退会の申し出があり、事務処理をしたとあります。

経営事項審査は、平成29年6月30日を審査基準日としていました。今回判明したことは、虚偽申請を行った会社は、25件の工事全てで虚偽があり、合わせて2億6,000万円余りに上る実績の水増しを行ったとあり、その月に知事の政治団体に会費を納めたこととなります。

そして、ことしの7月に退会し、8月に虚偽申請が判明しています。しかし、業者は既にことし5月から8月にかけて県発注分5件の工事、1億5,000万円強を受注しています。そして、工事受注後8月29日に、業者から虚偽申出書を受領し、9月に営業停止などの処分を行っています。

これまでの流れを見ると、何らかのシナリオができていたかのように思われます。そこでまず、虚偽報告を行った業者から会費を受領

した経緯を、知事にお伺いいたします。

次に、以前にも会費の問題で話題となりました政治資金報告書の分散記載問題で、平成23年7月に都城市の産業廃棄物処理業者の元役員から受け取った300万円の政治資金は返還されたのか、あわせてお伺いいたします。

次に、ことしの2月、建設業者ホットラインでメールによる詳しい内容の通報があり、3月には3回に分けて立入検査を行ったにもかかわらず、虚偽報告を見抜けなかったという報告がありました。通報された方はもちろん県民の皆様から、宮崎県の信頼を大きく失ったと言えます。

そこで、行政として業者の処分はもちろん、行政としての責任の取り方として、誰がどのような責任をとるべきなのか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、県土整備部長にお伺いいたします。常任委員会の席で申し上げましたが、企業のモラルとして、また宮崎県の指名業者として今回の虚偽申請の全容をみずから申し出るべきであり、虚偽の内容について具体的に申告されたのか、お伺いいたします。

次に、総合政策部長にお伺いいたします。

国民体育大会の先催県の情報収集では、どのような情報をもって基本計画策定に活かされているのか、お伺いいたします。

次に、県土整備部長に津波避難施設整備についてお伺いいたします。

県総合運動公園に整備予定の海側に面した盛り土高台について、最大2万5,100人をどのように誘導し、安全に避難できるのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、質問者席より再質問をさせていただきます。(拍手)〔降

壇]

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、会費20万円についてであります。お尋ねの経緯についてであります。昨年の平成29年6月に、私の支援者の仲介によりまして、支援の輪を広げていこうと、何人かにお声がけをいただき、その中のお一人、株式会社大建の社長から、私の政治団体の活動を支援したいとの申し出をいただいたものであります。

同じ月に個人として入会をされ、昨年は12万円、ことしは8万円、計20万円を受領いたしました。ことしの7月上旬に本人から退会の申し出があり、8月の末で退会をされております。この20万円につきましては、法的な問題はないと考えておりますが、道義的な観点から、10月に全額を返金したところであります。なお、受領した20万円は、本人からの申し出により、会計上、寄附金として処理をしているところであります。

次に、平成23年に受領した政治資金についてであります。お尋ねの300万円余につきましては、平成26年7月に、相手方に返還の申し出を行い、いつでも返還できるよう、当該金額を別管理にするとともに、対応の全てを弁護士に任せておりますが、現時点で保留されたままとなっております。

最後に、建設業者ホットラインについてであります。このホットラインにつきましては、建設業の法令遵守のための情報収集窓口として、平成20年度から設置をしております。

株式会社大建に関する通報メールをこのホットラインにおいて受領後、3月に立入検査を実施したところであります。県における調査が不十分であったことや、検査結果を通報者に報

告しなかったことなど、今回の一連の対応により、情報提供者を初め建設業界、県民の皆様にお迷惑をおかけしたことにつきまして、その責任を重く受けとめているところであります。

今後は、発注者、資材納入業者等への確認の強化や現場周辺での聞き取り、行政機関への調査、通報者への丁寧かつ速やかな対応など、検査における具体的な手法を盛り込んだマニュアルを整備し、このようなことが二度と起こらないよう、厳正に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。国体先催県における情報収集の関係についてであります。

国体開催を控えた県が集まる「国体開催県会議」が年2回ありますが、大会運営等にかかる意見交換や資料提供等を行っているほか、本年度の福井県を初め、ここ数年の開催県を対象に、競技会場となっております施設の整備内容や、国体後の利活用の考え方、競技の実施状況などについて、視察を含め広範な調査を行ってきているところであります。

これらの調査等を本県に置き直しまして、本県整備計画の検討の参考にさせていただいているところであります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（瀬戸長秀美君）〔登壇〕 お答えします。まず、経営事項審査の虚偽申請についてであります。

経営事項審査における虚偽申請の調査につきまして、議員御指摘のように、まずは建設業者に虚偽の内容を全て申告させた上で行うことは、有効な方策であると考えております。

県が9月から実施しております株式会社大建に対する調査は、調査当初において、完成工事



高のリストに虚偽の有無を記入させるとともに、建設機械の保有状況、技術者数などについても実態を聴取し、申告をさせたところであります。

現在実施しております調査は、最終的な段階でございます。完成工事高以外の項目を含めて、広範にかつ詳細に行っているところであります。

次に、県総合運動公園に整備予定の盛り土高台への避難誘導についてであります。

県総合運動公園につきましては、現在、県教育委員会と協議して作成しました「県総合運動公園津波避難マニュアル」に基づき、避難誘導看板の設置や避難方向の路面標示、園内放送などにより、避難の誘導に努めているところであります。

今回計画しております盛り土高台への避難誘導につきましては、改めて県教育委員会などと協議を進め、マニュアルの改定を行うとともに、避難経路の点検、整備を行い、県教育委員会や指定管理者と連携して、避難誘導訓練の実施や避難に関するわかりやすいパンフレットの事前配布など、日ごろからの備えを十分に行い、利用者の方々が迅速に避難していただけるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○有岡浩一議員** ただいま答弁をいただきました。では、知事の姿勢の中で再度、質問してまいります。今回のホットラインでの立入調査で、結果的に県の信頼を失ったというお話をさせていただきましたが、特に私が問題だと思っているのは、立入調査において、立ち会いを行った中に一般住民の方が入ってくる。そして、その方たちに虚偽をさせてしまったという、これは行政の責任は大きいと、やはり何ら

かの処分が必要だと僕は思っております。

常に行政は市町村との連携を行うとおっしゃっています。しかし今回は、都城市との連絡調整を行わなかったという話も聞いておりますし、全ての対応が通常では考えられないのが現状でございます。

まずは、ここにいらっしゃる知事を初め管理職の皆さん方の仕事のひとつとして、責任をとることも大切な職責ではないでしょうか。ぜひ、御検討いただきたいと思っております。

次に、総合政策部長に国体施設整備について再度質問してまいります。

まず、パブリックコメントで、山之口での陸上競技場整備基本計画素案で示された施設配置等では狭いとの意見が出ております。その指摘への回答をお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 今般、整備基本計画素案でお示した施設配置は、国体の施設基準や陸上競技場の公認基準などを参考に、必要となる施設やその規模等について検討し、都城市とも協議しながら、大枠の案としてまとめたものであります。

パブリックコメントでは、施設間の敷地に余裕がない、あるいは、大会開催時の選手の招集所や待機場所等の確保のために十分なスペースが必要ではないかなどといった御意見がございました。

今後、設計等を進めていく中で、パブリックコメントで寄せられた御意見や、競技団体等の御意見も参考にさせていただきながら、施設配置や可能な工夫などについて、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 先ほど、先催県の情報とか実際に大会を視察し、それを生かしたというお話でしたが、大会を視察すれば、必ずエンタラン

スなどの広いスペースがあって、選手がどこにいる、そういったことは見ているはずで、だから、そういった意味で、現在の素案の図面を見て、これでは狭いというのは当然気づくべきですし、先催県を見てきた内容としては大変ずさんな図面になっているなど、私どもは大変危惧しております。

そういった意味では、ある程度専門的な知識を持った方たちに意見を聞くことが大事だったと思っております。そこで、再度質問いたしますが、基本計画の策定段階で、競技団体との協議が一度もなされていない理由をお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 整備基本計画は、整備場所を定めた上で、施設の配置や事業費の概算、整備スケジュールなど、陸上競技場整備に係る大枠を整理したものでございまして、今後、基本設計、実施設計、建設工事へと進めていくこととなります。

競技団体に対しましては、これまでの検討状況や経過等について、適宜、時期を捉えて御説明してきたところではございますが、競技団体の皆様からは、十分ではなかったとの御意見があったところでございます。

今後は、この計画をもとに、具体的な内容について、これまで以上に緊密に意見交換をしながら、詳細を検討してまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** それでは、具体的な質問をしてみたいと思いますが、昭和54年の国民体育大会では、閉会ときには台風等で県の体育館を使ったというお話を以前させていただきました。この時期につきましては、台風や大雨が危惧される時期であります。開会式、閉会式の会場確保など、十分な対策が可能なのかを、雨天対策用

体育館の計画等も交えてお答えいただきたいと思います。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 国体の開催時期につきましては、日本スポーツ協会が規定します国民体育大会開催基準要項において、9月中旬から10月中旬とし、また、大会の会期につきましては、開催の3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議し、決定することと定められております。

今後、県準備委員会において、総合開・閉会式などの式典基本方針等を決定しまして、関係機関・団体と十分連携を図りながら、台風などの荒天時における対応も含め、受け入れ体制の準備に取り組んでまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 次に、パブリックコメントでは、現地までの交通アクセスを懸念する意見が多く寄せられておりましたが、この問題は解決の見通しが立ったのか。また、県の道路の改良工事等の計画も含めてお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 山之口運動公園の施設を利用いただき、大会運営等に直接携わる競技団体等の御意見は、大変重要であると認識しております。

国体のような多くの来場が想定される大会を開催する場合には、高速道路を利用した場合の課題や、臨時駐車場の設置、シャトルバスの対応などについて検討する必要があるものと考えております。

**○有岡浩一議員** 先日16日、大分銀行ドームでサッカーの試合がございましたが、高速道路での事故や交通渋滞が重なって、約5,000人の方が会場に入れなかったとか、選手がぎりぎりに到着するとか、そういったことが現状起きています。30分で市内から来るところを4時間かかっ

たという情報です。そういった意味では、やはり相当しっかりとした準備をしておかなければ、こういった事態を招くのではないかという懸念を持っております。また、タクシー等で移動する方にとっても、宮崎は大変遠くて不便だなという思いにならないように取り組む必要があると考えております。

では続きまして、山之口町民の運動公園ということで、当初、敷地面積は11ヘクタールの山之口運動公園が候補として進んでおりました。その後、教育委員会のほうからは、5ヘクタールふやしますという話がありました。そして現在では、さらに6ヘクタールふやしまして11ヘクタール、当初の倍の22ヘクタールを超えているという現状であります。そういった意味で、計画がその都度その都度ふえていくということで、計画性がないと指摘されても仕方がないわけですが、どのような当初計画を持ってこの候補地を選ばれたのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 山之口運動公園の敷地面積につきましては、陸上競技場の整備内容等について検討を進める中で、必要な広さを公園区域としてまとめたものでございます。昨年11月議会で教育長のほうから御答弁いただきました総面積と変わっていないと考えております。

**○有岡浩一議員** 私が以前お尋ねしたときに5ヘクタールふやすという駐車場の件でございました。その後、また11ヘクタールふえたというのが正しいと思っております。

次の質問に参ります。現在の県総合運動公園に整備すれば、パブリックコメントの中では造成費約100億円が節約できるという意見も寄せられておりますが、この意見についてどのように

受けとめられているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 県総合運動公園に陸上競技場を整備する場合、補助競技場や投てき練習場、駐車場など既存施設を活用することで、その分の整備費用が節約できるとの御意見をいただいているところでございます。

一方で、南海トラフ地震の高い発生確率が指摘されておりまして、県総合運動公園において新たに大規模集客施設を整備することは難しいものと考えておりますが、仮に、県総合運動公園に整備を行うとすれば、万一、津波が発生した場合でも、施設の基本機能を維持するためには、競技場全体をかさ上げし、地盤やスタンド構造を強化するといった対策も必要となつてまいりますので、こうした津波対策を必要としない都城市山之口町での整備よりも、総額では上回る費用がかかるという試算もしているところであります。

**○有岡浩一議員** 現在、木花にはサンマリンスタジアムもあります。そして、ここを避難所にしようということで、計画も上がっておりますが、サンマリンスタジアムの構造でいけば、当然避難ができるということですから、決して最初から高くしてつくる必要はないと、僕は思っております。まずは命を守るような構造でいいと思っておりますので、まず基本的な考え方が違っているのではないかと考えております。

そこで、100億円の節約をする、逆に言うと、山之口では100億余計に要るのではないかという話をしておりますが、100億という金額がなかなかぴんとこないものですから、具体的に話をさせていただきますと、県の職員の行政職、教職員の皆さん、そして警察官の皆さん、我々特別職等の報酬をもらっている方が、約2万人い

らっしゃると伺っています。その2万人の方が1人50万ずつこの事業に投資していただければ、ちょうど100億になります。1人50万ずつ出していただく、そういう金額が100億ということでもありますので、どれだけ皆さん方にとって大きな金額になるのかというのを考えて、この100億の節約というのを、もう一度真剣に考えていただくことを強く要望しておきます。

次に、国体運営に関しまして、今の団体から、開催自体に支障があるという話が、先ほど狭いという中でありました。そして、開催後は誰が使うんだという声があるんですね。開催後の利用に不安な声がたくさんある中で、今後どのような利活用を考えていらっしゃるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 競技団体からは、山之口では必要な審判員や補助員を確保できず、大会実施が困難である、また、移動距離が長く、選手や役員の負担が大きくなるなど、大会運営を不安視する御意見が寄せられているところであります。

今回整備する陸上競技場は、国体開催に必要な第1種公認の基準を満たすものでありまして、県西部における新たな拠点として、各種競技大会やイベントの開催、キャンプ誘致等に活用されるよう、都城市を初め、関係自治体・団体の協力のもと、取り組んでまいりたいと考えております。

また、こうした大会等の運営や施設の利活用につきましては、競技団体の皆様の協力が大変重要でありますので、今後改めて、県の考え方について説明をさせていただくとともに、丁寧に意見交換を行い、御理解、御協力いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** それでは、維持管理の関係に

ついてもお尋ねしておきますが、当初11ヘクタールが22ヘクタールになって、面積も広がってきているわけですが、当初1億5,000万という維持管理費を伺っておりましたが、その後どのようになったのか、また説明していただきたいですし、県が負担すべき金額はどの程度になっているのか、見込みをお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 維持管理費につきましては、都城市の公園内に陸上競技場を整備しますことから、地元市との協議を行うこととしているところでありますが、県の負担につきましては、管理運営の手法や管理区分の考え方等を踏まえながら、今後協議を進めてまいりたいと考えておまして、現在、金額、数値等があるものではございません。どうぞ、よろしく御理解いただきたいと思います。

**○有岡浩一議員** 6月の質問の中で、長野県や愛媛県のお話をされましたが、電話で問い合わせしましたが、余り参考になる話はいただけませんでした。やはり、しっかりと準備をしていく。協議をしておかないと、後で次から次に課題が出てくるのではないかと危惧しております。

例えば木花の運動公園は、土曜、日曜は駐車料を300円取っております。山之口の場合は、そういった少しでも維持管理をするための駐車場料金を取るようなことは考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 先ほど申し上げましたが、都城市の都市公園内に陸上競技場を建設いたします。したがって、駐車場については都城市の管理ともなっておりますので、今後、協議を進めてまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** 先月29日に山之口勤労福祉セ

ンターで、都城市の土木部が主催する山之口運動公園の区域拡大についての住民説明会があったそうです。県からは出席されていなかったと聞きましたが、どれほどの方が参加されたのか、総合政策部長には報告があったのでしょうか。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 都城市のほうで、議員おっしゃったような協議がなされたと聞いております。私どものほうからは直接出席できませんでしたので、詳細については確認しておりません。

○有岡浩一議員 住民説明会では26名の参加をいただいたと聞いております。

住民の皆さんの十分な理解が得られているのが大変疑問でありますし、パブリックコメントの中でもそのような声がたくさんありました。どのような維持管理をし、使用料はどうか、住民がどれだけ自由に使えるのか、そういったことをしっかり説明しなければ、後で話が違ふということにならないように、しっかり説明する義務が県にはあると、私は思っております。

そういった意味で最初から申し上げておりますが、11ヘクタールの土地でスタートした場所がどんどん広がっていく。やはり国民体育大会というものを考えたとき、メイン会場の規模としては不適格な場所を選定してしまっているからこそ、こういうふうに次から次に課題が出てくるのではないかというのが、私の思いであります。このことについては、後ほど詳しく説明したいと思っております。

では、県土整備部長に再度お伺いいたします。盛り土高台の関係でございます。

東北大学の津波工学の専門家に資料を送って尋ねたところ、最初に指摘されたことは、海に

向かって避難することは大変危険だということです。このことを皆さんに話しましたが、当たり前だと一蹴されました。

海に向かって避難することは危険だと言われている中で、盛り土高台へ誘導すべきなのか、その根拠をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 海に向かって避難することにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、各大会主催者など利用者への事前周知や園内放送の実施、避難誘導訓練などを通して、盛り土高台へ避難することについて意識を持っていただくことで、心理面の不安を軽減し、確実に避難していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 それでは、今回の津波避難施設整備計画の策定に当たり、競技団体等の利用者の意見を聞いているのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の津波避難施設整備計画の策定におきましては、公園管理者であります県として、緊急的かつ一時的な津波避難施設について、避難時の安全性を第一に、通常利用時や景観、経済性などさまざまな観点から、避難デッキや盛り土高台など複数の工法及び設置場所を検討した上で計画しております。

競技団体など利用者の方々には、これから詳細な設計を行う中で、意見を聞きながら施設整備を進めていくこととしております。

○有岡浩一議員 私は、関係者から絶対反対だという声も聞いておりますので、ぜひ説明をしっかりとっていただきたいと思っております。

次に、盛り土高台の構造上、津波のせり上がり等の危険があると、専門家の意見を聞いておりますが、このことについての見解をお伺い

たします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 盛り土高台は、国が策定しております「港湾の津波避難施設的设计ガイドライン」におきまして、津波避難施設として位置づけられており、東日本大震災の被災地であります宮城県など、他県においても整備されているところであります。

今回の盛り土高台は、他県の事例を参考にするとともに、平成25年2月に本県が公表しました南海トラフ巨大地震による「津波浸水想定」で用いた津波モデルを使ってシミュレーションを行い、計画をしております。

今後は、より詳細な設計を行う中で、再度、シミュレーションを行い、学識経験者など専門家の意見も聞きながら、津波に対して安全な構造となるよう、しっかり検討してまいります。

**○有岡浩一議員** 今回の計画案は、コンサルタントに依頼をしてつくられた図面であると聞いております。専門家はこの構造ではせり上がり等の可能性がある指摘されているわけですから、しっかりと命を守るための対策をとらない限りは大丈夫だと言えないと、私は思っております。

巨大津波に対しては、東北のほうでは多重防衛が必要だということで、それぞれに、いろんな命を守るための対策をやっております。

今回の計画が余りにも単純な計画であって、命を守るということには多々不安があるということで、安全性が保障されない限り、私自身はこういう計画を認めるわけにはいかないということを、申し上げておきます。

当初の計画どおり、やはり私は、現在の西側に津波避難を兼ねた競技場を建設する、避難のリスクを減らすことが最善だと考えております。

2万5,000人の若者を動かすことは、そう簡単にできることでもないですし、負傷者がいればそれだけ時間がかかる、そういったことをそれぞれ考えて、この避難に対して真剣に取り組まなければ、大きな課題を残すことになるという思いで、今回この質問をしております。

次に、昨日、実業団の方から、宮崎県の本花を利用するに当たって、整備、交通アクセス、そういったものが充実していることで使っているのだということでありました。もしクロスカントリー等が使えないのであれば宮崎には来ないと。そして、移動距離が遠いところにも我々は行かないという苦言をいただきました。

そこで、知事にお伺いいたします。今回の盛り土高台の計画が、命を守る施設であるとは到底言えないと私は思っておりますが、なぜこのような施設整備を一方向的に進めるのか、大変、県への不信感が募ります。

現在、県民の命を守る施設であると責任を持って言えるのか、知事の御見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県の総合運動公園は、スポーツを初め、県民に広く親しまれる施設であります。本県スポーツ振興の、また「スポーツランドみやざき」の中核となる重要な施設であります。

そのため、今回、津波避難施設整備計画を策定し、想定をされております津波浸水に対しまして、利用者のさらなる安全を確保することとしたところであります。

御指摘のありました盛り土高台につきましては、これから詳細な設計を行ってまいりますので、競技団体などの利用者や専門家の意見を聞きながら、避難された方々の安全が確保されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 もう一度、知事にお尋ねいしたいと思いますが、最近の傾向として、建設業者のホットラインでは通報者への連絡がない、国体準備課は、競技団体との意見交換会をやっていないなくても、議会には実施したと報告する。津波避難においては、現場で避難に直接かかわる団体や利用者には、いまだ説明すら行っていない。エコクリーン問題では、元県職員の話をお聞きすることもされないということで、お願いの文書も11月13日付でいただいております。県民の立場から見れば、県が勝手に決めて住民の意見は全く届かないという、そういう姿に見えるのですが、これらの意見に対して、知事はどのように思われるのか、知事の御意見をお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) さまざまな御指摘があることは真摯に受けとめながら、しっかりと今後とも県民の皆様の声に耳を傾け、必要な調整を行いながら県政を前に進めてまいりたいと、そのように考えております。

○有岡浩一議員 もう一度申し上げます。やはり、当初の計画どおり、コンサルタントが我々特別委員会の中でおっしゃった、運動公園に陸上競技場を、避難施設を兼ねて建設するという、これが最も安全で現実的な取り組みだと私は考えております。署名運動もやっていると聞いておりますが、これは全国に広がっていくと思われま。ぜひとも多くの皆様方に、宮崎のこういった声を届けていきたいと考えております。

では次に、森林盗伐について警察本部長にお伺いいたします。警察署で受理した盗伐相談等に対する取り組みについて、現在の状況をお伺いいたします。

○警察本部長(郷治知道君) 警察としまして

は、森林窃盗を重大な犯罪と捉えまして、県下各警察署において、この種事案の相談等を受けております。

相談等に対しまして、被害の日時や場所等について丁寧に聞き取りをするとともに、内容に応じまして指導・助言を行ったり、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査しております。

今後とも同様に、適切に対応してまいります。

○有岡浩一議員 ただいま本部長のほうから、県下13の警察署で森林盗伐相談等の対応ができることがわかりました。

伐採されてから3年が時効であり、保安林は5年となっております。

県内では、盗伐被害者の会が立ち上がり、また、平成29年8月28日「宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定」を締結しております。

そこで、環境森林部長にお伺いいたします。

違法に伐採された木材の流通防止対策について、御見解をお伺いいたします。

○環境森林部長(甲斐正文君) 本県の木材流通は、国のガイドラインに基づき、業界団体が原木の入荷時に伐採届け出等を確認することなどにより、その合法性を確認する仕組みとなっております。

一方で、原木市場等において、虚偽の伐採届け出が示された場合には、違法に伐採された木材が混入する可能性もあるため、県では、業界団体に対し、自主行動規範に基づく合法性の遵守を徹底するよう指導してまいりました。

しかしながら、いまだに違法伐採との指摘が一部にあるため、業界団体に対し、立入検査の実施や認定の取り消しなど、適切な対応をとるよう改めて強く要請してまいります。

加えて、来春からスタートする新たな森林経

営管理制度の受け皿となる事業者を県が選定する際には、法令を遵守し、適切な事業運営を行い得る事業者の認定を進めるとともに、違法に伐採された木材の流通防止対策について、さらに検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 御答弁いただきましたが、もう一度お伺いいたしたいと思っております。長い目で山を守っていかなきゃいけないわけですが、今後の森林環境保全において、適正な森林管理を行うフォレスター等の人材育成について、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 誤伐及び盗伐等を防止し、森林を適正に管理する上では、森林や林業の専門的知識や技術を有する人材の育成が大変重要であります。

県では、森林管理のビジョンを示し、市町村への支援や林業技術者・技能者の指導等を行うフォレスターや、林業事業体の職員を対象に、森林経営計画を作成する「森林施業プランナー」の育成に努めているところであります。

また、来年4月に開講いたします「みやざき林業大学校」では、これまでの研修の質的・量的な充実強化により、伐採届け出の手续等を担う市町村職員や、コンプライアンスを遵守し適正な森林施業を行う林業事業体等の育成に取り組むこととしております。

県としましては、林業大学校を通じて、森林を適正に管理できる確かな知識や技術を有する人材を総合的に育成してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、みやざき林業大学校の人材育成に期待をしておきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

続いて、ふるさと納税の関係で、商工観光労

働部長にお伺いいたします。

三重県では、骨髄バンクの普及啓発用チラシ等作成寄附金を募集し、現在では寄附の目標金額に達していると伺っております。また今回は、クラウドファンディング方式で、ふるさと納税制度も適用されていると伺っております。

また兵庫県では、「小児筋電義手バンク」を設立し、これまで44名の子供たちの訓練に無償で貸し出しをしております。筋電義手は約150万円もの高額なものであります。

また、北海道愛別町では、生まれた赤ちゃんに、地元の木材で製作した、世界でたった一つの椅子を贈るプロジェクトが始まり、「生まれてくれてありがとう。君の居場所はここにあるからね」という意味を込めて贈られるそうです。

ふるさと納税を生かして、その用途や目的をより具体的に示すことで、ふるさと宮崎応援寄附金がさらに広がると思われませんが、商工観光労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ふるさと納税につきましては、現在、本県では、寄附の申し込みに際し、人口問題や産業成長、観光再生おもてなし等、9つの分野の用途目的を提示し、活用する分野を選択していただくことで、各施策の推進に寄与していただいております。

また、ふるさと納税は、返礼品を通じて県産品の多彩な魅力のPRや、宮崎を応援していただくファンを獲得にもつながっているところであります。

今後さらに宮崎を応援していただくファンを広げ、本県施策の推進に関心を持っていただくためには、さまざまな工夫を凝らす必要がありますことから、議員御提案の方法等も含め、他県等の事例も参考にしながら、その手法につい



て検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。ぜひ宮崎県のファンを多くつくっていただくような取り組みを期待したいと思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。

旧優生保護法に関連して県が実施した調査と判明した資料、その内容についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） これまで、国からの依頼を受け、庁内や医療機関等を対象に、旧優生保護法に関連する資料の保管状況の調査を行うとともに、県独自の取り組みとして、療育手帳の交付に関連して作成される個人別台帳の調査や、当時の担当職員からの聞き取りを行いました。

この結果、当時の状況が確認できるものとして「衛生統計年報」や「優生保護審査会」等の資料が確認されております。

これらの資料を精査した結果、「衛生統計年報」によると、本人の同意が不要な優生手術の実施件数が283件であり、また、「優生保護審査会」等の資料によると、個人が特定できる方は男性4人、女性49人の合計53人が確認され、このうち、本人の同意が不要な優生手術の実施まで確認できる方は25人であり、手術当時の年齢は14歳から42歳までとなっております。

○有岡浩一議員 今報告いただきましたが、この旧優生保護法でどのようなことが行われたのかという事実を後世に伝えていくことも、また大きな仕事ではないかと思っております。

そこで、歴史公文書等として、今回の資料の保存が大切であります。これは総務部長にお伺いいたしますが、旧優生保護法に関する文書について、今後、歴史公文書等としてどのように保存していくのか、その御所見をお伺いいたし

ます。

○総務部長（畑山栄介君） 旧優生保護法に関する文書につきましては、その文書の持つ重要性から、歴史資料文書として後世に残すべき文書であると考えております。

このため、既に保存している歴史資料文書につきましては、引き続き文書センターで保存していくとともに、現在、関係所属で保存している文書につきましても、保存期間終了後は、歴史資料文書として文書センターに引き継ぎ、適切に保存してまいります。

○有岡浩一議員 次の世代にこういった歴史を伝えていくことは大切な分野だと思っておりますので、公文書センターでの管理をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育長にお伺いいたします。「いのちを大切にす教育」についてであります。

かけがえのない「いのち」を実感できる教育の推進では、自尊感情を高めるための環境づくりが求められます。今年度からの「いのちを大切にす教育」について、現在の取り組み状況と教育長の思いをお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、今年度から、これまでの各課の取り組みを集約する形で、「いのちを大切にす教育」として事業化し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって、子供たちが、自分やほかの人の命がかけがえのないものであることを学ぶ取り組みを総合的に進めております。

各学校においては、日ごろから、人権教育や道徳教育を初め、仲間同士で互いに支え合う「ピア・サポート活動」、宮崎県動物愛護センター職員による「いのちの教育」など、さまざまな取り組みがなされておりますが、特に、7月の第1週に設定をいたしました「宮崎県の

ちの教育週間」におきましては、これらの取り組みが重点的に行われたところであります。

私といたしましては、今後とも、「いのちがかけがえのない大切なものである」という考えに基づき、県教育委員会の重点課題の一つに位置づけ、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

**○有岡浩一議員** ここで、命のバトンリレーという紹介をさせていただきますが、生命が誕生してから40億年と言われます。1年を1センチと計算すると、40億年は4万キロです。地球1周が約4万キロですので、とてつもなく長く、ずっとその生命が続いていることになります。生命は一度途切れたら、それ以降の生命は存在しませんから、自分の命が今ここにあるということは、「自分の命のバトンリレーが40億年間続いている」と、そういう思いで命を大切にすることの意味を感じていただきたいと思ひますし、授かった命を大切に、そういう生命観の醸成が求められると思ひております。

その中で、教育長に再度お尋ねしますが、かけがえのない「いのち」を大切に、教育推進事業におけるピア・サポート活動の内容と、その成果についてお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** ピア・サポート活動は、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図るためにトレーニングを行い、学校生活のさまざまな場面で仲間同士が互いに支え合うなど、思いやりあふれる学校風土の醸成を目指すことを目的としております。

現在、中学校19校、小学校2校の推進校を中心に取り組んでおりまして、学校からは、「困っている友だちに声をかける子供がふえた」、あるいは「思いを伝えることが苦手な子供が、交友関係を広げることができた」などの

成果が報告をされているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、仲間とともに支え合う人権感覚を育むことを目指して、ピア・サポート活動の推進に取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** 新しい取り組みとして、命に向き合う教育を、これから教育委員会としてされていくことで、この3年間の授業をしっかりとやっていただきたいという思いがございます。

ここで、通告になかったのですが、先ほど津波避難の中で、実は2万8,000人のシミュレーションの中で出た案は、高校総体を想定した流れでありまして、2万5,100人を避難させるそのメンバーが高校総体をイメージしているわけですが、津波避難マニュアルで海岸の盛り土高台へ避難するというところで、教育委員会とも協議している、今後とも協議していくというお話がありました。命を大切に、教育に取り組む教育委員会において、海に向かって避難する計画をどのようにとられているのか、まずお伺いしたいと思います。

**○教育長(四本 孝君)** 総合運動公園の盛り土高台の計画につきましては、県土整備部において、専門的な見地も含めてさまざまな観点から検討がされたものであると承知をしているところであります。

**○有岡浩一議員** そうであれば、ぜひ学校関係者、保護者、PTA、そういった方々にもぜひ話をしてみたいと思います。我々は3・11以降、海からできるだけ離れて高台に逃げるといった指導を受けてきたはずですし、そういうものをすり込まれておりますので、基本的に麻痺した、大災害でパニックになっている状態でそういった行動をとらせることが、本当に教育現場の先生方や関係者にできるのかどう

か。そういったことをしっかりと協議しておかないと、避難所はつくりました、しかし実際そこには行けなかった、そして助からなかった、もしくはそこに行っても危ないというような話になっていますので、こういったことは、どこがやったから大丈夫じゃなくて、やはりいろんな形で皆さん方に周知して取り組まなければ、私が話をした範囲では、そんな危ないところではだめだという声のほうが大きかったです。ぜひ、命を守るという、命を大切にするという視点で教育委員会として今後取り組まれるのであれば、先生方や保護者にもこのことを説いていただきたいと思っております。

最後になりますが、家畜防疫について農政水産部長にお伺いいたします。

先月、私はニューヨークに行つてまいりまして、ドン・ワギウさらに宮崎出身のシェフがいらっしゃいますが、サカマイ・ロブスタークラブなど、宮崎牛を取り扱う専門店に行つてまいりました。宮崎牛はニューヨークでは大変人気だというのを肌で感じましたが、世界の和牛と言つてもいいでしょう。

その宮崎牛であります、これは安全・安心があつてこそその世界の和牛であります。その基本的な土台としては、家畜防疫が必要だと考えております。口蹄疫を経験した宮崎だからこそ、忘れることなく常に防疫を日常の常識として取り組むべきであります。先ほども質問の中でありましたように、岐阜県では豚コレラが出ておりますし、まだまだ油断するわけにはいきません。

本県においては、高病原性鳥インフルエンザのリスクが高まっていると考えております。また、その時期を迎えております。そこで、農政水産部長に、鳥インフルエンザ発生予防対策の

取り組みについてお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 県におきましては、高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、家畜防疫員による全戸巡回に加えまして、水辺に近くリスクの高い農場には、10月から再度立ち入りするなど防疫の強化徹底を図っているところであります。

また、新たに宮崎大学との連携のもと、条件等の異なる農場を抽出し、野生動物の出現状況の確認や侵入防止対策の効果検証も行っているところであります。

近隣諸国では家畜伝染病が続発しておりますので、県といたしましては、県民の皆様の御理解と御協力も得ながら、引き続き「水際防疫」「地域防疫」「農場防疫」の徹底に、関係機関と連携してしっかりと取り組んでまいります。

**○有岡浩一議員** ぜひ、関係者のみならず、県民一人一人がこの防疫のことを理解していただき、県民みんなで宮崎の農畜産というものを守っていくような、そういう姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。

通告している質問は以上で終わりましたが、幾つかお話をさせていただきたいと思っております。

最初に申し上げました、虚偽申請業者に対しまして、25カ所の問題、入札参加資格取り消し、そういったものが目につきますが、高木兼寛先生がおっしゃっているのでは、「病気を診ずして病人を診よ」という言葉がございます。こういった、原因だけをピックアップして議論するのではなくて、その背景、その患者さんであれば、その家庭環境や、その患者の思い、そういったものを見るのと同じように、今回の業者が、どういう背景があつて、どういう原因をもって、そしてどういう環境があつたことに

よってこういった取り組みをしたとか、こういう問題を起こしたのか、そういったことをしっかり背景も調べていく、そしてそれを確認する。そのことが再発防止につながると思っておりますので、この資格取り消しをしたことが終わりではなくて、そういう業者の方たちの状況をしっかり把握すること、そして、それを今後に活かしていくための対策をとっていくこと。これが大きな課題で残ったと思っておりますので、今後とも県土整備部を中心に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、最初に知事の関係で会費の話等をしましたが、シンガポールの例を申し上げます。シンガポールのリー・シェンロン首相は、日本円で言えば1億7,600万円ほどの報酬をいただいていると聞いております。多くの報酬をもらうことによって、いろんな誘惑やいろんな問題をはねのけて、自分がやりたい政治をしっかりとやるためには、そういった高い報酬をもらってやっているという話を、以前聞いたことがございます。

河野知事は現職の知事であります。自分の中で、現職の知事としていろいろな思いがあると思うんです。そういった思いで、これは一つの例ですが、神奈川県や茨城県、千葉県もそうですが、特別秘書制度を導入しています。自分の周りで職務に専念するために、こういった秘書たちの仕事も、そういった制度があると助かると、僕は思うのですが、そういったものに取り組む、それが改革ではないかと思っております。そういったものをぜひ、次の世代の知事のためにも検討しながら、職務に専念する、力が発揮できる、そういう環境をつくっていただきたいという思いで提案をさせていただきます。皆さんが3期目に向けての話をされますが、どう

ぞ、宮崎県がよくなるための力強い知事のアイデアと思い、ぜひそういったものをフルに発揮していただくことを御祈念申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

11月22日（木）

# 平成30年11月22日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

- 1番 武田浩一（自由民主党くしま）
- 2番 有岡浩一（郷中の会）
- 3番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 5番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 6番 西村賢（宮崎県議会自由民主党）
- 7番 後藤哲朗（同）
- 8番 二見康之（同）
- 9番 日高博之（同）
- 10番 野崎幸士（同）
- 11番 日高陽一（同）
- 13番 蓬原正三（同）
- 14番 凶師博規（愛みやざき）
- 15番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡辺創（県民連合宮崎）
- 18番 高橋透（同）
- 19番 徳重忠夫（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 丸山裕次郎（同）
- 21番 中野一則（同）
- 22番 中野廣明（同）
- 23番 横田照夫（同）
- 24番 黒木正一（同）
- 25番 松村悟郎（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 新見昌安（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 緒嶋雅晃（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 右松隆央（同）
- 34番 山下博三（同）
- 35番 濱砂守（同）
- 36番 坂口博美（同）
- 37番 星原透（同）
- 38番 井本英雄（同）
- 39番 外山衛（同）

欠席議員（1名）

- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）

地方自治法第121条による出席者

- |           |       |     |
|-----------|-------|-----|
| 知事        | 河野俊嗣  | 俊嗣  |
| 副知事       | 郡司行敏  | 行敏  |
| 副知事       | 鎌原宜文  | 宜文  |
| 総合政策部長    | 日隈俊郎  | 俊郎  |
| 総務部長      | 畑山栄介  | 栄介  |
| 危機管理統括監   | 田中保通  | 保通  |
| 福祉保健部長    | 川野美奈子 | 美奈子 |
| 環境森林部長    | 甲斐正文  | 正文  |
| 商工観光労働部長  | 井手義哉  | 義哉  |
| 農政水産部長    | 中田哲朗  | 哲朗  |
| 県土整備部長    | 瀬戸長秀美 | 秀美  |
| 会計管理者     | 福嶋幸徳  | 幸徳  |
| 企業局長      | 凶師雄一  | 雄一  |
| 病院局長      | 桑山秀彦  | 秀彦  |
| 財政課長      | 吉村達也  | 達也  |
| 教育長       | 四本孝道  | 孝道  |
| 警察本部長     | 郷治知博  | 知博  |
| 代表監査委員    | 高橋博二  | 博二  |
| 人事委員会事務局長 | 原田幸二  | 幸二  |

事務局職員出席者

- |         |      |    |
|---------|------|----|
| 事務局局長   | 片寄元道 | 元道 |
| 事務局次長   | 上山伸二 | 伸二 |
| 議事課長    | 齊藤安彦 | 安彦 |
| 政策調査課長  | 日高民子 | 民子 |
| 議事課長補佐  | 濱崎俊一 | 俊一 |
| 議事担当主幹  | 山口修三 | 修三 |
| 議事課主任主事 | 井尻隆太 | 隆太 |
| 議事課主任主事 | 三倉潤也 | 潤也 |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合の田口でございます。一般質問の3日目の朝一番の質問となりました。

今回、この質問づくりのために、3日間ほど議員寮に泊まっておりますが、3日間妻と会っておりませんけれども、きょうは「いい夫婦の日」だそうでございますので、同僚の高橋議員から朝教わりしましたので、御披露させていただきます。きょうは3日ぶりに妻に会うのを楽しみに家に帰りたと思っています。

今回の質問は、あと10日ほどで私は還暦を迎えますので、50代最後の質問となります。まず最初に、知事にお礼を申し上げます。現在放映中のNHKの大河ドラマ「西郷どん」、終了まで残すところわずかとなりました。ここに来るまで延岡の関係者は、「西南の役」最後の激戦の地・延岡がドラマに取り上げられるか、やきもきしていましたが、知事を初め多くの皆様の御尽力で、最終回とその直前の第46話で取り上げられることになりました。ドラマ以外にも西郷どんブームで、延岡にも多くの観光客が駆けつけております。今から、どのような映像が流れるか大変楽しみにしているところであります。知事の取り組みに感謝を申し上げます。

また、東京オリンピック・パラリンピック開会式イベントの総合プロデューサーが、能楽師の野村萬斎さんに決まりました。延岡の天下一

薪能に何度も出演してくれております。本県と関係の深い方に決まり、「天の岩戸開き神話」の採用にもさらに期待が高まりました。今後の展開を大変楽しみにしております。

さて、今回の質問は3期目の最後の質問にもなります。この任期中に何度か質問し、まだ解決していない課題も多くありますので、確認も含めてお伺いをいたします。

それではまず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

知事におかれましては、この議会終了直後に控えています12月6日からの知事選挙に出馬を決意し、出馬に向けて準備しているところであります。2期8年を経て、3期目の挑戦となります。アメリカの大統領選挙は、2期8年が最長で、それ以上の選挙出馬の権利はありません。いわば選挙で訴えたことは、アメリカでは8年間で仕上げなければなりません。日本の知事選とは単純に比較はできませんが、口蹄疫で大打撃を受けた直後に就任してから、宮崎の復興再生を初め、知事御自身で満足いく成果を出せているものと、8年間ではうまく計画どおりに進まず3期目で仕上げたいと思っているものがあるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、川崎市との連携協定について伺います。

先日、総務政策常任委員会の県外調査で、川崎市に行つてまいりました。大学生時代、日本カーフェリーの日向一川崎航路をよく利用してましたので、懐かしさを覚えながら訪問いたしました。しかし、27年ぶりに訪れた川崎市は、これまでのイメージが一新。多摩川を挟んで東京都の隣の街で政令指定都市であるにもかかわらず、横浜市に埋没し、失礼ながら、すすけた公害の街というイメージでしたが、まるで

さま変わりです。東京湾岸は日本有数の工業地帯であることに変わりはありませんが、川崎駅前はがらりと変わり、明るく健康的で、爽やかな感じになっていました。武蔵小杉駅近辺にはタワーマンションが林立し、首都圏で住みたい街ランキングの上位を占めるようになり、人口も急増しているようです。川崎市が知らぬ間に大変おしゃれな街に変貌していました。川崎市役所では、平成28年1月にでき上がった市長応接室を見学させていただきました。椅子とテーブルは、本県産の樹齢200年以上の「シオジ」という木を用いて、川崎市の家具マイスターが制作したと報告を受け、感激した次第です。本県の綾町で春季キャンプをするJリーグの川崎フロンターレの写真も、至るところに張られておりました。先日、そのフロンターレは今シーズンも優勝し、2連覇をしております。

福田川崎市長も途中、御挨拶に来られ、親しく懇談させていただき、非常に良好な関係を認識いたしました。川崎市との連携協定に基づき、現在どのような取り組みが行われているのか、また、今後どのような連携を進めていくのか、知事に質問をいたしまして、壇上での質問を終了いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。

お答えします。まず、これまでの2期8年と、次期県政についてであります。

私は、知事就任以来、口蹄疫等からの再生復興と、復興から新たな成長に向けて、交通基盤の整備・充実、フードビジネスやグローバルな市場開拓、宮崎ブランドづくり、産業人材の育成などに全力で取り組んでまいりました。その結果、東九州自動車道など交通インフラの整備、さらには農業産出額や輸出額の拡大、1人

当たり県民所得の増加など、新たな成長に向けた流れの確かな手応えを感じております。今後、この流れをしっかりと軌道に乗せていく必要があると考えております。

一方で、少子高齢化が急速に進む中で、人材の確保や中山間地域対策、医療・介護・福祉など、本県には取り組むべき多くの課題があります。中でも人口減少問題への対応は、これからの県づくりを進める上で喫緊の課題だと考えております。

これまでの流れを変えること、この人口減少のトレンド、簡単ではありませんが、早急にこの問題に対応しなければ、ますます人口減少が進み、本県の活力が大きく失われかねない、極めて重要な時期を迎えていると考えております。

県民の皆様は次期県政を負託していただけるのであれば、こうした困難な課題にも果敢に取り組む、人口減少の中にあっても本県が将来に向けてしっかりと発展をしていけるよう、私が先頭に立って、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、川崎市との連携協定についてであります。

本県と川崎市では、国産木材等を活用した豊かなまちづくり、活力や魅力のある産業づくり、新しい未来を創造する人づくりの3つを柱としまして、平成26年に連携協定を締結し、これまで、県産材を活用した公共施設等での木質化の推進、大企業等の開放特許を活用した知財ビジネスマッチングの実施、修学旅行の受け入れや音楽コンサートによる人的交流などに取り組んできたところであります。

協定締結から4年が経過し、県東京事務所との連携がさらに強化され、川崎市での宮崎フェ



アの開催、市民祭りへの出展などにもつながってきております。川崎の中で、宮崎というものを大きくPRする機会をいただいております。来年2月には、川崎市の関係者にも参加をいただいで、「都市と地方の連携」をテーマにしたフォーラムも開催することとしております。また、御指摘をいただきましたJ1川崎フロンターレ、綾町でずっと合宿をしていただいておりますが、Jリーグ2連覇というものも明るいニュースであります。

今後は、これまでの取り組みで培ってきた関係をさらに強化しながら、引き続き、県産材の利用拡大や県内企業への支援、物産や観光面での交流促進など、お互いの特性や強みを生かして、新たな相乗効果を発揮します「都市と地方の共生」に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○田口雄二議員** ありがとうございます。課題も幾つか挙げていただきましたが、それを解決していくためには、次の選挙をしっかりと頑張っていかなければならないと思っておりますので、準備怠りないよう、よろしく願いいたします。

また、川崎の関係ですが、開放特許に関しましては、私が6月議会で質問したときに、川崎市との連携協定でノウハウを伝授していただいたと伺いまして、連携強化の効果が出ているんだなと思っておりますし、さらに強化を進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、医療福祉行政について伺いをいたします。

県北地区においては、県立延岡病院は高度専門医療の中核医療機関として、最重要の医療機関です。しかし、神経内科医の確保がかなわ

ず、休診などにより一部の救急医療や高度医療に十分対応できなくなっています。この事態を受け、延岡市医師会では、平成20年から緊急避難的に、脳梗塞と消化管出血患者を輪番制で24時間365日受け入れる体制をつくり、延岡市も財政支援を続け、市民が安心して生活できるよう医療体制を確保しています。しかし、延岡市医師会も医師等の高齢化や疲弊により、いつまでこの体制を継続できるか不安な状況です。県立3病院の地域の中で延岡市医師会だけが行っている脳梗塞と消化管出血患者の輪番制、延岡市医師会の負担軽減のため、県立延岡病院の受診体制の整備が図れないのか、病院局長にお伺いをいたします。

**○病院局長(桑山秀彦君)** 県立延岡病院は、県北唯一の救命救急センターを有しております。圏域における2次、あるいは3次の救急患者の受け入れを行っているところでありますが、医師の多くは大学からの派遣に頼っておりますため、医師が充足してない診療科もございます。

このため、議員の御指摘にもありましたが、一部の診療科の患者受け入れにつきまして、地域の医療機関の御協力をいただかざるを得ない状況にあります。

今後とも、延岡市を初め地元自治体と連携しながら、医師の派遣につきまして、大学の医局に対しまして粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 一時期の危機的な医師不足はかなり改善されまして、休診していた診療科の再開やドクターカーの導入、心臓血管カテーテル室の新增設等、新たな展開は大変感謝をしております。しかし、緊急避難的に導入した輪番制も10年が経過いたしました。医師会の努力に

も限界があり、崩壊しては元も子もありませんので、負担軽減の取り組みを引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、県北には「重症心身障がい児・障がい者を対象とした医療型短期入所」を実施している施設は1カ所もありません。一番近いところでも、6床しかない川南町の1カ所のみです。平成29年度末の統計では、対象の重症心身障がい児だけでも県内には在宅で453名おり、そのうち県北には58名いるようです。そのため介護を担う家族が急病等の場合の支援として、医療的ケアが必要な重症心身障がい児・障がい者を対象とした医療型短期入所施設の充実を求める声が多く上がっております。県北における医療型入所施設の開設に向けた県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 医療型短期入所施設は、医療機関等が一体的に運営する必要があり、加えて、専門的な知識を有する小児科医を確保する必要もあることが、開設に向けての大きな課題となっております。

県としましても、県北における医療型短期入所施設の開設に向けて、延岡市や日向市及び県北地域の医療機関等と、開設の可能性などについて継続的に意見交換を重ねているところでございます。

今後とも引き続き、地元市町村や医師会と連携を密にして、開設に向けて取り組んでいただける医療機関等について、掘り起こしや働きかけに努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 小児神経の専門性を持った医療スタッフが非常に少ない状況を変えないと、なかなか前に進まないということですね。親御さんの大きな負担軽減のため、引き続きの御尽力をよろしくお願ひいたします。

次に、臨床研修医の確保について伺います。

平成16年度よりスタートした新臨床研修医制度は、研修医が自分で研修先を選択できる制度となり、状況が一変しました。その結果、県立延岡病院は研修医がなかなか希望してもらえず、たまに1人来るほどで、それ以外は一人もいない状況が続いてきました。ところが、本年は4名も来ていただき、そのうちの1人は、私がお世話になっている先生の御子息で、この傾向を維持できればと思っていましたが、来年度のマッチングはまた1人に戻ってしまいました。安定的な医師確保は研修医の確保が大きな要因になりますが、おぼつかない状況です。県立日南病院では、平成25年度から宮崎大学が地域総合医育成サテライトセンターを設置して以降、5人前後の初期臨床研修医がコンスタントに研修しており、病院の活性化につながっています。改めて、県立延岡病院に宮崎大学医学部の地域総合医育成センターの設置ができないか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 臨床研修医の確保において、県北地域でのサテライトセンターの必要性は十分認識しているところでございます。

しかしながら、宮崎大学医学部における総合診療の指導医が不足しておりまして、県立延岡病院への設置は、現時点では厳しい状況にございます。

このため、県では宮崎大学医学部と連携して、総合診療の指導医の育成に取り組んでいるところでございます。

今後とも、この取り組みを継続するとともに、県病院局等とも連携しながら、県立延岡病院の臨床研修プログラムや指導体制のさらなる充実を図り、臨床研修医の確保に取り組んでま

いりたいと考えております。

**○田口雄二議員** これまで何度か聞いてまいりましたが、答弁が変わらず残念です。平成16年の国立大学の独立行政法人化で附属病院の収益確保を図るため、附属病院に医師を確保するようになり、地域医療機関への医師派遣が減少しておりますが、引き続きの取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、医学部の地域枠の見直しについてお伺いをいたします。

医師になった後、地元で一定期間働くことを条件に大学医学部に入学しやすくしたり、奨学金を支給したりする「地域枠」が拡大し、全国の医学部の定員の2割近くに拡大しています。本県は現在、宮崎大学と長崎大学の両医学部に地域枠を設置していますが、厚生労働省が医師確保を後押ししようと、知事が大学に地域枠の創設や増加を求められる医療法・医師法改正案を提案し、来年4月から施行されます。医師確保のため、隣県大学の医学部に、医師修学資金の貸与を受ける本県出身者の地域枠を設置できないか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** 隣県大学医学部での本県出身者のための地域枠の設置につきましては、現在、その詳細が、国において議論されておりますが、隣県の医師確保にも影響が出てきますことから、県としましては、その動向を注視しているところでございます。

医師確保につきましては、まずは、本県出身の地元大学医学部進学者をふやすことが重要であると認識しております。

今後とも、教育委員会等と連携しながら、宮崎大学医学部の地域枠及び地域特別枠の定員充足はもとより、宮崎大学医学部における本県出身者の割合を高めるよう取り組んでまいりま

す。

**○田口雄二議員** 自治体間で医師の取り合いで、医師確保は本当に大変です。宮崎大学医学部における本県出身者の割合を上げることも以前から取り組んでまいりましたが、今年度はついに3割を切ってしまいました。さらなる取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、県立3病院における女性の医療スタッフに関して伺います。

東京医科大学の入学試験で、女性を一律に減点し、合格者数を抑制していたことが発覚しました。女性を不利に扱う点数操作はかなり以前から行われていたようで、結婚・出産で離職のおそれがあり、「必要悪」との意見があるとの関係者の話が報道されていきました。また、成績順に合格させたら女性の医師ばかりになり、皮膚科医と眼科医ばかりがふえてしまうことを懸念する声も紹介されました。確かに、平成28年度の厚生労働省の調査によると、女性医師の最も多いのは皮膚科で47.5%、続いて麻酔科38.7%、眼科38.3%と続いています。逆に最も少ないのは整形外科4.9%、外科8.4%、救急12.6%です。データを見れば指摘された傾向にも見えますが、なり手不足で激務な診療科の産婦人科35.6%、小児科34.3%と女性医師が貢献していることがうかがえます。外科が激務で女性医師が敬遠しているとの声もありますが、若い男性医師も最近では敬遠傾向にあるようです。

しかし、国際比較では、厚労省のデータで見ますと、日本の女性医師の比率は異常な数値が出ています。世界一多いのはエストニアで73.8%、OECD平均でも41.5%です。データの中でもワースト2の韓国の19.3%より低い18.0%が日本で、最下位です。日本の女性が男性より劣っているなどということはありませんし、公

平な入試制度にすることは当然ですし、あわせて女性医師の働き方改革が必要です。

ここでふと思ったのが、同じ医療現場で激務をこなす看護師は、女性が当たり前のよう存在し、ちょっと前までは看護婦さんと呼ばれ、女性の仕事の代名詞のように言われていました。同じように患者に接し激務をこなし、当直をこなすなど、本当にハードな仕事をしていながら、その評価がどうしてこうも違うのか不思議でなりません。

そこで、県立3病院における女性の医療スタッフの状況について、病院局長にお伺いします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 平成30年4月1日時点での状況で申し上げますと、3つの病院合計で、医師の数が202名、そのうち女性が30名で14.9%、それから看護師・助産師は、1,033名で、うち女性が924名、率で89.4%、そして、その他の医療技術職で、総数が221名、うち女性が100名で45.2%となっております。

**○田口雄二議員** 9割近い女性看護師がハードな仕事をこなしていただいていることがわかりました。まさに看護の世界は女性の大きな力で支えられています。

そこで、女性が働きやすい環境づくりのために県病院ではどのような取り組みを行っているのか、再度病院局長に伺います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立病院は、看護師を中心に女性職員が多い職場でありますことから、育児と仕事の両立ができる就業環境を整えることは、人材の確保・定着を図る上でも重要な課題の一つであると考えております。

このため、育児休業からの早期復帰がしやすく、また、身近に子供を預けることで安心して仕事が行えるよう、昨年度までに、3つの病院

全てに院内での保育施設を整備しますとともに、1日当たりの勤務時間や1週間当たりの勤務日数を短くできます、育児短時間勤務制度の運用を始めたところであります。

さらに、今年度は、職員が仕事上の悩みや育児休業からの復帰などについて相談のできる職員相談室を、宮崎病院内に設置したところでございます。引き続き、女性職員が働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 働き方改革、宮崎モデルとしてお手本になるようなものをつくっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、東京目黒女児虐待死事件について伺います。

虐待死された女児の大学ノートの反省文が、多くの国民の涙を誘い、心を痛めました。今回の虐待死事件では、女児が以前住んでいた香川県の児童相談所は、虐待が疑われている事態を把握しながら、危険性を判断する記録を残していなかったことが、厚労省の専門委員会がまとめた検証結果で10月初めに公表されました。児童への危険性を判断するための「リスクアセスメントシート」などに記録することが、虐待対応の手引に定められており、手引が守られていませんでした。香川県の児童相談所は、転居先の東京の児童相談所に対して、けがの写真などの資料を引き継いでおらず、東京側が危険性を判断する機会を失ったこともわかってきました。児童相談所間の引き継ぎ・連携がうまく行われなかったことが要因でした。東京都目黒区の事件のような虐待死を防ぐため、本県の児童相談所では、虐待が疑われる家族が県外に転居するケースについてどのように対応しているの

か、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県におきましては、県外への転居に伴うケース移管につきまして、これまでも国の「児童相談所運営指針」に従い、緊急性の高い場合は、転居先の児童相談所との対面による引き継ぎを行うなどの対応を行ってまいりました。

しかしながら、先般の目黒区の事件では、この指針に沿った引き継ぎが十分に行われていなかったことから、国は本年7月に指針を改正し、転居する全てのケースについて、リスクアセスメントシート等により客観的に緊急性を判断し、緊急性が高い場合には対面による引き継ぎを行うことなどを明確にしたところでございます。

このため県では、8月上旬に県内全ての児童相談所長に対し、改正後の指針遵守のさらなる徹底を指示したところでありまして、今後とも虐待を未然に防止するため、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 児童虐待防止、警察との連携等も考えながら、対策をよろしく願いいたします。

次に、防災対策について伺います。

昨年、一昨年の台風で、北川町の川坂地区の北川の水が堤防の下に浸透し、再度地表に吹き出す「パイピング」現象が確認されました。地域住民は大変心配をしていましたが、県当局は堤防に矢板を打ち込んでいただき、早急な対応に喜んでいたところでした。ところが、本年9月の台風24号で、またしても多くのパイピング現象が確認されました。昨年大がかりな対策を打ったにもかかわらず、なぜ発生したのか解せません。北川の川坂地区におけるパイピングの発生状況と今後の対策について、県土整備部長

にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 北川の川坂地区では、平成28年、29年にパイピング現象が発生し、これまでに、約800メートルの区間について、堤防沿いに鋼製の矢板を打ち込む対策工事を実施したところでした。

しかしながら、ことし9月の台風24号により、再度、パイピング現象が発生したことから、国の専門家と現地調査を行った結果、これまでと比べ、発生した数や規模が減少しており、対策工に一定の効果があつたとの見解をいただいたところであります。

また、今回発生した箇所は、対策を行った区間の上流側に集中しており、さらに上流約140メートル区間内に水の通り道があることが想定されたことから、その対策工事に着手したところであります。

今後とも、国の専門家の意見を伺いながら、効果の検証を行うとともに、点検を継続し、堤防の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 北川の当地では、水が通るところが深いところでは40メートルぐらいになるところもあると伺いました。

今回の現地調査で、国の専門家から、これまでと比べ発生した数や規模が減少している、対策工には一定の効果があつたとの見解をいただいたということですが、ほかの河川で既にパイピング対策で矢板を打ち込んだところも、不安な状況になっていることと思います。祝子川もこれまで何度も水害に遭い、台風対策に大変敏感なところですが、ここにおいてもパイピング現象が指摘され、以前矢板を打ち込んだ経緯があります。今回の事態を受けて、祝子川のパイピングの現状と対策について、県土整備部長に

お伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 祝子川の祝子地区などでは、平成9年などの洪水によりパイピング現象が確認されたことから、平成12年度から13年度にかけまして、約180メートルの区間について、北川と同様の対策工事を実施し、これ以降は、この区間でのパイピング現象は確認されていないところであります。

しかしながら、祝子地区の上流にあります宇和田地区等におきまして、平成29年の台風18号でもパイピング現象が確認されましたことから、現在実施中の河川改修事業において調査、設計を行っており、来年度には対策工事に着手することとしております。

今後とも、対策が必要な区間の早期整備に努め、堤防の安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 北川の今回のパイピング現象は、河川内の堆積土砂による河川水の上昇も要因の一つと考えられ、河床の土砂の堆積が原因ではとの地元の声があります。県管理区間の堆積土砂除去の状況について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 北川では、平成9年の台風で甚大な浸水被害を受けたことから、洪水時の水位を低下させるため、平成16年まで大規模な河道の掘削を伴う整備を行ったところです。

整備した河道を維持していくことは非常に重要でありますことから、これまで、その変化を把握するための測量などのモニタリングを実施してきたところです。

その結果、台風等の際に土砂の堆積が確認されたことから、公募した砂利採取業者に堆積土砂を搬出させる取り組みの活用など、コスト縮

減を図りながら、昨年度までに約12万立方メートルの除去を行ってきたところであり、今年度も約3万立方メートル、10トントラックに換算しますと約6,000台分を除去する予定としております。

今後とも、継続してモニタリングを行い、適切な河川の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** かなり土砂を取っていることが確認できました。ありがとうございます。

次に、道路行政についてお伺いします。

沿海北部広域農道の建設がかなり進み、県道の併用等も含め、全線開通にめどが立ってきました。残る門川町尾末一延岡伊形間の進捗状況について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 沿海北部広域農道は、農畜産物の効率的な輸送や農村地域の利便性の向上に大きく寄与するとともに、災害時などの迂回ルートとしての補完的な効果も期待されているところであります。

現在、未開通区間であります門川町大字門川尾末から延岡市伊形町間で、トンネル工事などの整備を行っているところであります。

お尋ねの門川尾末一延岡伊形間の進捗状況につきましては、平成29年度末現在、事業費ベースで58%であり、沿海北部広域農道全体では91%となっております。

今後とも予算の確保に努め、関係市町とも十分連携を図りながら、平成32年度の完了を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** あと2年ほど必要ですが、この道路完成は、農道ではありますが、国道10号の渋滞緩和にも寄与すると思います。また、ゲリラ豪雨で土々呂地区の国道10号、県道が冠水、あわせて延岡南道路も通行不能になること

がよくあります。代替道路としても活用されますので、防災面でも大きな対策となると期待をしているところでもあります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、国土交通省は本年7月、対面通行となっている高速道路の暫定2車線区間2,930キロメートルのうち、優先的に延べ800キロメートルを4車線化する検討方針を提案しました。暫定2車線区間は、4車線に比べて死亡事故率が高く、また災害時に通行どめが発生するケースも多く、対策が課題になっていました。よって、交通事故のリスクの高い区間、災害の影響を受けやすいところを4車線化するものです。とはいっても、一部が追い越し車線に近いものが新たにできると理解していいと思います。高速道路の暫定2車線区間における4車線化に向けた国の検討状況について、県土整備部長にお伺ひいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 現在、国におきまして、高速道路の安全・安心に係る具体的な施策を計画的かつ着実に推進するため、「安全・安心計画」を策定中であり、暫定2車線区間の4車線化等の対策についても検討されているところでもあります。

7月の国の国土幹線道路部会においては、全国の暫定2車線区間のうち有料区間におきまして、優先的に4車線化等を実施すべき区間の例として、時間信頼性の確保、事故防止の観点から約600キロメートル、リダンダンシー、いわゆる代替性確保の観点から約200キロメートルの課題のある箇所を抽出し、優先度の高い区間から順次対策を実施する提案がされております。

この時間信頼性の確保、事故防止の観点から、参考として全国の実速低下の主な課題箇所が示されており、東九州自動車道の県内有料区

間では3カ所が挙げられております。

県としましては、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き4車線化の実現に向けて、ミッシングリンクの解消とあわせ、国に強く訴えてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 本県内では3カ所ほどが検討されているようですが、本県内の東九州道は、美々津以北はアップダウンがきつく、トンネル等が非常に多くなっております。この地点が改善されれば、フラストレーションもかなり改善されるのではないかと期待をしているところでもあります。

次に、今話題の外国人労働者について、警察本部長にお伺ひいたします。

その前に、逮捕術の全国大会で宮崎県警本部チームが37年ぶりに優勝したようで、まことにおめでとうございます。日ごろの訓練の成果が出たものと思いますし、県民は大変頼もしく思っているのではないかと考えております。

さて、質問に戻りますが、現在国会で、出入国管理・難民認定法改正案が議論されています。来年4月1日から、新たな在留資格「特定技能1号と2号」を設けることがメインとなります。深刻な人手不足が背景にあり、早期実現を求める声と日本社会への影響を懸念する声もあり、成り行きが注目されています。内閣府が公表した外国人労働者は、昨年10月時点で約128万人で、前年比18%増となります。外国人の増加を懸念する声の中で、治安が悪化するのではないかと心配する国民が多くいます。現在の本県の外国人の宮崎労働局が公表している数字は、昨年の10月時点で3,490名、前年に比べ888名増加しています。この増加率から見ると、現在は4,000名を突破していることは間違いありません。では、宮崎県における外国人犯罪の検挙

状況について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 本県におきます来日外国人による犯罪の検挙状況につきましては、平成29年中が検挙件数8件、検挙人員8人で、総検挙件数2,816件に占める割合は0.28%であります。

主な罪種は窃盗罪が7件で、88%を占めています。

また、本年10月末までの状況は、検挙件数21件、検挙人員17人で、いわゆる入管法や関税法の違反など、昨年なかった罪種の検挙もありまして、昨年同期比で14件、10人増加をしております。

総検挙件数2,243件に占める割合は0.94%でありまして、主な罪種は、窃盗罪と入管法違反がそれぞれ6件で、29%ずつを占めております。

○田口雄二議員 総検挙数に占める割合は0.28%、凶悪事件はありません。本県の外国人は、現時点ではそう心配するほどの状況ではないかと思っていけないのでしょうか。

次に、国会では技能実習生の失踪が問題になりました。政府の答弁では、平成29年だけで約7,000人、本年1月から6月までに4,279名が失踪したことが判明しました。技能実習生の県ごとの失踪数は把握できないようですので、本県の外国人の行方不明者届受理件数について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 本県における外国人の行方不明者届は、本年10月末現在で107件受理しております。

平成29年中の受理件数は64件でありまして、既に昨年を43件上回っております。

○田口雄二議員 行方不明者は、この10月までのペースでいくと、前年の倍となりそうです。10月までの107件のうち、発見されたのは5

件だけだそうで、本県を離れていくことで行方不明になったのか、なぜ行方不明になったのか、今後分析が必要になってくるのではないかと考えております。

ここで、質問の順番を変えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

教育行政について、先に質問させていただきます。

工業高校の専攻科設置について、再度お聞きいたします。これまで何遍も聞いておりますけれども、再度確認させていただきます。ここ数年、人材不足・人手不足の中で、これまで以上に設置の要望が強くなっております。昨年11月議会で、それまで学んできた専門性をさらに高める専攻科を延岡工業高校内に設置できないかと質問した際に、教育長は、「本年度県外の先進校視察に担当職員を派遣した。視察先では専門性の深まりだけではなく、地元企業や行政、高等教育機関が一体となって専攻科を人的・物的に支援することで、地域産業界が求める人材育成もでき、地元就職につながっている状況がうかがえた」と評価しています。また、課題も御報告いただき、「専攻科の設置については、関係部局と連携し、地域産業界や生徒のニーズ等も踏まえながら検討してまいりたい」と答弁をいただいております。その後進展しているのか不明です。その後の検討も含めて、県北の工業高校における専攻科設置について、教育長のお考えを伺います。

○教育長（四本 孝君） 専攻科設置につきましては、これまでも、先進校への視察あるいは関係機関との意見交換を行うなどして、情報収集に努めているところでございます。

専攻科を設置するメリットといたしましては、地元企業や行政、高等教育機関等が一体と



なった人的・物的・金銭的な支援により、地域産業界が求める優秀な人材を育成できるというところにあります。

一方、課題といたしましては、先端技術を伝授するための最新の設備・機器の導入や、高度な技術を持つ指導者の確保、専攻科卒業後のキャリアに見合う就職先の確保や処遇等の充実などが挙げられるところであります。

県教育委員会といたしましては、地域産業界や生徒のニーズ等を踏まえるとともに、関係部局とも連携しながら、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 最新の設備・機器の導入や高度な技術を持つ指導者の確保、専攻科卒業生のキャリアに見合う就職先の確保や処遇の充実が課題であると、教育長は答弁されましたが、地域貢献には協力を惜しまない大手企業や、高い技術を持った中小企業がたくさん集積しております。県機械技術センターもあります。行政や地元企業も設置を要望しており、協力は惜しみません。専攻科設置に係る課題について、関係者が集まって協議するようなことができないのか、教育長に、そして知事にもお考えをお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 専攻科設置につきましては、先ほども述べましたような課題もありますことから、関係者が集まって情報共有や意見交換を行う機会を持つことは、大変意義のあることだと考えます。

既に県北地区には、企業や行政、学校関係者等が集まり、地域の人材育成に向けた協議等を定期的に行っておられる組織があると聞いております。

県教育委員会といたしましては、そのような場などを活用して、専攻科設置に係る課題等に

ついて御意見を伺えればと考えております。

**○知事(河野俊嗣君)** 人口減少が進み産業人材の不足が大きな社会問題となっております。人材の育成や確保のための方策は大変重要な政策課題であります。専攻科の設置も、その有力な方策の一つだと考えております。

一方で、専攻科設置には、先ほど教育長が答弁しましたようなさまざまな課題があると認識をしております。これらの課題を検討するに当たっては、現場の皆様から生の声を聞くことは大変重要であると考えておりますので、教育委員会とも連携をしながら、機会あるごとに、関係者との情報共有、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 10月に、雇用人材育成・確保対策特別委員会の県外調査で、静岡市の県立清水技術専門校に、産業人材の育成をテーマにお伺いいたしました。「時代に対応した即戦力となる技術・技能者の育成を目指す」を掲げ、県内産業の発展に寄与できる人材を育成することを目標としており、まさに設置を求めている専攻科と目的は同様です。ほとんどの入学者は私学も含む普通科出身ですが、資格を幾つも取得しており、求人に応えられないほどです。2年課程ですが、来年4月には、さらにスキルアップに向けて短期大学に移行する予定です。静岡県では、積極的な人材育成機関の強化を進めようとしています。短期大学までとは言いませんが、地元企業が熱望する専攻科設置、知事御検討のほどよろしくお願ひいたします。知事選では、県北の生の声もしっかりとお聞き取りください。よろしくお願ひいたします。

次に、平成27年からスタートした土曜日授業のその後についてお伺いをいたします。

土曜日授業の実施要件が改正され、教育委員

会の判断でできるように大幅に緩和されたことにより、2013年以降、全国的に大幅に増加しました。鹿児島県においては全ての小中学校で実施され、本県においても土曜日授業に前向きな教育委員会がありました。その後、県内においては余り広がりを見せていません。

本県における小中学校の実施状況はどうなっているのか、また、県としてどのように評価し、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 県内の小中学校における土曜授業は、平成27年度から、延岡市と新富町でスタートし、本年度は延岡市が年間6回、新富町が年間2回程度実施をしております。

土曜授業では、地域人材を活用した田植えや野菜づくりなどの体験活動を実施したり、さまざまな職種の方々の話を聞いたりするなど、多様な教育活動が推進され、地域に開かれた学校づくりという意味からも、意義ある取り組みであると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会が土曜授業を実施する際に参考となるよう、国の動向や延岡市等が行っている取り組みなどの情報提供を行ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 県内においては、2つの教育委員会のみで実施されていますが、スタート時に比べ実施回数も半減しているようで、ちょっと尻すぼみ気味です。残念ですが、先生たちが土曜日出勤を嫌がっているという話もちょっと聞こえてまいります。

それでは、先ほど順番を変えました、交通安全対策に戻らせていただきます。

まず、横断歩行者等妨害についてお伺いしま

す。

横断歩行者等妨害とは、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしているのに一時停止をせず、歩行妨害をしている車が検挙される例が全国的に増加しています。交通事故全体の発生件数は大幅に減少しているにもかかわらず、横断歩道での事故の減り方が少ないため、取り締まりを強化しているようです。日本自動車連盟がこの夏、47都道府県の横断歩道を調査しました。長野県の一時停止率が58.6%と突出しており、2位が静岡県39.1%、3位が石川県の26.9%、九州管内では福岡県がトップで18.4%でした。逆に最下位は栃木県の0.9%で、都道府県によって大きなばらつきがありました。全国平均は8.6%、残念ながら本県は平均以下の7.9%でした。優しい県民性のように思いますが、歩行者に思いやりのない運転状況は残念です。福岡県の数値が高いのは、本年の重点項目に挙げて取り締まり強化に取り組んだ結果とも言えるようです。本県の横断歩行者等妨害の取り締まり状況について、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長（郷治知道君）** 昨年の横断歩行者等妨害等違反の取り締まり件数は、515件でした。

警察としましては、歩行者の安全を守るために、横断歩行者等妨害等違反の取り締まりを強化いたしまして、本年10月末現在の取り締まり件数は933件で、昨年同期を568件上回り、約2.6倍の増加となっております。

今後とも交通事故抑止のため、指導取り締まりを強化してまいります。

**○田口雄二議員** 前年より大幅な増加となっております。

この横断歩行等妨害は道路交通法違反になる

ようですが、違反点数と反則金について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(郷治知道君) 横断歩行者等妨害等の違反行為に付された基礎点数は2点で、反則金の額は、大型車が1万2,000円、普通車が9,000円、二輪車が7,000円、原付車が6,000円です。

○田口雄二議員 車の大きさによって罰金が違うというのは、今回初めて知りました。

私は、気がつく限り一時停止するようにしております。実は3年ほど前、延岡市の影響力のある方が挨拶の中で、「延岡の皆さん、なぜ横断歩道でとまらないんですか。安全対策上も含めて、思いやりのある運転をしましょう」と、一時停止を啓発する発信をされ、それ以来、私も特に意識するようになりました。そこで心配なのが、私自身が停止しても対向車が停止せず、横断を始めた歩行者にかえって危険な思いをさせることでもあります。私はパッシング等で対向車にサインを送りますが、歩行者の安全のためにも、一時停止の推進と道路交通法違反になることを広く知らしめる必要があります。

横断歩行者等妨害の普及啓発を図るための取り組みについて、警察本部長に伺います。

○警察本部長(郷治知道君) 県警では、横断歩道における歩行者優先を徹底させるために、運転免許証の更新時講習、事業所における講習などの交通安全教育、街頭キャンペーン、テレビ・新聞等のマスコミを活用した広報啓発など、あらゆる機会を通じまして、このルールの周知を図っております。

○田口雄二議員 現在、日本には多くの外国人が来ていただくようになり、また治安のよさが評価されています。発展途上国ではいまだに車優先の国も多くありますが、日本は歩行者に優

しい国、歩行者優先で安心安全の宮崎をアピールできるよう、普及啓発をよろしくお願ひいたします。ただ、歩行者が立っていても横断歩道と気づかないほど、白線が消えかかっているところが多く見受けられます。検挙されたドライバーからクレームを受けないよう、早急にチェックして、対応をよろしくお願ひいたします。

次に、自転車保険について伺います。

自転車事故により高額な賠償金を請求される事例が相次いでおります。これまでの最高額は約9,500万円で、小学5年生の少年が歩行者と衝突事故を起こし、被害女性は頭部を強打し、意識不明の寝たきり状態になったようです。将来の介護費、事故で得ることができなくなった逸失利益、けがの後遺症に対する慰謝料などで、合わせて約9,500万円の賠償金になったようです。保険加入義務のない自転車の事故に対しては、高額な賠償金が命令されるケースも多く、自己破産に陥る例も少なくありません。そこでまず、本県における自転車の事故発生状況と、そのうち自転車の加害事故発生状況を、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(郷治知道君) 自転車事故の発生状況は、平成29年中が875件で、前年比マイナス123件、平成30年10月末現在が624件で、前年同期比マイナス82件と、減少傾向で推移しております。

そのうち自転車の加害事故は、平成29年中が55件で、全体の6.3%、平成30年10月末現在が28件で、全体の4.5%であります。

○田口雄二議員 公共交通機関が少ない本県においては、自転車通学の中高生が多く存在しています。いつ登下校中に不慮の事故によって、高額賠償金を請求される可能性があるかわかり

ません。県立高校生の自転車保険への加入状況について、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 県立高校生の自転車事故賠償保険の加入につきましては、県高等学校PTA連合会が、民間保険会社の総合補償制度を各学校に案内しており、保護者の同意を得て、ほぼ全ての県立高等学校全日制の生徒が加入をしている状況でございます。

県教育委員会といたしましては、保険の重要性の周知を図りますとともに、生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないように、交通安全教育の充実に努めてまいります。

○田口雄二議員 県立高校の自転車通学生は、100%自転車保険に加入していることが確認できました。ただ、自転車通学生以外にも、小中学生もほとんど自転車を利用しますし、所管は違いますが、私学生にも加入促進の啓発をお願いいたします。

用意した質問は全部終了いたしました。先ほど申しましたように、今任期の最後の質問になります。県北にはまだ課題も山積しておりますので、質問が続けられるように、来春には、しっかりと頑張っここに帰ってきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 私の今期最後、そして平成最後の質問になろうかと思いません。今回は傍聴席に地元から応援が来ております。本当にありがとうございます。

今回の議会は、知事にとりましても選挙前の重要な時期であろうかと思いません。県民から寄せられる県への期待や不満等を含めて、議員の職責を果たす質問をさせていただきます。

まずは、建設業を取り巻く状況について、前

回9月議会から指摘されております株式会社大建の経営事項審査における虚偽申請について、質問をいたします。

建設業の方々にとっては発注者である県に対して直接言いにくいこともあり、疑問や不満についてさまざまな意見を聞いております。このようなことが今後起こらないためにも、再発防止の観点から質問を行いたいと思いません。

県は、不正を行った企業へ、11月15日より「入札参加資格取り消し」という重い処分を行いました。しかし、県庁内みずからの責任の所在はどうだったのか。

今回、県民から直接県への通報があったにもかかわらず不正を見抜けなかった職員や、不正がなかったと結論づけた者への責任の明確化が明らかになっておらず、責任の所在が不明であると言わざるを得ません。再発防止には、誰が、どう指示し、どのように結論づけたのか、明確にする必要があると思いません。責任の所在が曖昧だからこそ、議会でも、見抜けなかったのではなく見抜かなかったのではないかという臆測を生んで、指摘されているのではないのでしょうか。責任の所在を踏まえて再発防止策につきまして、知事に伺います。

以下、質問者席より質問を行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。経営事項審査における虚偽申請についてであります。

今回、不正に関する情報提供を受け、立入検査を実施したにもかかわらず、県における調査が不十分であったことなどから、県議会を初め情報提供者、建設業界、県民の皆様にお迷惑をおかけしましたことにつきまして、その責任を重く受けとめているところであります。

今後は、今回の反省を踏まえて、発注者、資材納入業者等への確認の強化や、現場周辺での聞き取り、行政機関への調査など、検査における具体的な手法を盛り込んだマニュアルを整備し、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 9月議会の質問で指摘をされてきて、再調査の結果で多くの不正が明らかになりました。また、知事とこの企業の関係も報道されるなど、さまざまな状況が明らかになってきております。これまでの県の議会答弁によりますれば、県は、この企業が書類等の偽造やにせの地権者を用意し、現地を説明するなどの悪質な隠蔽工作によって、立入調査や現地調査で不正を見抜くことができなかつたと結論づけているように思います。県は、この企業及び虚偽の証言をした関係者に対して、建設業法違反であるとか詐欺罪などを含めて告発を行うのかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 株式会社大建の経営事項審査における虚偽申請に対しましては、9月10日付で、45日間の営業停止処分及び5カ月間の入札参加資格停止処分を行っております。

さらに、取り消し基準に該当しますさらなる不正の事実が確認されましたことから、今月15日付で、より重い処分であり、本県では初めてとなります入札参加資格の取り消し処分を行ったところであります。

こうした処分の状況等を踏まえながら、告発に関しましては、慎重に判断をしたいと考えております。

○西村 賢議員 告発をしない理由は何なのか。県は信用を失墜させられ、職員は数カ月この案件調査に当たり、本来の業務にも差し支えたと思います。県や県民は不利益をこうむって

いると考えます。「慎重に判断したい」ということで、これまでも答弁をいただいておりますが、証拠が出そろった今、いつまでに判断を下されるのか。知事選もあります。私は知事選前に判断されるべきではないかと思いますが、知事はどう判断していらっしゃるでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 現在、建設機械の保有状況や技術者数など、完成工事高以外の項目を含めて、詳細に調査を行っているところであります。

仮に、告発の結果、刑事罰を受けることになれば、建設業の許可の取り消しということになり、5年間は再申請ができず、実質的には廃業となるものであります。

このようなことを踏まえ、告発をするか否かにつきまして、慎重に検討しているところであります。

○西村 賢議員 県は、みずからの責任の所在について、企業からそういう隠蔽工作を受けて見抜けなかつたと言っているのにもかかわらず、企業側を多少擁護するようにも見えます。私は、この企業と県とがどういう関係にあるかわかりませんが、その曖昧な対応というのが、その企業にとっていいのか、県にとってもいいのか、私は判断しかねます。そこはしっかりと、早い段階で知事及び執行部の方に、今後どうするのか、告発しないのであればしないという方向性も見出していただきたいと思っております。

次の質問に移りますが、今、建設業の抱える課題として、人材不足・若手技術者不足があります。仕事がきつく、休みがとれないなどの負のイメージが強く、業界としても改善に取り組んでいるところでありますが、今の若い人は「給与より休暇」。残業代よりもしっかりと休みが欲

しいということを開きます。子育て世代にとっては、さらに休みは大事です。

企業側としては、工期をより短くすることで採算をとりたいことから、ミスマッチも生じてしまいます。来年から実施される働き方改革の流れもあり、企業としても休みを確保せねばならないジレンマもありますが、長い目で見れば、業界にとって就職希望者がふえるきっかけになるかもしれません。

今、国の発注工場の現場では、週休2日を選択できる工場の発注が年々ふえているとのことで、県も昨年度からそれに倣っています。平成29年度九州地方整備局の直轄工事では、週休2日を宣言する企業が、483件の工事のうち132件と、まだ伸びていない状況にあります。そのうち達成した件数は24件中22件と、ほとんどが達成をしております。週休2日を実現した工事では、工事費の補正や工事成績の加点もあり、企業側のメリットもあります。

本県発注の工事に週休2日工事の発注をふやしていけないか、また企業に週休2日工事を選択してもらうための課題は何か、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 建設工事における週休2日制の推進は、担い手確保を図る上でも大変重要であると考えております。

このため県では、平成28年度から試行を開始し、実施に伴い増加する人件費等の必要経費を計上するなどの見直しを行いながら、試行拡大を図ってきたところであります。

今年度は、100件程度を試行対象工事として発注し、10月末時点で、受注者と協議の上で26件を試行中であり、ほか58件で協議を進めているところであります。

週休2日の実施におきましては、工程調整の

難しさや日給制の労働者等の処遇などの課題もあることから、引き続き、試行結果を検証するとともに、国の動向も踏まえ、必要な見直しを行いながら、試行を拡大していくこととしております。

県としましては、建設関係団体等と連携して、「土曜一斉閉所」の取り組みを試行するなど、今後とも、週休2日制の定着に向けて、積極的に取り組んでまいります。

**○西村 賢議員** 建設業サイドにも努力する部分がたくさんあると思います。しかし、行政サイドとして、この週休2日工事の発注をふやすことで、企業努力を促していけないのか、人材確保につながるのではないかと考えます。週休2日工事の拡大のために、企業側のメリットの拡大も含めて検討いただくように、お願い申し上げます。

次に、外国人との共生について伺います。

先ほど田口議員からもありました。今、入管法改正の議論が国会で深まる中で、外国人労働者にもさまざまな形態があり、また外国人の助けがなければ将来的に厳しい業界が多いことも知りました。一部の技能実習生への粗悪な労働環境や、失踪事件なども浮き彫りとなっています。

先日、日向市美々津地区のある祭りに、インドネシアからの技能実習生が参加しておりました。地域の方々と溶け込んで楽しんでおられました。その地区も高齢化しておりますが、実習生が地域のイベントに参加することで、異文化交流にもなり、大変盛り上がりおりました。同様に細島地区では、祭りの際に一緒に太鼓台を担ぐ漁業の技能実習生の姿を見ています。

このような状況を見ると、一部例外があるのかもしれませんが、そのほとんどが円満に働いて

て国に帰っていつていると思います。

今後も、日本人と外国人が共生していける宮崎県をつくっていかねばならないと思いますが、外国人が県内で暮らす際に、習慣や言語の違いから困惑することも多々あると思います。県内の相談窓口の状況と、どのような相談が寄せられているかを、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県では、県国際交流協会に委託して相談窓口を設け、英語、中国語、韓国語など5カ国語に対応できる相談員が、外国人住民からの生活相談に応じるとともに、必要に応じ、弁護士や行政書士による法律相談対応も行っております。

外国人住民から寄せられている相談内容は、住居や子供の教育、医療・税金の問題、騒音をめぐる住民トラブルなど、多岐にわたっておりまして、中でも、日本語の習得や自動車運転免許の取得に関するものが多くなっているところでございます。

**○西村 賢議員** この件、知事にも伺いたいと思いますが、県民と外国人とがうまく共生していくために、外国人が暮らしやすい地域社会をつくる本県の地域社会づくりについて、知事はどう考えるのかを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** グローバル化の進展、または人口減少に伴う担い手不足などを背景としまして、本県におきましても、今後ますます外国人住民の増加が見込まれるところであります。

こうしたことから、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合いながら、対等な関係で地域社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生社会づくり」が、ますます重要になると考えております。

私自身も、アメリカに2年間留学しておりました。そのときに、さまざまな国籍の方々と交流をしていく、アメリカがそのさまざまな国から優秀な人材を集める、そのことが科学技術も経済も文化もスポーツもさまざまな面でアメリカ社会に活力をもたらしている、多文化共生の重要性というものを認識したところであります。

県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体等と連携をしながら、県民の意識啓発や、外国人住民の生活支援、地域社会への参加促進など、「多文化共生社会づくり」の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 次に、大人のひきこもりについて質問をいたします。平成28年の11月議会でも伺いましたが、2年前に質問したときよりも、さらにこの問題は大きくなっていると感じます。

内閣府の公表した平成30年度版「子供若者白書」によりますと、15歳から39歳のひきこもり当事者は54万人と推計がされています。

また、40歳以上の大人のひきこもりは、今、80代の親と50代の子が社会から孤立することを指す「8050問題」が深刻化していると言われ、80代の親が死亡などで50代の子の面倒が見られなくなり、その子も共倒れしてしまうことから、そう言われています。

ひきこもりを始める時期や要因は、人によりさまざまであると思いますが、大人のひきこもりの場合、家庭で隠しがちになってしまい、他人にわかりにくい点もあります。ひきこもり問題を少しでも解消していくために、ひきこもりを始める時期やその要因を、社会全体の問題として捉える必要があると考えます。

そこでまず、以前質問しましたが、不登校児

の卒業の問題について再度質問を、教育長にいたします。義務教育を終える中学3年生時で、ずっと不登校であった生徒を中学校が卒業させることが、本当に生徒のためになるのか。卒業してしまえば、追跡していくことも難しくなります。

卒業を決めるのは学校長の判断とのことですが、出席日数がほとんどなくとも、現実に留年のような措置をとった学校は県内にはないと聞いております。学校や教師だけに責任があるとは考えておりませんが、安易に卒業させることは、義務教育の役割を果たしていないのではないかと考えます。まず、本県中学校の不登校児の推移について、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 本県の公立中学校におきます不登校生徒数は、平成27年度788人、平成28年度813人、平成29年度868人です。

これらを1,000人当たりの数値で見ますと、平成29年度は、本県30.3人、全国は32.5人となっており、例年、全国よりも低い水準で推移をしているところでございます。

○西村 賢議員 答弁のとおりではありますが、全国平均より低くても、868人の不登校生徒がおります。そのうち、中学3年生時に不登校であったが、そのまま卒業した生徒の数は、教育長わかりますか。

○教育長(四本 孝君) 平成29年度の本県の公立中学校3年生におきまして、不登校のまま卒業した生徒数というのは把握をしておりませんが、不登校の目安であります年間30日以上欠席をした生徒数は340人です。

その中には、卒業間近に登校できなくなり、そのまま卒業した生徒もおりますが、一方で、不登校状態だった生徒が年度途中で学校復帰を果たし、卒業したという生徒も含まれていると

ころであります。

○西村 賢議員 義務教育において、まず大切なのは学業であり、また学校生活や部活などの活動において、社会で必要な協調性を育てることが重要であります。しかし、学業は自宅で学ぶことができて、協調性を一人で育てることは難しいと思います。

家庭によっては、学校に我が子を行かせないというケースもあるでしょう。学校長にも一定の判断基準があれば、保護者と話が、よりできるかもしれないと考えます。例えば、進級するためにおおむね3分の2は出席してくださいとか、そういう具体的な数値の目安はつくれないのか。それによって、より真剣に学校と生徒家族が向き合えると思うのですが、現在の卒業認定のあり方について、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 文部科学省は、不登校児童生徒に対して、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択を支援するために、公的機関であります適応指導教室への通級を出席扱いにすることや、学校外での学習成果を評価に反映することなど、柔軟に対応するよう、各学校へ通知をしているところであります。

これを踏まえまして、本県の各学校では、欠席日数が多い生徒につきましても、家庭訪問や学習形態を工夫するなど、生徒一人一人に応じた支援を行い、最終的には、将来の可能性を期待して、教育的な配慮のもと、卒業を認定しているところでございます。

○西村 賢議員 非常に希望的な教育サイドからの、その生徒に対する希望的な観測というか、この子は出ていった後もしっかりやってくれるんじゃないだろうかという、余りにも希望的な答弁に感じてしまいます。

中学で不登校であった生徒が、高校進学を機



に学校に通い始めるというケースはよくあるとも聞きました。逆に言えば、環境が変われば、その生徒もリスタートを切れるということかもしれません。

しかし、進学をしない者、進学しても変わらず学校に通わない生徒もいるのではないかと思います。そのようなおそれのある生徒へのアプローチとして、卒業後のフォローを一定期間すべきではないかと思えます。もしくは、教育サイドができない場合、市町村の福祉担当へつなぐということも大事ではないかと思えますが、現時点の状況を教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 平成30年3月の本県中学校の卒業者のうち、不登校生徒を含めて、約98%が高等学校等へ進学している状況にございます。

中学校の卒業時に、配慮が必要な生徒につきましては、中学校と高等学校等の間で、定期的に情報を共有する場が設けられ、円滑な引き継ぎが行われております。

また、進路が定まらず卒業した生徒につきましても、状況に応じて、中学校の学級担任等が家庭訪問を行い相談に応じるなど、一人一人に対して継続的な支援に努めているところでございます。

さらに、不登校生徒の社会的な自立を促すためには、福祉関係機関との連携も重要でありますことから、個別の相談やケース会議を開くなど、児童相談所及び保健所などと協力しながら、取り組んでいるところでございます。

**○西村 賢議員** この義務教育の卒業時点が、そのまま引きこもってしまうか、学業に復帰していくか、一つの大きな分岐点になると思えます。学校も教師も大変だと思えますが、この問題を市町村とも共有していき、一人でも多くの

生徒を見守れるようにお願いしたいと思えます。この質問を思いついた原点も、私が中学校の卒業式なんかに行くときに、卒業生で名前を呼ばれる子がたまたま欠席だったらいいわけですが、後で話を聞くと、「いやもうちょっと学校に来ていなくて」という話もよく聞きます。それが、たまたまであればいいんですけど、やっぱり一学年で2～3名とかいうケースがあるものですから、少子化の中ではさらにその子供たちが目立ってしまう状況にもあります。再度要望を申し上げますが、しっかりと教育現場の皆様方に周知、徹底していただいて、一人でも多くの生徒を見守れるようにお願いしたいと思えます。

最初に申し上げた「8050問題」大人のひきこもりは、どの程度該当する世帯があるのか、見当もつかない状況であります。以前、28年11月議会でも質問に取り上げましたが、秋田県藤里町では、人口4,000人に対して100人ものひきこもり・長期不就労者がいることが、社協の全世帯調査で明らかになったとのことでした。このとき、実態をつかむことが対策を講じるために必要だと訴えたわけでありましたが、現在、県は「ひきこもり地域支援センター」を設置して、ひきこもりの相談に対応していると考えます。ひきこもりの現状把握と取り組み状況について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 本県のひきこもりの状態にある方は、15歳から39歳までを対象とした国の調査をもとに県で推計しましたところ、4,200人ほどとなっておりますが、現在、さらに詳しい状況を把握するため、民生委員の皆様にご協力いただきまして、アンケート調査を実施しているところでございます。

また、これまで2つに分かれていました相談

機関を、平成29年度より「ひきこもり地域支援センター」に統合しまして、相談から訪問支援まで、専門職が一貫して対応できる体制に強化するとともに、家族や支援者向けの研修や、家族会がみずから行う学習会への支援を行っております。

今後とも、関係機関と連携しながら、専門性の高い、きめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 民生委員の方の力を借りて全世帯を調査しているということですが、非常に大変な苦労があると思います。これで集まってきたデータとかアンケートの結果を、しっかりと今後の対策に生かしていただきたいと思います。

次に移ります。マイクロプラスチックごみの水質汚染について伺います。

今、海洋に捨てられたプラスチックごみが大きな環境問題となり、世界的なカフェやファストフードチェーン店がプラスチック製ストローを廃止する動きなどが報道されています。昨日のニュースでは、打ち上げられたマッコウクジラから6キロものプラスチックごみが出てきたというショッキングな報道を見ました。今、脱プラスチックの動きが出てきております。その背景には、2016年ダボス会議にて出された海洋ごみの報告書による「2050年までに海のプラスチックの重量が魚の重量を超える」というものがあります。世界のプラスチック生産量は、2014年までの50年で20倍以上になり、今後さらに倍増すると言われております。

海洋に捨てられたプラスチックごみは、波や海岸で砕かれ、マイクロプラスチックという5ミリ以下の粒子となり、それらが将来生態系へ与える影響は大きな問題になると、多くの学者

も警鐘を鳴らしています。

このプラスチックごみによる海洋汚染は世界規模の問題であり、既に対策に乗り出している国々も多いことは事実です。日本国内でもプラスチックごみ削減対策が議論され、レジ袋の有料化や使い捨てプラスチックの排出量25%削減など具体的な数値目標が掲げられつつあります。

国の今後の方針も注視しなければなりません。本県は長い海岸線を有し、美しい海からの恩恵にあずかっています。このマイクロプラスチック問題に先進的に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、海や河川の環境美化について、企業や団体、地域の清掃活動が盛んとなり、県内各地でビーチクリーンや周辺の清掃活動が実施され、美しい海や川を維持する機運が今、醸成されています。サーフィンなどのマリンスポーツや釣りなどが盛んな本県にあって、すばらしいことであると思っておりますが、ごみの撤去や周辺の草刈り、警告看板設置など実費を要することもあり、相談を受けることも多々あります。海岸の清掃活動への助成や、それに伴う予算確保について、県の状況を環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 海岸漂着物は、海岸管理者が、海岸保全の観点から回収・処理を行っておりますが、よりよい海岸環境の形成においては、議員御指摘のとおり、民間団体における海岸清掃ボランティアなどの活動が大きな役割を担っております。

県といたしましては、国の補助金を活用しまして、地域の海岸美化活動に対し、市町村を通じて運搬や処理費用を支援しており、国にさらなる制度拡充を要望しているところであります。

また、ことし6月の海岸漂着物処理推進法の改正によりまして、処理の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰制度が新たに創設されるなど、その活動を評価する動きも広がっております。

本県においても、こうした制度を積極的に活用することにより、予算の確保に努めるとともに民間団体等の支援・育成を進め、本県の美しい海岸の維持に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 一方で、プラスチックごみ問題で今、深刻な事態を招いているのは、先進国のごみを引き受けてきた中国が、昨年12月末から廃棄プラスチックの輸入禁止措置を発動し、ほかの東南アジアの国々にも同様の動きがあることです。昨年まで国内排出量900万トンのうち140万トン在海外に依存してきたために、今後、行き場を失った廃棄プラスチックは、不法処理や不法投棄など増加のおそれがあるが、県内の不法投棄について現状を伺いたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 不法投棄は、住民の環境意識の向上や監視体制の強化に伴いまして、全国的に減少傾向にあります。また、本県の産業廃棄物全体の不法投棄の発生量につきましても、過去5年間の推移を見ますと、平成26年度の2,293トンピークに減少し、昨年度は289トンとなっております。

一方で、議員御指摘のとおり、昨年12月末に中国において廃プラスチックの輸入制限が実施され、国内処理の停滞が懸念されており、首都圏等の大都市では実際に支障が生じていると報道されているところであります。

現在、県内では廃プラスチック処理の停滞や不法投棄は確認されておりませんが、引き続き

き、適正な処理が維持されるよう監視体制を強化してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ぜひ、今後の監視体制をしっかりとっていただきたいと思っております。

最後に、マイクロプラスチックによる海洋汚染について、県は今後どのように考えていくのか、県の考えを環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 河川や海域の汚濁について、県では国や市町村と連携をとりながら常時監視を行っており、国が定めている基準と比較しても、良好な水質を保っております。

議員御指摘のマイクロプラスチックによる河川や海洋への汚染は新たな問題であり、県といたしましても、官民挙げて取り組まなければならない重要な課題であると考えております。

しかしながら、これらの実態は十分に把握されていないことから、国では、マイクロプラスチックの人や環境への影響、海洋への流出状況や抑制対策などについて、来年6月までに「プラスチック資源循環戦略」を策定することとしております。

県といたしましては、今後の国の動向を注視しながら、引き続き、プラスチックごみの河川や海洋への排出抑制対策に努めるなど、プラスチック資源循環を総合的に推進してまいります。

○西村 賢議員 次の質問に移ります。

観光振興について伺いますが、先月、観光振興対策特別委員会の県外調査で、岐阜県飛騨古川や金沢市東茶屋街などを訪問し、インバウンドや観光振興に関して、地域の財産を魅力として発信している事例を調査してまいりました。その中で外国人観光客に人気なのが「古民家」であり、そこで暮らしているところを見せるだ

けでも大きな反響があるそうで、最近ではあえて古民家を改装して、宿泊や飲食ができるようにしているところもふえています。特に金沢市の東茶屋街などは整備も進んでおり、観光ガイド「まいどさん」と呼ばれる方々が案内しており、我々委員会もお世話になりました。

この「金沢市東茶屋街」は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されております。伝建地区とこれから略しますが、この伝建地区は同様に全国で118地区が指定されており、本県でも3カ所が指定されています。日南市飢肥の武家町、椎葉村十根川の山村集落、日向市美々津の港町があります。現在、外国人観光客増の効果もあり、全国的に伝建地区が盛り上がっているニュースを聞くにつれ、やはり磨けば魅力がある財産であることには違いないと思います。

ここでは、私の地元である美々津地区について質問を行います。美々津伝建地区は、飢肥地区が選定された昭和52年5月から約10年後の昭和61年12月に選定をされました。高鍋藩の港町として栄えた趣を残していくために、その後30年かけて特定物件の整備を進めてきました。しかし、地域の高齢化も進み、空き家もふえています。せっかく改修しても空き家のままでは生かされず、すぐに傷んでしまいます。今こそスピード感を持ってさらなる整備を進め、生かしていくことが重要であると考えます。

県は、伝建地区への整備補助率を、事業開始当初は4分の1や5分の1ぐらい出していたとのことですが、現状では3%弱程度と、補助の比率が大変低くなってきております。

美々津地区も今、伝建地区の魅力を生かし観光客に来てもらおうと、古民家を飲食店やゲストハウスに改修していく新しい動きも出始めています。美々津伝建地区における現在の保存と

整備の状況、また県の補助率が低くなってきている理由について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 日向市の耳川河口にあります美々津は、江戸時代から明治時代に、京阪神地方との経済及び文化の交流拠点として栄えた港町でありまして、昭和61年に日向市が保存計画を策定するとともに、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたところでございます。

これまでに、保存の対象となる伝統的建造物95件のうち、78件の修理が実施をされておりますほか、石畳や建物の外観など、景観に調和するような整備が行われているところであります。

また、その修理や修景の整備の経費につきましては、昭和62年度から日向市に対し、補助を行っているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、県の補助率が年々減少しております。多種多様な文化財に対する保存整備の経費が多くなっており、事業を確実に実施していくために、本県の厳しい財政状況の中、地元自治体の協力もお願いしなければならないという状況でございます。

○西村 賢議員 今、インバウンド等で伝建地区や古民家への人気が高まる中で、このチャンスを生かすために、ぜひ、予算の拡大を要望しておきます。これは教育委員会だけではなくて県全体にもかかわることですので、知事にも要望しておきます。

次に、伝建地区の観光としての活用について伺います。

御存じのとおり、美々津は神武天皇お船出の地であります。伝建地区との相乗効果で、神話と歴史の両方が感じられる場所でもありますが、県は、この伝建地区を観光資源としてもつ

と活用すべきではないかと考えますが、商工観光労働部長に県の考えを伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 日向市美々津は、お話にありましたように神武天皇のお船出の地として知られ、江戸時代から港町として栄えた町屋づくりの建物が今も残る、魅力あふれるエリアでございます。

地元日向市では、これまで、町歩きマップの作成やイベントの開催などにより、美々津の活性化に取り組まれており、県におきましても、美々津の神話にまつわるイベントに対する支援や情報発信に努めてまいりました。

また、このたび住民や専門家の方々と一緒になって検討し整備をいたしました、耳川河口の美しい伝統的な石積み護岸が、ことしの土木学会デザイン賞の優秀賞を受賞いたしました。このような日本情緒漂う歴史的町並みや、美しい景観、さらに受け継がれてきた神話・伝統文化は、インバウンド誘致のためにも有効なツールになると考えますので、今後とも、地元日向市や関係団体と連携しながら、これらの観光素材を生かした地域の主体的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 美々津の伝建地区を見て、私が少しがっかりするのは、きれいな風景の写真を撮るんですが、電柱が写り込んでしまうことでもあります。

日向市議会でもたびたび無電柱化が議論されるそうではありますが、なかなか実現には至りません。飢肥地区のほうは伝建地区が無電柱化され、県の優良事例としても取り上げられております。無電柱化の道路は景観がすばらしく、通行もしやすい、また写真を撮るときには建物も映えます。

「インスタ映え」という言葉が流行語にもな

りましたが、今は若い人に限らず、高齢の方でもスマホやデジカメで写真を撮り、SNS等にアップをいたします。美々津地区もせめて中心部の6本ぐらい電柱がなくなればいい撮影スポットができるのになど、いつも考えるのですが、観光対策として無電柱化は非常に有効であると考えます。県からはどのような支援ができるのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 無電柱化につきましては、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、また、良好な景観形成からも大変重要な取り組みであります。

しかしながら、無電柱化には多額の費用を要することや、電線管理者との調整が必要になることなど、さまざまな課題もありますので、国、県、市町の道路管理者、電線管理者や警察等で構成する「宮崎地区無電柱化協議会」を設置し、無電柱化の円滑な推進を図っているところでもあります。

今後、道路管理者である日向市が当該地区の無電柱化を計画される場合には、協議会を活用しながら、無電柱化に係る情報提供や技術的な助言等を行ってまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。地元の努力や市の努力もまだまだ足りていないかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、UターンIターンで新しい活力も、この美々津で生まれつつあります。人口減少していく中で厳しいところもありますが、ぜひ応援をよろしくお願いしたいと思います。

次に、国道503号整備の進捗について質問をいたします。

この503号は、諸塚村と五ヶ瀬町を結ぶ道路であります。諸塚村から七ツ山を通り飯干峠を抜けるこの道路は、線形が悪く急峻な道が続き、

まだ1車線の区間が多く離合も困難な状況です。この沿線上の七ツ山の奥の小原井というところに私の父の実家があり、祖母がまだ住んでいるので幼い頃から通っておりますが、沿線の集落もだんだんと寂しくなっております。人口減少が顕著にあらわれています。

この503号の整備促進総決起大会は、毎年、諸塚村で行われますが、選挙区ではない私と日高博之県議にも声をかけていただき、その期待に応えるためにも、今回質問をさせていただきたいと思います。

九州中央道が着々と整備進捗している中で、いよいよ五ヶ瀬町でも9月24日に五ヶ瀬高千穂道路の中心くい打ち式が行われました。五ヶ瀬町に九州中央道が開通する目標が見えてきたわけではありますが、この中央道が完成し、五ヶ瀬インターができれば、この503号も生きてくると思います。それまでに、できる限り整備進捗ができればと思いますが、県土整備部長に伺いたいと思います。県土整備部長は日向土木事務所にいらしたので、よく御存じの道路と思いますが、現在の整備状況について伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 国道503号は、本県の中山間地域におきまして、広域ネットワークを形成するとともに、通勤・通学や通院など、地域住民の生活を支える重要な道路であります。

整備状況としましては、五ヶ瀬町の国道218号交差点から諸塚村の国道327号交差点間の延長約36キロメートルのうち、平成29年4月現在で、約18キロメートルの整備が完了しております。

現在、諸塚村内におきまして、鶴野工区など3工区で2車線での整備を進めておりまして、このうち八重の平工区は12月に完成予定であ

り、また、宮之元工区は、今年度の新規事業として、測量や設計を進めております。

県としましては、引き続き、必要な道路予算の確保に努めながら、しっかりと早期整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** この503号の最大の難所は飯干峠であります。昔から「ここに飯干トンネルを」というのが、この地域の合い言葉でありました。

平成8年8月に、椎葉と五ヶ瀬を結ぶ国見トンネルが開通しました。当時そのトンネルを通ったときに、周りの人たちから、本当によかったという話をたくさん聞きました。中山間地では、道路改良は都市部以上に切実な問題でもあります。その平成8年の10月に衆議院選挙がありまして、当時、江藤隆美代議士がこの地を訪れた際にも演説で、「飯干トンネルをつくる」と訴えていたのを私は覚えています。

この503号総決起大会でも、いまだに「飯干トンネルを早く」との声が多く上がります。このトンネル整備の将来の見通しについて、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 国道503号は、今年度、新規事業化されました九州中央自動車道五ヶ瀬一高千穂間の整備が進みますと、高速道路と一体となったネットワークを形成することから、その重要性は一層高まるものと考えております。

現在、飯干峠付近では、冬期の積雪による通行どめも発生する状況にありますことから、この解消を図るためにも、トンネル整備の必要性は十分認識しているところであります。

しかしながら、トンネル整備は事業規模が大きく、多額の費用を要することから、現時点で整備の見通しをお示しすることは難しい状況に

あります。

このため、まずは、諸塚村中心部から飯干地区付近までの区間におきまして、特に交通に支障のある箇所から順次整備を進め、地域の産業振興や日常生活における利便性の確保に向け、引き続き、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 厳しい状況はわかりますが、逆に国見トンネルのように、難所のほうから着手していくということもあるのではないかなと思っております。当然これは県だけでは難しい事業であると思っておりますので、鎌原副知事もそれを踏まえて、また国交省と連携をとっていただきたいと要望しておきます。質問はいたしませんけれども、鎌原副知事、よろしくお願ひします。

最後に、危険運転、あおり運転について質問をいたします。

危険運転、あおり運転で昨年の6月、東名高速で家族4人の乗ったワゴン車を執拗に追跡し、追い越し車線に無理やり停車させて追突事故を引き起こさせた容疑者が逮捕されました。ワゴン車に乗った夫婦が死亡した事故は大きく報道され、この事件以降も、ドライブレコーダーやスマホ普及の影響からか、あおり運転と言われる危険な運転行為がニュース等で報道されています。

この報道を見るにつけ、自分がいつ被害者になるのかもわからない、さらには加害者の側に立たないようにしなくてはならないと思っておりますが、あおり運転等で強制的に停車させられたりした場合の対処法はあるのだろうかと考えます。そのような悪質な危険運転の行為に対して、被害者のドライブレコーダーやスマホの映像は証拠となるのか、その場合の警察の対応と

取り締まりの状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 議員御質問のいわゆるあおり運転により、強制的に停車させられたような場合におきましては、できるだけ交通事故に遭わない場所に避難したり、迷わず警察に110番通報していただきたいと考えております。

あおり運転と言われますような危険な運転には、車間距離不保持、合図不履行などの道路交通法違反、刑法の暴行罪や危険運転致死傷罪の適用が考えられます。

本県では、本年10月末現在で、刑法や危険運転致死傷罪を適用した検挙はありませんが、車間距離不保持6件、合図不履行15件の交通違反を検挙しております。

あおり運転と言われる運転行為の映像を証拠とした検挙例は本県ではございませんが、例えば、共同危険行為等の禁止違反を防犯カメラの映像等の証拠により検挙した例がありますので、いわゆる「あおり運転」に対しても、関係法令を適用して厳正な捜査を行ってまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。自分が特に加害者側にならないように、車間距離をしっかりとりながら運転に気をつけてまいりたいと思っております。

さて、今は暴走族という言葉は聞かなくなりました。もう死語かもしれません。しかし、実際には1台、2台のバイクや車が、夜中に大きな音を立てて走行することは見かけたり、その爆音が家の中まで聞こえてきたりすることはあります。特に夏の暑い時期でありますとか夏祭りの時期などは、一時的にそのような若者もふえるのかもしれませんが、年末年始で

もそのような暴走行為を見かけることがあります。現在の状況と、この暴走行為の取り締まりはどのようになっているのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 本県では、現在、暴走族を名乗るグループはありませんが、御指摘のとおり暴走運転を行う者がおりまして、本年10月末現在、共同危険行為等の禁止違反や無免許運転で6名を逮捕しまして、ほかに、信号無視や消音器不備などで79件、70人を取り締まっております。

このような違反者に対しまして、運転免許の取り消しなどの行政処分や、押収した車両につきまして陸運局と連携して整備命令を課したり、あるいは継続的な面接を行うなどして、再発防止に努めております。

○西村 賢議員 用意した質問が終わりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。公明党宮崎県議団の河野哲也でございます。通告に従い、順次質問します。

まず、県政運営の総括についてお伺いいたします。

昨年11月定例県議会で、河野知事は、来期の

宮崎県知事選に「愛する宮崎のためにさらに力を尽くしたいと強く決意し、出馬を決断した」と、3期目を目指して立候補を表明されました。

知事は、「1期目は口蹄疫からの再生復興が大きな課題で、2期目は「口蹄疫からの新たな成長へ」をテーマにフードビジネスやグローバル戦略、さまざまな産業戦略を進め、一定の成果が出た。その上で、3期目は、これまでの礎の上に立って、より成果を出していく。宮崎がさらに元気になった、確かに発展が感じられるという道筋をつけたい」とおっしゃっています。

有識者の河野県政評価としては、

「人材を育て宮崎県を根本的に発展させようと施策を打つことは、評価できる。ただ、「日本一の読書県」という独自色を打ち出したが、目標には届いていない。全国学力テストの正答率も伸び悩んでいる。一朝一夕に改善するのは難しいので、長期的な視点の施策が必要。本県の農業産出額や食料品関連産業生産額、新規企業立地件数などは数値目標を上回っている。全般的に合格点に達している。

その一方、外国人の入り込み客数や観光消費額などは余りふえておらず、観光面で取りこぼしている。文化・芸術の振興を本県の課題とし、20年に開催の国民文化祭につながる施策を展開したことは評価できる。防災士の増加など防災面の取り組みが進んでいるが、南海トラフ地震の発生が懸念される中、県民の意識をどう変えるか前のめりに取り組むべき。

「くらしの豊かさ日本一」を掲げているが、実感している県民はまだ多くない状況だ」とありましたが、県北の皆さんは、きっと、東九州自動車道の北九州までの開通、延岡南道路



の大型等の大幅改定を河野県政時の成果であると喜ばれているのではと考えます。そこで、知事、河野県政2期8年で、宮崎を変えることができた点を1つ、3期目の課題を1つ挙げてください。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は、河野県政としての2期8年、宮崎の発展のため、まずは口蹄疫等からの災害からの復興を、そして復興から新たな成長へを最大の使命と考え、交通基盤の整備充実、フードビジネスやグローバルな市場開拓、本県の魅力を高めるためのブランドづくり、産業人材の育成など、県勢発展の礎づくりに全力で取り組んでまいりました。この結果、東九州自動車道など交通インフラ整備の大きな前進や、宮崎牛の3大会連続となる内閣総理大臣賞の受賞、農業産出額や輸出額の拡大、1人当たり県民所得の増加など、着実に新たな成長に向けた流れを築くことができているものと、確かな手応えを感じております。

一方、急速な少子高齢化を迎える中で、人材の確保や中山間地域対策、医療、介護、福祉など、本県が取り組むべき課題は山積してありますが、中でも人口減少問題への対応が、これからの県づくりを進める上で喫緊の課題と考えております。若者を中心とする社会減を抑制し、合計特殊出生率2.07の実現に道筋をつけることは容易ではありませんが、この問題に早急に対応しなければ、今後、本県の活力が大きく失われかねない極めて重要な時期を迎えていると考えております。

県民の皆様は次期県政を負託していただける

のであれば、こうした困難な課題にも果敢に取り組み、人口減少の中にあっても、県民の皆様が安心と希望を持って暮らし続けることができるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○河野哲也議員 人口減少の対策は非常に難しいと考えます。若者が宮崎にとどまる施策として、例えば子育てがしやすい県になること、これが大事じゃないかと思えます。

子育て支援について知事の認識をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 子育て支援は、未来をつくる子どもたちへの投資でありまして、社会全体で取り組むべき最重要課題と認識しております。

県では、これまで「出会い・結婚」から「子育て」に至るライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んできたところであります。県が取り組む結婚相談も実績が上がっている、数字も出ているところであります。

加えて昨年度からは、大学生などの若い世代が「結婚」「子育て」について考える機会を提供する「ライフデザイン事業」も実施しているところであります。

また、子供と子育てを社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」の一環として、夫婦の子育て協働を進める事業の実施や、県内の子育て支援団体等と連携した各種イベントの実施など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。きょう11月22日が「いい夫婦の日」という御指摘がありましたが、その3日前、11月19日、これを「いい育児の日」という位置づけのもとに、全国14県で構成します将来世代応援知事同盟が記念日登録をしたものでありますし、さらに、こういった取り組みが進め

られている今月を「子育て応援マンス」という位置づけで支援に取り組んでいるところであります。

今後とも、「子どもと子育てを応援することが当たり前の社会」の実現に向けまして、働き方改革等とも連動しながら、子育ての不安や負担を軽減するための環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** ありがとうございます。「子どもと子育てを応援することが当たり前の社会」、その宮崎を前面に打ち出していきたいと思っております。

実は、知事の思いに沿うように、宮崎は、子育て支援のためのボランティア活動が盛んになっています。

ところで、阪神・淡路大震災が起きた1995年がボランティア元年と言われています。全国から大勢の人が被災地に駆けつけました。その当時の調査を見ると、主な動機は「いても立ってもいられなかった」という気持ちでした。「上から目線」ではなく「人ごとではなく、自分のこと」と受けとめるボランティア意識が広がりました。

ことし成立・施行20年を迎えるNPO法のもと、活動の裾野が一気に拡大しました。まずは、宮崎県のボランティア団体の実態について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 平成29年度の県社会福祉協議会の調査によりますと、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体数は、2,009団体でありまして、10年前の平成19年度と比較しますと、344団体の増となっております。

なお、前年との比較では、構成員の高齢化による会の解散などにより、18団体の減少であり

ますが、近年の傾向としては微増で推移しているところであります。

**○河野哲也議員** 欧州では、ボランティアが日常の生活の一部、暮らしに根づいています。ボランティアを文化として、県民レベルの「草の根」の自発的意思で活動しています。

ボランティアが暮らしに根づくには、子供のころからの福祉教育が必要であり、自分で判断できる人材を育てていく取り組みの持続が大事です。県の支援を総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** ボランティアが取り組みを持続するためには、一人一人が地域の中で豊かな人間関係を構築し、地域の課題に当事者として向き合い、解決に取り組んでいくことが必要であります。また、生涯にわたるボランティア意識の醸成が重要であると考えているところでございます。

このため県では、社会福祉協議会が行います、社会貢献活動を促進するための事業に補助を行っているところでございます。

その中で、地域を基盤とした、協働による地域福祉の推進を図るための研修会の開催や、中学校区を中心としたモデル地区を指定しまして、児童生徒と地域住民が、車椅子や視覚障がいなどの疑似体験や高齢者等との交流会を行うなど、地域全体で福祉教育やボランティアを実践する取り組みを行っているところでございます。

**○河野哲也議員** この取り組みが定着すれば、多様化が進むボランティア活動を支える担い手を広げることができると思います。

海外と比較する場合、ボランティアと企業のかかわり方に注目いたします。海外では、地域社会の問題について、ボランティア団体と行

政、企業関係者が協定を結ぶことは少なくありません。「コンパクト」と名づけられた協定を結びます。

宮崎でもボランティア団体が企業と協力しての社会貢献についても、姿が見えてきています。

昨年11月組織された「子ども食堂」「学習支援」「相談支援」「居場所」「支援者育成」等をシステム化しようとしている「みやざき子ども未来ネットワーク」の動きを注視していますが、「みやざき子ども未来ネットワーク」への県の支援状況と今後の課題について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県におきましては、「みやざき子ども未来ネットワーク」に対しまして、設立前からサポートを始め、寄附などの意向がある企業等とのマッチングを行うとともに、県政番組、イベントなどにより、ネットワークの取り組みの周知を図っております。

また、今年度からは、子供の貧困対策に取り組む人材育成の研修会を県内3カ所で実施しているところであります。

ネットワークとは日ごろから意見交換を行っておりまして、その中で、さらなる活動状況の周知や人材の育成が課題であるとの意見がありましたことから、今後とも連携を図り、支援に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 県がネットワークと連携して実施する人材育成研修の中で、先ほど部長からもありましたが、「貧困世帯は借金や病気などさまざまな課題を抱えている。なのに自己責任とする見方が強い。非正規雇用、低賃金長時間労働となり、親は子供と触れ合う時間を減らした」と、ほっとプラス代表理事の藤田氏は語ら

れています。「ボランティアや関係団体が有効に機能するためには、ネットワークでつながって、現場の声を県や議会に伝えていただきたい」と訴えています。現場の声をしっかり受けとめていきたいと思います。

子育て支援の影の課題に、児童虐待がつかまいます。福祉保健部長に何点かお伺いします。

発達障がいの一つとも言われる虐待が起因する「愛着障がい」がある子供に対することがあります。「心理的虐待」によるものだったと記憶しております。

全国の児童相談所が昨年度対応した虐待の件数は13万3,778件で、統計をとり始めて27年連続で増加しています。子供の目の前で配偶者に暴力を振るう「面前DV」を、警察が「心理的虐待」に該当するとして積極的に児相に通告したことなどが、増加の要因と見られています。

県内の児童相談所における児童虐待の対応件数についてお伺いします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 平成29年度に県内の児童相談所において対応した児童虐待相談件数は、1,136件でございまして、前年度の631件と比較して、1.8倍に増加したところでございます。

**○河野哲也議員** 公明党が推進した児童虐待防止法に、虐待を発見した際の通知義務を明確に位置づけました。そして、10桁の番号を覚えやすい番号にして、簡単につながるようにすべきと、改善を求め変更されたのが、15年7月にスタートした児童相談所全国共通ダイヤル「189（いち・はや・く）」であります。24時間365日体制で対応しています。来年度から無料だそうです。

番号短縮後、電話相談件数が全国で、約15倍に激増したそうです。

「189」の効果についてお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 児童相談所全国共通ダイヤル189、いわゆる「いちはやく」は、それまでの10桁の番号を3桁化して、平成27年7月から運用が開始されておりますが、全国の児童相談所につながった件数を運用開始の前後6カ月間の平均で比較しますと、約3.5倍に増加しております、3桁化による効果が認められるところでございます。

本県におきましては、ことしの4月から10月までに「189」を経由して151件の虐待通告や子育て相談を受け付けたところであります。

こうした189への虐待通告をきっかけとしまして、児童相談所の支援につながったケースも多くありますことから、虐待の早期発見に効果があったと考えております。

○河野哲也議員 虐待の早期発見にしっかりつながっていると思います。

虐待を未然に防止するために育児不安などの相談に応じる、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭への保健師・助産師訪問について、市町村の状況を伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 保健師や助産師による乳児がいる家庭訪問につきましては、4カ月未満の乳児を対象とした乳児家庭全戸訪問事業により、24市町村において行われております。

残りの2市においても、保健師が母子保健法に基づく訪問を行っておりますことから、全ての市町村において、乳児がいる家庭への訪問が行われているところであります。

○河野哲也議員 訪問の内容が、私の調べる中でもつかめなかったんですけど、受けた側のお母さん方はどんなに心強いのか。もしかしたら、回数的にはそんなに訪問がないかもしれません

けど、自分の悩み等を語られるというのが大事なことではないかなと思います。

虐待の背景には、親の孤立などさまざまな要因が考えられます。保健師などの専門家が、妊娠から出産まで切れ目なくサポートする「子育て世代包括支援センター」、いわゆる日本版ネウボラの推進が必要です。

設置に向けて、市町村に対しどのように働きかけていますか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を誰もが身近な地域において受けられるよう、全ての市町村において子育て世代包括支援センターが設置されることは、大変重要であります。

センター未設置の市町村と意見交換を行ったところ、専門的な知識を持った職員確保が難しいことや、センターの設置意義が十分に浸透していないことが、課題として明らかになりました。

このため、県では、市町村を対象に、担当者の専門性を高めるための研修会を開催するとともに、センター設置により質の高いサービスを住民に提供しているさまざまな先進事例を紹介し、設置の意義について理解促進を図っているところです。

今後とも、センター設置に向け、あらゆる機会を通じて市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 どうか、積極的な推進をお願いいたします。

17年度の全国の児童福祉司の数は3,253人。22年度までに全国で約2,000人増員する児相の体制強化に向けた新プランが設定されると聞いております。

本県の必要な児童福祉司の配置について、ど

のように取り組んでいくのかお伺いします。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** 児童福祉司につきましては、平成28年4月に策定された国の「児童相談所強化プラン」を受けた配置基準が示されており、本県では、本年4月1日時点で、その基準を上回る計29名を、県内3カ所の児童相談所に配置しているところであります。

本年3月の東京都目黒区の事件を受け、国は年内に新たなプランを策定することとしておりました。児童福祉司の配置基準の見直しとともに、市町村や里親の支援を専門に担当する児童福祉司が新たに配置されることとなっておりますことから、今後、児童福祉司の大幅な増員が見込まれるところであります。

県といたしましては、この新たなプランを踏まえながら、本県の実態に即した配置について検討していきたいと考えております。

**○河野哲也議員** 全国で1.6倍の伸びです。児相の人員強化は1番目に挙げる対策でございます。ただ、児童福祉司の増員だけでなく、児童相談所の増設まで考えるべきではないかと思えます。県の本気度が問われます。

転居を伴う虐待事案の再発防止策は、先ほど田口議員の質問で了解いたしました。もう一つ、3月の目黒区での結愛ちゃんのケースのように、「親が会わせない」ことで、子供に面会できなかったことが、虐待死を食いとめられなかったことにつながったので、虐待が疑われる児童の安全確認を確実にを行うために、どのような取り組みを行っているかお伺いします。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** 県におきましては、これまで児童虐待通告を受けた場合には、国の児童相談所運営指針に従い、原則、48時間以内の目視による安全確認に努めてきたところであります。

先般の東京都目黒区の事件を受けて、国は本年7月に指針を改正し、48時間以内に安全確認できない場合には、法に基づく立入調査を実施するとともに、必要に応じて警察に援助要請を行うことが規定されたところであります。

このことを受け、県では、今年12日に、実際の立入調査を想定した警察との合同訓練を実施し、保護者の拒否により児童と面会ができない場合の連携の手順等について確認したところであります。

今後こうした訓練を継続することにより、児童の確実な安全確認につなげてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 質問ではありませんが、警察に「児童虐待専門チーム」を設置していただいて、専門性のない警察官が被害者等を追い詰めることのないように、福祉にかかわる領域では大事なことであると思えますので、考えていただきたいと思えます。

また、福岡市児童相談所は、弁護士の常勤配置をしています。ケースを深く知る弁護士がチーム内にいることで、ちゅうちょせず親子分離が可能となります。

農福連携についてお伺いいたします。

平成28年の2月定例県議会の一般質問で「農福連携」について質問して以来、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」の取り組みを注視するようになりました。

政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)では、障がい者等が、希望や能力、障がいの特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれています。

また、「第4次障害者基本計画」(平成30年3月閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本

方針2018」(平成30年6月閣議決定)でも、農福連携による障がい者等の農業分野における就農・就労の促進が位置づけられており、取り組みが進められています。

農業に取り組んでいる就労継続支援B型事業所の数について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 平成29年4月現在の県の調査によりますと、就労継続支援B型事業所121事業所のうち、59事業所が農業分野での生産活動に取り組んでおります。

○河野哲也議員 県では、障がい者の社会的自立を支援する取り組みの一環として、就労継続支援B型事業所に対して、経営コンサルタント等による売り上げ向上やコスト削減、製品開発等の指導・助言を行うことで、工賃の向上の取り組みを支援していると聞いております。福祉保健部における詳細な農福連携の取り組みをお聞かせください。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 農福連携につきましては、障がい者の就労機会の拡大と工賃等の向上につながる取り組みでありますことから、大変重要なものと考えております。

このため、福祉保健部では、平成29年度より、「農福連携障がい者就労支援事業」を実施し、福祉事業所への支援に取り組んでいるところであります。

具体的には、農業の専門家を福祉事業所に派遣し、栽培品目の選定や栽培方法など技術指導を行うとともに、福祉事業所が生産した農産物の販路を拡大するため、大型の商業施設において、事業所共同での即売会にも取り組んでおります。

今後とも、これらの取り組みを通じて、農福連携をさらに推進してまいりたいと考えており

ます。

○河野哲也議員 農業関連の作業に障がいのある方々を雇用することについては、県としてもぜひ推進していただきたいと思いますが、現状の一般企業への就労支援については限界があって、就労しても、不安定な精神障がい者などの定着率というのが高くないと言われております。そのためにも、障がい者の雇用の範囲を広げ、その方の特性に合った仕事を選択させる必要があります。そのために農福連携は必要不可欠ということで、ただ、推進するには、農業者と障がい者の相互理解が必要になってくると思いますが、農政水産部における取り組みをお伺いします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 農福連携につきましては、農業分野における人材確保という観点からも、大変重要な取り組みと考えております。

このため、今年度から、農業と福祉の相互理解やマッチング体制づくりを目的として、「農福連携発!農林水産業ユニバーサル化促進事業」に取り組んでおります。

具体的には、福祉、教育等の関係部局や宮崎大学等から成る農福連携推進会議を4月に設置し、10月には、福祉事業所や市町村等を対象に、農業分野での施設外就労等の先進事例に関する研修会を開催いたしました。また、県内の3地域をモデル地域として設定し、農作業体験会などを実施しながら、農業者と障がい者のマッチングや作業の見える化、細分化に取り組んでいるところであります。

今後とも、これらの取り組みを通じて、農福連携をさらに推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 受け入れる農業関係者が障が

い者一人一人の特性を知り理解をすることで、障がい者も安心して働くことができる、お互いが相互利益の農福連携が実現します。よろしくお願いたします。

続きまして、脳脊髄液減少症についてでございます。

私が脳脊髄液減少症について初めて質問したのは、平成19年の6月議会でした。延岡在住の患者さんからの相談を受けてです。

交通事故等など激しい衝撃で脳と脊髄を循環する髄液が漏れ出し、頭痛や目まいなどを引き起こす脳脊髄液減少症。全国で数十万人、宮崎でも数千人の患者と推定されています。

この治療法は、髄液が漏れている硬膜の外側に患者自身の血液を注入して漏れをとめる「ブラッドパッチ療法」、厚生労働省研究班の調査では、治療を受けた9割の患者に効果が認められています。

早期の治療促進と健康保険適用が必要だという要望を受けて、今まで議会質問、陳情活動を繰り返しました。

宮崎県議会でも、「脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書」として平成19年3月9日、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書」として平成22年12月7日、「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書」として平成25年3月21日、いずれも全会一致で国へ提出していただきました。

全国でも公明党は患者団体と連携し、治療法の確立やブラッドパッチ療法の保険適用を、国・地方議員が総力を挙げて政府に要望してまいりました。

保険適用の実現は、今後の治療に大きな希望をもたらし、治療件数がふえれば、同症のメカ

ニズム解明など、研究の促進に貢献することが期待できる。

一方で、治療に携わる医師のスキルアップが喫緊の課題でありました。脳脊髄液減少症は、症状を外見から判断することが難しいため、「異常なし」や精神疾患と診断するなど、医療現場の理解は必ずしも十分ではありませんでした。

ブラッドパッチ療法後のケアも含め、医療従事者への詳細な情報提供が欠かせません。診断基準に満たない18歳未満の子供の症例研究の推進、自賠責保険や労災保険、障害年金の認定についても、患者の実態に合った制度へ見直し等、取り組むべき課題は少なくありません。

そんな中、平成28年4月、脳脊髄液減少症に対するブラッドパッチ療法が保険適用となりました。県も大きく動いていただき、あわせて、県難病相談・支援センターの御尽力にも敬意を表します。

その後行った県の取り組みについてお伺いたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 脳脊髄液減少症に対する有効な治療法が少ない中、ブラッドパッチ療法の科学的有効性が確立し、保険適用となったことは、県としましても大変意義深いものであると考えております。

このため、県では平成28年4月以降、保険適用によりこの治療が受けられるようになったことについて、ホームページや難病相談・支援センターの窓口等を通じて周知に努めるとともに、最新の研究情報や全国の患者の方の声を掲載している患者会のホームページにつきましても情報提供を行っているところであります。

今後とも、この疾患に関する新しい治療法など、最新の情報について、ホームページのほ

か、さまざまな媒体を通じて、周知広報に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 残念ながら、その後の動きが具体的にないと、ホームページ等を見ても思いました。診療可能な医療機関一覧へのリンクも、なぜかなくなっていました。

患者の会のホームページから、今は「小児脳脊髄液減少症治療推進と保険適用」を求められています。県の支援をお願いします。

いじめについて教育長にお伺いします。

以前、いじめの対応について議論いたしました。きょうは、いじめの発見について質問します。

前年度より2,733件多い1万3,680件は全国最多。昨年も、1万件を超え、私は一瞬、どうしたことだと思ってしまうましたが、いかがでしょうか。

「弱いものいじめをしない」、集団生活で子供に教えるべき規範はこれに尽きる。TOS S 道徳研究会の河田先生は言い切ります。

「規範」とは、身体化しなければ機能しません。身体化とは、脳に回路ができることです。

「そうっていないと気持ち悪い」状態になるまでが、「規範意識」というものです。

いじめをする子は、自分のやっていることに気持ち悪さ、居心地の悪さを感じないのでしょうか。

件数の多さを、今回も専門家は「小さな問題にも目を行き届かせようとする問題意識の表れ」と評価していますが、本県のいじめの認知件数が増加していることについて、今までの指導はどうかと疑問を感じながら、教育長の認識をお伺いします。

**○教育長(四本 孝君)** 平成29年3月に、国の基本方針が改定されまして、ささいな兆候で

あっても軽視することなく、積極的にいじめを認知することが必要であると示されました。

このことを受けまして、各学校がアンケート調査や教育相談、日常的な観察を行い、さまざまな観点からいじめを発見することに努めるなど、丁寧に取り組んできたため、本県の認知件数が増加をしたものと認識しております。

今後とも、いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもと、早期解決や未然防止に向けた組織的な対応ができるよう、指導してまいります。

**○河野哲也議員** いじめの発見マニュアルというものがあります。3つあります。「触診」「問診」「検診」でございます。

「触診」とは、担任が見たこと感じたことでいじめがあるか判断する、初期段階の方法です。例えば、机離しを見逃さない。例えば、「きもい」とか「うざい」という言葉遣いに気をつける。例えば、学級の中に上下関係がないかでございます。

「問診」は、アンケートです。「あなたはいじめられましたか」とアンケートをする学校がありますが、医師が「あなたは病気ですか」と聞くようなものです。アンケートは具体的に聞いていきます。「かばんを持って押しつけられましたか」「ぶたれましたか」「遊びに入れなと言われてましたか」など示す。マルつけだけにする。回数項目を入れる。「1回された」と「5回以上された」とでは事情が全く違ってきます。最後に、「先生に何か相談したいことはありますか」を入れる。

「検診」は、定期的に「ひとりぼっちの子」調査を実施します。これで、いじめの芽を摘み取るんです。

本県におけるいじめの未解消率がふえていま



す。今後の対策についてお伺いします。

**○教育長（四本 孝君）** 平成29年度中の本県公立学校におけるいじめの解消率は約91%でありまして、残り9%についても、解消に向けて継続的な取り組みを進めているものであります。

いじめ問題の対策としましては、県いじめ防止基本方針のもと、人権教育・道徳教育の充実や、児童生徒がみずからいじめの問題について考え、議論する活動などの取り組みを行っております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充したり、教育相談専用電話「ふれあいコール」を周知したりするなどして、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、これらの取り組みを推進し、各学校に設置されます「いじめ対策委員会」等を中心とした組織的な対応により、いじめの早期発見と早期解消に努めてまいります。

**○河野哲也議員** 一教師の実践例をちょっと紹介いたします。

「「いじめを発見したら、その日のうちに行動する」

「問診」などでいじめを発見したら、すぐに行動することである。

高学年を担当した時のことである。4月、ある女子がいつも一人で行動しているのが気になっていた。休み時間は一人で読書をするが多かった。成績は優秀であった。もしかしたら、一人で過ごすのが好きなのかなと思った。しかし、体育の時間の異変で「これは違う」と気づいた。2人組をつくらせると必ず最後まで一人残るのである。たまたまで

はない。必ず、この子を避けているのが分かった。

教室に戻り、すぐに話す。

「新しい学級がスタートして数カ月間経ちました。

最近、学級目標の『差別をしない』という言葉と少し違う行動をする人がいるようです。この学級目標は先生ではなく、皆で決めた目標でした。自分たちで決めた目標を自分たちで壊そうとする人が少しですがいるようです。これから原稿用紙を配ります。友達を差別しない、仲良くするといったことで、ほんのちょっとでも気になることがあったら書いて下さい。もし自分がそういうことをしているのなら正直に書いて下さい。そして二度としないと誓うのならば先生は許します。ただし、全部書いてください。後で、他にもこんなことがあったと分かったら、その時は知りませんよ。だから、今、この場で全部書くのです。自分から正直に書くのです。」

こうしてから書かせる。教室がシーンとなる。書き終わった子はその場で読書をするように指示した。決して席を移動させない。

回収して読むと案の定、このことについて多くの子が書いていた。もちろん本人も書いてくれた。「音楽の時、グループを作ると自分が一人になってしまう」といったことが書いてあった。

この件以外にも、私が知らないことも書いてあった。いかに、私が日常生活で学級が見えていないか思い知らされた瞬間であった。

ただ、この作文自体が「いじめ」の抑止につながることは確かであった。作文に「二度としない」「気をつける」と宣言させることで、大きな問題に発展することを防ぐことが

できるのである。」

一教師のこういう具体的な実践をオープンにしている研究団体があるんですが、この実践を先生方が具体的に受け取って、自分たちの学級でも実践していく。そして、少しでもいじめをなくすという方向に行ってほしい。発見のときには、3つ言いましたけど、発見の仕方が具体的にはっきりしていれば、ささいなことという言葉が、僕はぴんとこないというか、いじめがどういうものなのかというのを、子供たちが具体的に自分でわかるということを、教師は指導していかなきゃいけないし、またそういう教育課程じゃなきゃいけないと思うんですけど。

どうも宮崎の、認知件数がふえているということが、すごく気になります。最後の未解消率もふえています。微妙に減っていくというのならわかるんですね。それがふえているということの評価しているというのが、私自身は今の段階ではちょっとわかりません。また議論したいと思います。以上で質問を終わります。(拍手)

○外山 衛副議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の渡辺創です。今定例会が終わると、いよいよ12月6日には河野知事が3期目を目指す知事選挙が始まります。12月23日の投開票日まで県政のあり方が大いに議論され、県民が、みずから暮らす宮崎県の現状や課題、将来展望を見詰め直す意義深い17日間になることを、心から期待するところです。

さて、知事選に向けてまとめられた「政策提言」を読ませていただきました。各政策分野を網羅する内容で、知事のお考えがよくわかりました。今回はその中から、「私の政策～次の4年間で何をするのか」とまとめられた章の「安全・安心で心豊かな暮らしを築く」の項目、「多

様性のある社会」という部分について伺います。知事は、その中で、「今後ますます増加が見込まれる外国人を地域社会に受け入れる環境づくりに取り組みます」と、姿勢を示していらっしゃいます。現在、衆議院で審議が始まった出入国管理法改正案など、外国人労働者の受け入れ拡大の是非等を意識したものと理解をしていますが、賛否を含め知事御自身の基本認識をお伺いいたします。

知事にとっては2期目最後の議会ですので、知事、そして県の基本姿勢を明確に議会・県民に示していただくことを意識していただいて、御答弁いただくことを期待いたしております。

壇上での質問は以上とし、残余の質問は自席から行いますので、よろしく願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

経済のグローバル化や世界規模での人材確保の競争が進む中で、現在、国において検討されております外国人材の受け入れ拡大については、我が国の発展にとりまして大きな意義を持つものと受けとめております。

また、本格的な人口減少社会を迎え、本県におきましても、地域や産業の振興を担う産業人材の確保が喫緊の課題となっております。

昨年策定しました産業人財育成・確保のための取組指針において、女性や高齢者、U I J ターン就職希望者に加え、外国人材を含めた多様な人材が活躍できる労働環境づくりに取り組むこととしたところであります。

外国人材の受け入れ拡大は、外国人が「労働者」としてだけでなく「生活者」として地域社会に定着していくということでもあります。

このため、新たに受け入れる外国人材や在留

外国人が安心して働き、暮らしていくための取り組みを進めることが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

**○渡辺 創議員** 現在の制度のもとでは、日本国内で働くことができるのは、大まかに言えば、高い専門性を持った「就労目的での在留が認められている方」、それから永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留者」、そして技能実習生等となるわけですが、現在、宮崎県内にはどの程度の外国人労働者がいるのか。これまでの一般質問で同様の質問が出ていますが、状況整理のために、改めて商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 宮崎労働局によりますと、県内の外国人労働者数は、平成29年10月末現在で3,490人、平成25年の1,730人と比べますと、約2倍と大きく増加しております。

その主な内訳は、技能実習生が約67%と大部分を占め、次いで、永住者などの身分に基づく方が12%、専門的・技術的分野の在留資格の方が9%などとなっております。

また、産業別の構成比で見ますと、製造業が約47%、農業・林業が15%、卸売業・小売業が7%などとなっております。

一方、全国の構成比は、製造業が約30%、卸売業・小売業が13%、農業・林業が2%であり、本県は製造業及び農業・林業の比率が全国と比較して高くなっておるところであります。

**○渡辺 創議員** 5年間で2倍になっているという傾向は、全国傾向と同じかと思えます。国会の議論の中では、労働力の不足を解消するために待ったなしの施策であると政府は盛んに喧伝しているという状況ですけれども、具体的に、県内から外国人労働力を求める声が上がっ

ているのか。先ほど知事は、「県内でも地域や産業の振興を担う産業人材の確保が喫緊の課題」という言い方をされましたけれども、具体的にはどういうふうに県に伝わっているのか、各分野を所管しますそれぞれの部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 商工観光労働部におきましては、本年7月、宮崎県商工会議所連合会から、「高度な専門的・技術的分野の外国人に加え、一定の専門性・技能を有する外国人材についても積極的な受け入れを検討すること」、また、「外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、採用・定着に係る施策を促進すること」などの要望がございました。

また、8月には、連合宮崎から「外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構との相互連携を積極的に図ること」などの要請がございました。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 農政水産部におきましては、まず農業分野では、JAグループから、外国人技能実習制度の一つであります農作業請負方式の活用の要望があり、本年8月に、実施に必要な管理組織を設立し、現在、その方式の活用を連携して推進しているところであります。

また、本年9月には、新たな在留資格制度等の早急な法整備と、受け入れ側への支援措置について、国への働きかけの要望をいただいたほか、青年農業者団体からは、外国人技能実習制度の活用方法等についての相談などを受けております。

次に、水産分野では、外国人技能実習制度の対象漁業種類の拡大等についての意見も伺っているところであります。

このように、農業・漁業関係団体等からさま

ざまな御意見、御要望をお聞きしているところ  
でございます。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県土整備部  
におきましては、宮崎県建設業協会や宮崎県左  
官業組合連合会との意見交換の場などで、担い  
手不足の話題に関連して、会員の方から、「既  
に外国人労働者を雇用しており、さらに拡大し  
たいと考えている」、また「外国人労働者の受  
け入れにも取り組んでいかなければならないと  
思っている」といった声を伺っているところ  
であります。

**○渡辺 創議員** 次に、教育長にお伺いをいた  
します。日本の義務教育は、希望する子供は国  
籍を問わずに受け入れるということになってい  
ます。県内における日本語教育が必要な児童生  
徒の実態はどうなっているのでしょうか。また、  
今、国会で議論されていることを前提にすれ  
ば、単身で5年の在留とされそうな特定技能1  
号でも、5年後には家族の帯同が認められる2  
号に移行できるという制度設計のようですの  
で、日本語ができない児童生徒への対応はふえ  
ていくことは間違いない傾向かと思われま  
すが、その状況を考えた際に想定される学校現  
場での課題をどのように捉えているのでしょうか。

**○教育長（四本 孝君）** 本県の公立小中学校  
におきまして日本語指導が必要な外国籍の児童  
生徒は、現在、8市町に47名が在籍をして  
おります。

また、言語別で見ますと、英語、中国語のほ  
かに、パシュト語、ペルシア語、フィリピン  
語などを母国語としている児童生徒も在籍  
しております。

児童生徒が増加することに伴う学校の課題と  
いたしましては、さまざまな言語に対応できる  
日本語指導支援員の不足や、宗教や文化、慣習

の違いといった多様性への対応の難しさなどが  
考えられるところであります。

**○渡辺 創議員** 今の御答弁にもありましたよ  
うに、なかなかなじみのない言語の名前も出  
てきました。そういう意味では、支援員の皆  
さんの確保等は現実的に迫った課題になって  
くるのではないかと思うところです。

続けて知事にお伺いいたしますが、知事は政  
策提言の中で、今のお話は、「次の4年間で何  
をするのか」というテーマのところでは触れ  
られています。外国人を地域社会で受け入れ  
る環境整備を具体的にうたっているわけ  
ですが、今る明らかになった現状を踏ま  
えた上で、今後具体的にどのような取  
組みが必要となると考えていら  
っしゃるのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 外国人材を地域社会に  
受け入れていくためには、国籍や民族などの異  
なる人々が、お互いの文化的な違いを認め  
合い、対等な関係でともに生きていく「多  
文化共生社会づくり」が必要であると考  
えております。

このため県では、県民の意識啓発や、外国  
人住民の生活支援、地域社会への参加促  
進などに取り組んでいるところであり  
ますが、これまでのような国際交流とい  
うところからさらに一步踏み込んで、  
今後見込まれる外国人住民の一層の増  
加に伴い、さらに、外国人住民が地  
域社会の中で安心して暮らせる環  
境整備が課題となっているものと考  
えております。

私としましては、外国人住民に対する日  
本語学習機会の充実や、その子弟に  
対する教育支援を初め、外国人住  
民からの相談体制の充実、さら  
には、災害時の外国人支援体制の  
強化などに、より一層取り組んで  
いく必要性を感じておりまして、  
国・県・市町村、またさまざまな支

援団体、その連携体制を構築していく必要がある、また国に対しても必要な対策の充実というものを要望してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 大変重要な御答弁だったというふうに思います。今の時点で政府は、何らかの方策で労働力が確保されるようになれば、外国人労働力の受け入れ拡大は取りやめるということのようにありますけれども、素直に聞いて、そんな都合のよい話になるのかなという印象がありますし、これから国内人口の減少になかなか歯どめをかける方策が見出せない中で、人口減を食い止めるために海外からの人口流入を図るといったような形につながっていく可能性も、なくはないと思います。そうなれば、今、政府が話している、「移民政策ではありません」「入り口ではない」という話とはかなり事情が変わってくるのかなという印象も持つところです。

産業界が求める労働力不足という現実も、きちんと受けとめなければならぬと思いますけれども、果たして、私たちの社会の側が外国の皆さんを受け入れる準備がきちんとできているのか。そういう冷静な視点での議論を重ねる必要があるというふうに思うところです。せっかく来ていただいたのに、外国人の皆さんにとっては、「安心と希望あふれる未来」ではなく、居心地の悪い社会だったというようなことが決してあってはならないと思います。知事のお考えはよくわかりましたので、自治体において取り組むべきことをぜひ強く意識していただいて、国内のトップランナーになろうというぐらいの意識で取り組んでいただければと思います。

「多様性のある社会」に関連して、もう1問お伺いします。政策提言の中では、これまで繰

り返し知事の認識を問わせていただけてきましたが、性的少数者の課題などにも触れていらっしゃいます。写真も活用して、かなり目立つような形で、お考えを示していただいていると思いますが、この機会に改めて、さまざまな方々が暮らしやすい「多様性のある社会」「多様性を認め合う社会」について知事が触れられた、政策提言に込められた思いを御説明いただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は、対話と協働というものを政策の上での基本姿勢にしておりまして、これまで、性的マイノリティーを初め、さまざまな立場の方々と直接お会いし、生の声に耳を傾けることによりまして、それぞれが抱える問題についての理解に努めてまいったところでもあります。

特に、性的マイノリティーとされる方々につきましては、周囲の誤解や偏見などにより「生きづらさ」を感じているという現状をしっかりと受けとめ、性の多様性について県民の正しい理解を得るための取り組みが大変重要であると考えております。

そのため、県庁レインボーライトアップなど、さまざまな啓発事業等に取り組んできたところでありまして、性の多様性についての理解促進に取り組んでいるところでもあります。今後、この流れを着実に進めたいという思いを込めて、今回の政策提案にも「多様性のある社会」づくりを掲げたところでもあります。

2020年には全国障害者芸術・文化祭、パラリンピック等を控えております。障がいのある人、ない人、また外国人なども含め、誰もが暮らしやすい温かみのある、やわらかな社会づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 テーマを変えたいと思います。

既に今議会でも話題となっておりますが、都城市山之口町での新陸上競技場建設をめぐり、宮崎陸上競技協会と県ラグビーフットボール協会が発起人となり、「新設陸上競技場を現宮崎県総合運動公園内に建設を求める要望書」の署名活動が展開されています。テレビや新聞等でも大きく報道されていますが、その競技団体の主張を県はどのように受けとめていらっしゃるのか。総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 現在、お話にありましたように、競技団体からは、県総合運動公園での陸上競技場の整備を求める意見がございしますが、都城市山之口町での整備につきましては、県西地域における新たな拠点とするとともに、南海トラフ地震の高い発生確率が指摘されている中で、県総合運動公園に大規模集客施設を新たに整備することは難しいことから、判断したものであります。

また、競技団体からは、都城市山之口町での整備に関して、アクセスや宿泊といった地理的な条件や、造成や施設配置といった整備面で不安があるといった御意見を伺っておりますので、改めて県の考え方を説明させていただくとともに、今後、競技団体を含む関係機関と丁寧に協議を行い、こうした負担や不安を軽減してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 私は、平成29年9月に建設地を選定した時点で、「競技団体との合意形成はおおむねできている」という説明を受けた記憶がありますが、これまでどのように接触し、合意形成を図ろうとしてきたのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） これまで競技

団体からは、施設整備に関する要望を承ったほか、各団体が主管する大会の現状や、必要な施設の規模や機能などについて、意見交換やヒアリングを実施してきたところであります。

昨年9月に県の整備方針を判断した前後におきましても、それまでの検討状況や経緯等について御説明したところであり、県の決定につきましては、競技団体から御理解をいただいているものと認識していたところであります。

しかしながら、現在、競技団体からさまざまな御意見をいただいておりますので、改めて県の考えを説明させていただくとともに、今後、丁寧に意見交換を行い、御理解、御協力をいただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の御答弁だと、「改めて県の考えを説明して、丁寧に意見交換を行って、理解を求めたい」ということであります。端的にといいますか、すっきりと伺いたいと思いますが、現時点で陸上競技場の整備地を見直す可能性はあるのか、ないのか。知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） この陸上競技場を含めました3施設の整備地につきましては、さらなる全県的なスポーツの振興、また地域の振興につなげていきたいという思いもあり、判断をしたものであります。

陸上競技場につきましては、競技団体にも丁寧な説明を重ねて御理解をいただきながら、都城市山之口に整備する形で進めていきたいと考えております。

○渡辺 創議員 関心の高いテーマですから、あえてもう一度わかりやすく聞きます。見直す可能性はないということでは理解をしてよろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 現時点での県としての考え方は、都城市山之口町で整備するというところで進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 もう少しこのテーマをお伺いしたいと思いますが、競技団体がまとめられた資料も見せていただきました。妥当性のある指摘もかなり含まれているという印象を持ったところです。建設地については、今、知事の御答弁のように、変更はないという方針ということではありますが、山之口の競技場も幾つか大きな課題を抱えていることは事実だろうと思えます。競技団体の指摘する課題については具体的にどのように今後対処するお考えなのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先ほど申し上げましたが、都城市山之口町で整備する陸上競技場につきましては、競技団体から交通アクセスや大会運営などに対する不安などの指摘がありましたことから、改めて県の考え方を説明させていただくとともに、今後、さらに丁寧に意見交換を行いながら、それぞれの課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

また、今回整備する陸上競技場は、県西地域における新たな拠点として、国体開催後においても各種競技大会やイベントの開催、キャンプ誘致等での活用が図られるよう、都城市を初め関係自治体、関係団体等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の一連の混乱は——あえて混乱と申しますが——「対話と協働」を掲げる河野県政としては、その政治姿勢にちょっとそぐわない経緯になってしまっているかなという印象があります。県のこれまでの進め方、取り組み方に課題があったという認識はありますか。知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） この2巡目国体、スポーツランドみやぎのさらなる発展に向けて、県内のスポーツ環境の整備を行っていかねばならないということで、これまで時期を捉えまして、検討状況等について御説明してきたところではありますが、競技団体の皆様からは、十分ではなかったとの御意見をいただき、これについては真摯に受けとめているところであります。

対話と協働についての御指摘をいただきましたが、あくまで現在、対話のプロセスは、まさに現在進行形であろうかと考えております。まず都城市山之口でという大きな方針を示し、そしてさらにより具体的な案を示していく。その過程で、より具体的なさまざまな御意見、御指摘をいただき、それについてよりよい形での整備ということで、議論を詰めていく。そのようなプロセスというふうに認識をしているところであります。

○渡辺 創議員 説明が十分ではなかったという意見をいただいて、真摯に受けとめているということですから、県としても、一連の過程の中に一定の問題認識はあるということだろうと理解をします。

違う観点からこのテーマについて議論を深めたいと思いますが、私自身は、2巡目国体に向けて、県が施設整備の必要性を研究・検討し始めた段階から、このテーマを代表質問や一般質問でも継続的に扱ってきました。その点は、今まで議論を重ねていますので、知事や担当部長も御理解いただけているというふうに思います。

なぜそういうふうに取り組んできたのかというと、それはこの事業自体が、多額の県費を投入し、しかも3つの施設を同時進行的に整備を

進めなければならないという取り組みです。いわば、県政の一大プロジェクトだというふうに思っています。あわせて、整備地の判断も含めて、極めて大きな政治的判断が伴う問題だというふうに思っています。いわば、これまで知事が歩まれた8年間の河野県政の中で、私は最も大きな政治的判断を伴うぐらいのテーマであったのではないかと認識をしているところです。だからこそ、県民の疑義を生むことなく、できるだけ早く明確な情報提示と意思表示を行い、将来的にも厳しい政策検証に耐え得る取り組みにしなければならないというふうに、これまでもずっと主張をしてまいりました。

平成29年9月に、当初の想定スケジュールよりも半年おくらせて整備地を決めた際には、知事は「スポーツランドみやぎの全県展開」「均衡ある県土の施設整備」という理由だと、そしてみずから判断をしたと胸を張っておっしゃって、知事がきちんとその政治的責任を背負うという気概を示されたものと私は理解をしました。だからこそ個人的には、宮崎市への集中整備の方が道理があるかなと思っておりましたけれども、知事が「全責任を負って判断した」という言葉を重く受けとめて、県の判断を尊重してきたつもりであります。長々と申しましたが、私自身がその基本姿勢でいるということをお理解いただいた上で、この後の質問にお答えいただきたいと思っております。

私は一般質問が始まって、おととい、きのう、きょうの私の質問に対しても部長の答弁もありましたけれども、県の答弁を聞いていて、驚きを覚えました。その理由は、木花の運動公園は津波のリスクが高いので、新たな大規模集客施設の新設は行わないのが県の方針だというような趣旨に聞こえる答弁が、繰り返してきよ

うも行われていることです。総合運動公園に津波リスクがあることは、どのぐらいと見るかはいろいろありますけれども、当初からわかっていたことでもありますし、それを理由に大規模集客施設新設をしないという基本的な考え方が示されたのは、私は議会で聞いていて、今議会からだというふうに思います。これまでは、議事録を確認しましたけれども、そういう答弁のされ方はされていませんでした。改めて確認をいたしますが、県総合運動公園には津波リスクがあるので大規模集客施設の新設はしないという方針を、県はいつの時点で決めたのでしょうか。知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、いろいろ御指摘がありました陸上競技場の整備地につきましては、スポーツランドみやぎの全県展開を図るための新たな拠点づくりや、地元市からの強い要望、また、南海トラフ地震の津波浸水想定といったことを総合的に勘案して、都城市山之口町に整備することと判断したものであります。

その後、ことし2月には、国において地震発生の確率値が更新をされております。南海トラフ地震につきまして、今後30年以内の発生確率が70%から80%へと引き上げられているところであります。こうした知見を踏まえながら、県総合運動公園、これは引き続き、津波避難施設等も整備をしながら、しっかりと本県のスポーツの拠点として活用していくわけですが、新たな大規模集客施設を整備するのは難しいと、改めて認識をしたところであります。

**○渡辺 創議員** 県はそもそも平成29年2月の段階で、最初は建設予定地を明確にするという方針でいらっしゃいました。しかし、その段階では絞り切れずに、3つの施設とも2カ所ずつを最終候補地にするという形で、初めて具体的



な候補地の公表をされたというふうに認識しています。当時の私の資料を見返してみると、陸上競技場については、30カ所の候補地の中から「宮崎市木花の県総合運動公園内」か「都城市山之口」を最終候補地とすると、ピックアップしたという話だったというふうに思います。

当時の私の認識では、少なくともそれぞれメリット・デメリットあるけれども、そのことはもちろん理解した上で、よしあしもあるけれども、どちらにも十分に適性があるって、地元市町村の意向等もありましたけれども、こっから先は県の政策的な判断も含めて、より合理性のあるところを選ぶというふうに県は方針を持っているんだと理解をしてきました。

ちょっと表現を工夫してみれば、たくさんの候補地の中から、条件的に優位性のあるAとBが2つに残って、さらに研究を深めて、このAとBどっちが1番かということを議論してきて決めたんだと思っています。ですから、陸上競技場に関しては、言い方は変かもしれませんが、山之口が1番になったけれども、木花の運動公園も、いわば惜しい2番だったんだという認識で判断がなされたというふうに、今まで私は理解をしてきました。

ところが、今議会からの県の説明を聞くと、木花の運動公園は津波リスクがあるから大規模集客施設新設の適性がないという方針があったかのように、僕らは印象を受けるようになっています。つまり木花の運動公園は、レースに例えれば、実は惜しい2番だったわけじゃなくて、今から考えてみれば、そもそも出場資格がなかったみたいな話に、この議会から突然説明が変わってきたという印象を受けるわけです。

もちろん先ほどの答弁にありましたように、ことしの2月に南海トラフの発生リスクをより

重く見るという情報等もあったわけですから、当初から木花の津波リスクは十分にわかっていたわけですし、デメリットであるけれども乗り越えられる方策がないわけではないというベースで議論をしてきたというふうに認識をしていました。わかりませんが、きっと陸上関係の競技団体の皆さんも、木花にはまだ可能性があるんだと、つまり「木花は惜しい2番だったから、いろんなことをきちんとして提示すれば、まだ判断が変わり得るんじゃないか」というふうに考えていらっしやって、今の状況にあるんじゃないかと理解をするところです。

長々としゃべりましたが、知事にお伺いしたいと思います。逆説的な質問で恐縮ですが、現時点から考えれば、県の総合運動公園は、そもそも2巡目国体に向けた施設整備地という意味では適性がなかったと我々は理解をしたらいいでしょうか。この点をはっきりさせることが、県としての責任を果たすことではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 議員から御指摘がありましたように、3つの県有スポーツ施設、8年後の国体を見据えた整備であります。スポーツランドみやざきのみならず、県政の最重要課題の一つ、大変重要な政策判断ということになるかと思えます。そのため、これまでさまざまなプロセスを経て案をお示しし、県議会も含め、市町村、競技団体、いろんな声を伺いながら、そのときそのときで判断を積み重ねてきたということでもあります。整備候補地の選定を進めていた段階では、県総合運動公園は候補地の一つであり、そのメリットやデメリットについて検討してきたところでもあります。

その後、選定段階や整備方針を決定した段階とは、先ほども申し上げましたように、津波の

確率等が上がるといったように状況も変わりましたことから、昨日の御議論でもありました「もしここに整備をすれば、かさ上げ等で数十億等の費用が生じる」そういったところも総合的に勘案するというので、現時点では、2巡目国体に向けた、県総合運動公園での新たな大規模集客施設の整備は見送るべきと判断をしたところであります。

**○渡辺 創議員** 少しくどい聞き方になって申しわけなかったと思っておりますが、もう一度きちんと押さえてほしいのは、山之口への分散整備の方針を決めたのは、スポーツランドの全県展開のためであって、仕方なくではなくて、積極的な政策判断として、知事御自身が決断されたんだということです。ここが薄れてしまうように聞こえるような説明の仕方というのは、木花が津波リスクで不適格だから山之口にしたんですではなく、山之口に県政としてポジティブに判断してやったんだということが、揺らいで聞こえるような形にならない、特に知事選前でもありますし、あらぬ知事の政治判断に誤解を生むようなことがないことを危惧したいと思いません。

ぜひ、この点は、スポーツランドの全県展開のために、責任を持って判断したんだという筋を通していただきたいと思えます。

テーマを変えます。広報戦略についてお伺いをいたします。

県はフェイスブックやツイッターなどSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信に取り組んでいます。今議会の一般質問の答弁の中でも、SNSを積極的に情報発信、県民の理解醸成のために活用するというような話が毎日のように出てきているところです。SNSというのは、組織がみずから

発信媒体を持つ「オウンドメディア」の基本ツールとなるものですが、県の機関または県立学校は、どのくらいの公式SNSアカウントを持っているのか。その効用も含めて、総合政策部長と教育長にお伺いします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 県が運営しますフェイスブック、ツイッターなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNSのアカウント数でございますが、平成30年10月末現在で58となっております。

各所属が所管するSNSにおいては、親しみのある文章表現や魅力的な写真の掲載に努め、リアルタイムでわかりやすい情報発信に取り組むとともに、県ホームページや他の広報媒体へ誘導するなどの取り組みを行っているところであります。

また、その効果につきましては、多くの利用者がおり、情報拡散力にすぐれたSNSでの発信を通じて、県政情報の理解促進や県政への関心向上につながっているものと考えております。

**○教育長（四本 孝君）** 本県の県立学校が公式に運営しておりますフェイスブックやブログなどのSNSアカウント数は、21校において合計28であります。

その効果につきましては、多くの人が利用しているSNSを通じて、各学校が独自の情報を発信することにより、各校の特色や教育活動が身近に感じられる機会がふえ、本県教育の理解促進や学校への関心を深めることにつながるものと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございました。県は今御答弁いただいたような、県自身がオウンドメディア化すると同時に、旧来型の情報発信のスタイルとして、地上波テレビの県政番組

というのを持っていらっしやいます。これはマーケティングの世界では、いわゆる「ペイドメディア」の典型となるわけですが、これはいつから始まったのか。当時の契約額も含めて御答弁ください。総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県と教育委員会、両方を私の方で回答いたします。

知事部局の県政番組は、MRT（宮崎放送）が昭和36年度から、UMK（テレビ宮崎）が昭和45年度から放送を開始しております。

また、教育委員会の広報番組は、平成27年度から2局で放送しておりますが、元々は昭和49年度にUMK 1局で放送を開始しております。

なお、放送開始時の契約額につきましては、現在では書類が存在しておりませんので不明でございます。

○渡辺 創議員 わかりました。今回の質問に当たり、県及び教育委員会とテレビ局の間の契約書類を全部確認させていただきました。執行部、教育委員会、さらには県議会事務局の議会特番の契約書類も含めて、全ての契約書類には、「二次利用に関する措置」という記載があります。この記載はいつから項目に加えられ、この項目が入ったことにより、何が可能になったのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県政テレビ番組の著作権は放送局に帰属しておりますが、県政番組を放映後に再利用することは、広報効果を高める上で重要であると判断し、放送局と協議を行い、知事部局では平成25年度から、また教育委員会では平成27年度から、二次利用に関する措置を契約書に追加したものであります。

これにより、県政番組の県ホームページにおける配信、県庁本館の「県民室」での放映、ま

た県が主催する県職員等を対象とする会議での利用が可能となりまして、結果として、幅広い層の県民の皆様に、より多くの視聴機会を確保することができるようになったものと考えております。

○渡辺 創議員 県当局が平成25年度からということですが、手前みそな話になりますけれども、これは平成24年度に総務政策常任委員会や一般質問で、二次利用の権利を獲得すべきだというふうに必要性を主張させていただいて、当時の稲用総合政策部長から前向きな答弁をいただいで実現したということです。

そこで、100%県が支出している県政番組については、少し頭の体操をさせていただきたいと思えます。通常のテレビ番組であれば、テレビ局の皆さんが、こういう趣旨の番組をこの時間帯にやりたい、そこで、広告代理店等を通してその時間帯のCMを出してくれるスポンサーを探して番組が提供されるということになるわけですが、県政番組の場合は、完全に県の提供番組となるわけです。ほかに相乗りするスポンサーはないということになるわけです。

そもそも宮崎は民放が2チャンネルしかないという環境を考えると、これは必ずしも悪いという話で言っているわけじゃないんですが、企画提案型の競争も発生しなくて、発注は、今もそうですが、いずれも随意契約というのが現状です。100%県費の支出で、内容は極めて公共性の高い県の施策の紹介ということを考えれば、県政番組については、二次利用の権利にとどめるのではなくて、番組自体の著作権を県が保有するという考え方も、頭の体操としてはできるのではないかと思うところですが、県の見解と、具体的に課題があれば御説明をいただきたいと思えます。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県政番組の制作に当たりましては、県民の皆様にはわかりやすく親しみが持てる企画を心がけておりまして、放送局が持っているさまざまなノウハウや映像、人材などを活用することが必要だと考えております。

また、番組で御紹介する事業者等は、テレビ放送を前提に撮影に御協力いただいているところでありまして、もし、インターネットやSNSを通じて映像や音声が無制限に拡散するおそれがあれば、質の高い番組づくりに支障が生じることも懸念される場所でもあります。このため、県政番組の著作権は放送局に帰属させつつ、放送局側でも県での二次利用に御理解をいただき、音楽等の著作権上の問題を整理し、複製できないような措置を講じた上で、県ホームページで1年間に限り配信しているところであります。

県政番組につきましては、現在の方式でも、県民の皆様の視聴機会の確保を図ることが可能となっているため、現時点では県に著作権を帰属させる契約方式は考えていないところでございます。

○渡辺 創議員 第三者の著作権等の権利侵害があつてはならないというのは当然であります。ただ、部長がおっしゃられた幾つかのことは、頑張ればクリアできない課題ではないのかなど、個人的には思わなくもないところですが、言いたいことの本質ではないので、そこはちょっと置いておきます。

広報宣伝に関するマーケティングの分野では、先ほど話した、みずからが情報発信する「オウンドメディア」、それから今議論してきたような、行政で言えば県政番組やテレビCMのようなものを含む「ペイドメディア」、お金

を払って出すメディアですね。さらには、県がみずから生成、作り出すことができない「アードメディア」。これは行政からいえばみずから関与できないものですから、例えば新聞やテレビのニュースであったり、県民のロコミであったり、当局以外の方々がSNSなどで流す情報発信などを指すわけです。この3つをいかに有機的に連動させるかということ。「トリプルメディア・フレームワーク」と言っていて、これができるれば効率的な情報発信ができるというのが、いわば常識のような話になっているわけです。

私自身は、県執行部と教育委員会が提供している県政番組は、とても質の高いものができているというふうに思っています。作り手の方々のエネルギーも番組にかけるこだわりも、十分に伝わってくる。だからこそ、この番組が一度放送されただけで、見逃してしまえば、もう二度と県民に提供されることがないというのは余りにももったいないということで、平成24年に二次利用の権利を獲得し、インターネット等での対応が可能になるように指摘をしてきました。ラジオも含めれば県政番組では、県・教育委員会の支出は合わせると年間1億円を超えています。やっぱりこれは有効活用するという意識を強く持たないと、県にとっても極めてもったいないというふうに思うところです。

先ほどのマーケティングの理屈で言えば、県費を投入している従来型のペイドメディアと、県みずからがツールを持っているオウンドメディアをいかに融合させるかというのが平成24年の提案だったわけですが、おかげさまで、県も指摘を有意義と判断していただき、テレビ局の協力もあつて、現在は「楠並木ちゃんねる」で1年間は番組の視聴が可能という状況になつ

ています。

そこを踏まえた上で、今後の課題は、いかにして「質の高い県政番組」というコンテンツを武器にして、冒頭の質問でも明らかになったように、幅広い県自体のオウンドメディア、SNSが持っている情報発信網をいかに戦略的に連携させるか、融合させるかということになります。その観点で2つの提案をしたいと思いません。

まずは、県のSNSがもっと意識的に県政番組のひもづけを行っていくこと。具体的に言ったら申しわけないかもしれませんが、教育委員会のフェイスブックページ、公式なものがありますが、県政番組で教育委員会の番組がありますということの告知すらSNSではされていない現状になっていますので、こういうひもづけをいかにきちんと県のSNSがやっていくかということ。もう一つは、次期の県政番組の契約に当たっては、テレビ局とも十分に協議をした上で、県政番組の各コーナー、コーナーを細かい動画のコンテンツとして切り分けて発信できるように改善し、さらには「楠並木ちゃんねる」経由ではなくて、県の公式SNSアカウントに限っては動画素材をそのまま直接的に配信できるというようなことを検討すべきではないかと思いますが、知事の認識をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県政番組の内容に対する高い評価をいただきましたこと、また今の二次利用も含めて、これまでさまざまなメディア戦略についてのアドバイス、提案をいただいておりますことに感謝を申し上げます。これまでも県広報フェイスブックやツイッターにおいて、県政番組の放送前には番組の告知を行い、放送終了後も視聴できることを周知する取組

みを進めてきたところでありますが、今後とも、各部局が所管するSNSを活用した、今御提案がありましたような、広報効果を高める取り組みにつきまして、放送局との契約内容の協議も含め、その方策を検討し、より積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 「積極的に協議する」ということですので、期待したいと思います。例えば、先ほどの提案というのは、教育委員会の番組の中で飯野高校のことが取り上げて紹介されていけば、その部分のところだけを飯野高校の、フェイスブックのページがあったと思いますが、そこで直接、飯野高校も発信ができる。例えば県のピーマンの栽培のことを取り上げられていけば、農政水産部のSNSでその部分をコンテンツとして発信できる。こういう取り組みは、せっかくお金をかけて使っているものをフル活用するという意識で、県にとっても大事じゃないかと思います。

また、知事もSNSはよく活用されているお立場ですのでおわかりかと思いますが、フェイスブックやツイッターのタイムラインの上では、動画そのものが直接的に流れてくると、流れてきたものを1回クリックして、ほかのホームページに寄らないと見られないというのでは、コンテンツに対するアクセスの数が全く変わるというのはよく御理解いただける場所だと思いますので、その辺、ぜひ意識していただきたいと思います。

今回の提起は、県政番組の充実した中身を高く評価した上で、いかに県の発信力を高めていくかというものです。昭和30年代とか40年代に始まった県政テレビの番組ですが、メディアが多角化していつている状況の中で、そのあり方が時代対応を求められていくのは当然の流れだ

というふうに思います。県としても、県政番組が持つ本質的な意義は何なのかということをもう一度見詰め直していただいて、来年度以降の契約に臨めば、私が提案したとおりの中身でなかったとしても、新しい知恵がいろいろ生まれてくるのではないかと思うところですので、番組の公共性を考えて、特例も含めて、放送局の方々の御理解も得られる努力をしていただければと思います。また、蛇足ですが、放送局側にも新しい作業が発生する場合には、当然その対処に必要な予算額を上乗せするのは当たり前のことだと思いますので、無理を押しつけるのではなくて、双方がウイン・ウインという関係になることも考えていただきたいと思いますところですので。

テーマを変えます。避難所と災害対応のことについてお伺いしたいと思います。

県ではさまざまな防災減災対策に取り組んでいるわけですが、災害時の備蓄について、県はどのような方針のもと取り組んでいるのか。危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 県では、大規模災害に備えまして、県民、県、市町村による備蓄の基本的な考え方をまとめました宮崎県備蓄基本指針を平成28年に策定しております。

大規模災害発生時に、国によるプッシュ型支援が本格化するのは4日目以降になるものと想定されることから、県民に対しては、最低でも3日分の備蓄をお願いするとともに、県や市町村においても、それぞれが必要とする物資の最低3分の1ずつの備蓄を進めることとしております。

また、県内の備蓄で不足する物資につきましては、国や九州地方知事会、協定を締結してい

る企業等に支援を要請する体制を整えております。

**○渡辺 創議員** 被災時には相当数の県民が、生活再建までの間に避難所での生活を強いられるということになるわけですが、避難所の法的位置づけと求められる機能について、県の見解を危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 災害対策基本法では、避難所は、災害の危険に伴い非難してきた人や、災害で住む家を失った被災者などが、一時的に生活を送る場所とされております。このため、避難所には、安全性はもとより、被災者の健康維持等のため、食事の提供やトイレなど、良好な生活環境の確保が求められます。

また、年齢や性別、障がいの有無など、避難者の多様性に配慮した運営も重要であります。

さらに、在宅で避難生活を送る被災者を支援するために、生活関連物資の配布ですとか、保健医療サービス、災害情報の提供、相談窓口の設置など、地域の支援拠点としての役割も考えられます。

避難所の生活環境や機能向上は、被災者の健康を守るだけでなく、その後の生活再建への活力を支える基盤となりますので、市町村と連携し、取り組んでまいります。

**○渡辺 創議員** 最近の大きな災害のケースを見ると、数カ月間にわたって避難所で生活を継続しなければならないケースも散見されるという状況でありますので、避難所のあり方が極めて重要になってくるというふうに思っています。実は先日、宮崎大学で段ボールベッドの組み立てなどを経験させていただきました。たまたま友人の子供さんたちもいて、大人2人と子供2人で組み立てましたが、5分もかからずに

段ボールベッドを1つつくることができました。思っていたよりもずっと簡単であると感じたところです。組み立ててみて、私のような体格の人間が寝っ転がって乗ってみても何ともない構造になっていて、大変驚いたところでした。避難所の生活環境を整え、できるだけストレスを軽減することが重要だというふうに思いますが、段ボールベッドや間仕切り、清潔を保つ簡易トイレなど、避難所生活の向上に役立つ資材の必要性や提供体制に、県はどのように認識を持っているか。危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 大規模災害が発生した場合、避難所には多数の住民が避難し、時間の経過により、避難者のニーズも変化していくことから、状況に応じた対応が必要となります。

災害発生直後においては、まずは、避難者の生命を維持するため、最低限の物資を提供することになりますが、避難が長期化するほど、避難者の健康を維持するために、さまざまな資材を提供することが必要となります。

最近では、プライバシーの保護やストレスを軽減するため、間仕切りですとか、今お話がありましたダンボールベッド、それから空調機器等のニーズが高まっております。本県でも、こうした避難所での生活環境の向上に役立つ資材については、積極的に導入を図る必要があると考えており、国によるプッシュ型支援以外に、民間の関係団体等と協定を締結し、調達できる体制を整えております。

今後、これらの資材以外にも必要なものがないかさらに検討するとともに、円滑に供給できる体制の構築に取り組んでまいります。

**○渡辺 創議員** 危機管理統括監に、もう1問

お伺いします。災害や紛争などの被災者全てに対する人道支援活動を行う各種機関や個人が、被災当事者であるという意識を持って現場で守るべき最低基準を指す「人道憲章と人道対応に関する最低基準」、いわゆるスフィア基準というものがあります。県の認識をお伺いいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** スフィア基準は、災害援助における行動の質を向上させるための国際的な基準でありまして、被災者ができるだけ安定した状況で、尊厳を持って生存し、回復できるようにするため、被災者を支援する者が取り組むべき対応が示されております。具体的には、例えば、1人当たりの面積を3.5平米にするとか、トイレの男女比を男性1に対して女性3にするとか、そういったことが定められております。

また、平成28年に国が示しました「避難所運営ガイドライン」でも、スフィア基準は、避難所の質の向上を目指すに当たって参考にすべきものと位置づけられております。

県としましても、スフィア基準の趣旨を踏まえまして、市町村と連携しながら、避難所における良好な生活環境の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 先日、これが極めて重要なんだという話を聞いて、勉強させていただいたところです。

県としても、趣旨を踏まえて取り組むというふうに確認をさせていただきました。避難所の環境改善は、災害関連死の防止にも直結をします。例えば、口腔ケアの環境を整えて高齢者の誤嚥性肺炎を防ごうという取り組みをしている歯科医師の方々の研究でも、その効果は見えつつあるようであります。復興庁の平成30年6月

の資料によると、東日本大震災の災害関連死は1都9県で3,676人に及んでいます。災害からは命を守れたのに、その後、災害の関連で命を失わなければならない、極めて残念な状況にあるというふうに思います。県では、災害関連死の防止・抑制のためにどのように取り組むのか。基本姿勢を福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 避難所における災害関連死は、必要な対策を講じることで「助けられる命」も多くありますので、その防止・抑制に取り組むことは、大変重要であると考えております。

災害関連死の原因としましては、ストレスや不衛生な環境等による身体の異常、エコノミークラス症候群、持病の悪化などが原因で起こると言われております。

このため、福祉保健部では、平成28年3月に、避難所の運営主体である市町村への支援の内容や方法等について定めた「宮崎県保健所災害時対応マニュアル」を作成し、避難者への健康相談や心のケア、さらには、感染症予防や生活環境の改善に向けた支援体制等の整備を図ったところであります。

あわせて、これらの支援活動に従事する保健師等の専門職員のスキルアップなどに取り組んでおります。

今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、災害発生時に、健康管理や感染症予防等の必要な対応を適切に実施できるよう、努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今るる伺ってまいりましたけれども、やっぱり避難所の質の向上という意味では、発災してからではなかなか追いつかない部分もある。その意味では、事前の取り組みが極めて重要かなと思ったところです。もちろ

ん、避難所の運営は基本的に市町村の役割だというのは、重々理解をしております。しかし、県が先頭に立って県内全体のレベルを引き上げていくという発想も大事かと思うところです。知事、選挙前ではありますが、「日本一の避難所を目指す」ぐらいの目標を掲げて取り組んでもいいのではないかと思いますけれども、知事のお考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 大規模災害時には、避難所が混雑し、不便な避難生活や将来への不安等から、精神的にも肉体的にも過度なストレスを抱え、健康を損なう方が多数いらっしゃるわけでありまして。少しでもストレスを軽減し、健康的な生活ができるよう、避難所の生活環境を改善することは、大変重要な課題であると考えております。

このため、県では、マンホールトイレの設置など、避難所の環境改善に取り組む市町村に対して支援を行いますとともに、避難所に必要な資機材、物資の確保など、積極的に環境改善に取り組んでいただけるよう、市町村職員を対象とした研修等を実施しているところであります。

大規模災害が発生した際に、市町村単独で避難所運営を行うことは相当な困難が予想されますことから、これからも県において、ふだんから市町村と連携し、避難所の生活環境改善に向けた事前の備えに取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

災害に関連してもう一つお伺いしたいと思います。大災害時には多くの身元不明遺体を確認する作業が必要になります。東日本大震災でも、全国から最大時で500人の検死官の方等が派遣をされて、大きな被災のあった3県で1



万5,824体の御遺体の確認作業が行われています。遺体収容所の開設は、これも市町村の役割ということになっていますが、実際に御遺体の検案を行う警察本部と市町村の間では、いざというときのためにどのような協議が行われているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 大規模災害における、多数の御遺体の検視・検案・身元確認などの活動は、市町村において設置された遺体収容所において行うこととなります。

これら一連の活動を円滑に行うため、平成23年の東日本大震災以降、市町村に対して、市町村ごとに複数箇所を指定していただくこと、二次被災の可能性がなく、水や電気が確保されるなど、有用性の高い施設を指定していただくことなどについて理解を求めながら、大規模災害を想定した遺体収容所の選定をお願いしてまいりまして、本年も9月から改めて県内全市町村に同様の働きかけをしております。

○渡辺 創議員 このテーマはなかなか難しい問題で、ちょっと今回勉強させていただきましたが、例えば事前に指定をするというのは、心情の問題等々からも難しい面があるし、規模の想定も難しいということで、市町村の対応も、やらなきゃいけないとわかっているけれどもなかなか進んでいないというのが実情のようでありますので、警察本部と市町村が連携しているんな協議をするのと同時に、県の危機管理当局の方からも、きちんと想定をした上で市町村の対応を求めるということをアプローチしていただく必要があるかと思っておりますので、その辺もよろしくお願いたします。

続けて、福祉保健部長にお伺いします。南海トラフ等で多くの死者が県内で出た場合、遺体の火葬についてはどのような状況が予測される

のか。また、市町村が基本的に対応する話ですが、市町村が対応できないという状況が発生した場合には、県はどのような役割を担うとお考えでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県内火葬場の1日当たりの火葬能力は合計約200人ですが、大規模災害時には、この能力をはるかに超える死者の発生が想定され、火葬を円滑に行えないことが予測されます。

その際は、被災市町村への適切な支援や広域的な対応が求められ、県の果たすべき役割は非常に大きくなるものと考えております。

このため県では、大規模災害時などを想定し、市町村や火葬場設置者、また、近隣県等と連携して広域火葬を行えるよう、平成29年3月に「宮崎県広域火葬計画」を策定したところで

す。県としましては、この計画に沿って、死者数の状況や被災市町村の求めに応じ、広域火葬の調整を適切に行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。勉強させていただくと、阪神大震災の後に、この辺の問題をしっかりと考えなきゃいけないという提起がされてきたようではありますが、先ほど警察本部に伺った問題も含めて、危機管理、震災のときのことを考えたときに、余り想定をしたくないようなお話のことではありますけれども、いざというときにはこのあたりのことがきちんと対応できるかが、住民の安心・安全にもつながると思っておりますので、ぜひ、改めて御認識をいただきたいと思っております。

最後の質問にいたしますが、9月の議会で、代表質問の中で公文書のあり方について、旧優生保護法に関する文書のこと、シーガイアの文

書が歴史的文書として残っていないこと等について、問題提起をさせていただきました。その後、県の中で、新しい取り組みが始まっているというふうに側聞していますが、どのような状況にあるのか、総務部長にお伺いたします。

**○総務部長（畑山栄介君）** 本県において、旧優性保護法関連の事案など不適切な文書の取り扱いが判明したことから、適正な文書管理を全庁的に徹底する必要があると、改めて認識しておりまして、このための取り組みを進めているところであります。

具体的には、職員の文書管理に対する理解を深めるためのマニュアルの作成を進めるとともに、文書の適切な保存のため、庁内各課に対しまして、総務課文庫に引き継いだ文書の整理などを指示し、各課において作業に取り組んでいるところであります。

また、これらに加え、10月には、各部局の連絡調整課で構成する「文書管理適正化庁内検討会義」を立ち上げ、職員研修の充実やチェックリストによる自己点検など、職員の文書管理意識の向上に向けた取り組みや、歴史資料文書の選別基準の見直しなどについて協議、検討を行っているところであり、順次、実施してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。公文書管理のあり方については、また今後いろんな議論をさせていただきたいと思いますが、今回の一般質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

**○外山 衛副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、26日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

11月26日（月）

# 平成30年11月26日（月曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
監査事務局長	郡司宗則
人事委員会事務局長	原田幸二

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。平成30年11月26日、定例県議会一般質問、自由民主党の後藤哲朗です。

本日は自民党デーとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

ところで、昨日は、大相撲九州場所千秋楽でした。延岡市出身、西十両筆頭の琴恵光は8勝7敗の勝ち越しで、名古屋場所以来となる再入幕の可能性があります。

来年1月13日初日の、東京・両国国技館での初場所の番付発表が、来月の知事選挙の投開票日の2日後であります。御支援と御注目のほど、よろしくお願いいたします。

さて、我が国は、高齢化の進展に伴って、2018年度に49.9兆円であった医療・介護給付費は、2025年度に63兆円程度、2040年度に93兆円程度にまで増大すると見込まれています。

医療費の約3分の1は生活習慣病が占めており、その発症、重症化を防ぐことができれば、生活の質(QOL)が向上し、結果として医療費の削減につながる事となります。

社会保障制度の持続可能性そのものが課題となる中、生活の質の向上を図りつつ社会保障に係る負担を軽減し、あわせて、社会保障制度を「支える力」を強くする施策を強力に推進する必要があります。

このような状況もあり、本年7月に開催された全国知事会では、持続可能な社会保障制度の

構築のため、国と地方が互いに協力しながら取り組みを進めることが必要との考えのもとに、「健康立国宣言」が行なわれました。

そこで、知事に、全国知事会において取りまとめられた「健康立国宣言」及び「健康立国」実現に向けたアクションプランの具体的な内容について、お伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。

日本列島はことし、西日本豪雨や大型台風、北海道胆振東部地震などに見舞われ、甚大な被害を受けました。日本は昔から地震や台風で被災してきましたが、地球温暖化の影響から、近年、自然災害が多発しているように感じます。

「備えあれば憂いなし」をことしほど実感した年はありません。

そこで、県土の強靱化に向けて、ハード整備にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

引き続き、知事に、3期目に向けた政策提案に関連して、2点についてお尋ねいたします。

政治姿勢として、1つ「明確なビジョン」と「実行力」、2つ「挑戦し、成果を出す」、3つ「現場主義」「対話と協働」、そして4つ目に「常在危機」の徹底と責任あるクリーンな県政運営」を掲げておられます。

2つ目の、「挑戦し、成果を出す」というフレーズに、これまでの2期とは違う強い姿勢が感じられますが、知事の思いを伺います。

2点目ですが、人口減少問題や持続可能な地域づくり、さまざまな危機事象など、複雑困難な行政課題に対応するためには、県政に携わる職員一人一人の資質の向上と、政策を推進していくための効率的で効果的な組織力の強化が必要と思います。

そのような中、知事は、「私の政策～次の4

年間で何をするか」で、「効率的・効果的な行政運営のための県庁改革」を掲げていますが、どのように進めようとされるのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりました、あとは質問席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、健康立国宣言についてであります。

少子化により生産年齢人口の減少が進む一方、高齢化の進行により、医療・介護費の増大が懸念され、社会保障制度の持続可能性そのものが課題とされております。

このため、全国知事会としては、健康寿命の延伸に向けた人々の生活の質(QOL)の向上と、若者の就労支援などによる「社会を支える力」の強化を図り、社会保障の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けた「健康立国宣言」を、7月に行ったところであります。

この宣言に基づく取り組みを、着実かつ早期に実行していくため、アクションプランがあわせて策定されたところであり、具体的には、各都道府県における、医療・介護分野を初めとした社会保障分野の先進優良事例を収集、共有するとともに、その横展開を図る取り組みや、有識者を交えた研究会を開催し、社会保障制度に関する国への提言等を取りまとめた上で、大胆な施策の実行を要請することなどが予定されているところであります。

次に、県土の強靱化に向けたハード整備についてであります。

切迫する南海トラフ地震や頻発化、激甚化する豪雨などによる大規模自然災害から県民の生命、財産を守り、社会機能を維持するため、県

土の強靱化に向けた社会資本の整備は喫緊の重要課題であります。

県では、現在「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、人命の保護を最優先として、建物の耐震化や避難施設の整備を進めるほか、緊急輸送道路を初めとする交通ネットワークの整備や河川改修及び土砂災害対策、さらには、重要港湾の耐震岸壁の整備などを推進しております。

このような中、9月には、政府から、国土強靱化に向けた緊急対策を今後3年間で集中的に実施することが表明されたところであります。本県の取り組みを力強く後押しするものと期待しているところであります。

今後とも、国の緊急対策も含めた、さらなる予算の確保に努めますとともに、国や市町村、関係機関と連携し、ハード・ソフトを総動員した防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

次に、私の政策提案についてであります。

私はこれまでの2期8年、口蹄疫等からの再生、復興、そして、復興から新たな成長へを県政の基軸に据え、本県が直面するさまざまな課題に全力で取り組んでまいりました。この結果、東九州自動車道を初めとする交通インフラの整備が進むとともに、農業産出額や輸出額の拡大、宮崎ブランドづくり、1人当たり県民所得の増加など、県勢発展の礎となる具体的な成果があらわれてきております。新たな成長に向けた流れの確かな手応えを感じているところであります。

一方、本県は急激な少子高齢化、人口減少により、新たな局面を迎えております。産業や医療、介護、福祉を支える人材の確保、地域経済の活性化、中山間地域対策など、従来の取り組みの延長線をたどるだけでは対応できない、多

くの課題に直面しているものと認識をしております。

このため、県民の皆様は次期県政を負託していただけるのであれば、これまで積み重ねてきた実績や経験等も最大限に活用しながら、困難な課題にも果敢に取り組み、しっかり成果を出していく、そうした強い思いを持って、本県の未来が安心と希望に満ちたものとなるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

最後に、県庁改革についてであります。

戦略的な政策を構築し、複雑多様化する行政課題に的確に対応していくためには、職員一人一人の能力を十分に発揮できる環境づくりや組織力の強化が必要であると考えております。

このため、引き続き、公務能率の向上を初めとする「働き方改革」の取り組みや、プロ意識の高い職員の育成に努めますとともに、コンプライアンスの徹底や風通しのよい職場づくりなどに取り組み、県民に信頼される行政運営を進めてまいります。

組織力の強化につきましては、分野横断的に職員が連携、協力し、組織が一体となって課題に取り組む体制づくりを進めますとともに、必要に応じて、市町村や企業・大学等の県庁外の組織や人材とも協働して、オール宮崎による課題の解決に取り組んでまいります。

また、私自身が引き続き「現場主義」に撤し、「対話と協働」の県政を基本としておりますことから、機会あるごとに、私自身のこうした思いを伝え、全ての職員が、私とともに、県民の皆様と同じ目線で考え、行動する県政の運営に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 御答弁ありがとうございます。

県土の強靱化であります。政府の国土強靱化に向けた緊急対策も含めた予算の確保をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、順次お尋ねしてまいります。

「健康立国宣言」、各都道府県における医療・介護分野を初めとした社会保障分野の先進優良事例を収集し、共有する取り組みは、私は大変よいことだと考えます。

全国では、既に、インセンティブを活用した健康づくりの取り組みや、運動習慣・食生活の改善、特定健診の受診率の向上のための取り組み、禁煙、受動喫煙防止対策など、さまざまな取り組みを実施しており、生活習慣病の発症・重症化予防に効果を上げている事例がたくさんあります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた予防・健康・医療・介護等の各分野間の連携の強化につながっている事例や、子供・子育て支援に効果を上げている事例もあるようですが、全国知事会において収集、共有する先進優良事例について、県としては、今後どう活用していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 現在、全国知事会では、健康づくりや医療・介護など、施策分野ごとに21のワーキングチームを設置し、各都道府県における先進優良事例やその成果等について取りまとめを行っているところであります。今後は、全国で情報を共有した上で、同様の施策に取り組もうとする都道府県同士で議論を深めていくことになっております。

このように、地方共通の行政課題に対して他の自治体と相互に連携することは、効率的・効果的な施策を推進していく上で大変重要であると考えております。

このため今後、県としましては、ワーキングチームに参画し、その取りまとめ結果を踏まえ、効果が期待できるものについては、本県の実情に即した施策化を検討するなど、先進優良事例を有効に活用してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。何度も言いますが、私は、地方共通の行政課題に対して、他の自治体と相互に連携していくということは画期的なことだと感じております。積極的にワーキングチームに参画していただき、有効活用をよろしく願いいたします。

それでは次に、ラジオの難聴地域の解消についてお尋ねいたします。

インターネットやスマートフォンの普及拡大により、若者を中心にラジオ離れが進んでおりますが、ラジオは災害時の情報源として貴重な媒体であり、ことしの9月に発生しました北海道胆振東部地震におきまして、停電しても情報を得ることができるメディアとして、ラジオの有用性が改めて実証されたところです。

ラジオは、生活に密着した情報提供手段として、特に災害時の第一情報提供者として、社会的責務を果たしていくことが求められております。

しかしながら、中山間地域を多く抱える本県におきましては、ラジオの電波が届きにくい地域が多く存在しております。

安心安全な活力ある地域づくりの実現のためには、情報通信網の整備が必要不可欠であります。

そこで、ラジオ放送の難聴地域解消の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** ラジオであり

ますが、昨今、多発する災害時において、住民の貴重な情報収集手段として利用されており、その役割が改めて重要視されてきていると認識しております。

一方で、地形的・地理的要因などにより、ラジオが入りづらい地域が残されておりますが、中継局の整備に要する費用が多額に上ることから、放送事業者が単独で難聴対策を行うことは難しい状況にあります。

このため、県におきましては、全国知事会等を通じて、国に対し、支援策の拡充を要望しているところをございまして、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、難聴地域が詳細に把握できていない状況もありますので、市町村に協力をいただきながら、地域を特定した上で、放送事業者に対し、難聴地域の解消に向けた取り組みを要望してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 部長、どうぞよろしく願いいたします。

次に、職員の人材育成についてお尋ねいたします。

先ほど壇上で知事のほうから、県庁改革についての答弁をいただきました。

どのような組織体制にあっても、組織を動かすのは「人」であり、やはり、県政に携わる職員一人一人の資質の向上が重要と考えます。

知事は、県職員に求められる心構えや資質として、日々の業務を処理するだけでなく、社会経済情勢の変化や地域、現場の実情等を把握した上で、本県の将来を見据え、今何をなすべきかを考えることを挙げておられますが、高度化・複雑化する行政課題に適切に対応するためには、職員の人材育成が大事だと思います。

そこで、本県の人材育成の取り組みについ



て、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（畑山栄介君）** 地域を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、県政の目標を着実に達成していくためには、議員御指摘のとおり、職員の人材育成が重要となってまいります。

このため、県では「人材育成基本方針」を定め、人を育てる人事管理の推進、自己啓発を含む研修の充実、人材の確保、職場環境づくりの4つの方向性を示し、計画的なジョブローテーションや自治学院研修を初め、長期派遣研修や専門的な知識・技術の習得に向けた各種研修、受験者確保のための積極的な情報発信などを実施しております。

また、人事評価制度の導入に合わせ、職員育成プログラムを定め、職場でのOJTや能力開発支援など、人事評価を活用した職員育成にどのように取り組んでいくのかを具体的に示し、人を育てる組織の実現に向けて、全庁的な取り組みを進めているところでございます。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、総務部長にお尋ねいたします。

ただいま、「計画的なジョブローテーション」を実施しているとの答弁をいただきました。

特定の分野、例えば危機管理などにおいては、知識と経験を有するプロフェッショナルな職員がいなければ、災害時に迅速かつ的確な初動対応等を行うことは難しいのではないかと考えます。

このように、高い専門性が求められる行政分野における人材確保・育成について、具体的にどんな対応をされているのか、お伺いいたします。

**○総務部長（畑山栄介君）** 住民ニーズが多様化・高度化する中で、効率的な人員体制のもと、県政の重要な課題に的確に対応していくためには、職員の専門性を高めることが大変重要であると認識をしております。

このため、人事異動に当たりましては、職員の在課期間の長期化や、福祉や危機管理といった特定分野への複数回の配置を行っているところであります。

また、国や民間企業への研修派遣や、派遣後にその効果が期待できる所属への配置に努めるとともに、専門的な知識経験を有する人材の民間企業等からの採用にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、県民に質の高い行政サービスを提供していくため、業務上の必要性や本人の適正・希望等を踏まえながら、専門性を有する人材の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございました。他県の事例を見てみますと、プロフェッショナルコース、あるいはスペシャリティーコースと、長年その分野に従事している方をつくり上げている傾向がありますので、どうか御検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

先般、東京都目黒区で、5歳の女兒が虐待により亡くなるという痛ましい事件が発生しております。

残念なことに、虐待によって子供が亡くなる事件は、毎年、数多く発生しており、国の検証報告書によりますと、平成28年度は49人の子供が虐待により亡くなっており、しかも、ゼロ歳児がその3分の2に当たる32人でありました。

児童虐待によって小さな命が失われることがないようにするためには、出産後に子育ての悩みを抱える母親への相談に応じるとともに、支援が必要な家庭をしっかりと見守り、地域全体で支えていくことが大変重要であると考えております。

そのためには、保健師などが全ての乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」は大変有効であり、このような取り組みを進めることにより、児童虐待の未然防止や早期発見に結びつき、子供の健やかな育ちにつながっていくのではないかと考えます。

そこで、児童虐待の発生予防と早期発見に向けた県の取り組みについて、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 児童虐待の未然防止と早期発見のためには、住民に身近な市町村が中心となって、地域の関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であります。

そのため、県におきましては、乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」など、虐待の未然防止に有効な市町村の取り組みに対し、財政的支援を行うとともに、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）の周知などに努めているところであります。

また、市町村の担当職員や医療機関、保育所等の関係機関の職員を対象とした、資質向上のための研修にも取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村や関係機関と連携を図りながら、児童相談所と一体となって、児童虐待の未然防止等に取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、児童虐待についてお尋ねいたします。

「地域の連携ネットワークの中で、社会的子育て支援の風土づくりを目指し、子どもの権利を守る主任児童委員としての役割を理解する。

地域社会で孤立・孤独をなくし、親子が安心して住み続けることができる地域社会をめざし、地域社会とのつなぎ役としての活動の推進を図る」。以上の目的で、先般、主任児童委員研修が、県社会福祉協議会等の実施で開催されています。

そこで、児童虐待への対応において、主任児童委員に期待される役割について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 地域で活動する児童委員は、住民の立場に立って一人一人に寄り添う存在でありますことから、児童虐待の未然防止や早期発見等において大きな役割を担っております。

御質問の主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童委員の活動に対し援助・協力を行うこととされておりますので、主任児童委員には、地域の児童委員が児童虐待の兆候を見逃すことなく、困り事や不安を抱える家庭を温かく見守っていけるよう、適切な助言や情報提供を行うことが求められており、その役割は大変重要であります。

そのため、県におきましては、主任児童委員の資質向上を図るため、毎年研修を実施しているところでありますが、主任児童委員の活動が今後さらに活性化されるよう、市町村と連携しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に入ります。林業の成長産業化についてお尋ねいたします。

林野庁は、平成29年度から、森林資源の利活用を通して多くの雇用や経済価値を生み出そうとする地域を、「林業成長産業化地域」として、これまでに全国で25道府県の28地域を選定しており、本県では「延岡・日向地域」が選定されているところであります。

この選定により、「延岡・日向地域」では、平成33年度までの5カ年の事業期間に、ソフト対策、ハード対策に森林整備・林業等振興整備交付金を活用し、地域の課題を解決するさまざまなメニューに取り組んでいると聞いております。

こうした地域の創意工夫を生かした取り組みは、来年度から始まる「新たな森林経営管理システム」を積極的に運用する上でも極めて重要であると考えております。

そこで、林業成長産業化地域創出モデル事業「延岡・日向地域」におけるこれまでの取り組みと今後の事業の進め方について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 延岡市及び日向市におきましては、昨年8月に「延岡・日向循環型林業推進協議会」を設置し、森林所有者の経済的な負担軽減を図るための再生林バンクや、林業の担い手確保に向けた人材バンクの構築など、関係者による協議が進められております。

また、伐採から再生林までの一貫作業ガイドラインの作成や、コンテナ苗による低コスト造林の実証試験などにも取り組まれております。

加えて、これらソフト事業と一体となって、6台の高性能林業機械の導入や、2カ所の木材加工流通施設整備などのハード事業も進められるなど、林業成長産業化構想の実現に向けた取り組みが、着実に進められているところであります。

す。

県といたしましては、今後とも、本地域の協議会に積極的に参画するとともに、山会議とも連携して、事業が円滑かつ効果的に進むよう助言、指導を行うなど、延岡・日向地域の取り組みをしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 部長、ありがとうございます。やはり、市町村レベルで非常に人材不足というのがあります。ぜひ、答弁にありましたように助言、指導、そして、しっかりとサポートしていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、「日本伐木チャンピオンシップ」についてお尋ねいたします。

本県では近年、林業の現場でのけがや死亡事故など労働災害が多発しており、このことは、事業体の経営に大変な支障を及ぼすことはもちろん、林業に対するイメージの低下や若者の人材確保等の面で、大きな課題になっています。

そのような中、日本伐木チャンピオンシップは、林業技術及び安全作業意識の向上、林業の社会的地位の向上、新規林業従事者数の拡大等を目的として、2年に一度開かれるチェーンソーの競技大会で、ことし5月に第3回大会が青森県で開催され、回を追うごとに規模、技術レベルともに充実してきているそうです。

そこで、林業労働災害防止の観点から、日本伐木チャンピオンシップに対する県の見解を、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 日本伐木チャンピオンシップは、議員御紹介のとおり、林業技術及び安全作業意識の向上等を目的として、2年に一度開催されますチェーンソーの全国的な競技大会であります。

その内容は、樹木を目標の位置に伐倒するものや丸太の輪切りなどの5種目で競われ、スピードと正確性に加え、安全面を特に重視した内容となっております。

本年の青森大会では、本県からの出場者はありませんでしたが、本県関係者が伐木チャンピオンシップに向け積極的に活動している熊本県の取り組みを視察するなど、県内でも大会への関心が徐々に高まりつつあります。

こうした動きは、林業労働安全衛生意識の高揚や林業への関心を高める上で、効果的なものであると考えております。県におきましても、この大会について、関係団体等からさらに情報収集を行ってまいります。

**○後藤哲朗議員** 部長、ありがとうございます。やはり、本県の林業団体、県森連、県素連、林業労働機械化センター等と意見交換していただきまして、熊本の視察——佐賀も一生懸命なんです——その辺の状況を把握していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、宮崎県企業成長促進プラットフォームについてお尋ねいたします。

地方創生の実現のため、県内の産学官13構成機関により平成28年4月に創設された企業成長促進プラットフォームでは、今後、大きな成長が見込まれ、地域経済に寄与する企業を成長期待企業として認定するとともに、その企業に対し、各機関が連携、協力しながら集中的に支援し、企業の成長促進に取り組むことで、本県経済の活性化及び良質な雇用の場の確保を図ることに取り組んでいます。

そこで、これまでに認定した成長期待企業の業種別や地域別の認定状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県では、産学官13機関で構成する「企業成長促進プラットフォーム」により、これまで、お話にありましたとおり、22社の成長期待企業を認定しておりますけれども、業種別に見ますと、製造業が13社と最も多く、次いで情報通信業が3社、卸売・小売業が2社、その他、農業、建設業など、さまざまな業種の企業を認定しているところであります。

また、地域別の状況につきましては、県央地域が9社、県北地域が5社、県西地域が5社、県南地域が3社となっているところでございます。

**○後藤哲朗議員** 引き続きお尋ねいたします。この成長期待企業に認定されることによる効果の一つに、企業の名前が、いろいろなところで紹介され、広く知られるということがあるかと思えます。

22社全部の紹介はできませんが、今、県北地域の5社は、全て私の地元の延岡市の企業でありますので、簡単に御紹介いたします。

航空機の降着装置等の製造を行っている「ミツワハガネ」さん、地ビール製造で有名な「宮崎ひでじビール」さん、溶接技術に高い技術を持つ「池上鉄工所」さん、電気設備に高い技術を持ち、水素発電機の事業にも取り組んでいる「修電舎」さん、最近認定を受けた、北浦産のブリやカンパチの加工を行う「新海屋」さんです。

認定された企業の今後ますますの業績アップを、大きく期待しているところです。

そこで、認定した成長期待企業のさらなる成長のため、今後どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 成長期待

企業として認定した企業に対しましては、これまで、新商品開発や販路開拓等に係る助成、外部専門家の派遣など、事業計画達成のためのさまざまな支援を行っており、多くの認定企業におきまして、売上高の拡大や雇用者数の増加など、徐々に成果があらわれているところでございます。

県といたしましては、県内の地域経済の底上げや良質で安定した雇用の確保のためには、認定企業の着実な成長が必要であると認識しておりますので、引き続き、プラットフォームの各構成機関と連携しながら、その成果をしっかりと把握し、各企業の課題やニーズに対応したフォローアップに取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ぜひ、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

県では、本年2月に、仕事と家庭の両立の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特にすぐれた取り組み成果が認められる企業等を「働きやすい職場『ひなたの極』」企業等として認証する制度を創設しました。

そこで、「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度の概要と認証状況について、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県では、平成18年度から、企業のトップの方に、働きやすい職場環境づくりへの具体的な取り組みを宣言していただく、「仕事と家庭の両立応援宣言」事業に取り組んできたところでありますが、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスをさらに推進するため、特にすぐれた取り組み

み成果が認められる企業を知事が認証する「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度を、本年2月に創設したところであります。

この制度は、申請のあった企業について、所定外労働時間の削減や年次有給休暇取得促進に向けた取り組み及び実績、また、育児・介護休暇の取得状況など、23の審査項目に従って審査を行い、総得点の割合が85%以上であった場合に認証するものであります。

現在、認証企業は6社であり、業種別に見ますと、建設業が3社、製造業が2社、その他ビルメンテナンス業が1社となっております。

**○後藤哲朗議員** それでは引き続き、「働きやすい職場『ひなたの極』」についてお尋ねいたします。

今後の取り組みの方向性について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 少子化の進行や労働力不足の深刻化、長時間労働による健康への悪影響など、さまざまな課題を解決する上で、ワーク・ライフ・バランスの推進は大変重要であると考えております。このため県では、「両立応援宣言」や講演会開催等による啓発に加え、「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度を創設し、その機運の醸成を図っているところであります。

先日、企業向けに開催した講演会では、「ひなたの極」認証企業の代表者3名に、年次有給休暇が取得しやすい仕組みづくりなどの取り組み内容や、その成果として従業員の定着率向上や業績アップにつながったことなどについて、御紹介いただいたところであります。

県といたしましては、今後とも、制度の周知を図り、県内全域で認証企業をふやすとともに、さまざまな場面で認証企業の取り組み成果

を広くPRすることによりまして、県内企業のワーク・ライフ・バランスをさらに推進してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 部長、私は非常にこの取り組みというのは評価されると思うんです。やはり機運の醸成——建設業界が3社も認定されている、非常にリーディングカンパニーとしていいんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、農業の振興について3点お尋ねいたします。

まず一点目は、みやざきブランドについてお尋ねいたします。

みやざきブランド推進対策は、県と農業団体が連携し、宮崎という名前だけで信頼される農畜産物づくりを実現するため、全国に先駆け、平成6年度から取り組まれたと伺っております。

この間、平成13年度には、商品ブランド認証制度を創設されるなどし、「宮崎産なら安心」「選んで買うなら宮崎産」といった、消費者の信頼を勝ち取るため、「いのちの恵みに感謝する県、みやざき」をコンセプトに、県の農業に携わる全ての方々が一体となって取り組んでこられました。

その結果、宮崎牛や完熟マンゴー「太陽のタマゴ」などのトップブランド商品の創出や、残留農薬検査体制による「食の安全・安心」の取り組みなどが進み、消費者や取引先から高い評価を得ていると感じております。

そのような中、先日、日本政策金融公庫が実施した消費者動向調査を拝見しましたが、消費者の食に対する志向は、安全・安心や経済性に加え、健康志向が高まっている結果となっており、みやざきブランド推進対策でも、このよう

な多様化する消費ニーズに対応していく必要があると考えます。

そこで、みやざきブランドの推進において、今後どのような視点で取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** みやざきブランドの推進につきましては、厳しい産地間競争の中で、消費者から信頼され、選ばれることを目指し、生産者や関係機関・団体と一体となって、「特長ある商品づくり」「信頼される産地づくり」「安定的な取引づくり」を3つの柱として、取り組んでいるところであります。

そのような中、最近では、特に本県農産物の栄養・機能性に着目し、本県の強みであります農産物分析技術を生かし、昨年12月に、ピーマンをビタミンCの栄養機能食品として、また、本年10月からは、冷凍ホウレンソウをルテインの機能性表示食品として販売を開始したところであります。

さらに、来年1月には、完熟キンカン「たまたま」でも、ビタミンC、ビタミンEの栄養機能食品として表示販売を予定しておりまして、今後とも、健康に着目した「Karada Good Miyazaki(カラダグッドミヤザキ)」のシリーズ化に取り組むなど、本県農畜産物の優位性をアピールしてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 部長どうぞ、健康に着目した「Karada Good Miyazaki(カラダグッドミヤザキ)」のシリーズ化に、取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、圃場整備についてお尋ねいたします。

延岡市沖田地区の農地は、面積約129ヘクタールの延岡市最大の水田地帯であり、将来的にも残していかなければならない農地であります。

しかしながら、狭小な農道や一部未整備となっている用水路、また海拔も低いことから湿田も多く、大型農業機械を導入した経営規模の拡大等にも支障を来しており、耕作者には営農上の不便が強いられています。

さらに、農業従事者の高齢化が進む中、豪雨のたびに湛水被害を受け、営農意欲も低下するなど、その対策が急務となっています。

そこで、沖田地区における圃場整備計画の進捗状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 沖田地区につきましては、お話がありましたとおり、台風や集中豪雨によるたび重なる湛水被害や、農地の区画等が狭く大型機械の導入ができないなどの課題を抱えているため、地元から圃場整備の要望が出されていたところであります。

現在、これまで延岡市が取り組んでおりました地形図作成や排水状況などの調査が終了しましたことから、地元農家の意向も踏まえながら、国への採択申請に必要な事業計画を、県において策定しているところであります。

今後、延岡市や土地改良区などの関係機関と一体となって、早期の採択に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 早期の採択、ぜひよろしくお伺いいたします。

引き続き、農政水産部長にお尋ねいたします。

平成11年、農林水産省によって選定された、全国134カ所の「日本の棚田百選」、本県では11カ所が選ばれており、その中でも、高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産には7カ所あります。

遠くから眺めただけではのどかな風景に見え

る棚田ですが、その石組みの一つ一つには、子孫たちに幸多かれと願った先人たちの汗と希望が込められているようです。

しかしながら、現状では、農業の担い手不足と相まって、棚田を維持する担い手が極端に少ない状況であり、地形的な条件不利性等から、棚田の維持には多大なコストを要するのが実情であり、棚田オーナー制等の取り組みで棚田の維持に努力している地域もあるのが現状であります。

このような中、棚田地域を広く支援する議員立法を検討している自民党の棚田支援に関するプロジェクトチームが、法案づくりを本格化させ、府省の壁を越えて棚田地域を支援する仕組みづくりを検討し、年明けの通常国会への法案提出を目指すという新聞報道があったところであります。

この法案では、棚田保全の重要性を理念に掲げ、国を挙げて棚田を核にした地域を後押しするのが狙いであり、農業振興だけでなく、景観や伝統文化の維持、環境の保全などの多様な活動を、各省横断的に支援する枠組みを目指しており、各種事業の窓口を一本化し、事業の優先採択や優遇措置の追加、要件緩和といった拡充策を検討するとのこととあります。

そこで、県における棚田への支援状況と今後の対応についてお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 棚田は、農業生産の場ということのみならず、国土保全など公益的な機能、さらには観光資源という役割も担っており、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産におきましても、その価値が世界に認められるなど、重要な地域資源となっております。

しかしながら、棚田の多くは区画が狭く、急傾斜地に位置していることから、その保全・維

持には多大な労力が必要であります。

このため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用により、農地周りの草刈りや水路の泥上げ等、地域が共同で行う取り組みを支援し、棚田の保全にも努めているところであります。

今後とも、関係部局としっかり連携しながら、重要な地域資源としての棚田の維持、活用をさらに図ってまいります。

**○後藤哲朗議員** この棚田の伝統的な景観、文化的な価値、豊かな自然環境を生かした地域振興を図るという観点から、今の答弁にありましたように、関係部局としっかり連携していただき、棚田の維持、活用をよろしくお願いいたします。

次に、自転車活用推進についてお尋ねいたします。

まず、安全で快適な自転車通行に関して、県のこれまでの取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 自転車道の整備につきましては、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」に基づき、安全で快適に自転車が通行できるよう、昭和49年から平成3年にかけて、綾、国富、宮崎を結ぶ綾宮崎自転車道や、一部、旧国鉄妻線の廃線敷地を利用した宮崎佐土原西都自転車道など、総延長約50キロメートルの大規模自転車道を整備するとともに、交通量の多い通学路を中心に、自転車が通行可能な幅の広い自転車歩行者道の整備を進めてきたところであります。

しかしながら、近年では、全国的に自転車と歩行者との交通事故が増加してきたことなどから、本県におきましても、自転車レーンの整備や、自転車通行部を明確化する路面表示を試行

するなど、自転車と歩行者とを分離するためのさまざまな取り組みを進めているところであります。

**○後藤哲朗議員** 続きまして、自転車活用推進計画が閣議決定されましたが、今後、県ではどのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 自転車の活用推進につきましては、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、県民の健康増進及び観光振興の観点から、公共の利益の増進に資するものであり、大変重要であると認識をしております。

このような中、国におきましては、平成29年に制定されました自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である自転車活用推進計画が、ことし6月に閣議決定されたところであります。

自転車活用推進法では、各都道府県の実情に応じて計画策定に努めることとされており、本県におきましても、積極的に取り組むこととしております。

このため、今月6日に、関係部局から成る自転車活用推進計画の検討会議を立ち上げたところでありまして、今後、関係機関と連携を図りながら、来年8月の策定に努めてまいります。

**○後藤哲朗議員** この計画に関する目標は、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、サイクリススポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、自転車事故のない安全で安心な社会の実現であります。

そこで、この国の自転車活用推進計画を受けての警察の対策について、警察本部長にお伺い



いたします。

**○警察本部長（郷治知道君）** 県警では、自転車活用推進計画が目標の一つとする自転車事故のない安全で安心な社会の実現に向けまして、利用者が守るべきルールやマナーの周知や啓発のために、小・中・高等学校における自転車交通安全教室、高齢者クラブ・事業所・自治会における講習などの交通安全教育、街頭での指導取り締まり等をさらに推進してまいります。

**○後藤哲朗議員** 次に、サイクルツーリズムの推進についてお尋ねいたします。

近年のサイクリングブームによりまして、本県でも、サイクリストが走行する姿をよく見かけられるようになったと感じております。

全国的にも有名なしまなみ海道においては、先般、国内外から約7,200名のサイクリストが集結したイベント「サイクリングしまなみ2018」が開催されたとの報道がありました。

また、隣県の大分県においても、「ツール・ド・佐伯」など大きな大会が行われています。

本県は、年間を通して温暖で快適な気候でありますし、太平洋に面する長大な海岸線上に、自然の営みにより変化に富んだ美しい自然地形が続く日南海岸や日豊海岸の美しい景観など、しまなみ海道にも劣らないサイクルツーリズムに適した環境があると、私は思います。

このようなイベントは、本県において今後、サイクルツーリズムを普及、推進していくに当たり、本県のサイクル環境の魅力を県内外のサイクリストに伝えるためにも有効であると考えます。

そこで、本県におけるサイクルイベントの開催状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本県で

も、各地で地域の特性を生かしたさまざまなサイクルイベントが開催されており、県内外から多くのサイクリストが参加しております。例えば、日南海岸沿いを600名以上が駆け抜ける「日南海岸サンシャイン宮崎ライド」や、急勾配を一気に駆け上がる、高千穂町のヒルクライム大会、西都原古墳群の中を周回する3時間耐久レースや、延岡市の須美江海岸沿いを走るマウンテンバイク大会など、毎年開催されるサイクルイベントがございます。

また、初心者でも気軽に楽しめ、ゆっくりと観光地をめぐるポタリングも、西都市や綾町を初め、県内各地で数多く行われているところでございます。

このようなサイクルイベントを通して、風光明媚な景色や多彩な食など、本県の魅力を多くの方に体感していただいているところでございます。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

本県においては、県内各地域で数多くのサイクルイベントが行われており、しかも長距離イベントだけでなく、ヒルクライムのような競技性の高いものや、私でも気軽に参加できるものなど、さまざまな種類のイベントが行われているということで、既にサイクルツーリズムの素地・基礎はあることが十分理解できました。

先般の9月定例県議会では、満行議員からの質問に対して、本県ではガイドの養成やモニターツアーの実施、サイクルスタンドの設置といった環境整備が進められているとのことのお答えがありました。これらとあわせて、県内におけるサイクルツーリズムの推進についてますます進めていっていただきたいと思います。

また、国内外のサイクリストの間では、台湾

や琵琶湖、淡路島などをぐるっと一周回るコースが人気があると聞いております。

台湾とほぼ同じ面積である九州にも非常にチャンスがあるのではと考えます。

そのようなことから、私は、サイクルツーリズムの取り組みについては、行く行くは、本県に限らず、県境を越えた広域的な地域において施策を展開していただきたいと考えております。

そこで、九州一周のサイクリングルートの設定など、広域連携によるサイクルツーリズムに取り組むべきだと考えますが、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県境を越えたサイクリングルートの設定は、各地域の特性や魅力を生かすことができ、広域での周遊の促進につながることを期待されます。

本年5月に開催された九州地方知事会でも、九州・山口各県が一体となったサイクルツーリズムの推進について提案がなされたところであり、これを受けて、九州観光推進機構や経済界も加わり、ルート設定や受け入れ環境整備、効果的な情報発信等について検討を始めているところでございます。

御提案の「九州一周サイクリングルート」のような取り組みは、新たなブランドとしての知名度向上が図られ、サイクルツーリズムを推進している本県にとりましても大きな追い風となりますことから、今後、各県等と積極的に議論を重ね、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ぜひとも、今後とも引き続き、ハード面・ソフト面の整備をさらに進め、サイクルツーリズムの推進を図っていただくよう要望いたします。

ちょっと早いですが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○蓬原正三議長** 次は、日高陽一議員。

**○日高陽一議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、こんにちは。宮崎のひなた、日高陽一です。きょうのトップバッターは、後藤議員でありました。そして、私の後には中野廣明議員が続きます。しっかりと励まし合いながら頑張ってもらいたいと思います。

今月は、宮崎はゴルフマンスであります。先週はリコーカップ、そして先々週はダンロップフェニックストーナメントが行われました。ダンロップフェニックストーナメントは、世界ランキング1位に君臨しておりますアメリカのブルックス・ケプカ選手が3連覇をかけて来日しましたが、優勝したのは市原弘大選手。大逆転勝利に終わりました。

この市原弘大選手ですが、ことしから宮崎のブランドのゴルフウェアのP'MASを着て大会に出場しております。このP'MASは、地方創生をテーマに宮崎をこよなく愛するブランドです。優勝したときの彼のパンツには、宮崎県の牛・豚・地鶏・チョウザメがプリントされていました。

6月に日本ゴルフツアー選手権で優勝した市原選手は、ことしイギリスで行われた全英オープン、そしてアメリカで行われたWGCブリヂストンインビテーショナルにも参加しています。そう、彼は今、宮崎を世界に発信してくれているのです。実際、海外からも問い合わせがあるそうです。

その宮崎ブランドをスポンサーにしている市原選手が、世界一の選手も出場する宮崎のトーナメントで優勝するなんて、どんな大きいそんたくがあったとしても、実現することはできま

せん。市原選手も、「宮崎で優勝できて本当にうれしい。恩返しができたのではないのでしょうか」と、コメントされていました。

ダンロップで優勝した市原選手は、来年のアメリカで開催されますWGCの大会にも出場が決まっております。ぜひ、その大会でも優勝して、宮崎を大きくPRしていただきたいと思っております。

それでは、農業・水産業問題についてお伺いをいたします。

このP'MASも、さまざまなウエアで口蹄疫からの復興を応援してきましたが、あれから8年がたちます。平成22年の口蹄疫では、29万7,808頭ものとうとい家畜が犠牲になり、このうち22万7,949頭は豚であり、本県の養豚業界にとって非常に大きな影響を及ぼしました。

その後、養豚農家の皆さんは、逆境の中、経営再開や増頭などに懸命に取り組んでこられました。そこで、口蹄疫直後と比較した直近の本県の豚の飼養頭数の状況等について、農政水産部長にお伺いします。

以下の質問は、質問者席より質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○農政水産部長(中田哲朗君)〔登壇〕 お答えいたします。

豚の飼養頭数の状況等についてであります。口蹄疫終息後の平成23年2月1日時点での豚の飼養頭数は、76万6,200頭と発生前に比べ約14万8,000頭減少いたしました。

その後、復興に向けた養豚農家を初め、関係者皆様の御努力により、本年2月1日現在では、82万2,200頭まで回復し、1戸当たりの平均飼養頭数も、1,644頭から1,831頭に増加しており、規模拡大が進んでいるところであります。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員 1戸当たりの飼養頭数が増加傾向にありまして、規模拡大が進んでいるというのですが、若手の養豚農家が頑張っていることが、この要因の一つではないかと思っております。

現在、宮崎県養豚生産者協議会(MPC)では、多くの若手が意欲的に養豚農家として活躍をしています。

頑張る若手の養豚農家が夢と希望を持って、安心して経営が行える環境づくりを行っていくことが、本県の養豚農家の振興につながると思っております。

県では、平成28年度に策定した「畜産新生推進プラン」に基づいて、養豚を初め本県の畜産の将来を見据えた取り組みを計画的に進めています。

本県の養豚業は、地域経済を支える非常に重要な産業です。このプランに基づき、しっかりと取り組みを進めてほしいと思っておりますが、現在の養豚振興対策について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 本県の養豚振興につきましては、生産、販売、経営安定などの観点から、さまざまな取り組みを行っているところであります。

具体的には、「畜産クラスター事業」等を活用した施設整備による規模拡大や新技術の導入等を支援いたしますとともに、技術力や経営力の高い次世代の養豚農家を育成するため、関係団体と連携した研修会の開催等に取り組んでおります。

また、宮崎ブランドポークの普及・販路拡大のための支援や、衛生水準の高い食肉処理工場の整備に対する支援も行っているところであります。

さらに、経営安定対策といたしまして、粗収益が生産費用を下回った場合に補填を行う、国の養豚経営安定対策事業に対する生産者積立金の一部助成も行っているところであります。

今後とも、全国第2位の養豚生産県として、各種施策の推進にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 先日、MPCの方から、出荷する豚の約半分が、県外の食肉処理場で屠畜されると聞きました。

それぞれの農家の事情ではあると思いますが、県内での屠畜が本県の経済にとって望ましいと思います。

来年度にはミヤチク都農工場の新処理場の稼働が始まります。県外の処理場との違いをしっかりと把握して、県内の養豚農家の地元宮崎での屠畜を促進していただきたいと要望いたします。

続きまして、海面養殖業についてお伺いをいたします。

最近のニュース等を見ますと、国内では水産物の消費が減少しているようですが、世界では、人口増加や欧米での健康志向の高まりに伴って、水産物の消費が年々増加しているようです。

世界の漁業・養殖業を合わせた生産量も増加し続けており、平成28年の漁業・養殖業の生産量は、前年よりも2%増加して2億224万トンとなりました。

一方で、国内の海面における漁業・養殖業の生産量は、昭和59年をピークに減少しており、平成29年は430万トンと、ピーク時の3分の1、このうち海面養殖生産量は、平成6年のピーク時から少しずつ減少している状況にあります。

先日、養殖業者の方々と会う機会があり、い

ろいろと養殖の話題を伺いましたが、海面養殖業者の方々も、生産量をふやすことは、経営面等でなかなか難しいとおっしゃっております。

そこで、本県の海面養殖業の現状と課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** 本県海面養殖につきましては、ブリ、カンパチ、マダイなどを中心に行われておりまして、生産額にして約80億円と、本県水産業の約4分の1を占める重要な産業となっております。

しかしながら、担い手の高齢化や人手不足が続く中、養殖生産コストの約7割を占める餌の価格が高騰しておりまして、いかに経営を安定させていくかが大きな課題であります。

また一方で、お話がありましたとおり、世界的な水産物需要の増大を背景に、いかにその需要を取り込み、成長につなげていくかも重要な課題であると考えているところであります。

**○日高陽一議員** 部長の答弁にもありましたが、世界的に水産物の消費が増加していることですから、もっと本県でも生産量をふやし、輸出拡大を行っていくべきだと考えます。

担い手や生産コストなど経営面で課題があれば、それを解決することで、海面養殖業の振興にもつながるのではないかと考えますが、本県海面養殖業の振興に係る取り組み状況と今後の方向性について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** 本県海面養殖業の振興につきましては、これまで県では養殖魚種の開発や養殖場の造成、経営支援等を行ってきたところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな解決すべき課題を抱えているところであります。

現在、「海面養殖振興方針」を策定しているところではありますが、今後、この方針に基づき、優良な人工種苗の供給や養殖期間の短縮化、各種作業の協業化・効率化などによるコスト削減を進め、経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

また、沖合養殖への展開やICTを活用した養殖技術の開発などを進め、輸出の拡大を図るなど、養殖業の成長産業化につなげてまいりたいと考えているところでもあります。

**○日高陽一議員** 次に、外国人労働者の受け入れについて伺います。

現在、深刻な人手不足を背景に、国では、外国人労働者の受け入れの拡大に向けた出入国管理法の改正案が審議されています。

農家も高齢化が進んでおり、私の周りの農家の方々からも、人手を募集しても集まらず大変苦勞していると、話を聞いております。さきの6月議会でも、県内の外国人労働者の雇用に関して質問をしました。

その中で、県はJA等が外国人技能実習生を雇用し、複数の農家で実習ができる方式について、検討を進めているとの答弁がありました。

そこで、検討を進めていた外国人技能実習制度について、現在の取り組み状況を農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** 検討を進めておりました農作業請負方式技能実習は、JA等が技能実習生を雇用し、請負契約を結んだ組合員の農場において技能実習を行う仕組みでありまして、この方式を県内で実施するために、県を事務局とする管理団体を本年8月に設立したところでもあります。

その後、各JAに対し、本方式の説明や意見交換を行ってきたところではありますが、複数の

JAが活用を前向きに検討していることから、実施に向けて、先行事例に関する情報提供や受け入れ体制の整備に関する助言等を行っているところでもあります。

県といたしましては、引き続き、JAグループと連携しながら、本方式の活用を推進してまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 先日、県警本部長からもありましたが、県内の外国人労働者の犯罪率も0.28%という状況で安心ですし、もう既に外国人を受け入れている農家の後輩もいます。

彼らは実習生を本当の家族のように受け入れているといいます。国に帰るとき、このままここで働きたいと涙を流す実習生もいるそうです。そんなきずなをつくることによって、高橋先生もおっしゃっていたような、宮崎はよかったよという話になるのではないかと思います。どう意識を持って対応するのか、受け入れ側の研修も必要だと感じました。

次に、燃油の高騰について伺います。

私もピーマンを栽培していますが、最近、暖房に使うA重油の価格が徐々に上がってきており、仲間である生産者からも、ことしの冬の燃料代が高くなるのではないかと、不安の声を聞きます。

10年ほど前になるのでしょうか、1リットル当たりのA重油価格が120円以上と異常に高騰し、施設園芸農家が大変苦勞した経験もあります。

国際情勢などで見通しは立ちにくいとは思いますが、全国に誇る施設園芸の産地として、農家経営を守るため、対策が必要ではないかと考えます。

そこで、施設園芸における燃油高騰対策、対応について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 農業用A重油価格は、平成28年3月以降、全国的に上昇傾向にあり、県内価格も、本年11月上旬現在で1リットル当たり約97円と、前年の同時期と比べ約22円高くなるなど、農業経営への影響を懸念しているところでもあります。

このため県では、施設園芸農家に対し、燃油価格の高騰時に補填金が支払われる、国の「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入を促進するとともに、適切な温度管理技術や保温資材の活用等を促す省エネルギー対策の周知に取り組んでいるところでもあります。

また、このようなコスト高騰の中でも営農が継続できるよう、所得向上を図っていくことが重要でありますので、環境制御機器の導入など、生産性を高める取り組みも推進してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 最近寒くなり、重油の消費量もふえていますので、どうぞ対応をよろしくお願いいたします。

次に、台風災害への対応について、お伺いをいたします。

9月に襲来した台風24号は、大きな被害をもたらしました。特に施設園芸では、ビニールハウスの倒壊や冠水など、営農継続が困難となる農業者が多く発生しました。

地球温暖化の影響などにより、今後、宮崎の台風災害のリスクは高まっていくのではないかと、大変危惧をしています。

そこで、今後の台風災害に備えるため、施設園芸ではどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 本県に大きな被害をもたらしました台風24号等では、施設園芸への被害も甚大で、私も実際に被災現場で倒

壊したハウスなどを確認いたしましたけれども、台風などの災害への備えは大変重要であると、改めて認識したところであります。

このため県では、本年3月に策定いたしました施設園芸振興戦略の中で、台風等の自然災害へのリスクも念頭に置きながら、老朽化ハウスの機能強化はもとより、耐候性にすぐれたハウスの導入や、新たな生産拠点づくりなどに取り組んでいるところでもあります。

今後、関係機関・団体等と連携しながら、災害に強く、農家の皆様が安心して営農できる産地づくりを進めるとともに、収入保険制度や農業共済制度などのセーフティネットへの加入促進にも努めていく必要があると考えているところでもあります。

○日高陽一議員 こうした中、国は支援対策事業を打ち出し、現在、県や市町村、JA等の支援のもと、事業の受け付けが始まりました。

被害が大きかったため、農家もハウス業者も手が回らない状況にあります。営農再開に向けて、事業の制度の周知や、被災された生産者への丁寧な対応を、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、消防団についてお伺いをいたします。

地域防災において重要な役割を担っている消防団ですが、私の地元消防団では、今回の台風24号の真ただ中、火災が発生し、暴風が吹いている中、自宅のビニールハウスが被害に遭っているにもかかわらず、消火活動を続けていました。

結局、火は約30時間後に消しとめられましたが、団員の中には、夜通し消火活動した後、そのまま仕事へ向かった団員もたくさんいました。

このように、地域防災のかなめである消防団

ですが、県内の消防団の現状と県の支援状況について、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 県内の消防団の団員数は、速報値で、本年4月1日現在、1万4,533名となっており、県内及び全国ともに減少傾向が続いております。

消防団は、お話にありましたとおり地域防災のかなめであることから、その組織力を維持・強化していくために、団員の確保や活動のための装備の充実が課題であると認識しております。

このため県では、消防団員確保のため、広報紙やチラシの作成配布、テレビCMの放映等の広報を実施しまして、消防団の重要性や魅力をアピールするとともに、消防団の装備を充実させるため、資機材整備に対して支援を行っております。

今後とも、市町村と連携しながら、消防団の体制強化を図ってまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 答弁にもありましたが、消防団がその持てる力を最大限に発揮するためには、資機材の充実・確保が大変重要であります。

最近、消防団関係者の方から伺ったお話では、この消防団の資機材の充実・確保に大きく貢献してきた、県の「地域消防防災活動支援事業補助金」が本年度で終了するとのことで、来年度以降どうなるのだろうと、大変心配をされておりました。

災害時に、消防団が安全にかつ最大限の力を発揮し続けるためには、資機材整備に対する支援は継続すべきだと思いますが、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 消防団の消

防力を充実強化させるとともに、災害現場等で活動いただく団員の安全を確保するためには、資機材の整備が大変重要であると認識しております。

このため県では、活動服やデジタル無線機、ポンプ積載車、救命ボート、ドローンなど、各消防団が必要とする資機材や活動拠点の整備、さらには女性消防団の活動を促進するための資機材の充実等を支援しているところであります。

消防団は、地域防災において重要な役割を担っておりますので、今後とも、県民の生命・財産を守るとともに、消防団員が安心して活動していただけるよう、さまざまな支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 今後とも継続して支援していただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、女性活躍についてお伺いします。

私の周りにも、実に元気に生き生きと活躍されている女性がたくさんおられます。

私は、女性がやりがいを持ってさまざまな分野や場面で活躍してもらうことは、社会や地域・職場を活性化させる上で大変重要であると思っております。

福祉の分野でも多くの女性が活躍されていますが、保育の現場では、「保育士が不足している」という声をよく聞きます。

その背景として、認定こども園の増加等による保育士の需要の高まりなどもあると聞きますが、保育士の仕事は、子供たちの安全に配慮しつつ、長時間にわたり子供たちを預かる、責任の重い、そして体力も必要とされる仕事です。

「子供たちはかわいいし、やりがいがあるけれども、仕事内容に比べて給与が安い」という声

も聞きます。

保育人材を確保するために、保育士の処遇改善が必要だと考えますが、県はどのような取り組みをしているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 保育人材の安定的確保のため、県ではこれまで、施設ごとの平均勤続年数に応じた人件費の加算などの処遇改善に取り組んできたところであります。

また、昨年度から国において、一定の経験を持つ保育士等が、職位や職務内容に応じた研修を受講することにより、最大で月額4万円を加算する仕組みが構築されたところであります。

このため県では、「保育士等キャリアアップ研修事業」を実施しており、今年度は、宮崎・都城・延岡の3会場で合計30回開催し、延べ3,000人の受講を予定しております。

今後とも、保育人材の安定的な確保を図るため、事業の周知及び効果的な実施等により、保育士の処遇改善に取り組んでいきたいと考えております。

**○日高陽一議員** 続いて、介護人材について伺います。

介護の現場では、既に多くの女性が活躍しており、従事者の約8割程度が女性であると聞いております。今後さらなる女性の活躍を進めていく上で、重要な職業だと思います。

現在、県では介護人材の確保に取り組んでいると思いますが、どんなに取り組んで参入を促進しても、やはり働く人たちの賃金を含めた処遇改善がないと、離職する人は後を絶たず、穴のあいたコップに水を入れるようなものではないかと思えます。

このような中、介護職員の処遇を改善するための方策として、介護職員の賃金向上などを目

的とした国の介護職員処遇改善加算の活用を、県内の各事業所に広めていくことが有効だと思いますが、介護人材を確保するため、介護職員処遇改善加算の取り組み促進に、県はどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 介護職員処遇改善加算は、介護職員の基本給や手当、賞与等の賃金改善に加えて、休暇制度などの賃金以外の労働環境の改善にも取り組むことが要件とされていることから、介護職員の処遇全般の改善を図り、ひいては、介護人材の確保・定着に資する有効な制度であると考えております。

このため県では、昨年度から実施している「介護職員処遇改善特別支援事業」の中で、加算制度の周知を行うとともに、労務管理に精通した専門家を事業所に派遣し、取得に向けた個別の助言・指導を行っております。

今年度は、200事業所を対象に支援を行う予定でありまして、今後とも、この加算の取得を促進し、介護職員の処遇改善を図ってまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** ぜひ、よろしく願いいたします。

続いて、水曜日、中野一則議員が1,000万円投じなさいとおっしゃっていましたが、少子高齢化の問題にもかかわる不妊治療について、お伺いをいたします。

現在、この日本では18人に1人が体外受精でこの世に生を受けられているといます。もう珍しいことではありません。

少子高齢化が進む現在、一生懸命子供をつくらうと頑張っている夫婦がたくさんいらっしゃいます。

そこで、不妊治療費の負担軽減に向けてどの



ような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 不妊治療には、人工授精などの「一般不妊治療」と、体外受精などの「特定不妊治療」があります。

県ではこのうち、特定不妊治療につきまして、平成16年度から国庫補助を活用し、現在、初回に30万円、2回目以降に15万円、最大6回までの助成を行っております。

また、一般不妊治療につきましても、平成27年度から県単独事業として、治療費の助成に取り組む市町村に対し、治療費の3分の2以上、または定額で10万円以上を助成する場合、その2分の1以内の補助を行っているところであります。

**○日高陽一議員** 次に、不育症について伺います。

妊娠は成立するものの、流産や死産、生後28日を経過しない乳児が亡くなることを繰り返し、結果的に子供を授けられない方がいらっしゃいます。

不育症の定義には新生児死亡が含まれていますが、新生児死亡も、最終的に子供を授けられないという意味では同じです。これは主に赤ちゃんの側の要因で起こり、偶然に起こることが多いそうです。

不育症治療費の負担軽減に向けてどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 不育症の治療につきましては、平成24年1月以降、一部保険適用とされておりますが、妊娠期間中を通じた治療が必要となるため、自己負担の総額が高額となります。

このため平成27年度から、県単独事業とし

て、1回の妊娠期間につき最大8万円を助成する事業を行っております。

**○日高陽一議員** 本当に多くの夫婦が赤ちゃんを望んでいますが、治療費が高額なため、諦めてしまう夫婦も多くいらっしゃいます。

特定不妊治療に保険を適用することについては、都会と地方では医療機関の意見の食い違いなどがあるそうですが、少子高齢化が進む今、悩んでいる夫婦優先に考えるべきではないでしょうか。

晩婚化が進む中、人口減少対策、少子化対策のためにも、不妊治療支援は欠かせないものと言っても過言ではありません。

現在、医療保険の適用外となっている特定不妊治療についても、保険の適用対象として、不妊に悩む夫婦への支援を充実させるべきだと思っておりますが、県はどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 特定不妊治療は保険適用とされず、治療を受ける方は1回当たり30万円から40万円の非常に高額な治療費を支払う必要があります。

また、一般的には、成功するまでに複数回にわたって治療を行う必要がありますので、助成制度を活用しても経済的な負担が大きくなっている状況にあります。

このため、県としましては、治療を受ける方の負担が軽減されるよう、早期に特定不妊治療を保険適用とすることが望ましいと考えており、これまでさまざまな機会を通じて国に要望しているところであります。

**○日高陽一議員** これは全国的な問題ではありますが、本県としても、しっかりとした取り組みをよろしくお伺いいたします。

続いて、教育問題についてお伺いをいたしま

す。

先月、文部科学省が公表した、2017年度の「問題行動・不登校」の調査結果によると、本県のいじめ認知数は1万3,680件で、1,000人当たり108.2件と、全国最多だったという結果が出ました。

全国最少は、同じ九州佐賀県でした。1,000人当たりの認知件数は、宮崎の108.2に比べて佐賀県は8.4。また、いじめを1件も把握していない学校は、全体の25.6%です。

もちろん、いじめがないということは素晴らしいことだと思いますが、いじめが全くない学校が25.6%もあるのでしょうか。いじめを隠蔽せず、しっかりと把握している宮崎県は、とてもいい環境ができていると思います。

河野議員の、昨年度よりもふえていることに対して懸念もあるという意見もありましたが、私は、組織的にいじめ解決に取り組む学校が新たにふえたんじゃないかと信じております。

ここで一番大切になってくるのが、いじめの解決にどう結びつけていくかだと思いますが、いじめ事案の解消についてどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** いじめ解消の判断につきましては、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」におきまして、「いじめがやんでいる状態が少なくとも3カ月継続していること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があると定義されております。

県教育委員会といたしましては、各学校で定める「いじめ防止基本方針」にこれらの要件を盛り込み、全職員で共通理解することや、解消に至っているかを組織的に判断し、解消後も継続的に見守っていくことを、各学校に指導して

いるところであります。

**○日高陽一議員** 宮崎県の行政書士会では、自尊感情、そしてまた他人に対する尊重、共感といった基本的人権を目的に、法制度学習を行っています。

この法制度の学習を受けたことによって、いじめをしていた加害者の子供たちが、いじめとは犯罪だということを知り、しっかり反省をし、いじめが軽減されているそうです。

2016年8月に、宮崎市の中学1年生が、自分の部屋でみずから命を絶ちました。彼は、小学5年生から、戦いごっこという遊びから暴力を受けるようになったそうです。それから、同級生のパンやお菓子の支払いをさせられるようになり、それはエスカレートし、ゲームのカードまで払わされたこともあったそうです。彼は、同級生との交友関係に耐えがたい苦痛を感じ、絶望的な気持ちが限界に達し、みずから命を絶ったと言われています。

今この瞬間も、同じ苦痛を感じている生徒がいるかもしれません。その生徒たちを救うためにも、いじめている生徒に、それは犯罪なんだよと気づいてもらうためにも、取り組んでいただきたいと思います。

続いて、ネット上のいじめについて伺います。

子供たちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は、近年、急激に増加しており、子供たちの生活スタイルや人間関係づくりの面で、多大な影響を与えています。

こうした中、インターネット上の非公式サイト、いわゆる「学校裏サイト」を利用し、特定の子供たちに対する誹謗中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し、特定の子供に対する誹謗中傷を不特定

多数の人に送りつけたりするなど、「ネット上のいじめ」という「新しい形のいじめ問題」が深刻化してきています。

この目には見えないインターネット上のいじめ問題について、どのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** インターネット上のいじめは、SNSなどの閉ざされた環境で発生する事案が多く、外部から見えにくいという特徴があります。

そこで、各学校では、子供たちを加害者にも被害者にもさせないよう、情報モラル教育に取り組んでいるところであります。

県教育委員会では、「ネットいじめ目安箱」を開設し、インターネット上のいじめを初め、児童生徒がいつでも気軽に悩み事などを投稿できるように、体制を整えております。

さらに本年度は、いじめに関する内容を画像で投稿できる機能を追加し、相談しやすいように充実を図ったところであります。

**○日高陽一議員** この「ネットいじめ目安箱」、すばらしい取り組みだと思います。しかし、この存在を知らなければ何の意味もないと思いますが、「ネットいじめ目安箱」の取り組みをどのように周知しているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(四本 孝君)** 「ネットいじめ目安箱」の周知につきましては、相談窓口のアドレスやQRコード等を記載した紹介カードを作成し、本年7月に、県内全ての児童生徒に配付したところであります。

また、各公立学校に配付をしておりますインターネット利用上の注意を促すリーフレットの中でも、「ネットいじめ目安箱」について紹介するなど、悩みを抱える児童生徒が気軽に相談

できるよう、周知に努めているところであります。

**○日高陽一議員** ネットいじめは、大変深刻な問題だと思います。大きな問題になる前に、しっかりと対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、宮崎駅前活性化についてお伺いをいたします。

宮崎駅西口整備につきましては、6月議会でも質問させていただきましたが、その後、10月18日に宮崎交通とJR九州による概要発表が行われ、いよいよ本格的に駅前整備が進んでいくこととなりました。

この中で、建設される2つの建物は「JR宮交ツインビル」とされ、特に商業施設は「アミュプラザ宮崎」とされています。

この「アミュプラザ」は、JR九州が博多駅や大分駅などで運営する大型商業施設であり、本県でもこの名称が用いられたことは、今回の施設整備に対するJR側の意気込みも感じられ、大いに期待をしております。

本県でも他県のように、駅周辺でにぎわいをつくり出す大きなチャンスになると思いますし、県においても9月議会で、西口再整備を検討するための補正予算が措置されました。

そこで、宮崎駅西口の再整備でどのような効果が期待され、県としてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(日隈俊郎君)** 宮崎駅西口につきましては、オフィスや商業施設から成る複合ビルの建設によりまして、新たな人の流れが生まれることが見込まれており、この流れを市の中心部につなげるとともに、陸の玄関口として、宮崎駅等におけるにぎわいの創出を図ること、中心市街地の活性化はもちろんのこと、

県全体で、観光物産面の波及効果や鉄道の利用促進なども期待されるところであります。

このような考え方のもと、駅西口広場の再整備を進めることとし、今週にも、複合ビルの事業主体、交通事業者や宮崎市、地元商店街等から成る検討委員会を設置する予定であり、広場を活用した取り組み、必要な規模や機能等について検討を進めることとしておりまして、基本計画の策定、そして、その後の具体的な整備につなげてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** この宮崎駅前ににぎわいの核となる施設ができることは、中心市街地にとって、人を呼び込む絶好の機会だと思っています。そのために、駅周辺のにぎわいをしっかりと中心市街地にもリンクさせていく必要があると思います。

そこで、中心市街地の商店街振興に関し、県としてどのようにかかわっていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 宮崎駅西口の再整備が行われ、駅前エリアと橘通り周辺の商業エリアとの間に大きな人の流れが生じることにより、中心市街地の活性化へも大きな効果が期待されます。

県では、これまで、「宮崎市中心市街地まちづくり推進委員会」や「D○まんなかモール協議会」に参画するとともに、商店街の魅力を高めるための取り組みを支援してきているところであります。これから展開される駅西口再整備を契機とした商店街の集客効果を高める取り組みについても、関係者の方々と一緒になって検討していきたいと考えております。

今後とも、宮崎市や地元商店街、そして関係の方々と十分連携を図りながら、再整備の効果が最大限発揮され、魅力あるまちづくりへとつ

な갑니다よう、支援してまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 中心市街地の活性化と合わせて、駅周辺の土地利用、また駐車場をどうするかなどもしっかりと検討していただきたいと思ひます。

さて、先ほど触れました、宮崎駅前のアミュプラザを初めとする買い物施設の整備は、インバウンドの受け入れ環境の充実という観点からも重要ですが、海外から宮崎への誘客については、まずは、宮崎空港の国際線の直行便の充実が大変重要だと思います。

残念ながら、路線収支の赤字を理由に、香港線が先月末から運休となりました。直行便は、乗り換えなしで海外旅行や出張に行く手段として、また多くのインバウンドが本県を訪れ、大きな経済効果を生み出すという観点からも大変重要ですので、1日も早い復活が望まれています。

そこで、直行便の復活に向けた現在の取り組み状況について、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 「みやざきグローバル戦略」に基づき、海外との交流拡大を進める本県にとりまして、宮崎と香港を結ぶ直行便につきましても、果たしてきた役割は大きいものであると認識しております。

このため、今後も同路線を継続して運行させていくことが重要であると考えておりまして、現在、香港に拠点を置きます複数の航空会社に対しまして、定期便などの就航に向けた誘致活動を行っているところであります。

県といたしましては、引き続き、関係機関などとも連携を図りながら、できる限り早期に路線が復活できるよう、積極的に取り組んでまい

りたいと考えております。

**○日高陽一議員** 香港線の利用者の約9割が外国人旅行者であったと聞いています。今回の運休により、本県を訪れる観光客の減少が心配されます。

県では、さまざまな対策を講じられているとは思いますが、香港線の運休に当たり、香港からの誘客にどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(井手義哉君)** 県では、運休の発表後、速やかに香港の大手旅行会社を訪問し、本県向けツアーを継続していただくようお願いしたところであり、現在、鹿児島線を利用して本県向けツアーも継続されているほか、他県に就航するLCCを利用した新たなツアーも実施されているところであります。

また、個人旅行者向けの対策として、香港の旅行イベントに出展するとともに、南九州3県で連携して、レンタカーでの周遊を促す観光PR等も行っております。

香港線は10月28日に運休したばかりであり、現時点ではまだその後の宿泊実績が出ておりませんが、今後、運休に伴う利便性や情報発信力の低下の影響も見定めながら、香港からの誘客にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 県内には、延岡の鮎やな、カヌー、日向のサーフィン、西都原の古墳群、霧島、日南海岸など、多くの観光資源があります。それらをしっかりと生かして、取り組みをもっと進めていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

本県の秋は、10月7日にファーム日本一を決めるファーム選手権、その後は、日本のプロ野球全球団のファームなどが集結し、互いに切磋

琢磨するフェニックスリーグ、そしてその後は秋季キャンプと、宮崎は野球一色となります。

ことしも、読売巨人軍、広島カープ、西武ライオンズ、ソフトバンクホークスと、4球団が来県され、あつという間に秋の秋季キャンプが終了いたしました。

リーグ優勝した広島カープ、西武ライオンズ、日本一になったソフトバンクホークスと、3球団が本県でキャンプをしているという事実。そして、このうち2球団が日本シリーズで激突したというこの事実は、やはり「持っている」としか思えません。

春のキャンプの途中から沖縄に行くようになって、成績がなかなか伸び悩んでいる球団もありますが、この「勝ち運のある」「持っている」宮崎キャンプをずっと行うことで、また成績も回復するのではないかと考えてしようがありません。

このプロ野球キャンプは、球団からすれば、体力や技を鍛える重要な機会ではありますが、お迎えする観光関係者から見ると、観光の大きな柱の一つである「スポーツランドみやざき」の礎を築いてきた大変重要な取り組みだと思えます。

選手にサインをもらったり、握手をしたり、声援が直接届く距離で応援するという機会は、本番の試合ではなかなかありません。

この選手と観客の近さこそが、キャンプを見に来られる観客にとって魅力であると思えます。

このことを踏まえてお聞きしますが、読売巨人軍がキャンプするサンマリスタジアムの隣にブルペンが完成します。キャンプ地のさらなる魅力アップと誘客の増にどのようにつなげていくのか、商工観光労働部長にお伺いをいたし

ます。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** お話にありましたとおり、サンマリスタジアム宮崎に隣接して整備中の屋内型ブルペン及びサブグラウンドにつきましては、来春のプロ野球のキャンプシーズンに合わせ完成する予定でございます。

今回の整備によりまして、練習施設の集約が図られ、利便性が高まるとともに、選手と観客が、より身近に触れ合える環境が整うなど、キャンプ地としての魅力がさらに高まるものと考えておりまして、キャンプに訪れた観客に、より満足してもらえよう、選手の動線や観覧スペースの配置等について検討しているところでございます。

また、キャンプ地としての魅力アップを広くPRできるように、完成セレモニー等の関連イベントを含め、関係者と協議を進めているところであり、プロ野球キャンプの誘客増につなげてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** ぜひ、多くのジャイアンツファンに楽しんでいただけるよう、お願いいたします。

新しいブルペンのネーミングはもう決まっているのでしょうか。ぜひ、観光客が集まるような斬新な名前をつけていただきたいと思えます。

さて、2020年が目の前に近づいてまいりました。テレビや新聞等のメディアでも、オリンピック・パラリンピックの関連するニュースを目にする機会がふえてきたところであり、関心の高さをひしひしと感じています。

東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプにおいて、国外の代表チームを受け入れることは、国外のメディアに宮崎のことを取

り上げていただけることにつながりますし、選手やスタッフ、訪れる観客にも、SNS等で本県の情報を発信していただける絶好の機会だと思います。

また、この機会を活用して、スポーツランドみやざきのブランド力の向上といった効果もあると思えます。

そこで、東京オリパラに向け、各国代表のキャンプ誘致が順調に進んでいるようですが、今後の誘致について、知事の意気込みを聞かせていただきたいと思えます。

**○知事（河野俊嗣君）** 2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプにつきましては、これまでの誘致活動の結果、現在、ドイツの陸上競技とカナダのトライアスロン・パラトライアスロンの代表チームの受け入れが決定をしております。これ以外にも多くの視察の受け入れをしております。例えば、イタリアの野球・ソフトボールやアゼルバイジャンの柔道・レスリングなど、これまで6カ国15競技の視察を受け入れております。そのうちドイツの柔道、イギリスやイタリアのトライアスロン・パラトライアスロンの代表チームについては、国際大会が行われる前に本県で強化合宿を行っていただくなど、東京オリパラに向けた今後の進展に、手応えを感じているところであります。また、オリンピック競技ではありませんが、フランスの剣道代表チームの合宿の受け入れなども行ったところであります。

今後とも、地元自治体や関係団体等と連携をしながら、海外代表チームの合宿誘致・受け入れに積極的に取り組み、東京オリパラの一過性にとどまることなく、それを将来につなげる遺産として確立をしていこうと、「国際水準のスポーツ合宿の聖地みやざき」の確立を目指して

まいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 2019年のラグビーワールドカップ、そして2020年東京オリンピック・パラリンピック、2021年にはワールドマスターズゲームズ、2021年世界水泳選手権大会など、世界規模の大会が次々と開催されるゴールデンヤーが始まります。

世界に大きく宮崎を発信し、九州で今、インバウンドは残念ながら最下位であります。大逆転するチャンスでもあります。ぜひ、観光立県宮崎を取り戻していきましょう。少々時間が余りましたが、後藤議員に引き続き、ここで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

**○蓬原正三議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時0分開議

**○外山 衛副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野廣明議員。

**○中野廣明議員**〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。3番目のはげ隊であります。質問に入ります前に、ちょっとだけ時間をいただきたいと思います。お見かけのとおり、今、松葉づえであります。理由は、敗血症という病気にかかりました。これは後で知ったんですけど、かなりやばい病気だそうであります。

そういうことで、参考にちょっとだけ申し上げますと、実は6月29日、元気元気で西米良に行ってきました。その翌朝、起きたら背中が痛いんですよ。寝違えでもしたかなと思って、土曜日でしたので、そのままほったらかしてお

たら、夜になって痛くなって、次の日曜日、すぐ地元の開業医に行って血液検査をしたら、白血球が2万5,000、通常の5倍です。それで先生もびっくりして、すぐ県病院に行きなさいということで、県病院に行きました。県病院の救急に行きまして、CTを撮ってもらったら、まだどこも痛くないということで、とりあえず薬をもらって、家に帰りました。月曜日、外来に行こうとしておったら、「中野さん、菌が見つかったから、入院の予定で来てください」という電話でした。病院に行くなり、すぐ病棟に行って、点滴が始まりました。ドクターいわく、「最低でも8週間、抗生物質で菌をたたかんといかん」と。「8週間」と、何かぼろろとなりましてけどね。そして、用心のために、半年ぐらい抗生物質を飲み続けんといかんと、そういう状況でした。おかげで、県病院のナース、ドクターに、本当に親切にしてもらいました。よく研修できているなと思いながら、病院局長の顔がちらちらいたしました。

そういうことで、大変いろいろ迷惑をかけました。また、議会親和会からは議長に来ていただいて、ありがとうございました。そして、私は特別委員会の委員長でした。ところが、そういうことで、大変、河野副委員長にはお世話になりました。ありがとうございました。まだ症状が残っていますので、3月まで引き続きしてもらえればよいなと思っております。最後に、一つだけ悟りました。もうドクターとも仲よしになって、ドクターいわく、「中野さん、年寄りには筋肉が落ちるのも早いけど、回復するのも2〜3倍かかるよ。ゆっくりリハビリしなさいよ」と。私は年寄りだということを初めて認識しました。そういう認識で、早速質問に入りたいと思います。

まず、知事にお尋ねいたします。知事の2期8年が終わろうとしております。その間、知事として自負できる政策、あるいは結果がどのようなものか、お尋ねいたします。

あとは質問者席からいたします。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私は、就任以来、「復興から新たな成長へ」をスローガンに掲げ、口蹄疫等の災害からの再生・復興、そして復興から新たな成長に向けて全力で取り組んでまいりました。

この間、産業面では、フードビジネスを初めとする成長産業の育成や、農林水産業の成長産業化などに取り組み、農業産出額や食料品製造業出荷額などが大幅に増加しますとともに、大型の企業誘致の実現、全国和牛能力共進会での3大会連続での総理大臣賞受賞などの目に見える成果も出てきているところであります。

また、ライフステージに応じた子育て支援の充実や、若者の地元定着、移住・U I J ターンの促進など、人口減少問題にも積極的に取り組み、合計特殊出生率や高校生の県内就職率の改善、移住世帯数の増加などの成果があらわれてきております。加えて、災害等への危機管理対応、地域医療の充実などにも力を入れてきたところであります。

交通・物流面では、東九州自動車道の整備や、国内外でのL C Cの就航、長距離フェリーの新会社設立など、交通ネットワークの整備が大きく進展し、さらには、国民文化祭や2巡目国体の開催、世界農業遺産やユネスコエコパークの登録など、文化・スポーツ・観光交流の面でも飛躍の時期を迎えようとしております。

以上、申し上げたような取り組みによりまし

て、本県の新たな成長に向けた流れを築くことができたものと考えております。

なお今、議員から闘病のお話があったところでありまして。心よりお見舞いを申し上げ、御快癒をお祈り申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 済みません、議長からお許しをいただいておりますので、座ったまま失礼いたします。よろしくお願ひします。

私は、知事はついているなど思うんですよ。なぜかと言いますと、平成も終わろうとしておりますが、平成の後半はデフレから脱却したということで、経済指標を見ますと、大体増加、プラスになっております。そういう点では、どの項目をとってもプラスがあるのかな、そう思っています。農業産出額とか、中にはしっかり議論すべきところがありますので、これは後ほどまた議論したいと思ひます。

次に、議会での知事答弁の重要性、責任感を知事はどのように考えておられるのか、質問します。

○知事(河野俊嗣君) 議会で答弁した内容、その重み、また答弁したことに対する責任というのを十分認識しておるところであります。

これまで議会の場でお示しをしてきました施策につきまして、例えば、人口減少問題への対応や、観光振興など、必ずしも成果が十分に上がっていないとの評価をいただいているものもありますが、これらにつきましても、しっかりとした成果が得られるよう、改めて県民の皆様の声に耳を傾けて、本県の現状を的確に把握し、責任を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私の質問は、大体連続しているのが多いんですよ。シリーズものですね。知



事は、議会で答弁すればそれで終わりという感じを、私は時々持ちます。知事の答弁に対して、関係部長はもうちょっとそんたくすべきじゃないかなと思います。今後、さらに責任感を持って答弁してほしいと要望しておきます。

次に、政策評価について。これも連続シリーズであります。私がこの政策評価についてこだわる理由は、政策評価ほど職員の過大な労力を費やす割には生産性がない、成果がないものはないと、私はそう思っております。

この政策評価について、「みやざき行財政改革プラン」を見ますと、「適正で成果志向の県政運営」という欄があります。そういう項目の中で、効果的・効率的な政策の形成・推進をしますと、立派な言葉、そのとおりだと思うんです。つまり、その施策を評価するのが、この政策評価ということで、この政策評価については検証するところがないんです。それで、部署がないということで、私は議会で検証するしか方法はないのかなと思って、ずっと連続で質問しております。

まず、政策評価の目安値、目標値はどのような方法で決めるのか、総合政策部長にお尋ねします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** まず、現行の政策評価項目の目標値であります。これは、平成27年度から30年度までの4年間の県総合計画アクションプランにおける施策の到達目標を示すものでございまして、各部局に意見を求め、十分に議論して、さらに県総合計画審議会での御意見も踏まえた上で、平成30年度に達成すべき水準として設定したものであります。

また、目安値でございますが、これは、目標値の達成に向け、各年度における進捗状況を把握し、適切な進行管理を行うため、現況値から

目標値までの各年度の目安となる数値として定めているものでございます。

**○中野廣明議員** 審議会の議事録も読みました。その中で、「目安値・目標値」の質問がありました。それに対しての答えが、私にはよく理解できなかった。それだけ抽象的な言い方の中で「目安値・目標値」を決めるのは、かなりの労力があるなと思っております。

私としては目標値を議論する客観的な根拠を知りたい、今後はそういう数値の根拠を明確にすべきだと思っております。

私は、ぼけとか認知症の自分なりの判定基準を持っているんですよ。特に知事の発言に対して、意見の相違点を記憶しているかどうか、そんなことで脳みそを働かせているんですけど。知事は以前に、「政策評価を参考にしながら、政策を決定する」というような発言をされております。いつだったかは忘れちゃったけど。政策評価のどのような部分を参考にされているのか、知事にお尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 政策評価は、それぞれの政策がどのような成果を上げているかということ、毎年度、職員みずからが検証しますとともに、外部有識者からの評価をいただくことで、多様な観点から、さまざまな課題また重点的・優先的に取り組むべき事項が明らかになるものと考えております。そのような成果を、次年度の予算等で重点的に取り組む施策の決定などに活用しております。

最近の例で申し上げますと、政策評価において、若者の県内定着や文化振興分野に係る目標の達成状況が厳しかったということ踏まえ、奨学金の返還支援制度の創設のほか、女性の県内定着対策や福岡・東京での人材掘り起こしなど、産業人材の育成確保に向けた緊急対

策を進めております。また、国民文化祭等に向けた取り組み、地域資源のブランド化や活用など具体的な予算措置も行いながら、取り組みを推進しているところであります。

**○中野廣明議員** 今、知事の例示にあった項目は、私としては目標なりを数値化するというのはかなり厳しいと思っているんです。ですから、数値化するのはいいんですけど、しっかりした客観的な理由をつけるべきじゃないかなと思っています。あの数値には、本当に理解できない、ただ鉛筆をなめたような数字かなと思わざるを得ない部分もあります。ぜひ、これもしっかり見直してほしい。

それから、県総合計画審議会議事録、これも目を通しました。意見、答申を見ました。これが何で参考になるのかなと。大変失礼な言い方ですけどね。個人の意見がばあっと箇条書きに書いてあるようなもので、県政全体についての答申じゃないかなと思って見ているところであります。

次に行きますけれども、知事、副知事は、政策評価をどの程度見られているのか、質問いたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 政策評価につきましては、まず、内部評価の結果につきまして、私と両副知事が内容の説明を受けて、その上で審議会に諮問しているところであります。

その上で、審議会で議論いただきました外部評価の結果につきましては、審議会における各委員からの御意見等も含め、その内容を確認しているところであります。

その後、両副知事も参加をします庁議の場におきまして、各部長も交えて協議をし、評価結果をしっかり受けとめた上で、施策の構築や次年度予算の審議等において活用を図っている

ところであります。

**○中野廣明議員** 政策評価項目を見ているか、見ていないかという答えはなかったんですけど、とにかく、一読してほしいなと思います。いろいろ庁議とかで検討した結果がああいう数字かなと思うと、まだまだ検討する余地があるんじゃないかなと思っています。

例えば、教育長を標的にしているわけじゃないんですけど、政策評価、これは重点項目でこういうことが書いてあるんです。

「校内外の研修及び自己研さんにより、授業における児童生徒の満足感を高め、学習目標の達成を目指し授業改善を図る教員の割合」、目安値95%、実績値94%。数値はどうでもいいんです。聞き取り調査かアンケート調査なのか、これはみんな聞けばマルします。やっていますよというふうに。それで、ここまでとって何を最終的に目的にしているのかというのがわからんです。多分、これは最終的には学力向上につながる話かなと思っています。そういうふうに臆測をしないとわからん部分があります。ぜひまた、学力向上については次回ですね。

次に、政策評価の中で、私は宮崎県の産業をいろいろ考えますと、農業はやり方によっては本当に成長産業だと思っているんです。本県産業の中で、私は農業が一番厳しい状況下にあるんじゃないかなと思っています。国富町も農業の町ですが、なかなか10年先がどうなのか見えません。このような農業関連の政策評価項目はどのようになっているのか、総合政策部長、お願いします。

**○総合政策部長(日隈俊郎君)** 本県農業の総生産額を示す「農業産出額」を初め、産業人材の育成の観点から、「農林水産業の新規就業者数」、また多様な担い手・経営体の育成確保の

観点から「農業法人数」、また海外への販売力強化の観点から「農林水産物輸出額」、そして生産基盤強化の観点から、「担い手への農地集積率」や「肉用牛繁殖基盤強化を支援する繁殖センター等の施設数」など、計22の評価項目を設けているところであります。

**○中野廣明議員** 確かに農業産出額は、平成28年に3,500億に達しました。全国5番目ということです。これも単に復興したということで喜んでいいのかなというのが、私の感じであります。

3,500億円の内訳を見ますと、耕種、いわゆるハウスとかが1,300億円。大体これは年間平均しております。畜産が1,500億円、ブロイラーが730億円。ブロイラーも対前年比20~30億円上がっております。

畜産の養豚については、先ほど日高議員のほうから質問がありまして、ふえているということであります。

要は、この3,500億に達した要因というのは、畜産、子牛、肉用牛、これは平成25年から28年を見ますと減少しているんです。その中で、何が原因かという、子牛が高騰した、肉用牛が高騰した、いわゆる畜産の高騰分が3,500億円に押し上げているということなんですよ。ですから、そういう中身の精査もしっかりすべきじゃないかなと。単に復興したという言い方ではちょっと疑問が残ります。

それから、繁殖センターの目標値は20カ所となっているんですよ。ただ、繁殖センターを何件つくりますとか20カ所つくりますと言っても、繁殖センターでも大小があるじゃないですか、500頭規模とか1,000頭規模とか。やはりこういうのは、センターを何カ所つくったということじゃなくて、そこで何頭ふえるかという議

論に持っていかないと、センターをつくった数じゃ余り意味がないと思っているんですよ。

それから、先ほど新規就農者数もありました。農業法人数もありました。みんなふえているということでもあります。そういう数は農業就業人口に含まれているんですよ。農業就業人口を見ますと、平成7年が、宮崎県で約8万6,000人あるんですね。そして20年たって、平成27年が約4万5,000人になっています。そのうち約2万人が70歳以上なんですよ。45~46%を占めている。ということは、1年間に大体2,000人ぐらい減っているんです。ですから、私は農業問題にすれば、こういう根幹的な問題とか、そういうのをしっかり評価すべきじゃないかなと思っております。

それで、県庁の事業で政策評価ほど職員の過大な労力を費やす割には生産性がないものはない。私は抜本的な見直しをすべきじゃないかと思っております。知事にお尋ねいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 政策評価についてのいろんな御指摘をいただいたところであります。真摯に受けとめつつ、予算などで、あれをやります、これをやりますと打ち出す、これは、メディアも含めて大変注目をされるわけでありますが、そういう事業も含めて、施策の取り組みというものが、立案、実行、その後どのような成果を上げているかという検証、これは非常に重要だと考えております。さらには、次年度への反映を行っていく中核となる仕組みでありまして、効率的・効果的に政策や事業を推進していくために、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

一方で、御指摘がありましたように、現行の政策評価につきましても、評価が細かく事務負担が大きいといったことや、政策を評価するに

当たり、どのような政策指標をとっていくのか、その関連性がわかりにくいというようなことなど、御指摘の点もあろうかと思えます。

このため、来年度の次期アクションプランの策定と合わせまして、御指摘のありましたような、評価項目の絞り込みや政策の効果を的確に評価できる指標を採用すること、さらには評価結果の適切な反映方法など、必要な見直しをしっかりと行いまして、再来年の2020年度から、より簡素で実効性の高い政策評価を実施してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ、今答弁があったように、次回しっかり見直していただきたいと思えます。やめるなということじゃありませんので。

次に、観光振興対策について質問いたします。

本県経済における観光分野の経済波及効果をどのように考えているか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 観光というものは、交流人口を増加させ、外貨の獲得につながる、また運輸業や農林水産業、製造業など幅広い分野に経済効果をもたらす裾野の広い産業であります。本県の経済の活性化や雇用の拡大を図る上で、大変重要な産業であると考えております。

本県には食やスポーツ、自然、歴史・文化など世界に通用するさまざまな魅力がありますので、これらを生かして国内外から観光客を積極的に誘致し、観光が本県経済を牽引する産業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私は、観光産業は県予算が一番少ない割には経済波及効果が一番あると思っています。それが総合産業だと言われる

ゆえんだと思っております。現在も観光産業は十分に本県産業を牽引していると思っております。そういう中で、先ほどもありました訪日外国人数、延べ宿泊者数ですけれども、九州で最下位という現状に対する知事の心境がよくわかるのです。最下位ということであれば、それから抜け出す努力をすべきじゃないかなと思っております。

次に、インバウンドの増加は、政府の規制緩和の最たる結果だと思っております。平成29年の日本のインバウンド数、効果の状況、そして本県の状況はどのようなことになっているか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 訪日外国人の状況は、平成29年の延べ宿泊者数で見ますと、全国が対前年比15%増の7,969万人、本県が対前年比21%増の29万7,000人といずれも過去最高となっております、年々増加しております。

しかしながら、お話にありましておおり、隣県では、鹿児島県が74万4,000人、熊本県が80万8,000人、大分県が138万7,000人と大きく上回っており、本県は九州では最下位となっております。

滞在期間が長く、観光消費単価が高い訪日外国人を呼び込むことは、本県経済の活性化にとって非常に重要であることから、外国人観光客の誘致にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 ことしの10月時点の延べ宿泊数を見ますと、熊本県が約64万泊、鹿児島県が64万泊、宮崎県が32万泊。このままでは本当に宮崎県は置いてきぼりになるんじゃないかなと思っております。そういう中で、東京オリンピックの話とか、いろいろ出ますけど、インバウンドの大体6割は東アジアから来ておるわけ

ですよ。とにかく、まず足元の東アジアを中心に誘致すべきじゃないかなと。東京オリンピックなんかに合わせて、どうやって宮崎の宣伝をするのかなと思っております。

次に、行政経費はほぼ税込で賄われていると思っております。現状で税込増加の可能性のあるのはインバウンド対策じゃないかと思っております。思い切った対策費を予算化すべきだと思いますが、知事の意見をお願いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 観光の産業としての重要性の御指摘、それからインバウンドの効果が大きい、これは大変重要な御指摘だと受けとめております。観光消費額が大きい訪日外国人を呼び込むことは、本県経済の活性化にとって大変重要でありますので、来年のラグビーワールドカップや再来年の東京オリンピック・パラリンピックなど、交流人口の飛躍的な拡大が見込まれる絶好の機会を捉え、外国人観光客のさらなる誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

現在直行便が飛んでおりますアジアを中心の誘客であります。ラグビーやオリパラは、欧米・豪・大洋州などのお客様も来られる。しっかりと発信をするチャンスであると考えております。

来年度予算の編成に当たりまして、今年度創設をいたしました観光みやざき未来創造基金も積極的に活用して、本県の認知度向上や受け入れ環境の充実など、インバウンド需要を県内に取り込むための施策の構築に、関係部局が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 3月にどれだけ予算がつくか、楽しみに待っております。

次に、南海トラフ地震対策についてであります。

最近、豪雨災害、地震が発生している。南海トラフ地震も、政府の地震調査研究推進本部が30年以内に70～80%の確率で発生すると発表しております。自助、共助、公助という言葉がありますが、いずれにしても、私は人命尊重が大前提であろうと思っております。避難場所の確保は公助であります。避難するかしないかは自助だと思っております。津波浸水区域の人口に対応した避難場所の確保をすべきだと思いますが、知事の意見をお願いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 沿岸の市町では、県が想定した、南海トラフ地震によります津波浸水想定区域や浸水開始時間などの情報をもとにしまして、限られた時間内に浸水想定区域から避難できない避難困難地域を洗い出しまして、民間のビルや高台など約1,000カ所を津波の緊急避難場所として指定をしているところであります。

また、近隣にビルなどが無い地域につきましては、来年度末までに津波避難タワー等の施設、26基が全て整備される予定であります。避難困難地域の解消が、これにより達成される見込みであります。

これによりまして、津波浸水想定区域内の居住人口約15万人の避難場所は確保されることとなる予定であります。

住民の方々には、これらの避難場所へ迅速に避難していただくことが極めて重要でありますので、今後とも沿岸市町と連携し、安全な避難場所・避難経路の整備を進めますとともに、住民による避難訓練の実施や、早期避難に対する意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。

**○中野廣明議員** 私は、いまだに疑心暗鬼になっているんですけど、県内で1,000カ所の避難

箇所を確保したということを知りました。本当かなと思いますけど、知事が発言されたんですから、そうなっていると信じております。そして、来年26基、避難タワーをつくれれば、浸水区域の15万人は優に収容できるということでもあります。聞くところによりますと、1,000カ所26基で、宮崎の人口の倍、200万人は収容できるということも聞いておりますので、行政、公助としてはこれだけ確保すればいいのかなと思っております。

ただ今後、津波の到達時間内に避難できるかどうか、お年寄り、障がい者が時間内に避難できるかどうか、避難経路、避難場所の周知徹底など、市町と連携して頑張りたいと思っています。

次に、人事異動、組織についてであります。

最近、任期1年の部長が非常に目立っております。本人たちを前にして、済みません。前任者が組んだ予算を消化するぐらいで、1年の部長だと、自分がやりたいことができないんじゃないかと思っています。部長は部の最高責任者であります。部長の意向で政策も変わると聞いております。任期1年の部長の人事について、知事の所見をお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 部長につきましては、県政の各分野を統括・指揮する、大変重要なポストであります。豊富な知識・経験のほか、迅速かつ的確な判断力や行動力、さらには、すぐれたマネジメント能力が求められると考えておまして、そのような認識のもとに、これまで、適材適所の人事配置を行ってきたところがあります。

在職期間につきましては、複数年にわたり在職させ、新たな政策の打ち出しや、その具体的な推進に当たるという考え方も必要であると考

えております。

このようなことから、部長の起用に当たりましては、その時々県政が直面をします課題や職員の人事の状況などのほか、御指摘いただきました複数年の在職といった点も勘案しながら、適切に判断をしてみたいと考えております。

**○中野廣明議員** 人事につきましては、知事も大変頭を悩ますところかなと思っております。適材適所という言葉がありました。人格とか能力的には本当に適材適所だと思っております。ただ、職務の在職期間は別問題じゃないかなと思っております。部長のやりがいとか、新しい事業の推進などを考慮しますと、やはり1年の部長の就任については、大変難しいかもしれんけど、ぜひ熟慮してほしいと思います。

次に最近、課内室がふえて組織が複雑化しております。室名も長い名前、片仮名が多いとか。その組織変更の目的はどのようなことか、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長(畑山栄介君)** 本庁の組織については、基本的には部と課で構成しておりますけれども、課内室といったものも設けまして、特定の行政課題について、機動的で迅速な対応や、専門的、効率的な業務の執行を図るため、課の内部組織として設置して運用しているところでございます。

また、課や室の名称でございますけれども、所管する業務を包括するものや、中心となる業務をもとに、簡潔で、対外的にも業務内容がわかりやすいものとなるよう留意するとともに、県が力を入れている施策を表現に盛り込んだり、時代の流れに即した文言に改めるなど、さまざまな視点に配慮しながら決定をしているところでございます。

行政組織につきましては、社会経済情勢の変化や、新たな行政需要に迅速・的確に対応するため、不断の見直しを行っているところでありますけれども、今後とも、県民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 私は逆に、不断の見直しをし過ぎじゃないかと思っているんですよ。平成25年度から平成30年度を見ますと、課長級が8人ぐらい増加しております。そして昨年度「フードビジネス推進課」が「産業政策課」に変わっているんですね。それで、「産業政策課」ができたゆえに、「商工」にあった「産業振興課」は「企業振興課」になっているんです。連鎖反応が起こっているんじゃないかなと思います。課名とかはやっぱ短いほうがいいですよ、11文字ぐらい。10回読んでも覚え切らんような長い名前があります。県民にもわかりやすく、シンプルがいいなと思っております。ぜひ、課内室設置についても、いろいろな面から検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛副議長 次は、星原透議員。

○星原 透議員〔登壇〕(拍手) 通告にたい、一般質問をいたします。

初めに、県職員の不祥事及び不適正な事務処理問題について伺います。

ここ数年、職員の不祥事が特にふえており、大変危惧いたしております。不祥事の内容を見ますと、熊本地震の被災地支援のため派遣されていた職員が、家電などを盗みリサイクルショップに売却した問題や、酒気帯び運転による物損事故などがあります。

平成29年度は、器物損壊、暴行などの非行や特定医療費の償還支払い請求の事務処理の遅

滞、信号無視による人身事故など合計で9件、30年度は、盗撮、横領詐欺などの非行や、旧優生保護法に係る個人情報を含む文書の不適正な取り扱いや、公文書開示請求に係る事務処理など合計で11件と増加してきております。

職員の不祥事及び不適正な事務処理が立て続けに発生しており、県及び県職員に対する県民の信頼と信用を大きく失墜させる事態となっております。

公務員としての自覚や規範意識が低下し、一方、組織としてのチェック体制が機能しているのか、懸念いたしておりますが、知事の、職員の不祥事が頻発している現状に対する認識と今後の対応について伺います。

次に、経営事項審査の虚偽申請問題について伺います。

この問題は9月議会でも取り上げられ、今議会でも4人目の質問となりました。9月議会の知事と部長の答弁内容が余りに不誠実で、謝罪はされましたが、知事は人ごとみたいに見抜けなかったと、部長は携帯電話では本人確認ができなくて偽名の疑いがあるなど、通報者を軽視した答弁であり、その後内容が変わりましたので質問することにいたしました。

しかし、今回この問題を質問するかどうか、この1カ月間多くの人からいろいろと聞かれて、悩みに悩みました。

県議会の役割は、執行部に対し、事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、調査や検査などを行うチェックや監視機能が与えられております。

今回の問題は、私のような素人でも簡単に見抜ける内容なのに、なぜ優秀な県職員が見抜けなかったのか、不思議でなりません。一業者の虚偽申請問題で知事が何度も謝罪をし、私がこ

うして質問しなければならないのか、腹立たしい気持ちと憤りさえ感じております。

県が虚偽申請という建設業法違反問題に、3月の立入検査の時点で、25件の事案の通報は本当かどうかを、しっかり調査して見抜いていれば、大建も虚偽申請違反だけで済んでいたはずです。

県は3回も立入検査に行きながら見抜けなかったのか、見抜かなかったのかで問題は大きく違ってくるわけであります。今回の立入検査や調査は余にもいいかげんで、見抜く方法は幾通りもあったのに、その努力をしなかったのはなぜなのか、疑問に思っております。

その結果、大建は詐欺行為や私文書偽造等の大きな罪を犯すことになり、また、格付で降格や格上げにならなかった業者は、多大な損失を受けております。

大建は虚偽申請をしながら4月に格上げになり、県工事5件で受注額合計1億5,313万5,000円、都城市3件で受注額合計2億9,599万5,600円、合わせて4億4,913万600円と、わずか数カ月で膨大な工事を受注し、利益を得ております。

詐欺行為、県や市をだまして仕事を受注となりました。県の立入検査の甘さと未熟さに対し、業界の皆さんは不信と不満を持っており、私は、なぜこんな問題が起きたのか、県の責任は重大であり、原因究明ができなければ、この問題の解決にはならないと考えております。

今議会初日の15日に、大建が経営事項審査において、民間工事の実績を水増しする虚偽申請を行い、舗装分野での格付を上げた疑いがある問題で、外部から通報を受けて調査した25件、総額2億6,779万円の舗装、土木工事一式が、全て実際には工事を行っていなかったことを確認

したと発表し、同社を、県としては初めての入札参加資格取り消し処分としました。

そこで、今回の問題を振り返ってみますと、県の管理課の完成工事高の水増し容疑事案の調査結果報告では、「平成30年2月28日、「建設業者ホットライン」で、通報者から管理課宛ての「建設業法違反に関して」と題するメール情報を受け認知して、3月9日、14日、18日に大建に、立入検査と現場確認及び発注者からの聞き取り調査を実施した」とあります。

そして結論として、「本件は建設業法違反との通報を受け、立入検査や各工事の現場確認、発注者からの聞き取り調査を実施し、また、各工事の請負注文票や工事請負額の入金状況の確認を実施したところ問題点はなく、個別工事の現場確認(6カ所)及び発注者に対する聞き取り調査を行ったところ、経営事項審査書類で申請した、工事経歴書の工事内容や請負額に相違はなかった。本件の発端となった通報者は、工事経歴書から想像される場所を独自の調査で現場確認を行い、その結果、「敷地に似合う工事面積余裕ない」と申し出ているが、実際は工事現場が違うことなどが、今回の調査によって判明したので、本件は、完成工事高の水増しはなく、平成29年6月30日を基準日とする経営審査結果通知に問題はないと判断する」と、3月20日に結論を出されております。

今回の調査報告と、3月の調査報告では正反対の結果となりました。なぜこんなことになったのか、どのように理解し判断をすればいいのか、3月に結論を出した管理課の職員全員に真相を聞きたい思いであります。

通報者の通報メールの内容を抜粋しますと、通報者は「匿名で送ったかっただけですが、問題内容が大き過ぎることと、このまま何もせず見



過ぎた場合は、次年度からも県の建設業格付に影響が及ぶと考え、一方、もし問題が発覚した場合、相手から仕返し等、身の危険を感じ、申しわけありませんが、不利益が生じないようお願いします」と、平成25年度から28年度までの過去4年間の、土木工事一式と舗装工事25件の虚偽事案を通報しております。

そこで、知事は、大建の経営事項審査の虚偽の疑いについて初めて報告を聞いたのはいつなのか伺います。

次に、知事は9月議会の答弁で、「不正を見抜くことができず、問題はないと判断した」と答弁されましたが、その考えは今でも変わりありませんか。ところで、メールの内容を十分把握して答弁されたのか。また、民間の駐車場舗装工事の平米単価を御存じでしょうか。あわせて伺います。

次に、部長は9月議会の答弁で、「携帯電話では本人確認ができず、偽名の可能性が拭い切れなかったため、連絡を行っておりませんでした」と答弁されましたが、通報者は名前、会社の連絡先、携帯電話番号まで記しており、幾らでも連絡をとる手段があるのに、なぜ連絡をとらなかったのか、通報者を軽視した答弁であり、本人確認ができず偽名の可能性が拭い切れない事案を、なぜ県は3日間も立入検査や調査をしたのか、県土整備部長に伺います。

以下の質問は質問者席から伺います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。まず、不適正な事務処理などの不祥事についてであります。

御指摘のありましたとおり、昨年度から今年度にかけて、不適正な事務処理を初めとする不祥事が続いておりまして、県政を預かる立場と

して、強く責任を感じております。

このような状況を踏まえ、先般、職員一人一人に対し、公務員として求められる規範意識について、改めて自覚を促すとともに、組織として、服務規律の保持・徹底を図ったところであります。

さらに、現在、不適正な事務処理に関しまして、その要因の分析と再発防止に向けまして、全所属に対し、職員間の情報共有や相互支援のあり方などについて、具体的な検討を進めるよう指示しているところであります。

今後とも、職員の公務員倫理の確立や事務処理の適正化に粘り強く取り組み、県民から信頼される県職員、県庁となるよう、組織を挙げて不祥事の再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経営事項審査の虚偽申請に関して、初めて報告を聞いた時期についてであります。

県土整備部からは、8月20日に報告を受けたところであります。内容としましては、2月に経営事項審査の申請において、完成工事高を水増しした疑いがあるとのメール通報があったことや、3月に実施した立入検査の結果を踏まえ、問題ないと判断をしたという内容でありました。

また、7月に弁護士から、大建に対する再調査の申し入れ書が提出されたことや、現在、事実確認のための再調査を行っているという内容が含まれたところであります。

最後に、通報メール内容の把握等についてであります。

株式会社大建に関する通報につきましては、25件の工事について、工事名や請負金額など詳細な内容であったことや、速やかな調査を必要とする通報であることなどについて、県土

整備部から報告を受けたところであります。

また、3日間における立入検査を実施し、全員が不正の事実はないと認識していたことから、問題はないとする判断をしたとのことであります。

このような報告を踏まえて、9月議会での答弁を行ったところであります。

なお、民間工事における舗装工事の平方メートル当たりの単価につきましては、私自身は存じておりません。以上であります。〔降壇〕

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）**〔登壇〕お答えします。立入検査を行った理由についてであります。

今回のメールによる通報につきましては、完成工事高の虚偽が疑われる25件の工事につきまして、工事名や請負金額などの詳細な内容が含まれていたため、調査を速やかに行う必要があると判断し、立入検査を実施したところであります。

通報者に連絡をとらなかったことにつきましては、本来は本人確認の上、通報者へ検査結果を報告すべきであったと反省をしております。以上であります。〔降壇〕

**○星原 透議員** 知事は通報メールの内容を見られていたのか、伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** その報告を受けた時点に関しまして、通報メールについて、工事名や請負金額など、詳細な内容であったことにつきましては、県土整備部から報告を受けて把握をしておりますが、通報メールそのものについては見ておりません。

**○星原 透議員** 実際、メールの内容を見ていただければ、答弁の内容も変わっていたんじゃないかなと思います。

なおまた、平米単価を聞きましたが、御存じ

ないということでありましたが、平米単価がわかる人なら、簡単に見抜ける問題であります。

次に、知事は御存じないということでありましたが、部長は民間の駐車場の舗装工事の平米単価は御存じでしょうか、伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 民間工事におきます舗装工事の平方メートル当たりの単価につきましては、今回の調査を進める中で把握しておりまして、2,000円程度であると承知をしております。

**○星原 透議員** やはり今回の場合は、誰でも、素人でも見抜けると言いましたが、この平米単価さえわかっているならば、民間の駐車場工事で500万円とか700万円あるわけですから、その金額を平米で割れば簡単にわかる問題であります。わかりました。

実は今回の事案を知ったのは、8月4日に建設業協会の前地区会長と現地区会長から、議会ですっかり調べてほしいと依頼をされ、通報文書をももらったからです。

まず文書を見て驚いたのは、25件の事案と工事金額が余りにも大きく、文書を見ながら、これは明らかに虚偽であると思える内容であり、特に石風呂公民館は舗装工事をしていないことを知っていましたし、また、民間の駐車場舗装工事の単価が平米2,000円前後だと聞いていましたので、金額を単価で割ると面積が出てきますので、素人でも虚偽だと簡単に見抜くことができます。

8月7日に、虚偽申請問題について管理課長に聞き取りをし、その後、9日に石風呂公民館と正定寺の駐車場舗装現場を調査して、虚偽申請に間違いないと判断しました。

そこで、10日に管理課長たちに来てもらい、4カ所の現場を調査し、虚偽だと確信しました

が、県の皆さんはまだ納得がいけないようでしたので、24日に再度、地元の業者の皆さんと現地調査をして、石風呂公民館については、運送会社の社長から、会社の土地で、舗装工事ほかの会社が工事を行っていることを確認しました。

なぜ、県の立入検査で書類や現場を調査し、発注者に聞き取り調査をしながら、問題はないと判断したのか理解できません。

石風呂公民館を例にとりますと、申請書類では、石風呂公民館駐車場舗装工事として二度も申請しているのに、県は場所が違うところを案内されて信用したようですが、舗装工事の単価を知っていれば、工事代金が二度の工事で1,273万5,000円になります。この金額を2,000円で割ると6,367平米で、運送会社の駐車場舗装が幅10メートルだと長さ636メートルになり、現場を見れば一目でわかります。

このことから、単価を知っていますかと知事に伺いました。現場で駐車場舗装工事の面積を見て、なぜ疑問を持たなかったのか、また、運送会社に行くか、電話をして確認すれば、その時点で虚偽がわかるはずであります。

虚偽の調査が目的なのに、なぜ確認をしなかったのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 現地調査におきまして、工事現場に関するさまざまな事実を詳細に調査することは重要であると認識しておりますが、御指摘の石風呂自治公民館の舗装工事の現場につきましては、公民館長を名乗る人物から公民館所有の土地であるとの証言を受けたこと、また、立入検査を行っていることが他者に知られないようにする必要があったことから、運送会社等への聞き取りを控えておりました。

しかし、土地所有者の確認を行わなかったことなど、対応が十分ではなかったと考えております。

今後は、今回の反省を踏まえ、現地調査における具体的な内容を盛り込んだ立入検査マニュアルを整備し、厳正に取り組んでまいります。

**○星原 透議員** また、「立入検査を行っていることが他者に知られないようにする必要があったことから、運送会社等への聞き取りを控えておりました」と言われましたが、建設業法違反の調査をするわけですから、「石風呂公民館から借りていますか」と、ただ聞くだけで済んだ話であります。そのように思いませんか。

次に、知事は9月議会の本会議場で、商工建設常任委員会の委員長報告での審査等について、「第三者から職員への不当な働きかけや秘密の漏えい、職員が不正を知りながら、検査結果を問題ないと結論づけるとの、恣意的な判断があったのではないか」ということについて、「断じてそのようなことはない」と即答されましたが、なぜそのようにすぐに言い切れたのか。あわせて、10月26日の宮日新聞の報道によれば、知事が代表を務める政治団体が会費20万円を受領したとの記事が出ており、県民・市民からは疑念の声を聞きますが、知事の見解をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今いろいろ御指摘をいただいておりますが、調査の方法、対応が不十分であったという反省をしておるところであります。ことし3月の立入検査を行った職員及び、持ち帰った書類等の調査・検討を行った職員の全員が不正の事実はないと認識し、問題はないと判断したとのことであります。

また、その後9月に再度の立入検査を実施す

る中で、当時の職員に聞き取りを行い、同様の認識であったということを確認したところでありまして、検査結果を問題ないと結論づけた県の審査におきましては、恣意的な判断はなかったと県土整備部から報告を受け、本会議においてそのように発言をしたところであります。

また、お尋ねの20万円につきましては、昨年の6月に、私の支援者の仲介により、支援の輪を広げようということで、何人かにお声がけをいただき、そのうちのお一人、株式会社大建の社長から、私の政治団体の活動を支援したいと申し出がありまして、同月に個人として入会をされ、昨年は12万円、ことしは8万円を受領していたものであります。同社長は、ことし8月に退会をされましたが、受領した20万円につきましては、法的な問題はないと考えており、県民の皆様の疑念を招くような事情は全くございませんが、道義的な観点から、10月に全額を返済したところであります。

○星原 透議員 次に、知事の答弁後に、大建からの、今言いましたように寄附金受領の話や、全件が虚偽申請との事実が判明していることを考えれば、即答するのではなく、みずから全容を詳細に把握し判断した上で、議会にも答弁を行うことが知事の責務ではないかと考えますが、見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘を今、真摯に受けとめているところであります。この検査結果を、当初問題ないと結論づけた県の審査において、恣意的な判断はなかったことについては、そのように県土整備部から報告を受け、その時点で判断可能であったことから、本会議において発言をしたところであります。

また、常任委員会委員長の報告におきまして、疑念払拭のため明確な意思表示をするよう

要望いただいたことから、速やかに回答する必要があると考えたところであります。

○星原 透議員 次に、今回の問題については、立入検査の前に事前協議が行われたというふうに思いますが、どのような議論や協議をされたのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 事前協議におきましては、事案の概要を確認するとともに、調査方法としまして、株式会社大建に対する聞き取り及び立入調査、工事現場の現地調査のほか、発注者への聞き取りの実施について協議をしております。

また、不正が事実であった場合の処分内容についても協議し、立入検査を実施したところであります。

○星原 透議員 事前協議の中で、本当は通報者の情報が正しいかどうか、確認してから立入検査を行うという意見は出なかったのかなど、疑問に思うところであります。

次に、県建設業者立入検査実施要綱の第12条には、「立入検査は、特に必要がある場合においては、警察等の関係機関と十分な連携を図り実施するものとする」とありますが、警察本部へ相談や協議は行われたのか、行っていない場合、その理由についても、あわせて県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 3月の立入検査におきましては、警察本部に相談や協議は行っておりません。

その理由といたしましては、今回の虚偽申請に関する立入検査は、暴力団との関係など、特に警察と十分な連携を図る必要のある案件とは考えていなかったことから、連携を行わなかったものであります。

○星原 透議員 県警のほうに、通報内容が正

しいかどうか、どうしたらいいか、そういった裏づけとかについてしっかりお聞きしていれば、そのような指導をいただいたんじゃないかなと思っております。

次に、立入検査実施要綱5条には、検査員について、「必要と認められる場合は、検査員を補助する職員を同行させることができる」とあります。大建の立入検査には、技術職員など必要となる補助職員も同行したのか。法令違反の摘発のためには、補助職員も必要であったと考えます。また、同行していないならば、なぜ同行は不要と判断されたのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 3月の立入検査におきましては、検査員である管理課の職員の中にも土木職の技術職員がおり、立入検査を適正に実施できると判断したため、立入検査実施要綱に規定しております「検査員を補助する職員」の同行はさせておりません。

しかしながら、舗装などの施工業種に精通した技術職員をさらに現場に同行させるなど、虚偽事実を正確に確認できる体制とすべきであったと反省しているところでもあります。

**○星原 透議員** 先ほども言いましたけれども、駐車場舗装工事の単価を知っていれば、誰でも見抜けたはずであります。管理課の皆さんは誰も知らなかったのか伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 立入検査を実施する時点におきましては、民間工事における舗装工事の平方メートル当たりの単価については把握しておりませんでした。

**○星原 透議員** そういう皆さんが調査に行ったわけですから、わからないのは当たり前だと、そのように思います。

次に、今回の問題は、建設業法違反かどうか

を調査するわけですから、県は中立の立場で慎重に、通報者の通報内容と申請者の内容のどちらが正しいかを判断することが、調査の目的であります。

まずは、通報者のところにどうか、電話で通報内容が正しいかどうかを確認、裏づけ調査をしてから申請者の調査をするのが常識だと考えますし、両方の意見を聞いて最終判断をするべきなのに、大建だけの聞き取り調査で問題ないと判断した理由について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 今回の通報につきましましては、議員御指摘のように、本来は、通報者と大建の双方から聞き取りを行った上で最終的に判断すべきであり、通報者に対する情報収集の姿勢が足りなかったところでもあります。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、厳正に取り組んでまいります。

**○星原 透議員** 通報者に対する情報収集の姿勢が足りなかったと言われましたが、非常に残念なことであります。これは一般常識だと思いますよ。今回の立入検査は、ただ大建の言い分を聞いて判断しただけで、調査になっていないと思います。再度伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 通報者に対する情報収集の姿勢が足りなかったところをございまして、今後、このようなことが二度と起こらないように、厳正に取り組んでいきたいと考えております。

**○星原 透議員** 次に、通報は、全25件の舗装工事や道路の新設、改良工事について虚偽の申請があると考えられるので、調査をしてほしいとの内容であり、前代未聞とも言える件数の多さと、総額2億6,779万円余と金額の多さにも驚

く内容であります。3月20日の結論では、通報者は工事経歴書から想像される場所を、独自の調査で現場確認を行い、その結果、「敷地に似合う工事面積余裕ない」と申し出ているが、実際は工事現場が違うことなどが、今回の調査によって判明したと記されております。工事現場が違うことが虚偽なのに、なぜ通報者が虚偽の通報をしたと判断されたのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 通報のありました25件の工事につきましては、県による再調査により、全ての工事において虚偽が判明したところであります。

このような有益な情報を提供いただいたにもかかわらず、県の調査が不十分であり、不正の事実を確認できなかったことにつきまして、通報者の方にまことに申しわけなかったと考えております。

**○星原 透議員** 次に、建設業者立入検査実施要綱の検査員の遵守事項にも、「検査に際して得た情報等の秘密を保持すること」とあります。

なぜ、検査内容を一番知りたい通報者には5カ月も知らせず、また、弁護士に依頼して調査結果を求めても、県からの返答はなく、何も関係ないはずの第三者に、3月20日に結論が出た時点で伝えたのはなぜなのか、また、誰が誰に話したのか、明確な理由を県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 第三者に伝えた検査結果につきましては、立入検査で知り得た資産や取引先などの秘匿を要する情報ではなかったため、問題はないと判断し、検査結果に関する問い合わせに対して、当時の管理課の職員が回答を行ってまいりました。

しかしながら、通報者へ報告しないまま、第三者に話したことにつきましては、慎重であるべきだったと考えております。

なお、管理課の職員が回答を行いました第三者のお名前につきましては、控えさせていただきたいと思っております。

**○星原 透議員** この問題、秘匿を要する情報ではなかったため、問題はないと判断したということですが、だとすれば、一番結果を知りたい通報者にも弁護士にも回答しなかったのは納得がいかないのですが、再度伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 通報者へ報告しないまま、第三者に話したことにつきましては、慎重であるべきだったと考えております。

**○星原 透議員** 本当に残念だなと思っております。

次に、これまで述べてきた内容であります。第三者に伝えたことは、公務員の守秘義務違反になるのではないかと考えますが、職員に課せられる守秘義務についての考え方を、総務部長に伺います。

**○総務部長（畑山栄介君）** 守秘義務につきましては、職員みずからが担当する職務に関する情報のほか、職務上知り得た個人や企業活動に関する情報が外部に漏えいされ、公務に対する不信を招くことがないように、地方公務員法に基づき、職員に対し、秘密を守る義務が課せられているものであります。

なお、ここでいう「秘密」とは、一般的に知られていない事実であって、それを知らせた場合に一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものであり、当該情報を提供した職員が、その内容が秘密であることを認識している、または、秘密であることを当然に認識すべき内容である場合に、守秘義務違反が問われるものと

考えております。

**○星原 透議員** 次に、今回、県土整備部の職員が第三者に伝えた内容は、建設業者の法令違反の疑いのある事案に対して実施した調査の結果であり、総務部長から答弁のあった、守秘義務の要件に当てはまるのではないかと思います。鎌原副知事に伺います。

**○副知事（鎌原宜文君）** 今回、職員が第三者に伝えた内容につきましては、立入検査の結果は問題なかったというものでございました。

地方公務員法でいう「秘密」とは、先ほど総務部長がお答えしましたとおり、それを知らせた場合に一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものとされておりますが、「検査結果は問題なかった」という内容につきましては、それを知らせることによって直ちに不利益が生じるものではないことから、これ自体は秘密には当たらないというふうに考えております。

以上のことから、今回の内容は、守秘義務の要件には当てはまらないと考えておりますが、まずは、通報者や弁護士の方へ結果を報告すべきであったということは、先ほど県土整備部長がお答えしたとおりであります。

**○星原 透議員** 今、副知事は、不利益が生じるものではないことから秘密には当たらないと考えていると言われましたが、通報メールで、「相手から仕返し等、身の危険を感じますので、不利益が生じないようお願いします」と言っているのに、第三者に教えたことで何か問題が起きたらどうする、このことは考えたことはありますか、伺います。

**○副知事（鎌原宜文君）** 今回、第三者にお伝えした内容は、「問題はなかった」と、検査結果に関することのみを、問い合わせに対して伝えたものでありまして、通報者の特定につなが

るような情報は一切伝えていないと報告を受けております。通報者の保護につきましては、議員御指摘のとおり、ホットライン制度の根幹にかかわる極めて重要なことと認識をしておりますので、今回整備をするマニュアルの中でも、情報提供者の保護と情報管理を改めて徹底していくこととしております。

**○星原 透議員** 知事もそうですし、副知事もそうですが、通報者のメールをしっかりと見ていただければ、考え方は変わったんじゃないかなと思っております。

次に、通報者や建設業界の皆さんは、調査結果について何の報告もなく、大建が土木で特A、舗装でAになり、次から次に受注していくので、7月初めに、弁護士に40数万円を支払って、再調査の依頼をしております。7月に弁護士から再調査の依頼が届きながら、なぜ弁護士にも連絡しなかったのか、明確な理由を県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 弁護士からの再調査の申し入れ書が7月13日に提出されましたが、その申し入れ書の内容につきましては、2月の通報メールの範囲内の内容であったため、通報メールを受けて行った3月の検査におきまして、問題はないという判断であったことから、この申し入れ書に対しまして、弁護士への連絡が遅くなったところであります。

弁護士に対しましては、8月10日に検討中であるとの連絡を行いました。本来は速やかに対応すべきであったと反省をしております。

**○星原 透議員** 3月20日に結論が出ておるわけですから、その内容だけを、通報者に対しても弁護士に対しても報告するだけのはずですから、そんなに時間がかかるわけもないというふうに思っております。

次に、大建は4月以降、県と都城市の公共工事を約4億5,000万円受注しております。9月に虚偽申請が発覚した後も工事をさせていることに、多くの県民が疑問を持っております。

11月15日には、通報のあった全て25件の実績が虚偽と認定され、入札参加資格の取り消しとなりましたが、工事契約は中止となるのか、中止とならない場合は、その理由を、法的な面も含めて県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 株式会社大建の経営事項審査における虚偽申請に対しては、今月15日付で入札参加資格の取り消し処分を行ったところであります。

入札参加資格の取り消し処分後は、県が発注する建設工事等の入札参加資格の取り消しの効力が将来にわたって生じることとなるため、既に締結している県発注の工事契約には直接影響を及ぼすものではありません。

なお、契約解除につきましては、下請業者や取引業者への影響等を考慮し、考えておりません。

**○星原 透議員** 大体こういう問題が起きたときには、契約していても、普通は不履行という形で何でもできるはずなんです、今の答弁を聞いていますと、ちょっと不思議だなと思いますし、今後、やはり県としてその点については見直しをしていただきたいと思います。

次に、大建は虚偽申請により、格付が土木一式特A、舗装がAになり、詐欺行為で県発注の公共工事を受注しておりますが、利益を得た行為が詐欺罪に当たるのか、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（郷治知道君）** どのような行為が詐欺罪に当たるかにつきましては、個別具体

的な事実関係に即して判断されるべきものでありまして、答弁は差し控えさせていただきます。

一般論として申し上げますれば、警察は、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、厳正に対処してまいります。

**○星原 透議員** 次に、大建は入札参加資格取り消し処分となりましたが、今後の入札参加資格審査において、虚偽の申請により得た格付、土木一式特A、舗装Aはどのように取り扱われるのか、また、今回の取り消し等の処分はペナルティーとなるのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 現在、株式会社大建は入札参加資格が取り消されており、格付はない状況となっております。

今後、追加認定や定期認定において申請があった場合は、ペナルティーを課した上で、新たな格付が認定されることとなります。

今回の一連の処分に関するペナルティーにつきましては、来年4月1日付の追加認定におきましては、9月の入札参加資格の停止処分と今月15日の取り消し処分を合わせまして、130点が減点されることとなります。

また、再来年4月1日付の定期認定におきましては、この130点に加えまして、さらに、営業停止処分による約40点が減点されることから、合計約170点が減点されることとなります。

**○星原 透議員** この点数の問題も、それでどうなのかなと思います、それは今後また、展開次第で変わるのかなと思うところであります。

次に、大建は、詐欺行為を行っておきながら、来年4月の入札参加資格の追加申請で、入札参加資格を得て業務を再開することもあり得



るとの話を聞きますが、そういうことになるのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 本県の入札参加資格は、2年に一度の定期認定と半年ごとの追加認定がございまして、株式会社大建の判断ではございますが、来年4月1日付の追加認定に申請することは可能でございます。

○**星原 透議員** 次に、大建は、県の立入検査の甘さから、虚偽により県と都城市から約4億5,000万円余の工事を受注し、利益を得ております。これは詐欺行為、県や都城市をだまして仕事を受注したことが確認され、入札参加資格取り消し処分に至った現在、県は大建を刑事告発する考えはないか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 株式会社大建の経営事項審査における虚偽申請に対しましては、9月10日付で、45日間の営業停止処分及び5カ月間の入札参加資格停止処分を行っております。

さらに、取り消し基準に該当します、さらなる不正の事実が確認されたことから、今月15日付で、より重い処分であり、本県で初めてとなります、入札参加資格の取り消し処分を行ったところでもあります。

こうした処分の状況等を踏まえながら、告発に関しましては、慎重に判断したいと考えております。

○**星原 透議員** 私は、調査がいいかげんだつたので、県として責任もあり、告発に対し、慎重に判断したいと考えているのではないかなど思っておるところでございます。しかし、全て虚偽でだまされた事実が判明した以上、県民は納得がいかないと思いますが、刑事告発について、知事の見解を伺います。

○**知事（河野俊嗣君）** 現在、建設機械の保有状況や技術者数など、完成工事高以外の項目を含めて、詳細に調査を行っているところであります。

仮に、告発の結果、刑事罰を受けることとなれば、建設業の許可の取り消しということとなり、5年間は再申請ができず、実質的には廃業となるものであります。

このようなことを踏まえ、告発をするか否かにつきまして、慎重に検討しているところであります。

○**星原 透議員** 県が慎重にということと告発をしないということになれば、詐欺行為が確認されているわけでありますから、逆に我々議会が告発しなければいけないのかなど私は思います。しかし、これはだまされた県がすべきだと私は考えておりますので、再度知事に伺います。

○**知事（河野俊嗣君）** 御指摘は真摯に受けとめているところであります。現在実施しております調査の状況、仮に、告発により刑事罰を受けた場合の影響などを踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○**星原 透議員** 実はこれまで、私の知り得る情報をもとに質問してまいりました。今回の虚偽申請問題は、建設業者の法令違反の疑いのある事案で、25件という件数や金額の大きさを考えたとき、3月に、通報に基づき公正で適切な立入検査や調査、組織的な判断がなされていれば、大建が詐欺行為を犯すこともなく、建設業界の混乱と県民の信頼や不信を招くこともなかったと思うとき、県の責任は非常に重大だと考えますが、知事はどのように考えておられるのか伺います。

○**知事（河野俊嗣君）** 今回、不正に関する情

報提供を受けまして、立入検査を実施したにもかかわらず、県における調査が不十分であったことなどから、県議会を初め情報提供者、建設業界、県民の皆様に御迷惑をおかけしたことにつきまして、その責任を重く受けとめているところであります。

今後は、今回の反省を十分に踏まえ、発注者、資材納入業者等への確認の強化や現場周辺での聞き取り、行政機関への調査、通報者への丁寧かつ速やかな対応など、検査における具体的な手法を盛り込んだマニュアルを整備いたしまして、このようなことが二度と起こらないよう、厳正に取り組んでまいります。

**○星原 透議員** 今、知事は「マニュアルを整備し」ということでありましたが、私は建設業ホットラインを見て、何回も読み直しましたが、これだけのものがあれば、このとおりに職員が仕事をしていれば、何も問題はないと思います。先ほどから申し上げてきましたが、3月の時点で25件、あのような金額の大きさ、これは何かあると思えば、まず通報者に、出かけて行ってなり、電話なりで聞くことで、大まかなことはわかり、そして通報の内容が正しいかどうかを、今度はその裏づけ調査として、石風呂公民館でも正定寺のお寺さんでも、神社の宮司さんでも、あるいは個人のおうちでも行って話を聞けば、すぐに判明したと、そのように思っております。

そういうことで、今回の虚偽申請問題は、矛盾と疑問が多過ぎます。なぜ大建の立入検査と調査だけで結論を出したのか、関係のない第三者にだけなぜ話したのか、どこからか大きな圧力があつたのではないかなどと、疑念が消えません。

この問題を解決するには、我々議会が百条委

員会を設置するか、県が刑事告発するしかないというのが、私の最終結論であります。

以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○外山 衛副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時27分散会

11月27日（火）

# 平成30年11月27日（火曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
監査事務局長	郡司宗則
人事委員会事務局長	原田幸二

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。ゆうべ、ここに10時過ぎぐらいまでおりました、あれから12時間がたったと思うと、もう少し寝たかっただなと思っているところなんです、いろいろと、今回の質問をするに当たり、本当に多くのことを考えさせられました。政治を行っていくことの難しさ、そしてその責任の重さ。何が本当に正解なのかということがわからない。五里霧中の中を決断していかなければならない。そういったことに対しての、与えられた職責、それを全うすることの大切さ、難しさ。本当にいろんなことを考えさせられた、ここ数日だったわけなんですけれども、結局ゆうべは、ここに10時過ぎまでおりましたので、夕食をとることもできず、朝、体重計に乗ってみたら、2キロほど痩せておりました。健康に近づいたかなと思います、感謝申し上げますところではありますが、これからの県政の発展のためにどうやって取り組んでいかなければならないのかという思いを込めて、質問してまいりたいと思っております。

まず最初に、知事にお伺いします。

今議会でもいろいろ議題のありました、経営審査事項についての問題についてなんです、まずこの問題が発覚した時点で、知事はどのように取り組むように指示を出されたのか、また、この問題点は何だったのか、知事自身で

のように調べられたのか、そのことを、まずお伺いしたいと思います。

以下の質問は、質問者席から行いたいと思います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

株式会社大建の経営事項審査における虚偽申請につきましては、9月5日に県土整備部から、虚偽の内容や今後の対応等について報告を受けたところであります。

私からは、不正の全容解明に向けて徹底して調査をしますとともに、迅速に監督処分を実施することや、検査結果の報告を通報者に速やかに行うことについて指示をしたところであります。

さらに、今後の対策としまして、今回の対応にさまざまな問題が生じた、不適切な事務処理等もあったということでございまして、立入検査における具体的な手法を盛り込んだマニュアルを整備するなど、再発防止策を講じるよう、あわせて指示を行ったところであります。

その後も、県土整備部からの報告を受けて、状況の把握等に努めたところであります。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 事件についての確認事項等、きのうまでもいろいろされてきましたので、できるだけ重複は避けたいと思っております、私としましては、担当委員会にも所属しておりませんが、これまでの議論等のやりとりを聞いて、自分なりに思った疑問点をお聞きしたいと思っております。

まず、2月にメール通報があつてから、3月に立入検査を行うまでの間、県土整備部としてはどのように対応されようと準備されてきたのか、部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 2月28日に通報のメールを受信後、メールに記載されました25件の民間工事の工事名と請負金額等につきまして、経営事項審査申請書の添付書類により、一件一件を突合するとともに、株式会社大建につきまして、検索システムでの法人情報に関する確認を行ったところであります。

また、立入検査におきまして、会社での注文書や契約書等の書類チェック、さらには発注者に対する聞き取り、現地での施工状況の確認を行うことといたしました。

さらに、不正が事実であった場合の、過去の同種の処分事例などについて内容を確認し、3月9日に、第1回目の立入検査を実施したところであります。

○**二見康之議員** 続いて、通報は25件あったと伺っておりますけれども、3月に現地調査を行ったのは6カ所の、延べ9件だったと伺っておりますが、それ以外の通報された案件についてはどのように調査をされたのか。そして、これは年度末で、時間のない中で調査だったということで、審査事項にかかわるところだけを選択されて調査されたと伺っておりますが、ほかの案件については調査されていなかったのかなど。そこら辺がはっきりしていなかったので、年度末から新年度へ向けての、次年度への事務引き継ぎがされていたのか、そしてされていたのであれば、どのような内容で引き継がれていたのか、同じく県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 3月の立入検査におきましては、通報のありました25件のうち、ことし4月1日付の入札参加資格審査の対象外である7件の工事を除く18件について、実施したところであります。

このうち、現地調査を行いました6カ所、延

べ9件を除く残りの9件につきましては、注文書や契約書、収入伝票や預金通帳のほか、下請業者との間で取り交わされました工事注文請書などにより、請負額等の確認を行いました。

また、次年度への事務引き継ぎにつきましては、本件について調査した結果、問題がなかったとの引き継ぎがなされたところであります。

○**二見康之議員** 問題がなかったという引き継ぎをされたということではありますが、7件については調査をしないまま、この通報については一応幕引きをされたという理解になるかと思えます。

次に、通報者に対しては、なかなか本人確認ができないということで、調査結果の報告をされていなかったようです。では、現地調査が行われた際に、説明をされた方の本人確認はされたのでしょうか。していないのであれば、なぜ現地で説明を行った発注者を名乗る方の本人確認を行わなかったのか、同じく県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 3月の現地調査におきましては、公民館長など、発注者と名乗る人物に対しまして、氏名や役職を口頭で確認し、それ以上の本人確認を行っていなかったところをございまして、対応が十分ではなかったと考えております。

○**二見康之議員** 対応が十分でなかったというか、報告をするときには慎重になって、現地ではこれだけずさんになるというのは、よくわからないなと感じるわけなんです。

続けてお聞きしますが、これも舗装単価について調べていたのかというお話はきのうもありましたが、3月20日の調査結果についての課内での結果報告の資料を、現地調査のときに見せていただいたわけなんですけれども、この通報

者の申し出は、県土整備部としても案件についての、どのようなものだったのかという記載欄に、いわゆる「敷地に似合う工事面積余裕なし」ということでの通報だったという記載がありました。そういう認識があったのに、請負額と施工面積の整合性がとれていないという指摘に対し、なぜ事前に単価を調べていなかったのか。そしてまた、現地で面積を確認するという作業をなぜしなかったのか。事前調査の中でも、本当はこれというのは、まず第一に考えなければならないことだと思うんですけども、どのようなことだったのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 現地調査を行うに当たりまして、工事現場に関するさまざまな情報を事前に把握することは大変重要であると認識しておりますが、3月の立入検査におきましては、舗装工事の単価を事前に調べておらず、その対応が十分ではなかったと反省しているところでございます。

**○二見康之議員** おかしいんですよ、本当に。だって、説明になっていないですよ。通報内容に対して調査しなければならないことは、単価と面積を調べるということが、まず第一に出てこなければならないのに、それが出てこなかったという御説明なので、その説明を本会議でされるということは、よっぽどの覚悟があるといいますか——本当にあったのかどうかわからないんですけど。

まだ疑問点がありますので、続けてお聞きしますけれども、委員会での議事録を読ませていただきました。県土整備部長は、当時の技術次長であったそうで、委員会での御答弁の中に、本件の調査に当たって、技術職員を同行させるように指示をされたとあったんです。しかしな

がら、県からの御報告を見てみますと、1回目の調査には技術職員が同行されていましたが、実際に現地を確認された2回目、3回目には同行していなかった。さらに、この担当技術職員は、舗装に関して精通している職員ではなかったというような話も出ていたんですけれども。

当時の技術次長から、立入検査には技術職員を同行するように指示があったにもかかわらず、このように同行しなかったのはなぜなのか、疑問に思うわけなんですけど、いかがなものだったのでしょうか。県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 当時、技術次長でありました私のほうから、技術職員を同行するよう指示をしたところでありまして。

3月に実施しました立入検査のうち、1回目の調査におきましては、技術職員が同行し、注文書や契約書等で請負額等の確認を行うとともに、2カ所の現地調査を実施したところでありますが、2回目、3回目の調査では、議員御指摘のとおり、技術職員は同行しておりませんでした。

今となりましては、舗装工事に精通した技術職員を同行するよう、私のほうから指示を徹底すべきであったと反省しているところであります。

**○二見康之議員** 部長が、その当時しっかり指示を徹底すべきであったと、今お答えになりましたけれども、私は、なぜその職員は次長の指示に従わなかったのかというところを調べるべきじゃないのかなと思うんです。最初の通報内容に対しての調査事項についても、しっかりと向き合っていない、対応していない。今までずっと、おかしいじゃないかと言われているけれども、おかし過ぎると僕も思いますし、まず

は県土整備部としての対応がいかげんなものだったのかというところを、しっかり検証するところから始めなければならないと思うんです。

知事は、9月議会のときにも御答弁されましたが、今回のこの一件については、その責任を重く受けとめていらっしゃるという御答弁をしていらっしゃいます。ただ、今申し上げた一連のことを考えてみますと、きのう担当の方とも話している中で、ちょっと言ったことが、「通報者に対する報告をしなかったということは、行政の不作为なのかな」ということを申し上げたら、「いや、調査はしていますので、これは不作為ではありません」と言う。すぐ返ってきましたので、「だったら、こういういいかげんな調査をしたのは、何と言うんですか」と。もう、言葉がないような内容だと思うんですね。

知事は、この件については県土整備部に、本件について徹底調査をするように、そして再発防止策を講じるようにと、指示をされております。ただ、県土整備部の現状を考えますと、自浄作用とといいますか、自分で対応策を考えるだけではなくて、まずこのような状況になってしまったことを、知事みずからしっかりと事実確認されて——一部ではほかの何らかの影響を与えられたことがあったのじゃないかということもあったんですが、それはしっかりと、ないとお答えになられていますけれども、それ以前の問題じゃないのかなと。知事がいろんな施策を推進するに当たって、各部署の職員の方々は、一生懸命仕事をしていらっしゃると思います。しかし、今回のこの県土整備部の対応の仕方というものは、余りにもずさん過ぎて、まずは、これを知事自身がしっかりと正さなければならないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、今までの御答弁の中では、今回の一つ一つの事象を確認しながらマニュアルをつくりますとおっしゃっていますが、そのマニュアルをつくる前に、私がここで、議事録とかから見てきた整合性といいますか、その辺のことだけでも、これだけ疑問に思うことはたくさんあるので、まずは知事自身が、しっかりと今回の案件について調査をされて、その上で対応を図っていただきたいという思いがあるわけなんです。知事のお考えを伺いたしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回、不正に関する情報提供を受け、立入検査を実施したにもかかわらず、今、るる、また、これまでのこの議会で御指摘がありましたように、県における調査が不十分であったと、大いに反省すべき点であると考えております。県議会を初め情報提供者、建設業界、県民の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、その責任を重く受けとめているところであります。

今後は、今回の反省を十分に踏まえ、今御指摘がありました、どうしてそのような不十分な調査になってしまったのかということの詳細に分析する中で、今後は、発注者、資材納入業者等への確認の強化や、現場周辺での聞き取り、行政機関への調査、通報者への丁寧かつ速やかな対応など、このようなことが二度と起こらないよう、検査における具体的な手法を盛り込んだマニュアルの整備や、検査体制の強化、職員研修の充実などを行って、今後厳正に対応してまいり、そのような仕組みをつくってまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** そうおっしゃるだろうなと思っていたわけなんです。公務員というのは大変な仕事だなと思います。県という行政を担



われている、その仕事の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為を犯したり、住民の信頼を損なうことがないようにしなければならぬのが大事なんだと思います。事務処理に適正さを欠いたり、上司の指示に従わなかったり、公務の運営に支障を与えたりすることは、あってはならないことであって、そのような場合には、まず、きちんと改め、戒めることから始めるべきではないかなと思います。それが知事のとられるべき県政に対する県民の信頼回復の道であり、また職員の方々に対しても、職務にしっかりと取り組むことにつながる対応ではないかなと思っておりますので、どうか知事におかれましては、もう一度しっかり調査をしていただいて、対応をとっていただきたいと思っております。

次に、子育て支援について伺いたいと思いません。

先日、山口県に調査に行っていました。

先日の質問で、日本版ネウボラについての御質問があったわけなんですけど、この子育て世代包括支援センターに関する取り組みについて伺いたいと思います。

ネウボラというものは、御存じのことかと思いますが、フィンランドにおける母子支援制度で、妊娠・出産期から育児期までの総合的な相談や支援体制をワンストップで対応する制度です。さまざまな悩みに対し円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から支援を行いますし、また、同じ方に継続して相談に乗ってもらえるということで、相互の信頼関係を築くことができるというメリットもございます。

山口県においては、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに向け、妊娠期から子育て期までの相談支援をワンストップで行う

「子育て世代包括支援センター」と、保育所や商店街などに設置され、親子が気軽に訪問できる「地域子育て支援拠点」、通称「まちかどネウボラ」というものを設置し、それぞれが連携し、育児不安等にきめ細やかに対応する「やまぐち版ネウボラ」という取り組みをスタートされております。子育て世代等に向けた普及啓発を図られております。

この支援センターについて伺う前に、まず母子保健の一番になるのは、母子手帳、私も先日見せてもらったんですけど、この母子保健について伺いたいと思います。県内の妊婦健康診査の受診状況と、受診状況から見られる課題について、どのようにお考えなのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 妊婦健康診査は、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠時期に応じたリスクの把握を目的としておまして、現在は、公費負担で14回の健診を受けることができます。

現在、精査中ではありますが、平成28年度における県内全市町村の受診状況について、14回のうち、医師の診察を必要とする回で申し上げますと、妊娠12週未満に受ける1回目の受診人数は8,872人、以降、4回目が8,582人、7回目が8,570人、おおよそ妊娠36週目に受ける11回目が7,916人となっております。

予期しない妊娠や経済的な理由により、妊娠届け出がおくれ、妊婦健診を必要な時期に受診できていない方が少なからずおられることが、課題と考えております。

**○二見康之議員** 本県における出生数からすると、若干、受診人数が少ないかなと感じるところでありますし、現在の母子保健制度では、妊娠期における妊婦健診、出産してからは、乳幼

児健診などにより母子の健康状態等の把握をされていると思います。ただこれが、相手方が産婦人科であったり小児科であったり、一貫した対応を受けることができないというのが、先ほど申し上げましたネウボラの利点とちょっと相反するところでもあります。また今、課題で挙げられました、さまざまな理由で受診できない方もおられるということですので、こういう一括して相談を受けられる場所というのは、その利点というのが必ずあるものだなと感じるところでもあります。

そういった不安や悩みを抱えた方たちも含め相談を受けることができ、必要な支援を受けられるようアドバイスをもらうことができるというメリットがあります。それに対応しているのが子育て世代包括支援センターであると思いますが、県内の子育て世代包括支援センターにおいては、現在どのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県内には、平成30年4月現在、9市町15カ所に子育て世代包括支援センターが設置されておりまして、支援に必要な情報収集、関係者との連絡調整などを行いながら、妊娠期から子育て期にわたる相談、支援プランの作成や保健指導などを行っております。

支援が必要な母子につきましては、妊娠の届け出や妊婦健診、乳幼児健診などの機会を通じて把握に努めておりますが、情報収集の項目や医療機関等からの報告内容が統一されていない状況が見受けられております。

また、支援プランにつきましても、いまだ策定に至っていないセンターもあるなど、職員の専門性の強化が課題となっているところでございます。

**○二見康之議員** このネウボラという制度の利点と現在の日本の母子保健制度の現状をよくよく調査して、考えていく必要があるのかなと思います。本県の子育て支援の将来像を描いていく必要があると思いますが、県は子育て世代包括支援センターのあるべき姿をどのように考えておられるのか。また、それを実現するためにどのように取り組んでいこうと考えておられるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県としましては、情報収集、相談対応、支援プランの策定、関係機関との連絡調整の4つの機能を備えた子育て世代包括支援センターが、妊娠期から子育て期にわたるワンストップの支援拠点として全ての市町村に設置され、妊産婦や子育て家庭に広く利用されることが、あるべき姿であると考えております。

このため現在、県では、市町村を対象に、担当者の専門性を高めるための研修会を開催するとともに、センター設置により、質の高いサービスを住民に提供しているさまざまな先進事例を紹介するなど、センターの質の向上とその設置促進に努めているところでございます。

さらに今後は、関係機関等から収集する情報の項目や内容の統一を図るため、県の母子保健運営協議会等において、県レベルでの情報共有ルールの策定にも取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 次に、これは子育て支援とは直接的にはかかわらないかもしれないんですけども、液体ミルクについて伺いたいと思います。

ことし8月に厚生労働省が基準を定めたことにより、国内における製造販売が可能になりました。一部の企業では、早ければ来春から販

売に取りかかろうとの動きもあるようです。

この液体ミルクですが、熊本地震のときに断水が続いたので、水を使用しない液体ミルクが非常に役立つとのことでした。しかしながら、先日の北海道胆振東部地震の折には、被災地で、救援物資の液体ミルクがほぼ使われず、保存されていたようです。主な理由としては、断水に備えてのことだったということもあるようですが、まだ日本では余り使用例がなく、また衛生管理が難しい製品という懸念も払拭できなかったのかなと感じるところです。粉ミルクと違って、お湯で溶かして温度調整をしたりする必要がなく、封を切ればそのまま飲めるため、災害時の備えとして注目されている液体ミルクですが、その活用については、事前に本県としても検討しておく必要があると思うんです。

そこで、災害時における液体ミルクの取り扱いについて、県はどのように考えておられるのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 液体ミルクは、今お話がありましたとおり、お湯に溶かす必要がなく、すぐに飲ませることができるため、粉ミルクに比べますと、衛生的で手間がかからず、水や燃料が不足する災害時には大変便利であると考えております。

このため、仮に、災害時に液体ミルクが提供された場合には、避難所等において、希望される方に対し、配付することになると考えております。

粉ミルクに比べますと、販売価格が高く、賞味期限も短くなるため、県や市町村による備蓄には課題がありますけれども、早ければ来年春にも国内産の液体ミルクが商品化されるということです。その際には、まず、各家庭で使用

し、必要に応じて備蓄を進めていただきたいと思いますと考えております。

今後、液体ミルクの製造・流通が進むものと思われますので、製品内容を確認の上、災害時の有用性や使用方法などについて、県民に周知を図るとともに、行政による備蓄の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** これは備蓄的なものでもしょうけれども、お出かけするときとかにちょっと持って行ってそのまま飲ませることができるのか、例えば夜中に赤ちゃんが起きて、ミルクを飲ませないといけないときに、寝ぼけてお湯を沸かしたりする手間が省けるとか、一般の子育てにおいても、少なからず利活用していく可能性はあるんだろうなと感じているところなんです。日本ではまだ、この使用がほとんどないということですので、まず一般の方々にどれだけなじんでいくのかわかりませんが、国のほうで、その製造販売が可能になる基準変更があったので、今後、動向については、よくよく見ていきたいと考えているところでございます。

次に、教育について伺いたいと思います。まず、生徒指導に関することについて伺います。

私もずっと本県の教育を受けてきた一人でありますけれども、以前からすると、生徒指導のあり方が随分変わったなと感じることがたくさんありますが、児童生徒による問題行動、中でも暴力行為や、先生たちに対する威圧的な行為、なかなかこれが改善されないまま子供たちがどんどん進級しているという状況を幾つか見てきました。そのまま小学校から中学校に上がり、中学校から改善されないまま高校に上がっていくという年齢を経ているんですね。こういう現状を見ていて、やっぱり現場の先生

方が、これに対応することに非常に苦慮されております。

本県では、これに対してどのように取り組んでいるのか伺ってまいりたいと思うんですが、まず、現在、学校現場における児童生徒の教師に対する暴力行為の発生状況はどのようになっているのか、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 平成29年度の県内公立学校における児童生徒の教師に対する暴力行為の件数は、小学校36件、中学校11件、高等学校3件、合わせて50件となっております。

小学校における発生件数が多くなっておりますが、これは、特定の児童が暴力行為を何回も繰り返していることによるものであります。

**○二見康之議員** 不思議なものでしょう、小さいころのほうが件数が多いと。大人になっていくにつれて、だんだん理解していつているのかなとも思うんですが、やはり小学校のうちの繰り返す行動をどう指導していくのかというところが大事になってくるんじゃないかなと思います。

その繰り返される暴力行為の改善指導をしっかり行うことが大切ではないかと思いますが、県教育委員会は、この暴力行為についてどのように対応しているのか、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 学校におきましては、暴力行為を行った児童生徒に対して、校長を中心にした生徒指導体制を構築し、毅然とした態度で指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家の活用を図りながら、教員が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応しているところであります。

例えば、暴力行為を繰り返すなど対応の難しい児童生徒に対しては、スクールサポーターや

警察、児童相談所等の関係機関と連携したケース会議を開くなどして、その原因を探り、子供への理解を深めることで、改善につながったという事例もあります。

**○二見康之議員** 組織的に対応されているというのは、よく話を伺うところなんですけれども、現在、学校で発生するさまざまな問題に対して、組織的に対応していこうという教育委員会の方針があるんじゃないかなと思うんですが、児童生徒指導というものは、まず発生したそのときに、その現場でどう対応されたのが重要なんじゃないかなと思います。私たちが受けてきた生徒指導といいますと、その場で、制裁じゃないけれども、懲戒を受けたというか、そういうのがあったわけなんですけど、この生徒指導のあり方、指導観というのでしょうか、どのように変化してきているのか、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 学校における生徒指導は、児童生徒を管理し、教師の対症療法的な指導が主流でありましたけれども、子供たちを取り巻く環境の大きな変化に伴いまして、いじめ、暴力行為など、生徒指導上のさまざまな課題が根本的な解決にはつながらず、十分に対応できていない状況が指摘をされたところであります。

そのために、平成22年度以降、随時、文部科学省から、これからの生徒指導についての考え方や指導方法等が示され、児童生徒に対する理解を図りながら、組織的な対応を行うことが重視されるようになってまいりました。

これらを踏まえまして、家庭や地域の協力のもと、警察や児童相談所等の関係機関とも連携しながら、課題の解決を図られるよう指導してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 対症療法的な対応から組織的な対応に変わってこられているということなんですけれども、その組織的な対応については、これまでずっと検討されてきているんですが、まずその対症療法的なところ、その場でどう対応しないといけないのかというところを、もう少し研究していく必要があるんじゃないかなと思います。

国が作成されました資料、先日読ませていただいた「生徒指導提要」の中では、学校における懲戒の判断について、「適正な手続きを経るよう努める必要がある」とありましたが、どのような手続きをとるようにしているのか、本県ではどのように対応されているのか、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 児童生徒への懲戒につきましては、真に教育的配慮をもって、慎重かつ的確に行わなければならないことから、個々の事案ごとに、校内で定めた基準に基づき、検討を行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、懲戒の根拠を定めております学校教育法第11条に基づいた対応を行うよう、生徒指導担当者の会議において資料を配付するとともに、児童生徒や保護者に対し、その趣旨を説明するよう、各学校を指導しております。

○二見康之議員 組織的なところは大体わかってきましたが、この暴力行為等については、教師自身も身の危険にさらされるような事案であり、その場での対応も重視されなければならないと思いますが、現在では体罰などその指導方法等についてもさまざまな制限を課せられている教師に対し、県教育委員会はどのように対応するように指導されているのでしょうか。

身を守る正当な行為は、どの程度まで許容さ

れると考えておられるのか、そして、現場の教職員に対し、具体的にどのように対応するよう指導しているのか、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 暴力行為から身を守る正当な行為につきましては、文部科学省からの通知により、児童生徒からの教員等に対する暴力行為や、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の前の危険を回避したりするためにした有形力の行使については、体罰に当たらないとされております。

暴力行為等の問題行動については、教師が自信を持って指導を行うことが必要でありますことから、県教育委員会といたしましては、先ほどの通知文や、県教育委員会が作成したガイドラインをもとに、実際に行った具体的な事例を参考にしながら、研修を実施しているところであります。

○二見康之議員 同じく生徒指導提要では、「問題行動が起きた場合、時期を逃さずに毅然とした指導をすることが大切」とありますが、現場で具体的にどのように対応するように指導しているのか、これも教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 問題行動に対しては、毅然とした姿勢で教職員が一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要であります。

そのために、各学校で策定しております問題行動等への適切な対応を図るための危機管理マニュアルをもとに、小さなサインを見逃さず、問題行動を発見した場合は素早い対応ができるよう、全職員で共通理解し、直ちに実践するようにはしているところであります。

県教育委員会では、市町村教育委員会と連携を図りながら、問題行動の実態に合わせて、危

機管理マニュアルの見直しを随時行うよう指導するとともに、各学校の生徒指導担当者を集め、事案発生時の適切な対応について研修を行っているところであります。

**○二見康之議員** これまで生徒指導についての具体的な明確な指針がなかったということで、この生徒指導提要がつくられたと伺っておりますけれども、学校が抱えるさまざまな問題への対応の仕方について記載はされておりますが、読んでみて、具体性に欠けるなど感じるんですね。現場の最前線で対応されている教職員の方々がしっかりと対応できるように、県教育委員会には取り組んでいただきたいと思っております。また、マニュアル作成ではやっぱり限界があるんじゃないかなと。ある意味では、現場における裁量の幅、その辺も考えていかなければならないんじゃないかなと感じたところであります。

実際にこういう問題行動を起こす生徒というのは、そんなにたくさんいるわけではないんですが、ただ、実際には潜在的にいる部分もあると思っております。報告が上がっていない部分もですね。ただ、周りにはいる子供たちは、しっかりしているわけなんですね。そういう子供たちに悪い影響を及ぼさないように配慮していかなければならないし、そのためには、時期を逃さない毅然とした指導をとられるように、環境整備を整えていただきたいし、また、組織的な対応も、速やかに、段階的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、英語教育について伺います。

2020年度から小学校5、6年生に外国語科が実施されることになって、本県でも新制度移行への対応として、全ての学校で先行実施に取り組んでおられるとのことでした。そこで、まず

初めに伺いますけれども、今回の制度改正の狙いや目的はどのようなものなのだったのかなと。単なる中学校の前倒しではないという国の説明もあるわけなんですけど、2020年度から新たに小学校5、6年生で実施される外国語科は、これまで実施してきた外国語活動とどのように違うのか、教育長に伺います。

**○教育長(四本 孝君)** これまで、高学年で実施されてきました外国語活動では、「聞くこと」や「話すこと」を通して外国語になれ親しませ、外国語で話す楽しさを実感できるような体験的な活動が、年間35時間行われてきました。

しかしながら、小学校で音声を中心に学んだことが、中学校での文字を使った学習へスムーズに接続されていないといった課題が見られましたことから、新たに実施される外国語科では、単なる「中学校の前倒し」ではなく、「中学校への緩やかな移行」を図るために、例えば、アルファベットを書いたり、音声でなれ親しんだ英文を読んだりという、「書くこと」や「読むこと」を加えた学習が、年間約70時間実施されることとなります。

**○二見康之議員** 私たちが学校教育を受けている時代は、まだ外国語活動というのはなかったので、全国的にも一律なんですかね、10数年前に始まったような記憶があるわけなんですけど、それまでは中学校に入ってすぐ英語というものの授業が始まったわけなんですね。この中では、多分僕が一番、宮崎県の教育委員会における英語教育を受けてきた最新のデータというのか、実際に受けてきたんだと思うんですけども、25年前に中学校1年生でしたので。

そのときの思い出と伺いますか、6年くらい前ですか、ある友達の結婚式に行ったときに、

1年生のときの英語の担任の先生にお会いすることがありました。非常に懐かしく、またうれしく思って、いろいろ話をさせていただいたんですけれども、その先生と話しているうちに、衝撃的な事実があったのが、先生に「英語の授業で本当にお世話になりました。なかなか僕は英語ができなかったので、先生には迷惑をかけました」と申し上げたら、先生が、「僕は英語を教えたかな」と言われたんですね。「いや、先生教えましたよ。1年1組と1年2組で教えていたじゃないですか」。ほかの英語の先生は「Good morning everyone」と言うのに、先生は「Good morning everybody」と言っていました。不思議だなと、友達と話しながら思ったんですけれども、よくよく先生と話していると「そういうこともあったかな。実は僕は国語が専門なんだよ」と言われたんですね。ええっと思ひまして、正直、僕も英語ができなかったもので、個人的に非常に苦労したんですけれども、自分の努力が足りないからと思ひましたが、ある意味では先生のせいだったのかなと。最初の取っかかりの段階で苦手意識があると、なかなかこれを克服することが難しい。これは心理学的にも言われておりますので。ただ当時は、英語の専任の教師というのが少なかったという現状もあったそうです。だから、だんだん英語の先生をふやして行って、現在では、ほかの九州各県の中でも、英語教育に対してはいい成績をおさめているという、国の調査結果も出ているわけなんですけれども。

やはり、子供たちが英語教育を受ける小学校において、どういう方が指導されるのかというのは、非常に問題になってくるんじゃないかなと。中学校へのスムーズな接続をしていくためにも、小学校の先生たちが、しっかりとその段

階で、できる教育をしていただきたいと願うところなんです、ある教育専門家が指摘していたことに、英語指導に自信がない先生も少なくないということがあります。文科省の調査では、小学校教員で英語教員免許を持っている人はわずか5%程度、海外留学経験がある先生も5%程度だったということです。また、「英語活動を指導することに自信がありますか」という質問に対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた教員が65%に上り、その理由は、「英語力」「英語の発音」「とっさに英語が出てこない」などを挙げておられ、教員が自信のなさを訴えている現状もあるようです。本県の教育委員会としては、このことに対して、しっかり対応していかなければならないと思いますが、外国語教育の教科化に向けて、小学校教員に対する研修をどのように行っていくのか、教育長に伺います。

**○教育長（四本 孝君）** 外国語教育の教科化に対応いたしますため、これまで県教育委員会では、国の中央研修に派遣をされた教員が講師となって伝達研修を行い、各学校で、外国語教育を推進する教員の養成に努めてきたところでございます。

さらに本年度より、全ての学校の中学年、高学年の教員から1名ずつを集めまして、「読むこと」や「書くこと」などの具体的な指導方法等に関する研修を、2日間で合計10時間行っております。その後、各学校では、この研修を受けた教員を中心に、より実践に即した研修を実施して、学級担任一人一人の指導力の向上を図っているところであります。

県教育委員会といたしましては、教員が自信を持って外国語の指導ができますように、今後とも、継続して研修を実施いたしますととも

に、各学校の要請に応じて学校訪問を行うなど、きめ細かな支援を行っていきたいと考えております。

**○二見康之議員** 前に質問でもありましたが、大体読ませていただいておりますが、まずは国の研修を受けに行き、その人たちが各学校から来たリーダーを指導して、その指導されたリーダーの方が、各学校で先生たちに指導をするという、3段階になっているみたいなんです。今のやり方だと、県教育委員会としては、2段階までは把握できるけれども、3段階の部分ではなかなか実態がつかめていないんだろうと。先生たちが自信がないと思っている、こういう現状に対して、ある程度はしっかりサポートして行ってほしいなと思っております。それが本県の英語教育の推進にもつながると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、フードビジネスについて伺いたいと思いますが、本県の取り組む重点項目のフードビジネス、これまでの取り組みに対する経過確認も兼ねて、これまでの取り組みと成果について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長(日隈俊郎君)** フードビジネスにつきましては、平成25年3月に振興構想を策定いたしまして、豊富な農林水産物という本県の強みを生かした食関連産業の成長産業化を目指して、生産者所得の向上や高付加価値化などの視点から推進しているところであります。

具体的には、産学官で構成します全県的な推進組織を設置するとともに、「フードビジネス相談ステーション」などの推進基盤の整備や、分野ごとのコーディネーターによる企業への支援、また、「ひなたMBA」などによる人材育成など、幅広く取り組んでいるところであ

ります。

これらの取り組みによりまして、本県の食料品・飲料等出荷額は、構想策定時から約1,300億円増加し、5,369億円にまで伸びてきており、また、食料品及び飲料の輸出額につきましては、構想策定時から約7倍となります43億円になるなど、成果が着実にあらわれているところであります。

**○二見康之議員** 着実な成果が出ているということなんですが、ちょっと視点を変えて考えてみたいなと思っております。

先日、ある外国人の方から言われたことが、日本はもうちょっと英語の表記をやってほしいと。アジアから来る人たちがたくさんいるわけなんだけれども、同じ漢字を使っている文化だったら、大体意味はわかる。だけど、英語圏から来たら何なのかさっぱりわからない。だから、そこに英語表記をしてほしいと。これが何なのかということですね。そこで指摘されたのが、日本では交番がありますね。「交番」という漢字の横にローマ字で「KOBAN」と書いてあります。ローマ字は外国人も読めるから「こうばん」と読むんだけど、「交番」そのものの意味がわからない。だから、「POLICE BOX」と書いておいてもらえれば、意味がわかるんだよねと。喉が渴いたからコンビニに行き水を買おうと思った。水だと思って買った、ちょっといい瓶に入っている水を飲んでみたら、お酒だった。そういう現状があるので、そういう商品パッケージとか、ちょっと工夫していく必要があるんだと思います。今、訪日外国人もこれだけふえてきておりますから、そこにまずしっかり対応していく取り組みを考えていく必要があると思いますが、総合政策部長に伺います。



○総合政策部長（日隈俊郎君） これまでの取り組みにより、着実な成果があらわれております。フードビジネスを、今後さらに成長させていくためには、お話にありましたように、輸出拡大に加えまして、訪日外国人等に向けての販売促進も重要な視点であると考えております。

具体的には、お話にありましたように、外国人が商品の中身や特徴を理解できるよう、パッケージのデザインや売り場での表示を工夫することが有効ではないかと考えております。

県といたしましては、今後、「ひなたMBA」でのセミナー、県工業技術センターや「フードビジネス相談ステーション」によるパッケージデザイン作成に係る助言・指導等を通じて、このような視点からの事業者の取り組みを支援してまいりたいと考えているところでございます。

○二見康之議員 ぜひよろしくお願ひします。

商品名をローマ字表記することの意味というのは意外とないんだということに気づかされて、本当に目からうろこだったんですけれども。

次に、ものづくり補助金について伺いたいと思います。

この6年ほどずっと、この取り組みに対して県も積極的に向き合ってこられておりますが、これまで、いろんな「よかった」という声も聞くんですけれども、中には十分な実施期間が確保できなくて断念されている企業もあると聞いております。

県は、このものづくり補助金に対する県内事業者からの意見要望等を聞いておられると思いますが、その声にはどのようなものがあって、県ではどう対応していく考えなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国の「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」、いわゆる「ものづくり補助金」を活用した事業者からは、小規模な事業者でも活用でき、事業拡大や生産性向上につながる有効な補助金であるという声を聞いているところでございます。

一方で、設定された事業実施期間が短く、納入に時間を要する設備には活用しづらいとの声や、大規模な設備投資にも対応できるよう補助の上限額を上げてほしいなどの声を伺っております。

県といたしましては、本補助金は、中小企業の成長に大変有効であると考えておりますことから、国に対して、機会を捉えて、事業者の声をしっかりと伝えるとともに、県内事業者がより活用しやすいものとなるよう、制度の拡充などを要望してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 このものづくり補助金に対する、これまでの県としての取り組み及び評価についてはどのようにお考えなのか、同じく商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、県産業振興機構などの関係機関・団体と連携し、県内事業者への訪問や相談対応を通して、販路開拓や生産技術の向上、新分野・新事業の展開など、成長のためのさまざまな支援を実施しております。

このような支援を行う中で、設備投資などに意欲の高い事業者に対しましては、ものづくり補助金の活用を積極的に促しているところであり、本県におきましては、これまで延べ約700事業者に対して、補助金ベースで70億円を超える事業が採択されているところであります。

この補助金の活用により、新商品の開発や生

産性の向上につながるなど、製造業を中心として、県内企業の全体的な底上げが図られているものと考えておりますことから、引き続き、県内事業者の活用を促進するとともに、国に対しまして、制度の継続や予算の確保について要望してまいります。

**○二見康之議員** 本県のものづくりが他県に比べて弱いということもあって、とにかく力を入れていくべきだということを、当初から申し上げているところですので、あとはしっかりとした事業検証も行っていく必要もあるのかなど。なかなかそれに見合ったデータがないというのもわかったので、何らかの検証の仕方を検討していくべきじゃないかなと思いました。

最後に、ジェトロ宮崎について伺いたいと思います。

3年前に県の御尽力によって、ジェトロ宮崎の事務所を設置することができました。これまでたくさん、地元企業の方々に活用いただき、また海外展開など多くの利用をいただいております。その喜びの声もいただいているところですが、あれから3年が過ぎて、本県の海外展開なども、次のステップを考えて取り組んでいかなければならない時期に来ているのではないかと思います。これまでの取り組みや成果、今後の展望について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** ジェトロ宮崎では、平成27年10月の事務所設置以降、貿易に関する知見や海外ネットワークを生かしながら、県内企業の海外展開をさまざまな形で支援されております。

具体的には、開設以来、これまでの3年間において、貿易相談への対応件数が650件、ジェトロ輸出専門家による個別支援を受けた県内企業

が90社になるなど、専門的な支援が、より手厚く、きめ細かく行われるようになってきております。

この結果、海外市場に意欲的に取り組む企業がふえており、アメリカ向けの県産焼酎や調味料、EU向けの漬物など、海外との新たな取引きにつながった事例も出てきており、成果は着実に上がってきているものと考えております。

県といたしましては、県産品のさらなる輸出拡大を図るため、引き続きジェトロ宮崎と連携しながら、県内企業の海外展開促進に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○二見康之議員** 私の一般質問は以上で終わりますが、最後に一言だけ。

昔のことわざに、「隗より始めよ」という言葉がございます。いろいろなほかのことを考える、相手のことを考えるのも大事なんでしょうけれども、まずは自分自身から始めていかなければならないんだなという意味だと思いますが、これからの県政発展のためにも、そういうところをしっかりと持っていただいて、知事にも御尽力いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上で終わります。（拍手）

**○蓬原正三議長** 次は、日高博之議員。

**○日高博之議員〔登壇〕**（拍手） 自民党の日高博之です。

3年ぶりに原監督が宮崎に帰ってきました。このことは、私個人としても大変うれしいことであって、感激でいっぱいです。

秋季キャンプ初日に、監督とお会いし、お話しする機会を与えていただきました。監督の言葉をまとめますと、宮崎が好きだ、キャビアも好きだ、というふうな感じで言っておりまし

た。そして、この宮崎キャンプ、これは巨人軍の象徴だから、これからもずっと頼むぞ、知事にもよろしく伝えておってくれということ、お決まりのグータッチで応えていただきました。

ぜひ、知事も上京の際には、東京ドームを訪れていただいて、原監督と、友情というか、「タツ」と「シュン」の仲をつくっていただければなと思っております。

監督もサービス精神旺盛な方なので、宮崎に対しまして、一肌でも二肌でも脱いでやると言っておりましたので、その辺はよろしく願っています。

さて、質問に入ります。九州中央自動車道についてお伺いいたします。

今月の11日に九州中央自動車道高千穂一日之影道路の雲海橋交差点から日之影深角インター間が開通し、初めて西臼杵に高速道路が誕生いたしました。

このことは宮崎県民、そして地元の西臼杵の方々にとって感慨深いものがあるのではないかと思っております。

九州中央自動車道のこれまでの歩みを振り返りますと、昭和62年9月に国土開発幹線自動車道建設法の一部改正により、九州横断自動車道延岡線が予定路線に追加され、同年11月に建設促進協議会が設立、そして平成8年には、悲願でありました国道218号北方延岡道路の事業化が決定し、平成13年11月に着工、平成18年2月に舞野―延岡間が供用を開始し、目に見える形で第一歩を踏み出したわけであります。

また、難関区間でありました五ヶ瀬―高千穂道路の事業化が平成30年3月に決定したことは、全線開通にめどが立たない状況を反転させた、大きな出来事でありました。

特に、地元西臼杵郡選出の緒嶋県議は、計画当初から尽力をされ、みずから築き上げられました国土交通省幹部との人脈を生かし、地元の役場と連携し、たび重なる要望、陳情を小まめに繰り返され、九州中央自動車道をここまで押し上げた功績は非常に大きいと実感しております。

このたび、地元から惜しまれる形で勇退されるわけですが、井戸を掘った人のことは忘れるなどと言うように、緒嶋議員の思いをしっかりと継承していくためには、これからの取り組みが重要であり、現実的には、ことしの開通率は30%と、全国平均の83%からすると、かなりおくられているわけですので、私も、こういった現状に危機感を持って、全力で取り組んでいく覚悟を新たに持った開通式でありました。

そして、くしくも開通した日時は、11月11日11時、まさに、イチについたばかりということで、国土交通省もよく考えたなと感心をしているところであります。

そこで、九州中央自動車道の全線開通に向けた県政のトップたる知事の意気込みをお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 〇お答えします。

九州中央自動車道高千穂一日之影道路の雲海橋交差点―日之影深角インターチェンジ間の2.8キロが今月11日に開通をし、日之影町として初めて、そして西臼杵初の高速道路が誕生したところであります。11月11日、人と人を結ぶいい道路ができたということであります。

長年にわたり御尽力いただきました地元の緒嶋議員を初め県議会議員の皆様、また地域の皆

様、関係の皆様にご心より感謝を申し上げます。

今回の開通は、大規模災害時の緊急輸送や、救急医療への対応はもとより、広域観光や林業等の地場産業の振興などにもつながるものであり、西臼杵または県北の、そして九州全体の発展にも資するものと、大変うれしく、また期待をしているところであります。

来月16日には、熊本側の小池高山インターチェンジャー山都中島西インターチェンジャー間の10.8キロメートルも開通を控えております。これを含めましても、全体の3割の開通になっております。この着実な歩みを、さらに5割、10割と大きな歩みへとつなげていかななくてはならないと考えております。

このため、熊本・大分の知事と、7月に合同で要望を行ったところであります。

また、熊本と連携をいたしました8月の地方大会、10月の提言活動など、あらゆる機会を通じて国に強く訴えてきているところであります。

今後とも、私が先頭に立って、関係各県、沿線地域の皆様と心をつなげて、九州中央自動車道の日も早い全線開通に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○日高博之議員** 決意を述べていただきましたが、首長というのは3期目に一番力を発揮できると言われておりますので、ぜひ知事の政治力に期待したいと思っております。

次に、中山間地域振興計画の改定状況についてお伺いいたします。

中山間地域は、県土の面積の約9割、人口は約4割を占め、その振興を図っていくことは、県政の重要な課題の一つであります。

県では、平成23年3月に制定された「宮崎県中山間地域振興条例」に基づき、同年9月に中

山間地域振興計画を策定し、人口減少・高齢化・地場産業の低迷などの課題に対応するための各種の取り組みを進めてきております。

しかしながら、人口減少、少子高齢化は急速に進んでおり、日向・入郷地域に住む住民の将来に対する不安感は非常に大きいと感じております。

このような中、県では、本年度、次期(第3期)中山間地域振興計画の改定作業を進められておりますが、計画改定に当たって、どのような視点に基づき検討をされているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(日隈俊郎君)** 本県の人口減少は、予想を超えて進んでおりまして、中山間地域においては、より厳しい状況にあります。

今回の中山間地域振興計画の見直しに当たりまして実施しました、市町村との意見交換や、集落代表者へのアンケート調査等におきましても、例えば、「医療や介護等のサービスを今後どう維持していくのか」、また、「高齢化による免許返納後の買い物や移動手段の確保が心配」など、身の回りの暮らしにかかわるさまざまな課題や不安の声を伺っているほか、移住・U I J ターンの推進等、人口減少対策をさらに進めるべきだといった御意見をいただいているところであります。

このため、次期計画におきましては、医療・介護、地域交通といった暮らしを守る機能やサービスの維持・確保、担い手対策など、中山間地域の喫緊の課題に対し、施策の重点化を図っていく必要があるものと考えております。

**○日高博之議員** 一口に中山間地域と言いましても、平場から山間部まで範囲は広く、状況もさまざまでございます。

中でも、急峻な地形で交通アクセス面でも制

約のある山間部の状況は厳しく、例えば、先ほど言いました医療・介護資源は限られ、これらに対応する取り組みなどは喫緊の課題となっております。

社人研の推計では、30年後の山間部の市町村の人口は大きく減少し、地域の運営が成り立たないところが出てくると推測され、より厳しい地域に焦点を当てた施策を積極的に展開すべきではないかなと考えております。

そこで、次期計画においては、山間部などの厳しい条件不利地域の振興を、より積極的に図っていくべきであると考えますが、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 本県の中山間地域の中でも、市町村によって人口の変化や地域の実情はさまざまありますが、御指摘のとおり、山間部などでは、特に人口減少と高齢化の進行が著しく、今後、買物や交通、福祉サービスなどの確保が困難となるおそれがあります。

このため、各種サービスの拠点となる集落と周辺の複数の集落を、地域の実情に応じた交通・物流のネットワークで結ぶとともに、地域住民みずからが多様な主体と連携・協働しながら暮らしの機能を確保する仕組みづくりや、医療・介護、防災などの暮らしのセーフティーネットの構築に取り組む必要があると考えております。

次期中山間地域振興計画におきましては、このような取り組みを「宮崎ひなた生活圏づくり」として、市町村等と連携しながらさらに展開し、安全・安心な暮らしの確保を図ってまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** 正直、4年間の議員活動を通して、平場と山間部では行政サービスの格差が

あるなど実感しておるんです。ですから、部長もこのことは、福祉保健部長時代にわかっているはずなんです。ですから、しっかりと実情に応じた仕組みづくりをお願いしたいと思いません。

次に、現在の中山間地域振興計画の基本目標は、「持続可能な中山間地域づくりを目指して」となっておりますが、中山間地域と都市部は相互に補完関係にあり、一方のみでは成り立たない。

特に日向圏域はその代表例であって、入郷地域があつての日向であり、中山間地域の持続可能性が強く求められるわけであります。

そこで最後に、本県中山間地域の将来像をどのように描いていこうとしているのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の中山間地域には、自然と共生をした生活の営みや、地域に根づいた豊かな文化や歴史等が受け継がれておりまして、これからも私たちが大切にしていけるべき価値や魅力を備えており、住み続けたい人の割合も約9割と高い水準にあります。

その一方で、急激な人口減少に直面している地域も多く、これらの地域における集落の維持・活性化が大きな課題だと考えております。

こうした現状を踏まえまして、引き続き、農林水産業の振興や担い手の確保、地域の魅力ある資源を活用した地域づくりを推進しますとともに、例えば、小規模集落に住む高齢者等に対しまして、役場周辺で安心して各種のサービスを受けることができるような、医療・福祉のセーフティーネットワークの仕組みづくりや、集落のネットワーク化によります連携と補完の促進を、市町村等と一体となって進めていく必要があると考えております。

また、地域で頑張っておられる「いきいき集落」のような取り組みを支援していく、さらには中山間盛り上げ隊、都市と中山間の人的交流、交流人口、関係人口をふやしていく、そういう取り組みも重要であろうかと考えております。

このような取り組みを通じて、安心な暮らしの確保や、それぞれの特色を生かした地域の維持・活性化を図りながら、大切な中山間地域を次の世代にも引き継いでまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。知事もそうかもしれませんが、私は、都会で手の込んだ料理を、フォークとナイフでチャカチャカいわせて食べるよりも、諸塚とか椎葉に行っ、地元のおじちゃんたちと酒を酌み交わしながら、地域のことを語り合いながら、そしてまた、おばちゃんたちから鹿とかシシの手料理を食べさせていただける、こういったことが、数倍も温かみがあって、これは絶対残したいと心から思っております。ですから、こういった人たちにもっと光が当たってこそ「中山間地域振興計画」になってほしいなということを要望したいと思います。

次に、インフラ施設の魅力発信についてお伺いいたします。

10月下旬、鎌原副知事と、耳川にある九州電力のダム2カ所を視察させていただきました。

今回調査した耳川の2カ所のダムでは、この「耳川水系総合土砂管理計画」に基づいて、上流から流れてくる土砂を下流に流しやすくするための改造工事が進められておりました。

このうち、西郷ダムでは、ダム本体の工事が進められるとともに、本体の施設の一部として、鐘形をした大きなクレーンが設置されてお

りました。

ダムに隣接して整備された広場には、ダムを訪れた方が楽しんでいただけるよう、実際に人が鳴らすことのできる鐘のモニュメントも設置されております。

また、西郷ダム、山須原ダムのいずれも点検用の管理橋が設置され、管理橋からは、日本一大きなスリット式ゲートなど、土木施設を間近で見ることができます。

現地のダム施設の大規模な改造が一刻も早く完成し、洪水被害が減ってほしいという願いとともに、このような施設を多くの県民の皆様にご覧いただきたいと思ったわけでありませ

す。そこで、ダム施設の改造工事を見学された鎌原副知事の率直な感想をお伺いいたします。

**○副知事(鎌原宜文君)** 今回訪れました耳川におきましては、行政機関や地域住民、九州電力などが一体となった総合土砂管理の取り組みを行う中で、最近人気が高まっておりますダム見学にも配慮した施設整備が行われております。

見学した西郷ダムにおきましては、流域住民から名称を募って、「永遠(とわ)の鐘」と名づけられた、全国でも珍しい鐘の形をしたクレーンが設置され、また、山須原ダムにおきましては、国内最大級のラジアルゲートが設置をされており、その規模に圧倒されたところでございます。

耳川流域には、このほかにも、日本初の大規模アーチダムである上椎葉ダムや、国の登録有形文化財に指定されております塚原ダムなど、それぞれ特徴のある発電を目的としたダムが多数建設されており、このようなインフラ施設を、県民の皆様実際に現地で見いただくこ

とは、公共事業や建設産業への理解にもつながることから、関係者が連携しまして、その魅力の発信や現場見学会などの取り組みを、より一層推進する必要があると考えております。

○日高博之議員 私も一緒に行かせていただきまして、副知事もダムマニアなのかなという感じもしまして、感心したところでありますが、国土交通省の、副知事の上上司に当たります栗田局長も担当局長なので、この辺を東京に行って宣伝していただきたいと思うので、お約束してもらいましょう。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、道路や河川などのインフラは、社会経済活動や県民の生活を支える必要不可欠なものであります。

一方で、建設産業に関心を示す若者の減少が進み、建設産業の必要性や重要性について、県民に十分理解されていないのではないかと考えられます。

また、27年度の国勢調査による本県の建設業就労者の29歳以下の割合が9%に対し、50歳以上の割合が52%となっており、将来の建設業の持続が大変危惧される状況であります。

このため、インフラストック効果や建設産業の魅力積極的に発信することにより、若者を初め、広く県民の理解を深めるとともに、将来の担い手確保にも寄与するものではないかと考えます。

そこで、ダムなどのインフラ施設の整備効果を県民に広く知ってもらうために、県としてどのような取り組みを実施しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 道路や港湾、ダムなどのインフラ施設の役割や事業効果につきまして、県民の理解を深めることは大変

重要であると考えておまして、これまでも、「土木の日」のイベントや「土砂災害防止講座」等を通じまして、広報活動に積極的に取り組んできたところであります。

また、社会資本整備を進める上で、ストック効果が重視されることとなったことから、道路整備による時間短縮や、港湾整備による大型クルーズ船寄港などの効果を実感してもらうため、県民の皆様を対象に、県内各地を訪れる「ストック効果体感ツアー」を開催しております。

加えまして、平成28年度に「土木の魅力発信事業」を立ち上げ、インフラのストック効果事例集を作成し、国や市町村などに配付するとともに、県庁ホームページに掲載して、周知を図っているところであります。

建設産業の魅力発信は、将来の担い手確保にもつながりますので、SNSでの発信も含め、今後とも、建設業団体や教育機関等と連携し、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 よろしくお願ひいたします。

次に、最近、ダムや橋梁など、既存の公共施設をめぐるインフラツーリズムが注目されているところであります。

宮崎県内の事例として、今年9月に九州電力とJT Bが、日本初の大規模アーチ式ダムである椎葉村の上椎葉ダムなどをめぐる1泊2日のツアーの募集を始めたところ、4万9,000円の参加費にもかかわらず、定員25名に対し、募集から2日で定員に達したと聞いております。

県の施設を見ると、県庁本館や平和台公園もライトアップされ、一つの観光資源として効果がありますが、県内にあるダムなどのインフラ施設もライトアップするなど、観光資源とし

て、もっと利活用できるのではないかと考えております。

県では、インフラ施設のストック効果を体感するためのツアーも実施しているとのことですが、魅力の発信にとどまらず、インフラ施設を既存の観光資源と合わせてツアーに組み込むことによって、地域の活性化に寄与することができるのではないかと考えたところであります。

そこで、今後、ダムなどのインフラ施設の活用は、県内外からの観光誘客にも有効と考えますが、鎌原副知事に見解をお伺いいたします。

**○副知事(鎌原宜文君)** ダムなどのインフラ施設は、そのすぐれた技術力や歴史的価値を肌で感じることができる、大変魅力的な観光資源であると考えております。

近年、全国的にもインフラツーリズムが注目をされてきておりますが、本県におきましても、木城町の小丸川揚水発電所は、地下400メートルにある発電所までトンネルで行くツアーが人気となっており、また最近では、椎葉村が、ダム湖をクルージングしながら紅葉を見るツアーに取り組むなど、県内自治体におきましても、インフラ施設を観光に活用する動きが出てきております。

県内には、ダムのほかにも、高千穂鉄橋を初めとする五ヶ瀬川にかかる橋梁群や、先日、国の有形文化財に答申されました、細島灯台を初めとする県内各地の灯台など、魅力的なインフラ施設が数多くありますので、これらと周辺の観光地や郷土料理などを組み合わせて観光誘客に取り組むことは、地域の活性化に大きく寄与するものと考えております。

**○日高博之議員** 宮崎は資源の宝庫ですね。私は、網でがばっとすくうような観光誘客もいいんですけど、マニアに焦点を当てたマニア観光

も必要だと思っております。

例えば、マニアの中では上椎葉ダムのことを「閣下」と呼んでいるらしいです。デーモン閣下の「閣下」ですね。閣下には全国ネットワークがあって、きょう閣下が放水をするぞとメールが入るらしい。そうしたら、全国どこにいても、閣下が放水するから行くぞということで、飛行機に乗ってまで来てやるぐらい、マニアはすごい力を持っているわけですよ。ですから、やはりそういったマニア観光、DMO、ダムマニアをしっかりと推進していただければなと思っております。

次に、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方によるまちづくりについて、お伺いいたします。

国土交通省が示している「国土のグランドデザイン2050」によると、我が国は2050年には人口が1億人を割り込んで、現在の居住地域の6割以上で人口が半分以上になると推測され、このまま推移すれば、急激な人口減少とその地域的な偏りは避けられない状況にあります。

ショッピングセンターや食品スーパーなどの商業サービス、病院・診療所・デイサービスセンターなどの医療・福祉サービス、大学・図書館・博物館などの教育・文化など、さまざまな都市サービスが提供されるためには一定の人口規模が必要となりますが、東京・大阪・名古屋を中心とする三大都市圏を除くほとんどの都市圏で人口が減少し、これらの都市機能が持続できなくなるおそれがあります。

このことは、雇用の減少はもとより、地方都市の魅力が下がることで若者の流出につながり、結果として、その周辺を含めた地域全体の衰退が加速してしまうのではないのでしょうか。

各地域における一定の都市機能をどう維持し



ていくのか、そして、周辺集落を含めた地域をいかに維持していくのが課題であると考えます。

さらに、世界のどの国も経験したことのない超高齢化が我が国に到来しており、2050年の高齢化率は約4割に達すると推計されております。

この急速な高齢化により、医療・福祉サービスの維持・提供が満足にできなくなるおそれがあると同時に、地域の活力低下も懸念されているところであります。これらの人口減少、高齢化などによるさまざまな制約に直面した中、国民の安全・安心を確保し、社会経済の活力を維持・増進していく鍵は、市街地やその周辺のまちを「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方でつくり上げることであり、国は提唱をしております。

そこで、県土整備部長に、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方によるまちづくりはどのようなことなのか、お伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 今後、人口減少、高齢社会が進展していく中、将来にわたって持続可能な都市づくりを行うには、一定の人口を確保した「人のまとまり」を形成する必要があります。

具体的には、医療・福祉・商業などの都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点にコンパクトに集約し、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導することで、一定のエリアの人口を維持することができ、生活利便性の維持・向上が図られることとなります。

さらに、拠点へのアクセス及び拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通等を充実することにより、交通ネットワークの形成が図られることとなります。

コンパクト・プラス・ネットワークの考え方によるまちづくりとは、このようなことを一体的に実施し、日常生活に必要なサービスが、住まいなどの身近に存在するまちづくりを行うことであります。

**○日高博之議員** ありがとうございます。

次に、本県の人口減少は全国よりも12年、そして高齢化は5年早いペースで進んでおります。

その一方で、広い県土の中で、都市部も中山間地域も、それぞれの地域特性を生かした地域づくりが必要であり、特に市町村合併が進んだ地域では、旧役場などの活用が課題となっております。

先ほど、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を説明していただきましたが、このような人口減少や高齢化への対策と、個性あふれる地域づくりが求められる状況を踏まえ、医療・福祉・商業等の都市機能を中心市街地や旧役場などの拠点に集約して魅力を高め、それらを結ぶ道路や公共交通などのネットワークを確保・強化していくことが有効と考えております。

先日、本県に国土交通省の青木都市局長がお見えになり、その講演の中で、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方によるまちづくりを実現する方策の一つとして、市・町が策定する立地適正化計画についての紹介がありました。

そこで、この立地適正化計画を活用した市・町のまちづくりについて、県の取り組みを県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 立地適正化計画は、市・町が住民などの意見を踏まえ、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに

に、これらを誘導するための施策などを定める計画でございまして、コンパクトなまちを実現するためには、重要な計画であると認識をしております。

例えば都城市では、この計画に基づきまして、国の交付金などを活用し、図書館や子育て支援センターなどが一体となった中核施設であります「M a l l m a l l (マルマル)」が整備され、年間43万人の目標に対しまして、オープン後、半年で約104万人が来館するなど、町なかに新たなにぎわいが創出をされております。

現在、この計画を策定・公表しておりますのは都城市のみとなっているため、本年5月から11月にわたりまして、11の市町に対して、相談会や首長等へ直接訪問しての働きかけのほか、まちづくり勉強会を3回開催するなど、さまざまな機会を通じて、計画策定に向けた支援を行っているところであります。

**○日高博之議員** M a l l m a l l、私も行ってまいりましたけれども、本当に近代的で、行きたくなるなという施設ですね。43万人が半年で104万人とは、これはものすごい効果だと思っております。

そこで、国土交通省が2019年度から、立地適正化計画に、新たに体育館やプールといった公共のスポーツ施設を移転支援の対象に加える方針を固めたという情報もございます。

2巡目国体を控えた本県の市・町にとっては有効な事業だと思っておりますので、これも鎌原副知事の元上司の青木局長に、またこれは鎌原副知事の大きな仕事でございまして、その辺はしっかりとお願いしたいと思います。

次に、スマート農業についてであります、丸山裕次郎議員とかぶったので、私からは、人材育成についてのみお伺いいたします。

スマート農業の推進には、費用対効果などの検証とともに、スマート農業に対応できる人材の育成が重要であります。

人材育成では、現在の農業従事者はもとより、将来を担う農業大学校生など、若いときから学ぶべきであります。

そこで、スマート農業に対応した人材の育成について、現在の取り組みと今後の対応を、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** スマート農業の導入には、お話がありましたとおり、人材の育成が非常に重要であると認識しているところであります。

そのため県では、スマート農業の専門技術指導担当の配置や、普及指導員を国主催の研修会に参加させるなど、指導者の育成を進めております。

また、県立農業大学校では、平成29年度からスマート農業をカリキュラムに追加し、現場の導入事例や栽培環境モニタリングシステムの活用など、将来を見据えた学習に取り組んでおります。

さらに、農業法人と連携して、スマート農業の実証に取り組むチャレンジファームを情報発信拠点と位置づけ、農業者や関係機関を対象とした研修会などを開催することといたしております。

今後とも、関係者と一体となって、スマート農業に対応できる人材の育成に取り組んでまいります。

**○日高博之議員** 丸山議員が力強く言っておられました、稼げる地方創生、稼げる農業、これをスマート農業で目指さないかんということでございましたので、よろしくお伺いいたします。

次に、へべスの生産拡大についてお伺いいたします。

平成28年9月、県は生産者や関係機関・団体とともに、県下全域に産地を拡大する方針を打ち出されました。

私もかねてから、へべスの未来について地元の生産者の皆様と協議を重ねる中で、オール宮崎でブランド力を高めることが重要だと考えていたところであります。昨年2月議会でも、産地拡大に向けた具体策や将来を見越した販売戦略についても県の考え方を聞きいたしました上で、息の長い支援を着実に進めていただくよう要請いたしましたところがございます。

そこで、今後の生産拡大が期待されるへべスの現状と今後の振興策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** へべスの生産につきましましては、現在、日向地区を中心に25ヘクタールで作付されておりますが、需要に供給が追いつかない状況を踏まえ、平成37年度に県内全域で40ヘクタールとする目標を立て、必要な苗木の確保や導入農家の選定に取り組んでまいりましたが、いよいよ本年度、都城市や串間市などで約4ヘクタール分の苗木が植栽されたところであります。

今後さらに振興を図っていくためには、本格的な生産拡大に備え、県下一元での技術指導及び集出荷体制を整備するとともに、作業のしやすい水田などの平たん地を活用した、生産性の高い経営を確立することが重要であると考えております。

県といたしましては、引き続き、生産者や関係機関・団体と連携しながら、宮崎のへべスブランドを確立してまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** へべスは、生産開始まで、実がなるまでに時間がかかりかかりますので、息の長い支援をお願いいたしたいと思っております。

次に、郡司副知事にお伺いいたします。

先日、副知事は、日向市のへべス農場を訪問され、生産者の方と意見交換会をされたとお伺っております。その際、生産者みずからのアイデアによる、アルミホイルを使った冷蔵貯蔵試験に強い興味を持たれたと聞いております。

日向の生産者の皆様は、ほかに、冷凍パックや出荷時期を遅くした果実の販売に取り組んだり、また、シャーベットなどの加工品のみならず、牛乳との組み合わせによる地元ならではの食べ方の提案など、さまざまなアイデアを駆使して、へべスのPRと販売拡大に取り組んでおられます。

私は今後、県内全体の生産量が増加していくことが確実な中で、このような取り組みを生かしながら、現在は収穫期間に限られ、長期貯蔵も難しいといった課題を解決していくことが、へべスの魅力を多くの消費者に知ってもらうために効果的であり、へべスをもっと全国に売り込む重要な視点ではないかと思っております。

そこで、郡司副知事に、へべスについて、今回の産地訪問の所感と今後の展望をお伺いいたします。

**○副知事（郡司行敏君）** 先日、日向市を訪れ、へべス生産者の声を直接お伺いすることができたことは、大変貴重な機会であったと考えております。また、その生産者がへべス産地の将来を思い、さまざまなアイデアに富んだ取り組みを実践されていることを知り、大変心強く感じたところであります。特に、議員からも御紹介のありました、生産者による冷凍貯蔵の取り組みは、とても興味深いものでありました。

現在、へベスの出荷期間は、おおむねハウス物が始まる6月から露地物が終わる10月まででありますけれども、この出荷時期が拡大できれば、さらなる需要拡大が見込めるものと考えております。

このため、県といたしましては、このような生産者の取り組みも十分参考にしながら、まずは現在、県と民間企業が共同で取り組んでおります貯蔵試験について、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

私は、へベスは、香酸かんきつの中で最も高いポテンシャルを有していると確信しておりますので、へベスの魅力を最大限に発揮できる生産・販売・加工の取り組みを積極的に推進し、へベスを全国はもとより、世界に売り込めるブランドに育てていきたいと、そのように考えております。

**○日高博之議員** 大変前向きな答弁ありがとうございます。

へベスは10月ぐらいまでしかもたないんですね。これが1月までもったら、鍋とかに入れられるんですね。こうなると効果が相当あらわれてくるのかなと思いますので、先ほどの展望にございましたように、「世界に売り込めるブランド」ということで、ぜひ実現をしていただきますように、お互い力を合わせて頑張りましょう。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。

先日、ケアマネジメントに関する、宮崎県介護支援専門員協会との意見交換会では、川野美奈子部長を初め、長寿介護課の職員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

意見交換会の中で、大変重要な課題について、3問質問をいたしたいと思っております。

1つ目は、利用者、多業種、多公共機関との連携、調整がケアマネジャー業務の一環としてある中、資料作成や配付、受領など一連の業務のスリム化が課題としてあると思われれます。

現状としては、書類作成量が多く、本来の業務である利用者と接する機会が少ないことや、サービス事業者間の連携がとりにくいなど、業務の効率化、資質の向上につなげられないという意見が多く出ました。

国のほうでは、時代の流れもあり、こういった業務の省力化について、ICTを活用する動きも出ていると聞いています。

そこで、一連のケアマネジメント及び実地指導、各種提出において発生する書類等について、ICTを活用した業務の省力化に、県はどう取り組むのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 居宅介護支援業務におけるICTを活用した業務省力化につきましては、事務負担の軽減や業務の効率化を進めるとともに、離職防止にも資する有効な手段であると考えております。

このため、既に各事業所において、ICT化の取り組みが進められておりますが、国におきましても、ICT導入に向けた支援策が打ち出されておまして、県では、県介護支援専門員協会を通じて情報提供を行い、居宅介護支援事業所におけるICT導入の促進に努めているところでございます。

県としましては、今後の国の動向を注視するとともに、県介護支援専門員協会と、業務の煩雑化の現状や課題などについて意見交換を行いながら、ICTを活用した業務省力化のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひ、これは検討してもらいたいなど。モデルをつくってでも、しっかりやる。これは2025問題なんかといっても、ケアマネがおらんと始まらぬ問題ですから。この辺をぜひ部長、あと4カ月ですが、よろしく願いいたします。

次に、主任ケアマネジャーについてお伺いいたします。

現在、主任ケアマネジャーに指導的役割があることは、以前に比べてかなり認識されるようになりましたが、現実的にはケアマネジャーの実務につきながら、ほかのケアマネジャーを指導する時間的・精神的な余裕もないといった課題もあります。

そういった中、県介護支援専門員協会が、主任ケアマネジャーが本来の業務を実施できる環境が整っていない現実を解決するために、平成31年度、地域医療介護総合確保基金に係る事業提案を県に要望されたとお聞きしております。

そして、介護業務の扇のかなめであるリーダー的主任ケアマネジャーを養成し、そのリーダーが地域において、本来の活動ができる環境をつくり上げることは非常に大事なことだと思っております。

そこで、主任ケアマネジャーの資質向上に向け、県はどう取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 主任介護支援専門員は、医療・介護サービス提供者との連絡調整に加え、他の介護支援専門員への助言・指導など、地域全体の相談役としての役割が求められております。

県としましても、今後、地域包括ケアシステムの構築を進める上で、その資質向上を図るこ

とが大変重要であると考えております。

このため県では、県介護支援専門員協会と連携し、主任介護支援専門員向けの基本的な技術を学ぶ法定研修を行っておりますが、さらなる指導力の向上を図っていく必要がありますことから、同協会と丁寧な意見交換を行いながら、より高度な技術や指導力の習得など、スキルアップが図られるよう、研修の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高博之議員 現場を、行政職員も知ることがすごく大事で、現場の捉えている問題と、行政職員の皆さんが捉えている問題というのは違いがあるなということを感じさせられたわけがあります。

牛谷先生から、ファイブスターケアマネジャー認証制度を、全国に先駆けて創設したらどうかという提案もございました。

知事も、ファイブスターケアマネということとは、多分、牛谷先生から聞かれていると。牛谷先生が言っていましたので、多分そうだと思いますが、ぜひ、このファイブスターケアマネジャー（五つ星ケアマネジャー）の育成を——基準が必要だと思うんですね。どういう基準で認証していくのか、調査研究をしっかりしてもらって、本県ならではのケアマネジャーの育成が、絶対重要だなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、今年度、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村に移行されたわけですが、意見交換会の中で、特別事業所加算の解釈について、県と、ある市町村の意見が違う案件があり、結果的には、その市町村の方が解釈を間違っていたことに気づき、解決したわけであり、こういった事案は、今後も起こり得る可能性があるかと、危惧をしております。

市町村職員も、平成30年度に指定権限が移譲されたばかりでありますので、戸惑いもあるということも聞いております。

そこで、県は市町村にどのような指導を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県におきましては、権限移譲に備え、市町村向けの説明会の開催や、県が実施する実地指導に市町村職員にも同行してもらうなど、円滑な事務の引き継ぎに努めたところでございます。

しかしながら、一部の市町村に、指導内容について認識の差がありますことから、権限移譲後も、担当職員への研修を開催したところであります。今後、年度内に、指導監督状況について情報共有を行うための連絡会議を開催することとしております。

また、介護支援専門員に対する指導権限は県にございますので、居宅介護支援事業所の不適切な事業運営が疑われる場合には、市町村と合同で監査に入るなど、指導内容の平準化・適正化に向け、あらゆる機会を捉えて、市町村への支援に努めてまいりたいと考えております。

**○日高博之議員** ありがとうございます。結局複雑なんですよ、その監査自体。どっちがどうなのかと。結局、権限が移譲されたから県は関係ないんですよということじゃなくて、福祉保健部とかが、もっと前向きに頑張ってもらいたいという気がしておるんですよ。それは部長、あと4カ月ですが、ぜひお願いをしたいと思っております。

次に、女性活躍についてお伺いいたします。

人口減少社会を迎え、労働人口の減少による生産力の低下が懸念をされております。このような中、本県の就業者に占める女性の割合は、

国勢調査によると、平成22年が46.2%、平成27年が47%と徐々にではありますが、増加傾向にあります。

女性の有業率、つまり15歳以上に占める有業者の割合であります。グラフにすると、結婚・出産期に当たる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いたころに上がっていく、いわゆるM字カーブを描くわけです。

私は、特別委員会の調査で、女性就業促進の取り組みについて、先月、滋賀県を訪問いたしました。

滋賀県の女性の有業者も、同様にM字カーブを描いており、仕事と家庭の両立支援の取り組みに力を入れておられました。

そこで、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性等を対象に、就労に至るまでの個別相談や求人情報の提供などをワンストップで実施し、就労支援を行う「マザーズジョブステーション」を、平成23年度から県内に3カ所設置しておりました。

その結果、育児をしている女性の就業率がかなりアップするという成果があらわれたということでもあります。

私は、働きたい女性が、その希望をかなえ、社会で活躍していくためには、就労支援などの取り組みが大変重要であると考えております。

そこで、女性の就労に関する本県の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 働く女性が増加する中、継続して就業することを望んでいるにもかかわらず、出産・育児・介護を理由に離職する女性も依然として多いことから、就業の継続や起業、一旦離職しても再就職できる環境の整備が大変重要であると考えております。

県では、再就職、起業、キャリアアップなど

の女性の就労等を支援する「女性活躍相談窓口」を県男女共同参画センターに設置するとともに、セミナーを実施するなど、働きやすい環境づくりを支援しているところであります。

また、女性の就労支援を効果的に促進するため、県と労働局や関係団体で構成します「女性の活躍サポート連絡協議会」を設置しているんですけども、お話にありました、労働局が行っている「マザーズハローワーク」などの仕事と家庭の両立支援の事業や、商工団体が行う起業支援などの取り組みに対する連携強化を図っているところであります。

**○日高博之議員** ありがとうございます。ここは、商工観光労働部に女性活躍局というのがあるんですね。男女共同参画の部分と総合政策、商工ですね、井手部長。一体的にやっていますよ。特にここは、知事が女性の知事だったという強みがあるんですね。ここを中心にやられると。その辺も勉強になるんじゃないかなと、正直、思ったところであります。先ほども言いましたが、人口減少の進行は、本県は早く進んでおります。女性が多く働いている医療・福祉・介護分野の担い手不足も懸念をされております。

そのような中、女性に対する就労支援の取り組みだけではなく、政策や方針決定過程での女性の多様な働き方ができる環境づくりを進めることも重要であると考えております。地域社会のさまざまな分野で女性が活躍していくことは、本県の活性化にもつながると考えております。

そこで、人口減少時代を迎える中、さまざまな分野における女性の活躍は重要と考えますが、県の見解を、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 人口減少・高齢化の進展により、社会を支える世代の人口が減少していく中で、議員お話しのとおり、女性が意欲と能力を生かしながら活躍の場を広げることが、社会の多様性や持続可能な発展を生み出す原動力になるものと考えております。

県では、女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込んだ「第3次みやぎ男女共同参画プラン」を昨年3月に策定しまして、審議会等への女性登用を初めとした女性の参画拡大を推進するとともに、就労環境の整備や男性中心型の働き方の見直しを図るため、男性を含めた育児休業の取得促進や長時間労働の抑制など、あらゆる分野における女性の活躍を推進するための取り組みを進めているところであります。

**○日高博之議員** ありがとうございます。日向に山陰神社というのがありますよね。ことしもこの神社の祭り、みこしに日向土木事務所から7名参加をしていました。地域活性化のために。祭りを盛り上げていただいたわけですね。その中で、女性職員が2人、担ぎ手として参加をされました。男性に負けじと担ぐ姿に、その氏子総代の方とか地域の方が、本当に泣いて喜んでいましたよ。

これは、山陰神社1302年の歴史の中で初めて女性がみこしを担いだということもあって、女性の活躍には、さまざまな立場で活躍する場面というのがあるなと感じたわけでありまして。ことしも引き続きセトナガイズムが浸透している証左じゃないかなと感じたところであります。敬意を表したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

次に、先日、地元で看護師の方々とは意見交換をする機会があり、その中で、「育児休暇をとりたいけど、仕事が忙しいときに育児休暇をと

りたいと言うと、上司にいやな顔をされるのではないか」、また、「経営者にも、とても言いづらい」などの意見を伺い、やはり、妊娠、出産、育児で離職することなく、働き続けることのできる環境づくりをするためには、経営者が女性の働き方そのものを理解する必要があると考えます。

そこで、職場における女性の活躍は、経営者の意識が重要であると考えますが、県の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 県の取り組みでございますが、企業、関係団体、行政で組織します「みやぎき女性の活躍推進会議」において、女性活躍推進のための講演会や研修会等を行っておるところであります。

講演会では、これからの時代を企業が生き抜くためには、多様な働き方の推進が不可欠であることや、その実現には、経営者自身の意識改革が最も重要であることをテーマとして、ワーク・ライフ・バランスや多様な人材の活用を推進しておられる著名な経営者の方を県外から招聘し、講演をいただいているところあります。

さらに、今年度の新たな取り組みといたしまして、県内企業の経営者等と、その会社の女性社員がペアで参加していただきまして、女性が就業を継続する際に直面する課題について一緒に考える「女性の就業継続支援セミナー」を、来月開催することとしているところあります。

**○日高博之議員** これはすばらしい、効果のある取り組みだと思いますので、部長が考えられたのかなと若干考えるんですけど、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、進洋丸の代船建造についてお伺いいたします。

この件につきましては、第一人者であります坂口議員が、再三質問したところありますが、進洋丸は、建造から14年を超え、毎年実施している修繕経費が右肩上がりに増加し、直近の平成27年には7,500万、平成28年には9,100万となっております。

また、部品交換が不可能なアンチローリングの故障、自船のGPSなど、トラブルもあっております。平成28年度には第2次航海のときにエンジントラブルが発生し、出航のおくれが生じるなど、老朽化が顕著であります。

こういった状況を踏まえると、船齡的に代船建造の時期が近づいていると思っておりますが、代船建造の状況について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」につきましては、今議員からお話がありましたとおり、建造から14年目を迎え、老朽化に伴うさまざまな設備等の不具合が生じてきておりますことから、代船建造が必要な状況となっております。

このため、本年1月に開催されました、国の補助対象を決める「代船建造調整会議」におきまして、本県は、平成33年度（2021年度）からの建造の意思を示しまして、国や他県との調整を行っているところあります。

県教育委員会におきましては、代船建造に向け、進洋丸の具体的仕様等を協議する「代船建造委員会」を、来年度早々設置することとしておりまして、現在、体制づくりを進めているところあります。

**○日高博之議員** ぜひ、1年でも1日でも早い代船建造、これは願ひでございますので、よろ



しく願います。

以上で終わります。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 世界は今、かつてないスピードで変化しております。

このわずか5年余りの間に、人工知能は急速な進歩を遂げ、さまざまな分野で人間の能力を凌駕しようとしております。

次の5年、いや3年もあれば、世界は、私たちが今、想像もできない進化を遂げるに違いない。そうした時代にあって、私たちもまた、これまでの常識を打ち破らなければなりません。私たち自身の手で、今こそ、新しい日本の国づくりをスタートするときであります。

何か耳に覚えがあらうかと思いますが、これは、10月24日の臨時国会冒頭の安倍総理の所信表明の一部であります。

安倍総理は、最長3期9年とする自民党総裁の任期が満了となる2021年9月までを見据え、所信を述べられたものと言われております。

河野知事は、宮崎県知事として2期8年の間、県政のかじ取りをしてまいられ、今回3期12年後までを担うべく知事選に臨まれるところであります。

我々自由民主党は、前回に引き続き河野知事を推薦し、3期まではしっかり頼むぞと、県民の代表として全力を挙げて支える立場でありま

す。河野知事には、常に宮崎県民の声に耳を傾け、宮崎の現状にしっかり向き合い、県民本位の県政を力強く推し進めていただきたいと、大いに期待をしております。

3期目にもなれば、慢心は起こらないか、初心は持ち続けられるかなどと心配する声もありますが、それは御本人がしっかり精進をなされるところ。性根据えて宮崎ファーストを徹底していただきたいと願っております。

また、今回は、「3期まではやるべし」と、県内経済10団体が大変早い段階から3期目知事選への出馬を要請し、そしてまた「連合宮崎」においても、早々と推薦を決められました。これは、3期12年に対する期待の大きさがあらわれた結果でもあらうと思ひ、河野知事には、これをしっかり肝に銘ぜられ、知事選を戦われんことを望みます。

これら我が思いの一部を申し上げ、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

知事は、これまで幾度となく、「宮崎県の将来を担い得る姿勢は、誰にも負けない」旨の発言を重ねてまいりましたが、その気概は今も変わらず持ち続けておられるのか、真に身命をかけて、「何はさておき宮崎のために」「全国標準ではなく宮崎ファーストのために全身全霊を」とする本県を代表すべく政治家たる河野俊嗣としての宮崎魂を、間違いなくお持ちとしっかり感じておられるか、選挙を前にいま一度お聞かせください。

ところで、知事は、次の期の公約となる政策提案を先日晒されました。そして、それには、これまでの2期8年の成果を生かしつつ、「安心と希望あふれる未来」を築いていくため、「人口減少問題への対応」など4つの柱を立て、これらの考え方にに基づき、今後4年間で重

点的に取り組むべきさまざまな提案がなされております。

振り返りますに本県は、8年前の口蹄疫で非常に大きなダメージを受けました。そして、そこからの経済の立て直し、これが河野県政のスタートに際しての大きな課題となったのであります。

これまでの取り組みの結果、農業産出額は、口蹄疫前の水準を超え、毎年増加しており、フードビジネスなどの成長産業や中核企業の育成、輸出拡大など、復興から成長への新たな流れも始まり、また、全国最下位に甘んじていた高校卒業後の県内就職率についても、わずかではありますが、改善の方向にあります。

今回の提案は、これらを踏まえた上で、人口減少という流れの中にあっても、「希望ある宮崎県」を築いていこうという政策提案であり、その考え方には理解を示すべきであろうと思っております。

しかし、ここで問題なのは、それらの結果、どのような宮崎県ができるのか、その姿が全く見えないのであります。

今、国、地方を挙げて地方創生の取り組みが進められてはおりますが、それでもなお東京への一極集中は加速の方向にあります。地方創生とは、現実的には、地方と地方とが生き残りをかけて戦う、食うか食われるかのまさしくサバイバル競争であります。生き残るために宮崎はどの方向へ進めばよいのか、そして、その先にはどのような宮崎の姿があるのか、これを示し、県民のエネルギーを結集し、そこへと向かわせる、これがリーダーには求められると思っております。

3期目を決意された知事に、これまでの県政運営について、御自身ではどう評価をされてい

るのか、また、これからどのような宮崎県を目指されるおつもりかお尋ねし、あとは自席から伺ってまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

私は知事就任以来、2期8年にわたり、この愛する宮崎の発展のために、1期目には「口蹄疫等の災害からの復興」を、そして2期目では、「復興から新たな成長へ」を最大の使命と考え、取り組んでまいりました。交通基盤の整備充実、フードビジネスやグローバルな市場開拓、本県の魅力や発信力を高めるための世界ブランドづくり、産業人材の育成などに全力で取り組んできたところであります。

その結果、東九州自動車道など交通インフラの大きな前進や、大型案件を含む企業立地の進展、農業産出額や輸出額の拡大、宮崎牛の3大会連続となる内閣総理大臣賞の受賞、世界農業遺産やユネスコエコパークの登録、さらには1人当たり県民所得の増加など、将来につながる具体的な成果があらわれてきております。着実に、本県の新たな成長に向けた流れを築くことができているものと、確かな手応えを感じているところであります。

一方、急速な少子高齢化を迎える中で、地方創生を初め、人材確保や中山間地域対策、医療・介護・福祉の充実など、取り組むべき課題は山積をしております。中でも、人口減少問題への対応が喫緊の課題となっております。

このため、3期目におきましては、これまで築いてきた成長の流れをしっかりと軌道に乗せ、「安心と希望あふれる未来へ」をテーマに、今後の県づくりを力強く進めてまいりたいと考えております。そして、そのような努力の結果として、未来を担う若者が本県で暮らし、

働き、結婚し、子供を産み、育てたいと思えるような、魅力的で希望が持てる宮崎を築いてまいりたいと考えております。

また、人生100年時代を迎え、医療・介護・福祉が充実するとともに、さまざまな自然災害への備えが進み、安全・安心で心豊かに暮らせる宮崎、さらには、スポーツや文化を通じた、より一層のブランド力の向上によりまして、本県の魅力が国内外に広く認知をされ、観光交流や農林水産品の消費拡大による、活力に満ちた宮崎を実現し、人口減少の中にあっても、県民の皆様が安心と希望を持って暮らし続けることができるようにしたいと考えております。

私は、次期県政を負託いただけるのであれば、これまで積み重ねてきた実績、経験も最大限に活用しながら、人口減少を初めとする困難な課題にも果敢に挑戦をしてまいりたいと考えております。そして、私が先頭に立って、県民の皆様とともに、宮崎の未来を担う若者や子供たちが、郷土・宮崎への誇りや愛着、そして、未来への希望が持てる、安心と希望あふれる宮崎新時代を実現させるために、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○坂口博美議員** 先頭に立つということ、やっぱりリーダーシップというのは大変大切なこととか、欠いてはならぬことだと思います。言われたこと、実現をした姿を見ると本当にバラ色なんです、やる、やらないは、やっぱりこの県職員という頭脳集団、これがいかに一致協力、団結するかだと思っんです。星原議員も先日言われたけど、今相次ぐこの不祥事とか、知事の陳謝の回数、これはやっぱりリーダーシップという言葉だけがまだ遊離しているような印象とか、遊離していると思わざるを得

ない状況にあります。ぜひ魂を入れて頑張っていたきたい。

私ども県議会ではこれまで幾度か、知事の多選について、その自粛などに係る協議もしてきた経緯もあります。今これをここでどうというわけではありませんが、3期12年は一つの節目というつもりを持って、次期任期内には、河野ビジョンを仕上げるつもりでぜひ頑張っていたきたいと思っております。

人口減少問題について伺います。

約150年前の明治5年に3,500万人であった我が国の総人口は、平成22年には1億2,800万人まで増加したものの、これをピークに、その後は減少へと転じ、高齢化が進む中、同時に出生数が減少し、加えて合計特殊出生率も、人口維持に必要なとされる数には、はるか及んでおりません。

これらをあわせ考えますとき、これから先も人口減少は、かなりな期間続くと覚悟すべきであります。

例えば、本県における年間出生者数は9,000人弱であります、仮にその子供たちが80歳まで生きるとすれば、これを掛け合わせると72万人弱となり、この数字こそが本県の人口実力であると言わざるを得ません。

そのような中で、これから先も依然として都市部への人の流れが続くのであれば、地方はますます疲弊し、さりとて都市部では暮らしにゆとりが持てず、結果、少子化は改善されようもなく、都市部もまた衰退の道をたどるほかはないと察します。

このままではいけない、しかし、何をなすべきかは暗中での手探り状態といったような、極めて困難な課題であります。

そして、このような変化に伴い、社会や経済

のありようは、当面は高齢者の割合が増大し、結果として、人口全体に占める就業者の割合が低くなる。そこで、就業者1人当たりの生産額が変わらないと仮定すれば、当然ながら経済面においては、人口減少の程度を上回る縮小を引き起こすこととなります。そしてまた、所得が少ない人たちの人口がふえるのは当然のことであり、経済縮小に一層の拍車がかかることとなります。負のスパイラルであります。

そこで、これをカバーするには、女性の活躍はもとより、定年の年齢引き上げなど、人口当たりの就業者割合を下げないような工夫が求められます。

そのような中で、知事は、来期に向けての政策提案の筆頭に、「人口減少問題に徹底して取り組む」ことを掲げられましたが、この問題にどう対応されるのか、お尋ねいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 我が国の人口減少は、東京一極集中を背景としまして、長い歴史の中で形成をされてきた構造的な問題であります。これを一気に解決するというのは大変困難ではありますが、私は、この流れを何とか変えたいという強い思いで、人口減少対策を政策提案の筆頭に掲げたところであります。

本県は15歳から24歳、若年層が進学・就職等で県外へ流出していく。例えば、県外大学への進学者は、毎年3,000人以上となっておりますが、こうした若者が県内に戻って就職するようになれば、状況は変わってくるのではないかと考えております。

このため、まずは、成長産業の育成等によりまず雇用の場の確保とともに、企業や採用の情報をお届けする新たな仕組みづくり、キャリア教育の推進に注力をしてまいりたいと考えております。

また、出生率につきましては、市町村ごとに状況が異なります。各市町村と十分に連携をし、企業や各種団体の協力も得ながら、地域の特性に応じた対策に取り組んでまいりたいと考えております。

さまざまな取り組みを総合的に進めることによりまして、将来の社会減ゼロと合計特殊出生率2.07の実現に向けた道筋をつけられるよう、全力を傾けてまいります。

**○坂口博美議員** それからまた、4本柱の1つに、「地域経済の着実な成長を図る」と掲げられ、その中では、フードビジネスなどの成長産業の育成、地域経済を牽引する企業の育成、農林水産業の成長産業化などを記しておられますが、これらは、これまでの取り組みがある程度うまく進んできたことを受けての提案であろうかと思っております。

しかしながら、例えば政策提案を見ますと、平成27年に4,995億円であった食品製造業出荷額については、3期目終了までに5,500億円にまで伸ばすとしておられます。御案内のように、当該出荷額につきましては、平成23年から27年までの4年間で、814億円も伸びた大きな成長業種であります。そして、既に平成28年には5,369億円の実績があり、知事が目標とされる5,500億円までには、3期目4年間でわずか131億円の増で事足りるのであります。このように、成長分野にてさえ手がたくありながら、さりとて本県で、これにまさり期待すべくは何かを察するとき、それは察するにかたくないのであります。

加えまして、労働力不足やT P Pの発効など、今後障壁となりかねない問題も出てきております。

このような中、知事は、こうした「外から稼ぐ産業」の現状をどう評価され、どのような点

を伸ばしていかれるつもりなのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、労働力不足、TPP11の発効など、本県産業への影響が懸念をされます中で、地域経済の着実な成長を図るためには、やはり、本県の強みや特性を生かした外貨を稼ぐことのできる「強い産業」を育成し、伸ばしていくことが重要であると考えております。

これまで、フードビジネスや東九州メディカルバレー構想など、重点分野の振興、また地域経済を牽引する中核的企業の育成によりまして、新商品の開発、また海外も含めた販路拡大に取り組む企業が増加するなど、「新たな成長に向けた流れ」ができているものと考えております。

今後は、こうした流れをさらに促進し、フードビジネスや、航空機を初めとする輸送機器、ICT産業など、成長性や付加価値の高い分野を中心に、産業振興の一層の強化を図り、若者定着のための魅力ある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、御指摘のありました食品製造業出荷額の目標値につきまして、少し説明をさせていただきますと、この政策提案を提示した時点で、確定値は平成27年の数値4,995億円でありました。それを何とか今後4年間で500億円程度伸ばしていきたいという思いで設定をしたものでありますが、その後、御指摘のとおり、平成28年の数値が明らかとなりまして、これが5,369億円。非常にぐんとまた伸びたところでありまして、したがって、現時点としましては、5,369億円と伸びた時点から、さらに500億円程度の成長を目指してまいりたい、そのように考えております。

○坂口博美議員 ただ、27年を基準年とすると、それから4年間という、31年なんですね。でも知事の公約には、次の任期4年後に果たす、到達するところとして5,500億円を挙げられているわけです。だから、そういうことは抜きにして、5,500億円の公約された数字というのを5,900億円ぐらいに修正されるという理解でよろしいわけですね。

では次に、地方法人課税の偏在是正措置について伺います。

地方の最も重要な自主財源であります地方税について、人口1人当たりの税収額で見ますと、現在、最大2.4倍の格差が出ておりますが、来年10月に消費税率が引き上げられますと、大都市ほど大きな増収が見込まれますことから、これに対処すべく、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが、平成31年度税制改正における論点となっております。

このため、これについては、国において検討が進められ、先般、報告書が取りまとめられたところでありまして。新たな偏在是正措置として、1つには、法人事業税の一部を改めて国税化し、地方譲与税として都道府県に配分すること、もう1つは、譲与税化だけでは十分な偏在是正効果が得られない場合には、交付税原資化を検討することの2案が示されておりますが、私としては、全額を交付税原資化することが最も望ましいと考えております。

つまり、交付税であれば、都市部の不交付団体には配分がなく、全額が交付団体に交付されますので、地方譲与税による場合と比較し、より高い偏在是正効果が見込まれるからであります。

しかしながら、この場合、不交付団体においては、交付税の配分がない中で、国税化された

法人事業税分の賦課徴収を担うこととなりますので、その理解や協力を得ることは容易ではなく、相当の反発も予想され、課題があると言わざるを得ません。

こういったことを総合的に考えますと、その配分に当たりましては、地方譲与税として、人口を基準に再配分することが現実的であろうかとも考えます。この際、知事の考え方をお聞きしたいのであります。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方税のうち、地方法人課税につきましては、特に偏在性が大きいということから、現在、一定の偏在是正措置が講じられているところでありますが、依然として人口1人当たりの税収に、都道府県間で最大6倍程度の開きが生じているところであります。

このため、国において新たな偏在是正措置が検討されておりまして、さきに公表された報告書によりまして、譲与税化を基本とする考え方が示されておりまして、

議員御指摘のとおり、新たな地方譲与税については、「人口」のみを基準として配分することとされておりまして、現行の譲与税は、「人口と従業者数」を基準としたものであります。これと比較をしますと、偏在是正効果がより高まる方法である、これは望ましいというふうに考えておるところであります。

さらに、地方税財源の確保・充実のためには、偏在是正のみならず、地方税や地方交付税の充実が重要でありますので、国における今後の議論を注視しますとともに、機会を捉えて、強く訴えてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** ぜひとも頑張ってくださいいなと思っております。

では続いて、鹿児島県が屋久島周辺海域に設置した浮き魚礁の問題について伺います。

この問題は、平成27年10月に、本県漁業者に何の断りもなく、鹿児島県が屋久島周辺海域に浮き魚礁を設置したことに端を発し、この水域が本県のマグロはえ縄にとって重要な操業海域であることから、操業の支障になるとして、両県間のトラブルに発展したものであります。

これについては、最終的に魚礁設置に際しては国が関係する県への同意を義務づけることにより、決着はいたしました。

ところで、その後この浮き魚礁は、平成28年8月に折損により流出し、その再設置がなされるやに聞いておりますが、再設置については、国による関係県への同意義務づけにより、鹿児島県から宮崎県に対して同意の申し入れがなされているものと思います。

再設置に係る漁業調整の状況につき、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 平成27年の鹿児島県によりまして浮き魚礁設置に伴う問題以降、国において、今御指摘がありましたように、関係県の同意が設置の条件とされたことを受け、平成28年10月に、本県と鹿児島県及び関係団体等で構成する協議会を設置したところであります。

本年6月には、同協議会において再設置に向けた手順が確認をされまして、10月に、鹿児島県から本県に対して正式に意見照会があり、現在、県内の関係漁業者から意見を聴取しているところであります。

屋久島周辺海域は、本県マグロはえ縄漁業にとりまして、極めて重要な漁場でありますことから、県としましては、本県漁業者の操業に支障がないよう、しっかりと調整してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** ぜひ、言うべき点は言うということ、折り合いをつけていただきたいと思

ます。

当時、鹿児島県の知事は伊藤知事でありましたが、浮き魚礁に係るトラブルに際しての、鹿児島県に対する宮崎県の姿勢というのは、見ていて情けないほどに弱く感じ、私自身は、「よもやあり得ないとは思いますが、両県知事の間には、総務省時代の上下関係がいまだに残っているのかな」とすら、理解に苦しんだ調整でありました。今回は、ぜひとも宮崎の漁師の立場で調整に当たっていただくことを求めています。

ところで、本県では平成26年2月の門川沖への浮き魚礁整備を最後に、その後はなされておりませんが、本県沖合における浮き魚礁について、これまでの取り組みと今後の整備方針を、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 浮き魚礁は、カツオやマグロなどの回遊魚が漂流物に集まる習性を利用した構造物であり、カツオ一本釣り漁業やひき縄漁業などにおいて、効率的な操業を可能とするものでございます。

このため県では、平成6年度から日向灘沖合約30キロメートルのラインに、表層型浮き魚礁5基と中層型浮き魚礁10基の整備を行ってきたところであり、随時、耐用年数に達したものは更新をしております。その結果、操業の効率化によりコスト削減が図られ、関係団体より「経営安定につながっている」との声をいただいております。

今後とも、計画的な更新に努めるとともに、漁業者や関係団体の御意見を伺いながら、中層型浮き魚礁から、より効果の高い表層型浮き魚礁への変更も検討していきたいと考えているところであります。

**○坂口博美議員** 国では、去年から、直轄事業として漁場を整備する海域に隣接または近接す

る海域において、高率の補助事業として県が漁場を整備できる広域フロンティア漁場整備事業を始めております。

本県において、この事業の導入を考える場合、国の直轄事業の実施状況やその他の条件などから、これまで本県で整備実績があり、一定の効果が得られているマウンド礁ということになろうかなと思いますが、広域フロンティア漁場整備事業を含むマウンド礁整備の考え方について、お伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** マウンド礁につきましては、海底付近の栄養豊かな海水を光の届く深さまで押し上げ、餌となるプランクトンや小魚を増加させることで、海域の生産力を向上させる効果があります。

県におきましては、これまで、宮崎市内海沖合と串間市宮之浦沖合の2カ所で整備を行ったところであり、整備した漁場付近では、サバの漁獲量が増加するなど、一定の効果が見られているところでございます。

新たなマウンド礁の整備につきましては、今後、漁業者や関係団体の御意見も伺いながら検討を行ってまいりたいと考えております。

また、広域フロンティア漁場整備事業を活用するためには、国直轄事業の実施が条件となっておりますので、まずは、日向灘海域において国直轄事業が実施できるかどうか等、国と協議を行ってまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 直轄事業ですけれども、今、水産庁長官は、以前、本県で漁政課長を務められた長谷長官でありまして、国の直轄になる、今が最大のチャンスかな、またとないチャンスかなと思います。今、調整の話をされましたけど、具体的には、やっぱり大型底びき、沖合底びきの心配を持つ漁業形態があるということに

なろうかと思えます。ただ、今、大型底びきなんていうのは1隻くらいですよ。それが宮崎に来るということは、ほぼ認めない。高千穂丸も持っているわけです。ですから、そこらやる気を出して前に進め、そういった課題は解決してあげるということを前面に出さないと、調整調整と言ったってプラスとマイナスを一緒にしろという話ですから、なかなかいかないです。

農業問題に移ります。

まず、主要農作物の種子制度について伺います。

主要農作物種子法は、戦後、食糧増産が国家的課題であった昭和27年に制定され、稲や小麦などの5品目いわゆる「主要農作物」の種子を対象に、奨励品種の選定、原原種及び原種の生産、種子の審査などの手続を都道府県に義務づけることにより、主要農作物における優良種子の生産・普及に寄与してきましたが、本年4月1日をもって廃止されました。

法律廃止に伴い、既に一部の府県では、主要農作物の採種事務を民間に移行するなどの動きが出てきているようであります。

また、これについて本県では、先般、農業団体から本県議会に対して、主要農作物種子の公的種子制度を継続していくための条例制定の要請がなされております。

農家や関係者の間では、法律廃止により、大手種苗メーカーに種子が独占化されるのではないかとといったような不安が大きいようではありますが、主要農作物種子法を廃止した考え方について、国からはどのような説明を受けているのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 国からは、主要農作物種子法廃止の主な理由といたしまし

て、一つは、制度発足時と比べて、種子生産者の技術向上により、種子の品質が安定したことから、全ての都道府県に対し、優良品種の決定や原種の生産等を義務づける必要性が低下したこと。

もう一つは、種子法が、都道府県中心の制度となっており、民間企業が参入しにくく、民間のノウハウを活用した種子の開発・供給に支障を来しているためといった説明を受けているところであります。

**○坂口博美議員** 民間のノウハウ活用への道を開くためということでありましたが、実際は、現行の都道府県中心の育種に限界が来たということであらわしているとも言えようかと思っております。その一方で、本県の肉用種雄牛造成については、民間により県内各地域ごとに管理されていた改良や増殖は、昭和48年の県家畜改良事業団の設立を経て、その後は県による一元管理となりました。これは、先ほどの種子法廃止とは全く逆の動きであります。

ところで、当然のことではありますが、子牛市場において高い評価を受ける種雄牛には、繁殖農家からの利用が殺到することになり、これが世代をつなぐうちに血が濃くなり過ぎるなどから、肉用牛経営へ深刻な影響を及ぼす心配がありますが、これに係る具体的事例及び対応などについて、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 種雄牛づくりにつきましては、生産者の皆様の御理解や御協力を得ながら、県域団体や地域のJAなどで構成される宮崎県肉用牛改良委員会を中心に、関係者が一体となって取り組んできているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、子牛市場で評価の高い種雄牛については、その利用が



集中することで、血統に偏りが生じるおそれがあり、そういう中で、血が濃くなり過ぎますと、発育不良や受胎率の低下など肉用牛経営に悪影響を及ぼす可能性があると言われていたところでもあります。

このため、県といたしましては、県内の繁殖雄牛の血統を考慮しながら、改良に必要な種雄牛の凍結ストローを、他県や民間などからも適宜導入し、本県種雄牛の改良を図ってきたところあります。

今後とも、肉用牛経営に貢献できるよう、関係団体と協議しながら、適正な交配による肉用牛の改良及び種雄牛造成に取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** つまり、問題を抱えたときに自己完結ができなくなって、よその県や民間の力をかりているということであろうかと思えます。果たして事業団の一元管理でいいのかなと思えますが、周りを見ますと、民間には、そういった担い手とか、そういう技術すら残っておりません。これは慎重に考えていかないと思っておりますので、今後の問題としていきたいと思っております。

次に移ります。そして同時に心配しているのが、みやざき地頭鶏であります。みやざき地頭鶏の生産につきましては、畜産試験場が種鶏の改良と増殖を行い、県内4カ所のひなセンターが、試験場から供給された種鶏のひなを育成し、育成した種鶏から生産された素びなを県内生産者へ供給するという仕組みになっております。

そして、その流通販売については、生産者等で構成される「みやざき地頭鶏事業協同組合」にて、販売促進のための普及・PR活動に努められた結果、供給羽数は右肩上がりにふえ、こ

の10数年間は九州1位の座を守ってきました。

しかし、平成29年度の出荷羽数では、福岡県の「はかた地どり」が全国第3位、九州第1位。本県は九州第2位になったと聞き、今後が大変気がかりであります。ここ数年間のみやざき地頭鶏の出荷羽数及び平成30年の出荷見込みをお聞きし、順位が下がった理由についてもあわせてお聞かせください。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** みやざき地頭鶏の出荷羽数のもととなります素ひな供給羽数の動向につきましては、平成25年度以降70万羽を超えて推移しておりましたが。平成29年度は61万4,000羽と減少し、平成30年度も、さらに減少の見込みとなっております。

これまで生産者で組織する「みやざき地頭鶏事業協同組合」と一体となって、素びな供給から生産、さらにはブランド力向上に取り組んできた中で、供給羽数が減少したこと、また九州1位の座を譲ったことを大変残念に思っております。

みやざき地頭鶏が順位を下げたことにつきましては、昨今の飲食業界における厳しい競争の中で、主要な指定店での取扱量が減ったことも大きな要因と考えております。

このため、県といたしましては、他産地の動向や消費者ニーズ等も踏まえながら、新たな指定店の開拓など、販路拡大に向けて、生産者や組合とも十分連携し、スピード感を持ってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** みやざき地頭鶏の出荷が減少したということは、本当に深刻だと、私も思っております。今、部長は要因について、指定店の取扱量が減少したと言われましたが、その内容について詳しくお願いいたします。

**○農政水産部長(中田哲朗君)** ひな供給羽数

につきましては、平成29年度は、前年度に比べ約9万羽減少をしております。

そのうち、大口の指定店に出荷する生産者分が約5万羽、それ以外の個々の指定店分が約4万羽となっております。

**○坂口博美議員** 大型指定店というのはエー・ピーカンパニー系列店のことであろうかと思いますが、同社系列の店舗全体で総出荷羽数の約半分を扱っておりますので、系列以外の指定店での減少が合計4万羽になります。ということは、ほとんどの指定店が同様に消費を落としているのではなかろうかと考えられるわけですが、そうなりますと、減少の理由には何らかの共通点があるやに思えます。出荷羽数の減少について、知事の所見をお願いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** みやざき地頭鶏であります。これまで生産者、また関係の皆様のご御尽力によりまして、全国で5本の指に入るくらい、トップクラスの地鶏として、生産量を伸ばしてきたところでありますが、今答弁にありましたように、昨年度、販売店の形態にかかわらず、全体として出荷羽数が減少したことにつきましては、深刻に受けとめているところであります。

現在、生産コストの面や販売価格、また消費者ニーズの変化への対応など、さまざまな観点から、原点に立ち戻って検証を進めているところでありますが、まずは、九州第1位の奪回に向けまして、危機感を持って、関係団体と連携をしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 28年度からぐぐんと落ちたわけですね。わからないんですけど、28年は地頭鶏に係る問題というのが大きく報じられました。そういったことも含めて、原因はよほど真

剣に当たっていかないと、回復策というのは難しいと思うんです。ぜひ全力で当たっていただきたいと、お願いしておきます。

次に、林業問題について伺います。

無人ヘリによる林地除草剤散布についてであります。県では10月から、先端技術を活用し、下刈り作業の省力化に向けた技術開発を開始したという報道がありましたが、まず、その取り組み内容と今後の進め方について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長(甲斐正文君)** 本県の林業従事者は減少傾向にあり、中でも、植栽した苗木の周囲の雑草を刈り払う下刈り作業は、足元が不安定な山の斜面において、暑い時期に蜂や蛇を避けながら人力で行われるため、その省力化が大きな課題となっております。

このため、下刈り作業の省力化に向けて、GPSや無人航空機と農薬を組み合わせた技術開発に取り組むこととし、10月から、林業や農薬の研究者、無人ヘリのメーカーや、農薬メーカー商社、林業関係団体及び国・県の林務行政機関で構成される技術開発委員会において、研究を開始したところであります。

今月初めには試験地において、山間部における無人航空機の自動飛行に必要な地形データのレーザー計測と、検証に必要な農薬の散布を行ったところであります。今後は、無人航空機による自動飛行や農薬の下流域への影響について確認を行い、その分析や実用化に必要な作業手順等について、委員会で検討していくこととしております。

**○坂口博美議員** 下刈り作業の省力化を進めるということについては、大変重要で、かつ大変な労働でありますので、私もその取り組みを急ぐべきと考えておりますが、そういった中で、

新聞の投書欄などでは、水源でもある森林に農薬を散布することについての懸念も示されていると聞いております。今回の技術開発を実践していく上では、先ほど答えられた委員会には、懸念されている分野の委員は見当たらず、これを加えて議論すべきではないかと考えます。

また、今回散布した農薬は、杉やヒノキの造林木には影響を与えず、ススキや葛などの雑草へ選択的に影響を与える農薬と聞いておりますが、どのような雑草に効果があるのか、選択性のメカニズムと薬品の成分名について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 今回、散布を行いました農薬は、議員から御紹介のあったススキや葛のほか、漆やハゼノキなどの落葉の灌木に効果があるとされております。

また成分については、トリクロピルとテトラピオンというもので、農薬ハンドブックなどによりますと、双方とも茎や葉及び根から吸収され、植物の体内に取り込まれ、植物ホルモンのバランスに作用したり、栄養の代謝を阻害することにより、成長を抑制する仕組みとなっております。

一方で、県にもさまざまな意見が寄せられておりますことから、例えば養蜂など、影響を懸念されている方々の参画も検討した上で、分析結果を踏まえた農薬の選択や散布方法、下流域への影響などについて、技術委員会で慎重に議論していくこととしております。

引き続き、実証を重ねつつ、さまざまな御意見をお聞きしながら、環境に配慮した技術の開発を進めていきたいと考えております。

**○坂口博美議員** トリクロピル等の成分を利用して葉の裏についていて、結構分解まで効果の長い息を持った農薬でもありますし、慎重を期

すべきかなと思います。

そしてまた、伐採後すぐに自生してくるのは、ススキや葛、あるいはアカメガシワやタラの木であります。これを駆除すると、その後で、竹類が芽生えてくることは珍しくありません。特にヤダケやメダケなどは、数本見かけたかなと思っていると、何年もたたないうちに一面を席卷してしまいます。ほかの草や木は何も育たなくなってしまうんです。皆さんも、里山で孟宗竹が猛威を振るっているのをよく目にされるとと思います。

今後の検証の中では、散布技術の確立はもちろんです。散布量や回数、そしてその時期、あるいは散布日と雨の日までの問題や駆除すべき草木の種類など、幅広く取り組まれることを求めています。

ところで、中山間地域では、養蜂業者や天然の蜂蜜を採取する人などに加え、近年ではその価値が見直され、地域おこしの起爆剤にされているジビエ文化、ここからも懸念の声があろうかと存じます。

農政水産部長としては、この問題にはどう臨まれるおつもりか、御所見をお聞かせください。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 林地への農薬散布につきましては、今お話がありましたけれども、養蜂業やジビエへの影響の可能性も懸念されますので、先ほど環境森林部長の答弁にもございましたが、関係者の御意見を伺った上で、慎重に議論していただきたいと考えております。

農政水産部としましても、今後、環境森林部と十分連携を図りながら、この問題に対して適切に対応してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 国の調査で蜂蜜ですけど、本

県は全国でもすごく数の多い、平成27年、4件の被害届が出ていますよね。これは許可の要る養蜂業者からの4件です。これはゼロがほとんどで、北海道、宮崎は突出したかなと思うんですけど、今言われたように技術委員会にしっかりと行って、そこで議論すべきはすべきではないかなと思っています。随分、神経質なことを言うなとお感じかもしれませんが、「何としても山を守らねばならない。そのためには、そこに住んで、山に手を入れてくださる人たちがいなくては、それはかなわない」、このことを最もよく理解しているのは、宮崎県人だと言えます。全国に先駆けての森林環境税がそのあかしだと思います。そして、その背景は、森林が持つ多面的な公益性であります。

ですから、今回の取り組みは、法的基準をクリアできるか否かといった事務的なものではなく、あくまでも、県民のさまざまな懸念に丁寧に応え、その支持を久しく得続けられるようなものへとつないでほしいと願っての、今の質問でありました。

では次に、新田原基地問題について伺います。

この問題につきましては、既に3名が質問しましたが、改めて知事に、今回の新田原基地の問題について御所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 外交・防衛に係る問題は、国の専管事項でありまして、今回の普天間飛行場の能力を代替することに関連します新田原基地の緊急時使用のための施設整備につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の基地負担軽減など大局的な観点から、国の責任においてなされるものと認識をしております。

今回の施設整備は、平成18年に日米間で合意をしました「再編実施のための日米のロード

マップ」に基づくものでありまして、平成19年には、国と地元2市3町の間で、緊急時使用への対応を含め協定が締結されておりますことから、大枠では地元の合意が得られているものと考えております。

しかしながら、具体的な施設の整備内容や規模等につきましては、今回初めて示されたものでありまして、緊急時の使用形態や弾薬庫の安全性、騒音の増加など、地元の不安もお聞きしているところであります。

国では、地元住民に対する説明会なども行っているところでありますが、私としましても、地元寄り添い、県民の安全・安心を確保することを最優先に対応してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 次に、緊急時の新田原基地の使用について伺います。

国は、緊急時とは、一例として我が国が武力攻撃を受けた場合も該当すると説明をしております。新田原基地が緊急時の米軍機の受け入れ基地として使用されることになる場合、米軍や国は、どのタイミングで地元自治体に対して通告をしてくるのでありましようか。

事前通告があるのかどうかを含め、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 国からは、緊急時使用の判断については、個別の状況等を踏まえ、日米間の必要な調査に基づいて行われると伺っております。

また、平成19年に国と地元自治体が交わした協定書におきまして、「国は、緊急時の使用への対応について、その内容がわかり次第、速やかに地元に対し、可能な範囲で説明する。」と明記されているところでありますので、新田原基地が緊急時に使用される場合も、この協定に

基づき、地元自治体に対して速やかに情報提供されるものと考えております。

具体的にどのような手続で地元に対して通知をされるのかについては、今後検討していくと国から伺っておりますので、県民の安全・安心を確保するため、可能な限り早く、適切なタイミングで情報提供していただくよう求めてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** やっぱり可及的速やかな情報提供、これが最も大切ですから、ぜひそれは聞きおくじゃなくて、出向いて行ってでも果たさせるという姿勢で臨んでいただきたいと思いません。

そしてまた、今回示された整備内容の中に弾薬庫が含まれていることについて伺います。

平成19年に地元と国とが合意した協定書は、「再編実施のための日米ロードマップ」に基づくものであります。先ほど答弁されたとおりでありますが、普天間飛行場が有している機能の一部を新田原基地へ移すとするものであります。

そして、その普天間飛行場には弾薬庫は整備されておらず、現在米軍は、弾薬の搭載については嘉手納飛行場にて行っております。

つまり、普天間飛行場が有している機能は、弾薬を搭載して飛来した戦闘機が弾薬を残して基地を離れようとしても、その弾薬を基地内に保管しておくための機能はないのであります。

そしてまた、弾薬を持たず着陸した戦闘機が普天間飛行場において弾薬を装着しようとしても、搭載のための弾薬を基地内に備蓄しておくための機能も、これまた有していないのであります。

したがいまして、私は、普天間飛行場が有する機能の中には弾薬庫は存在しないと思いません

が、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 議員御指摘のとおり、普天間飛行場には弾薬庫がありません。この弾薬庫につきましては、これまで明示をして説明のなかった施設であると認識をしております。

新たに飛来する航空機の弾薬を安全に保管するためには、弾薬庫の追加整備が必要であるなど、これまでの説明の範囲内であれば、おおむね普天間基地の緊急時の受け入れ機能の一部に含まれるものではないかと考えております。しかしながら、詳細な部分については不明な点が多く、地元の不安や懸念も大きいものですから、今後、より詳細な整備内容や運用方法について、一つ一つ国に対して確認を求め、しっかり対応してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 普天間にはその弾薬庫がなく、安全な保管のために嘉手納を使っているんです。じゃあ、新田原に弾薬庫をつくるのが機能としてはおおむね一緒だということになるんですか。まず、「おおむね」という言葉の定義について、この深刻な問題に係る「おおむね」という言葉について、説明をいただきたい。

**○知事(河野俊嗣君)** 施設として弾薬庫はございませんが、運用の面で嘉手納基地の弾薬庫を使われているということでありまして、全体としてその「機能」というところに着目をしますと、緊急時の受け入れ機能の一部に含まれるものではないかと受けとめているところであります。

**○坂口博美議員** いや、機能としては、弾薬を積んでいったのは弾薬を積んで出ないと、置く場所がないんですよ、普天間は。空で来て弾薬を積んでいくにも、置いてあるところがないんです。もしその機能を普天間が果たしていると

なったら、野ざらしで、それこそブルーシートか何かで保管しているか、それとも放置しているか、ないしょで保管しているかということになりますよ。それと、今回の新田原に、危ないからつくるという、だからおおむね一緒なんだということは、これは到底理解できません。改めてお聞きします。機能はあるのかないのか、普天間に。弾薬庫の。

○知事(河野俊嗣君) 弾薬庫の機能自体は、普天間には施設もないわけではありますが、緊急時に使用される場合に必要な施設、その機能として受けとめているところでもあります。

○坂口博美議員 時間が切りがなくなるけど、僕が尋ねたのは、「現在は、普天間飛行場自体が有する機能だけでは実行できない弾薬の装着、それは、普天間が弾薬庫を装備していないからではないのか」ということ。「しかし、新田原に来れば、弾薬庫をつくれれば、普天間で不可能だったことが可能になります。だからつくるんです」という国、防衛省側の言い分。それはおおむね正しいんでしょうという理解をしていると、僕はとったんですよ。この違いがもしなければ、今の違いを無視しなければ、「ある」「ない」、「できる」「できない」を無視しなければ、「おおむね一緒だ」というのは言えないんじゃないかと思うんですけど、いま一度、説明をしてください。

○知事(河野俊嗣君) 繰り返しになりますが、普天間基地には弾薬庫はないところではありますが、運用の中で、嘉手納基地の弾薬庫を使用されている状況があるということでもあります。全体として、緊急時の受け入れ機能を考える上で必要な施設として、今回提示されたものであると考えておるところであります。

○坂口博美議員 弾薬庫というのは最もリスク

の大きい設備ですよ。神経質にならなきゃだめですよ。今のは水かけ論で時間がどんどん過ぎますから移りますけど、知事はたびたび、「自分は県民の安心・安全は先頭に立って確保していくんだ」と言われますけれども、今回、知事自身がこの問題についてなされるべきは何だと思われませんか。

○知事(河野俊嗣君) まずは、地元と同様に県としても、関係機関から必要な説明をしっかり受けるといことであります。先ほど答弁申し上げましたように、具体的な施設につきましては、今回初めて明示的に示されたものでありまして、その詳細な内容についての丁寧な説明を求めていきたいと考えております。

○坂口博美議員 いやそれは求めてなきゃだめですよ。例えば、知事の自宅の近くにできると。最初にびんとくるのは「え、何を入れるの。どれぐらい入れるの」。まず入れる物、それから量。そんなに入れるんだったら、どんな構造で守るのか。それを確認して、家族に「おい、大丈夫だぞ」と言わなきゃ、「何をつくるかわからないけど、大丈夫だよ、俺先頭に立つよ」と言ったって、そんなの通用しないですよ。今あなたがやるべきはそこですよ。防衛省に行って、既に確認されましたか。何を入れるのか、どれだけのものを入れるのか。どういった構造なのかというのは。

○知事(河野俊嗣君) 施設整備の内容につきましては、国から説明を受けた際に、県としては、弾薬庫等の施設の規模、安全性、維持管理の方法等について確認を行ったところでもあります。これに対して九州防衛局からは、施設の規模や工期につきましては、今年度、測量や設計を予定しており、その中で決まっていくということでありました。

また、弾薬庫の安全性に関しましては、国内法に基づいた、非常に堅固で安全な建物を整備し、通常時は自衛隊が適切に維持管理すると伺ったところであります。

まだまだ現時点では不明な点も含め、今後しっかりと確認をしてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** やっぱり説明を待つんじゃないで、いつ行かれて、どなたにどういうことを聞かれましたか、このことに関して。僕だったら飛んで行って、「おまえたちは何を入れるのか、どれだけ入れるのか、安全な設備をつくるのか」と、必ず聞きますよ。言ってくれなきゃ、また次の日行きますよ。だって、もう決めているわけでしょう。そんなばかな話はないですよ、行き当たりばったりで、こんな大切な問題を。

沖縄の翁長知事。僕は信条も違います、考え方も違います、特に安全保障に関しては。ただ、あの人の政治姿勢は立派ですよ。沖縄県民を守るためには、これしかないということで。僕らと考えは違いますよ、行く先は。でもそれを一貫して貫かれて、命を本当にかけてたじゃないですか。この姿勢というのは、右左は別として、どちらにせよ、知事は持つべきです。それは、先ほど言いましたように、宮崎ファースト、宮崎の安心・安全は俺が守る、先頭に立つ。この気概ですよ、大切なのは。これがあつたら、いても立ってもいられず、何度か防衛省に行って、誰に会った、彼に会った、何と言った、けしからん、理解できん、この区別はもうやってなきゃだめですよ。先頭に立って頑張ってください。

時間が参りましたので終わります。(拍手)

**○蓬原正三議長** 次は、重松幸次郎議員。

**○重松幸次郎議員**〔登壇〕(拍手) 本年最後の質問者となりました。公明党宮崎県議団の重松でございます。通告に従い、順次質問を行いますので、知事を初め関係部長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

第197回臨時国会において、連日、活発な論戦が展開されております。10月30日に公明党の斉藤鉄夫幹事長、翌31日に山口那津男代表が、それぞれ衆議院・参議院の代表質問に登壇し、斉藤幹事長は、頻発する大規模災害を踏まえ、「国民の命と暮らしを守るため、今こそ防災・減災・復興という最重要テーマを「政治の主流」に位置づけなければならない」と強調しております。

一方の山口代表は、「将来世代への責任として、人口減少社会、人生100年時代、さらには団塊ジュニアの世代が高齢者になる2040年ごろを見据えた持続的な社会保障制度の姿を示していくことが求められる」と述べ、全世代型社会保障の構築に意欲を示しての代表質問でありました。

そこで私も、この2040年問題から始めたいと思います。

日本は、急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面しており、総務省は本年4月に、「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」を公表し、続けて7月には第二次報告が発表されました。

第一次報告では、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろにかけて迫りくる3つの「内政の危機」を提示し、そのもとで具体的に挙げれば、少子化により社会構造の変化に即した子育て環境の整備が必要となり、小・中・高等学校の統廃合、大学進学率の低い地方圏において高等教育を受ける機会の喪失、医療・介護ニーズ

の増加、労働力不足やインフラの老朽化、そして中山間地域の集落機能の維持が困難になるなど、2040年ごろの姿から逆算する形で取り組むべき課題を整理され、そのために考えられる対応が挙げられております。

第二次報告では、個々の自治体が全ての政策を手がけるフルセットの行政事務を担うのは困難と指摘し、サービス維持の方策として、複数の自治体が「圏域」などの単位で連携して、行政サービスを提供できるよう、法的枠組みの必要性を提示されております。

この報告の共通テーマは、「人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」であります。そこで知事に、「自治体戦略2040構想研究会」の報告を踏まえ、人口減少が進む中での、本県における課題と今後の取り組みの方向性について伺います。

以上を壇上の質問とし、残りは質問者席から伺います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今後、人口減少が深刻化する中では、自治体戦略2040の報告でも取り上げられておりますように、人材の流出による担い手不足によりまして、産業活動の低下、中山間地域の一層の疲弊化に加え、都市部にも影響が広がっていくなど、さまざまな問題が顕在化してくる可能性も懸念されるところであります。

このため、若者の流出抑制やU I Jターンの促進などの社会減対策、女性・高齢者など多様な人材が活躍できる環境づくり、さらには、今後はI o Tなどの先端技術の活用による生産性の向上やイノベーションの創出、公共施設の長寿命化などに取り組むことも重要であると考えております。

これらを総合的に進めることで、人口減少の中にあっても、持続可能で活力ある県づくりに向けて、危機感を持ちながら取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。本県では、全国より速いスピードで高齢化が進み、若者の県外流出がさらに増加することが懸念されております。

報告書の中でも、新たな自治体行政の基本的考え方に言及されており、公共私それぞれの人々の暮らしを支える機能を構築する「プラットフォーム・ビルダー」としての役割や、その際に、自治体の職員は関係者を巻き込み、「プロジェクトマネジャー」となって、新たな活躍の場や豊かな生活環境を求める人材が移住しやすい環境を整備していくことが重要であると提起しています。

さらに、「このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、A I (人工知能) やロボティクスによって処理することができる事務作業は全てA I やロボティクスに任せ、職員は職員でなければならない業務に特化することが必要である」として、職員数の減少に対応しながら、業務効率化のために、A I やパソコン上の操作をソフトウェアで自動化する、いわゆるR P A (Robotic Process Automation) 等の導入で、スマート自治体への転換を促しています。

そこで、本県においてのこれらを見据えた、A I やR P Aなどの新しい技術の活用に向けた取り組みについて、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) A I やR P A



など新しい技術の活用が、民間企業において進んでおりますことから、県庁内の業務の効率化にも十分に寄与するものと認識しております。

また、他の自治体においても、住民の問い合わせに自動応答するサービスや、パソコン作業の自動化など、新しい技術を取り入れた動きも出てきております。

一方で、取り入れるために新たな業務がふえるなど、デメリットもありますことから、コスト意識を持った対応が必要であろうと考えているところであります。

このため、今年度、民間企業と共同で、RPA活用に向けた検証を行ったところですが、例えば、自動車税納税者の住所データの更新に際しまして、今までは手作業で行っていた作業を国関係機関が保有するデータを反映することで自動化するなど、県の業務の中で成果が見込める定型的な作業について、引き続き活用を検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 繰り返しになりますが、「今後、ICTの利用によって処理できる業務はできるだけICTを利用するというを前提とした自治体行政を展開する必要がある」としてあります。

あわせて、「人口縮減時代のパラダイム（方法論）へ転換しなくてはならない」とあり、「それは、行政内部の情報システムについて、自治体ごとに開発し、部分最適を追求することで生じる重複投資をやめる枠組みが必要であり、システム更新時期に合わせて無理なく円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要がある」と提起しております。

つまり、これから広域で自治体の連携を進める上では、個々に開発された情報システムで

は、データの移行や研修・訓練などに互換性がなく、支障を来すためと考えます。この点を考慮してICTの活用、しっかり準備を進めていただきたいと思います。

この第二次報告の最終項目は、「東京圏のプラットフォーム」であります。それは、「東京圏を含む三大都市圏が、それぞれの最適なマネジメント手法を考え、早急に近隣市町村との連携やスマート自治体への転換への対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化し、ひいては我が国全体にとっての危機となる」とありました。

一言で言うならば、「東京問題をどう考えるか」と考えます。

このことについて加藤久和・明治大学教授は、「人口減少時代の国土づくりを考える際には東京圏への一極集中を避けるわけにはいかない。現在では、若者を中心に地方から東京圏への人口移動はとまらず、国際的に見ても人口集積の規模は大きい。こうした過密性が「集積の経済・規模の経済」という利点を提供しているという見方もあり、このことを否定するものではないが、一方で、混雑現象とも言える状況が生じている。」とした上で、若者にとって子供を生き育てる環境のおくれが低い出生率にあること、過密な住宅は高い地価・家賃をもたらす、これが居住スペースの制約や公共施設の設置を困難にしていること、長い通勤時間で育児・仕事の両立を難しくしていることなどを挙げられています。

また、地方から呼び寄せた若者が高齢化する中で、医療・介護サービスの不足は深刻化すると見られ、さらには地震等の災害に行財政や経済機能を集中させているリスクははかり知れないなど、幾つもの課題を指摘しております。

この東京圏の人口集積を見直さない限り、真の地方創生は実現できない。では、なぜ東京圏に人口移動が生じるのか。その原因は、若者を中心に仕事や教育を求めているということ。言いかえれば、若者が求める仕事や教育が地方中心都市に存在するのであれば、過度な人口集積は解消される。これは人口減少時代の新たな国土づくりの方向性に合致するというコンセプトであります。

そのコンセプトにおいて、「自治体は、都道府県レベルよりも上位の地方自治体、九州では「九州広域連携」を軸に議論することが必要」としております。

そこで知事に、真の地方創生を実現するためには、九州が一体となった広域連携も必要と考えますが、そのお考えをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 真の地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの特徴を生かして、みずから考え、持続可能な地域づくりを進めるとともに、特に観光や災害対策など連携をすることで、より大きな効果が期待できる分野については、広域的に取り組むことも必要であると考えております。

このため、九州地方知事会と経済界で組織をします九州地域戦略会議では、九州が一体となった地方創生のアクションプラン、これにJEWEL Sプランという名前をつけて策定して、輸出の促進や外国人誘客のプロモーション、災害時の情報発信や受援体制の構築、大学等と連携した産業人材育成など、各県の強みや特性を生かして相互に補完することで、より効果が見込める取り組みを進めているところであります。若年層の圏域外への流出を防ごうと、何とか九州内にとどめようというようなことを、連携して取り組んでおります。

また、来年、九州でも開催予定のラグビーワールドカップに合わせまして、開催県である3県、その開催地だけではなく、九州各県の周遊を図る広域観光ルートを作成するなど、一体となって取り組んでいるところであります。

今後とも、こうした広域的な連携についても積極的に取り組んで、真の地方創生の実現に向けて、力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 自治体戦略2040構想の実現に向けて、みずからの圏域の姿を具体的に想起し、そして九州一体となって対策に着手していただきたいと要望いたします。

次に、消費税率10%への対応についてお伺いします。

安倍晋三首相は10月15日の臨時閣議で、来年10月の消費税率10%への引き上げを予定どおり実施することを表明しました。

引き上げが予定されていた2015年10月、また2017年4月は、経済への影響を懸念して先送りになりましたが、先ほども議論させていただいたように、急速な少子高齢化に伴って増大する社会保障費を確保するため、我が党も推進すべきと考えます。

そこでまず、今回の消費税率引き上げの意義について、知事はどう認識しているのかをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の消費税率引き上げ分の税収は、年金、医療、介護及び少子化対策等の社会保障サービスのために要する経費に充てることとされております。

現在、国や本県を含む地方におきましては、厳しい財政状況、また急速に進む少子高齢化や社会保障関係費の増大などの課題に直面しているところであります。

全ての世代が安心でき、活躍できる全世代型の社会保障制度を構築し、将来にわたって維持していく安定財源を確保するためには、今回の引き上げは重要な判断であると考えております。

**○重松幸次郎議員** 御答弁いただいたように、社会保障費の充実、少子化対策、また将来世代への負担軽減（財政赤字の縮減）にもつながると考えます。

一方で、消費税率引き上げによる日本経済への影響が懸念されること、また、なぜ財源を確保する選択肢に消費税が有効なのかという疑問の声があることも、承知しております。このことについて、元京都大学教授で現在は京都女子大学の橋本俊詔客員教授は、我が党の機関紙において次のように論じています。

「消費税引き上げにより、一時的に消費が落ち込み、経済に悪影響を与える可能性もあるが、消費税率の引き上げがもたらす経済的影響は中長期的な視点で見たほうがよい。今回の増収分は年金、医療、介護の充実に加え、幼児教育無償化や、給付型奨学金の充実などに充てられ、低所得者に恩恵が届く。つまり、福祉や教育分野への支出が減ることで、実質的にその人たちの所得が向上する。低所得者は、経済的な理由で、生活に必要な商品・サービスの購入を控えている場合があり、所得がふえれば、消費をふやす行動に出やすい。このため、社会保障の充実は、個人消費の増加と経済の好循環につながり、経済成長にも貢献するはずだ。」と評価されております。

一方の、財源確保のための消費税については、「消費税は、税を負担する人と、国などへ納税する人が異なる「間接税」であり、広い範囲で浅く国民に負担をお願いするものだ。所得

税や法人税など「直接税」を引き上げるよりも、日本経済への悪影響が少ない。例えば、所得税や法人税などが極端に高くなると、企業や現役世代の勤労意欲や投資意欲を低下させてしまうだろう。また、現在の社会保障制度は高齢者に手厚い配分がなされている。教育分野の財源にも充てられる消費税を払うことで、高齢者も若者世代を支える姿を見せることができ、現役世代の不公平感の解消につながる。「直接税」の引き上げでは、若者世代の負担感が強まるだけだ。」と解説をいただいております。

先ほど知事は、「消費税の今回の引き上げは重要」とお答えになっておりますが、同じ意見ではないかと思っております。

さて、増税への不安や景気・経済への影響を緩和するため、安倍首相も、「あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応する」と述べられております。しかしながら、消費税は所得の少ない人ほど負担感が重いという「逆進性」があり、少なからず家計を圧迫します。前回の引き上げ時には、駆け込み需要に伴う消費の反動が生じ、経済成長に影響を及ぼしました。

そこで政府は、10%引き上げに合わせて、酒類や外食を除く飲食料品全般と定期購読の新聞（週2回以上発行）の税率を8%に据え置く軽減税率を導入します。食料品の軽減税率は、EUの28カ国中23カ国で導入され、混乱なく運用されています。

軽減税率制度の円滑な実施に当たっては、全ての事業者に必要な準備を完了しなくてはなりません。政府は、「軽減税率対策補助金」を実施しており、10%と8%の複数税率に対応したレジの設置や、受発注システムの改修に対応する準備を促しておりますが、日本商工会議所の

調査によりますと、「約8割の事業者が準備に取りかかっていない」という結果が出ております。

そこで、消費税の軽減税率制度への対応に向けて、商工業者に対して、県としてどのような取り組みを行っているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 軽減税率制度が実施されることにより、家計の負担が軽減される一方、事業者の負担等への影響が懸念されているところであります。

このため、国におきましては、商工業者に対して、適用税率の把握やレジの対応確認など、準備が必要な事柄についての情報提供や、複数税率に対応した機器導入への補助金による支援が行われております。

県といたしましても、制度の円滑な実施に向けて、国や関係団体等で構成される「宮崎県消費税軽減税率制度実施協議会」の一員として、制度の周知・広報等に取り組んでおります。また、商工団体を通して、本制度の留意点や補助金の申請方法、2023年10月から導入されるインボイス制度などについてのセミナー開催や相談窓口の設置等により、商工業者に対する支援を行っているところであります。

**○重松幸次郎議員** さらなる支援をよろしくお願ひいたします。

昨日26日、経済財政諮問会議等で、消費税引き上げに伴う経済対策の大枠が提示されました。社会保障の充実を初め、軽減税率の導入と合わせて、プレミアム商品券の発行や、キャッシュレス決済でのポイント還元、車や住宅などの耐久消費財の購入支援などがあります。

これらを国民にわかりやすく、また実効性の高い施策を望むものであります。

そのほかにも消費増税を円滑に、かつ確実にスタートさせるために、現場での課題を迅速に受けとめ、明確な運用方法の周知を図ることも重要です。例えば、「外食10%と持ち帰りの8%の線引き」や、消費税を取引価格に正しく上乗せする「転嫁対策」、そして、先ほどお話がありました、複数税率に必要とする「インボイス（適格請求書）」の対応——このインボイスは導入から4年後に行われますが——が必要であります。

軽減税率制度の実施について、商店街の団体みずからが理解促進のための取り組みを行っていると聞きますが、具体的な取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 軽減税率制度の周知等につきましては、本年度、県商店街振興組合連合会におきまして、商店街の方々の疑問を解消するための軽減税率制度やインボイス制度等について学ぶ講習会の開催や、特別相談窓口の設置が行われているところであります。

またあわせて、県内4地区で税理士による巡回相談が行われ、軽減税率の対象商品や増税後の価格設定等について、個々の店舗を訪問して相談対応されたと伺っております。

県といたしましても、来年10月の消費税率引き上げと軽減税率制度の円滑な実施に向けて、今後とも、国や商工団体と十分に連携を図りながら、制度の広報・周知に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 関係団体と連携して、導入開始まで、丁寧な説明とサポートをお願いしたいと思います。

ちなみに、先ほどの外食範囲の件でありますけれども、新聞記事では、「店側は販売時に客

に対して、持ち帰りか店内飲食かを意思確認する必要がありますが、店内の掲示で確認する方法も認められています。具体的には「イトインコーナーを利用する場合はお申し出ください」との掲示があれば、申し出がない限り軽減税率の対象として扱って問題がないということでもあります。また、どのようなものが外食に当たるかは、サービスの提供の仕方によって異なります。例えばファーストフード店での場合、テイクアウトは8%、店内飲食は外食扱いになります。そば屋さんなどの店内飲食は外食ですが、出前は、顧客の指定した場所まで飲食料품을届けるものであるため、軽減税率の対象となります。映画館内の売店では、顧客は売店で食べるわけではないので、飲食料品の販売に該当し、軽減税率が適用されます」となっております。

お客様も消費者も、店側も、よくこれを理解し、周知して、しっかり、そのスムーズな運用を期待したいと思います。

次は、地域産業への支援について伺います。

去る9月18日に、公明党宮崎県本部と宮崎県内の主要10団体「宮崎県経済団体協議会」との政策要望懇談会を開催いたしました。

その折にいただいた要望の中から本県に係る課題について、今回は農林業と建設業に関する件をお尋ねいたします。

まず農林業について、JA中央会さんと経済連さんからはともに、担い手不足や所得向上と活性化が課題とした上で、耕作放棄地がふえている「土地利用型農業」が課題であるとお聞きしました。農協としても加工食品への入荷などに努めていますが、さらなる支援が必要と感じているとのことでした。

そこで、土地利用型農業の推進に向けた県の

取り組みを、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 本県の土地利用型農業の振興には、露地野菜の生産拡大や農地の有効活用を進めていくことが重要であると考えております。

特に、加工・業務向けの需要が高まっている露地野菜では、安定した所得が見込める契約取引を推進するとともに、農家負担を軽減する機械化体系の実証や、作業受託を担う農業法人等の育成に取り組んでいるところであります。

また、農地中間管理事業を活用した農地集積を進めるとともに、水田では、米と露地野菜などの高収益作物を組み合わせた、周年利用体系の確立を目指しているところであります。

県では、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、これらの取り組みを進め、収益性の高い土地利用型農業を推進してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 続いて、林業の振興について伺います。

本県の杉の生産量は全国の15%を占め、27年連続日本一を記録し続けております。木材価格も回復基調にあります。皆伐と再生林の時代に入っています。

資源循環型の林業の継続が重要ですが、再生林には費用がかかるので、公共農林予算の確保を訴えておられました。

そこで、資源循環型の林業振興において、再生林対策について県の取り組みを、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 本県の杉を中心とする人工林資源は、全国に先駆けて本格的な収穫期を迎えていることから、今後、資源循環型林業を確立する上では、再生林を進めてい

くことが大変重要であります。

このため県では、再造林を推進していくために、国の森林整備事業による補助を初め、県の森林環境税を活用した、国の事業へのかさ上げ補助を実施しております。

また、今年度から、造林の省力化や低コスト化につながる、伐採から造林の一貫作業システムを事業化するとともに、再造林に効果的なコンテナ苗など、優良苗木の安定供給体制の整備等に取り組んでいるところであります。

今後とも、森林整備事業等の予算確保に努めながら、山会議などを通じ、関係者が一体となった再造林対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 懇談会の中でも農林業従事者は、消防団や地域の学校を支えるなど、中山間地域を支える力となっております。労働力の確保が課題と話されております。

そこで、農林業の新規就業者確保の取り組みについて、環境森林部長、また農政水産部長、それぞれにお伺いいたします。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 林業における新規就業者の確保対策につきましては、就業希望者と事業者を結びつけるため、県内外において就業相談会を開催するとともに、移住相談会へ参加しているところであります。

また、就業者が安心して働くことができるよう、福利厚生や労働安全衛生の充実、就業者の継続的雇用を行う林業事業体への奨励金の交付などに取り組んでおります。

その結果、平成29年度は178名の方の新規就業につながったところであります。

これらの取り組みに加え、本年度から、現場作業員の労働強度の軽減につながる装備等の導入支援に取り組むとともに、来年度からは、

「みやざき林業大学校」を開講し、実践的な人材育成を総合的に行うための各種研修を実施することとしております。

今後とも、魅力ある林業の職場環境づくりを通して、新規林業就業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 農業の振興を図っていく上で、新規就農者の確保対策は大変重要な課題であると認識しているところであります。

このため、大都市圏や県内で就農相談会を開催するとともに、就農希望者に対しては、県内法人等への派遣型就農研修「お試し就農」に取り組んでいるところであります。

また、県立農業大学校が行う、農業経営者等と連携したインターンシップや農業高校との交流の取り組み、さらには、JA等が整備しているトレーニング施設への支援などにより、新規就農者の確保に努めているところであります。

このような取り組みによりまして、昨年の新規就農者数は、平成に入って最も多い406名となったところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携して、本県農業を支える担い手の一層の確保に取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** よろしくお願ひいたします。新規就農を望む人材確保は全ての業界においても、また喫緊の課題ですので、さらなる取り組みをお願いいたします。

次は、建設産業についてであります。

「全国の公共事業費は6兆円で推移しており、それは本当にありがたいが、本県建設業の現状は、以前の950社から500社を切る状況になっている、事業承継も依然厳しい状況だ。また、業界も地方創生のため、担い手確保に週休

2日制などを図りながら取り組んでいる。しかし、継続的な資本整備がないと厳しいのと、単年度会計が課題である。また、1年を通じて仕事がある状況をつくってほしい」とのお話でした。

国に対しての要望でもありますけれども、公共工事における発注や施工時期の平準化の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 公共工事の平準化の取り組みは、労働者の処遇改善や企業の経営基盤の強化を図る上で大変重要であることから、県におきましては、「早期発注」や「ゼロ県債の活用」及び「余裕期間を設定した工事の発注」の3つの施策に重点を置きながら取り組んでおります。

県土整備部では、このうち「早期発注」につきましては、今年度当初予算における上半期契約率の目標を、昨年度末の補正予算を考慮して60%以上と設定し、65%の実績でありました。また、「ゼロ県債の活用」につきましては、今回の補正予算で、昨年度と同額の約35億円の設定をお願いしており、年度間の切れ目ない発注を行うものであります。さらに、工事着手時期が柔軟に運用できる「余裕期間を設定した工事の発注」につきましては、昨年度と同じく100件程度実施する予定であります。

公共工事の平準化につきましては、国・県・市町村が一体となって推進する必要があるため、今後とも、情報共有を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

**○重松幸次郎議員** 職場環境を改善して、資格取得への援助、永年また技術評価への表彰などを駆使し、人材確保を図るべきと考えます。

そこで、建設産業において、人材の育成・確

保は重要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、同じく県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 建設産業におきましては、建設投資の減少などを背景とし、若年入職者の減少や技術者等の高齢化といった問題が生じており、人材の育成・確保は喫緊の課題となっております。

このため県では、産業開発青年隊や産業技術専門校における建設技術者の育成を初め、建設業団体等と連携し、若年者の職場実習や資格取得を支援するとともに、高校生等の若い世代に建設産業の魅力を伝えるため、出前講座やインターンシップの実施などに取り組んでおります。

また、現場の第一線で活躍されている技術者に、誇りと意欲を持っていただくため、技術、技能等にすぐれた方を、優秀施工者として毎年表彰しているところであります。

今後とも、関係機関や建設業界と十分な連携を図りながら、建設産業における人材の育成・確保に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 先日、うれしいニュースがありまして、宮崎県内の建設業関係者の方で、宮崎市の河野誠司さんという方が、国土交通大臣賞の表彰を受けられたと聞きました。またことしも、宮崎県職業能力開発関係表彰及び伝達式が、来月行われます。今後ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

さて、2年前の6月議会でもお尋ねいたしましたが、建設現場を支えるエキスパートとして期待が高まる、「登録基幹技能者」という資格者について伺います。

いただいた資料には、「登録基幹技能者は、

熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者です。平成20年1月の建設業施行規則の改正に伴い、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられ、同年4月から経営事項審査の評価の対象となりました。また、登録基幹技能者の配置が「総合評価」の加点対象項目となっており、元請企業の「優良技能者認定制度」における認定要件として、登録基幹技能者が活用されています」とありました。

また、「登録基幹技能者の公共工事の総合評価における評価・活用について、国土交通省では、平成17年度に北海道開発局が最初に導入し、現在ではすべての地方整備局等が導入しています。また、都道府県・政令指定都市では、平成19年度に長崎県が最初に導入し、平成30年度では22道府県と5政令市が導入しています。さらに、都市再生機構が導入しており、総合評価における本制度の評価・活用は着実に進んでいます」とありました。

そこで、総合評価落札方式における登録基幹技能者の導入について、どのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 登録基幹技能者は、熟練した作業能力と豊富な知識を備え、現場のマネジメント能力を有する者として認定されることから、県におきましては、国に準じまして、今年度より専門工事の入札において、主任技術者の要件を満たすものとして位置づけたところであります。

総合評価落札方式におきましては、国や他県で登録基幹技能者を評価している事例もありますが、職種や地域によりまして技能者数が少ないことや、企業においては資格取得のための負

担が大きいなどの課題が見受けられております。

一方で、国は、来年4月から運用予定の建設キャリアアップシステムを活用した技能者の能力評価制度を新たに導入し、今後、高い技能・経験を有する登録基幹技能者等の公共工事での評価方法を検討すると伺っております。

県としましては、建設業団体と意見交換を行いながら、総合評価落札方式も含め、公共工事での評価方法について検討してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 2年前の答弁でも「登録基幹技能者の有資格者が少なく、地域によって偏りが出る」と、その答弁が変わらないのが残念であります。総合評価における都道府県の活用で、九州・沖縄の工事件数は、平成29年度でも468件、全国では1,553件、平成25年では374件でありましたので、4.1倍にふえております。

発注者の声も記載されておりますので、1つだけ紹介します。「県内の登録基幹技能者数が少ないが、技能者の増加促進及び改正品確法の趣旨を踏まえ、より一層の技能者の活用促進と処遇改善を図ることが重要であることから、登録基幹技能者制度を活用している。」という発注者の声があります。

実は、私の次男が長崎県の建設業の会社に勤めておりまして、電話で、この登録基幹技能者の件を確認したら、現場において、大変効率的、また安心感があり、この採用は重要だという声があったわけでありまして。

また県内の業者さんからも、活用を求める要望が出ております。今回もそのために質問をしております。せっかく県内には約600名の登録基幹技能者がおられるのですから、公共工事における評価・活用を強く要望いたします。



続いて、観光振興について伺います。

初めに、観光客、外国人観光客を含む方々を守るために、危機管理の充実についてであります。

観光業は、我が県においては「地方創生」の切り札であり、大切な主要産業であります。国においても、2020年までに外国人観光客を4,000万人までふやすことを目標とし、「観光立国」を目指しております。

こうした中であって、本年9月には、台風21号の上陸や、北海道胆振東部地震で大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内では、ブラックアウトによる停電等で大きな影響が出ました。とりわけ外国人観光客にとっては、多言語での災害・交通・非常情報が十分でないなど、災害時の対応に課題を残したと報道されております。

本県でも、南海トラフ地震・津波が発生した場合、空港周辺はもとより、青島や日南海岸などの沿岸部での避難場所、また霧島山系での火山噴火などによる避難場所や避難経路など、災害支援対策が大変気になるところであります。

そこで、災害発生時には、観光客が安全に避難できるよう支援する必要があると思っておりますが、県の取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 本県の観光入り込み客数は、平成29年で年間約1,530万人となっており、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備えて、地理に不案内な観光客が安全に避難できるよう対策を講じることは、大変重要であると考えております。

このため、まず災害時にスマートフォンなどでタイムリーに避難情報等が収集できるよう、国が構築したLアラートを通じまして、自治体

から直接、ウェブサイト事業者やスマホアプリ事業者に、避難情報等の配信ができる体制がとられております。

また、指定緊急避難場所をひなたGISで検索できるようにするとともに、避難場所や避難経路等の表示に取り組む市町村を支援しているところであります。

今後とも、市町村や関係部局と連携しながら、観光客の安全な避難の支援に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** あわせて、災害時における訪日外国人観光客に対する情報伝達手段について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 訪日外国人は、日本語が不自由であったり、土地勘がないことはもとより、地震や津波、台風などの経験や知識がないことも想定されることから、災害時には特に情報伝達面での配慮が必要であると考えております。

そのため、災害時に避難場所や交通機関の運行状況などの正確な情報が入手できる国の多言語ホームページやアプリを紹介するチラシを、駅や空港等の観光案内所で配布するなどして周知に努めているところであります。

また、本年開設しました多言語コールセンターも、緊急時の情報提供や避難誘導に有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、実際に災害が発生した場合には、必要に応じて県国際交流協会内に窓口を開設し、市町村等と連携しながら相談対応を行うこととしております。

**○重松幸次郎議員** 今後の取り組みをよろしくお伺いいたします。

交通機関・観光地・宿泊業などでの災害情報とあわせて、バリアフリー対策にもさらに取り

組んでいただきたいと思います。全ての旅行者から、「宮崎は快適だ、安心だ」という声が広がることを期待しております。

続けて、商工観光労働部長にお伺いします。

口蹄疫からの復興・再生をなし遂げ、いよいよ来年度以降は、東京オリンピック合宿や国民文化祭など大きなイベントが近づき、本県観光にとりましても、好機到来であります。県内各地を周遊させ、魅力をアピールすることが、これからの課題と考えます。

宮崎の自然、伝統文化などを生かし、観光客の滞在時間を延ばす仕組みづくりが重要と考えますが、県の取り組みをお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** お話にありましたとおり、観光客の滞在時間を延ばす仕組みづくりは、本県の観光消費額をふやすために、大変重要であります。

このため、みやざき観光コンベンション協会に、旅行会社OBの専門人材を配置し、地域の資源を生かした体験メニューづくりに取り組んでおります。

その結果、本年10月には、県北9市町村と連携して、地域の自然や伝統文化、グルメなど、53のメニューから旅行者が自由に選んで体験できる「ひむか共和国クーポン」という旅行商品を商品化し、大手旅行会社やインターネットによる販売を開始したところでございます。

今後、その販売促進に積極的に取り組むとともに、同様の取り組みを県内の他の地域にも広げることで、観光客の滞在時間を延ばし、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 先日、新聞記事で、県が宮崎市の宮崎港に、官民連携で複合ビル整備の検討に乗り出していることが出ておりました。港

の活性化と防災、また治安機能強化のためにも必要と考えます。

宮崎港において検討している官民連携複合ビルについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 宮崎港におきましては、フェリーターミナル周辺での津波発生時のより安全な緊急避難場所の確保や、建築後約30年経過したターミナルビル、また、約50年経過した中部港湾事務所の老朽化が課題となっております。

一方、国道219号広瀬バイパスが完成しますと、一ツ葉有料道路などと一体的に利用可能となり、宮崎港や宮崎空港と西都インターチェンジが結ばれ、物流拠点である宮崎港の役割がますます重要になること、また、宮崎港と宮崎駅を結ぶ都市計画道路の整備などにより、港周辺の魅力がより一層高まると期待されることから、民間企業も入居できる複合ビルは、官民双方にメリットがあるものと考えております。

このため、その整備に当たりましては、民間の資本やノウハウを活用した社会資本整備の可能性なども含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 港湾事業の統制、また観光・物流の活性化、そして防災・治安強化のためにも、ぜひとも計画を進めていただきたいと思います。

最後に、文化芸術・スポーツ振興についてお尋ねいたします。

スポーツキャンプにおいては、本年プロ野球、西武ライオンズ、広島カープ、それぞれリーグ優勝を果たし、さらにはパ・リーグのクライマックスシリーズで勝ち上がったソフトバンクが、そのまま日本一の栄冠を勝ち取りまし

た。

またJリーグでも、本県でキャンプを実施している川崎フロンターレが2連覇を達成いたしました。

国内外のスポーツ関係者には、「キャンプ地みやざき」の好アピールができたのではないかと思います。

スポーツキャンプシーズンである2月などの宿泊者数が多くなるということが、本県の観光の特徴であり、シーズン中の休日は、ホテルがとれないなどの声もよく聞かれているところがあります。

そこで、キャンプシーズンなどスポーツ需要で宿泊稼働率が上がる本県の特徴を捉まえて、スポーツランドみやざきを年間通じて全県的に取り組むべきと思いますが、商工観光労働部長にお考えをお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 本県の宿泊施設の客室稼働率は、九州各県と比べ、キャンプやゴルフトーナメント等のある2月と11月が高い水準にあるなど、スポーツランドみやざきは、本県観光の大きな強みであります。

この強みのスポーツ誘客による経済効果をより波及させるため、県では、スポーツランドみやざきの全県化、通年化、他種目化を推進しており、今年度は、県内各地の多彩な合宿環境を紹介するガイドブックを作成し、市町村との合同誘致セミナーを開催するなど、幅広い誘致活動に取り組んでおります。

また、年間を通じて楽しめるゴルフやサーフィンなど、宮崎ならではの「する」スポーツに着目したプロモーションを、航空会社等と連携して取り組むなど、スポーツ誘客にも努めているところでございます。

今後とも、これらの取り組みにより、スポー

ツランドみやざきを、年間を通じて全県的に推進してまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** よろしくお伺いいたします。

最後に、文化振興について伺います。

先月6日、宮崎県議会文化芸術振興会のメンバーで、大分県で行われました「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭」の開会式に行っていました。

大会テーマは「おおいた大茶会」であり、これは、「人を招き、もてなし、ともに楽しむ」ことをイメージして、老若男女、障がいのある方もない方も、誰もが参加し楽しむことができる大会を目指していますとのこと。51日間、県内全市町村で事業が実施されておりました。

開会式のオープニングステージ「ヨロコビ・ムカエル？」では、300名を超える出演者が、屋内と屋外とを映像や音響でつなぎながら、華麗なるステージが繰り広げられて、その力のもった演技を鑑賞させていただきました。特にオープニングとエピローグで披露された県立由布高等学校郷土芸能部の「神楽」の舞は圧巻で、今でも感動がよみがえってきます。

いよいよ2020年は、宮崎での開催です。文化祭の幕開けにふさわしい、開会式とオープニングステージに注目が集まりますが、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭の、開会式などの総合フェスティバルでは、宮崎の特色をどのように出していくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 本大会では、開会式、閉会式と、オープニングイベントとなりますプレフェスティバル、この3つの事業を「総合フェスティバル」としております。

現在検討している案ではありますが、まずプレフェスティバルでは、文化の祭典の始まりを多くの県民の皆様に実感してもらうため、大会初日に、県庁前楠並木通りを歩行者天国にして、神話や神楽などの舞台演出や、宮崎ならではの食のおもてなしなどを考えているところであります。

次に、開会式でございますが、大会2日目に、宮崎市民文化ホールにおいて実施を予定しておりますが、開会式典を含めた4部構成としまして、式典の前後には映像や音楽、さらには多くの県民が参加する舞台により、大会キャッチフレーズ「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」の世界をわかりやすく表現したいと考えております。

また、閉会式でございますが、大会最終日に、県立芸術劇場を舞台に実施の予定でございますが、本県大会の成果を振り返り、将来につながっていくよう、若者を初め県民みんなで、華やかな演出により締めくくりたいと考えております。

このように、総合フェスティバルは、障がいのある人もない人も、一緒になって楽しめる企画を心がけますとともに、宮崎らしさを前面に出せるよう、知恵と工夫を凝らし、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 大いに期待しております。

開会式の翌日は、私たち各市町村で行っていたリーディング事業、また分野別事業を見学してまいりました。各地域の特色ある伝統文化や歴史的資源を活用した催しでありましたが、本県での各市町村が行う分野別フェスティバルの進捗はどのような状況か、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 市町村が行い

ます分野別フェスティバルでございますが、現在、全ての市町村におきまして、文化団体等と一体となった実行委員会を立ち上げ、それぞれ地域の特色を生かした事業を検討していただいているところであります。

このような中、多くの市町村におきましては、お話にありました、先日まで開催しておりました大分大会を視察し、事業や運営に関する具体的な検討の参考としておられると伺っているところであります。

県といたしましては、国文祭・芸文祭を契機として行われます、各地域の資源を生かした取り組みを、一過性のものでなく、地域に根差し、大会後も継続できるよう助言等しますとともに、市町村の取り組みに対し、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 市町村との連携また支援、よろしく願いいたします。

県内26市町村、その中でも伝統芸能・伝統文化を継承する団体は数多くあると思いますが、担い手の確保とあわせて、衣装や道具の修理等に費用がかかるものと推察いたします。

伝統芸能の継承、また人材育成に関しての取り組みと道具の修理等の支援について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 現在、県内には700以上の伝統芸能の保存団体がございますが、人口減少や少子高齢化などによりまして、今後の保存・継承が心配される状況につきましては、十分認識をしているところであります。

そのため、伝統芸能の保護や継承の意識の向上を目的に、地域や学校で活動を行っております文化財愛護少年団同士の交流会や、県内外で神楽の公演を行うなど、日ごろの活動の成果を披露するさまざまな機会を設けているところで

あります。

また、道具の修理等につきましては、衣装・太鼓などの経費に、一部助成を行っております。

今後とも、保存団体や市町村と連携を図りながら、保存・継承に努めてまいりたいと考えております。

**○重松幸次郎議員** 文化財を守り、活用することは、地方創生、観光拠点整備に役立つものと信じます。そして、文化祭の成功に向けても御尽力をいただきたいと思っております。

この場をおかりいたしまして、「宮崎県議会文化芸術振興会」の事務局長の立場で報告をいたします。当振興会は昨年11月に発足し、ちょうど1年がたちました。井本会長を初め役員の方々と協議しながら、2度の座学研修と県内調査を1回、また、県内郷土作家による国文祭を記念しての美術作品集を会員議員へ配付いたしました。そして、先ほど質問しました、大分での国民文化祭等の調査など、充実した活動をさせていただきました。

これからも、本県の文化芸術の振興のために、選挙がありますけれども勝ち超えて、再び一堂に会し、活動を開始していきたいと考えております。

最後に、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭を契機として、本県の文化芸術の振興をどのように図っていくのか、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事(河野俊嗣君)** 文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育むとともに、日常生活にゆとりや潤いをもたらし、人生を豊かにしてくれるものだというふうに考えております。

また、地域の祭りや伝統芸能などは、地域の連帯感や郷土愛の醸成にもつながり、社会の活

力を生み出しているものでもあったと考えております。

今回、国民文化祭、そして全国障害者芸術・文化祭に向けまして、さまざまな準備をする中で、県内各地域の文化団体の活動を活性化させるということ、そして、さらなるレベルアップを図っていくということ、あるいは、全国から集う仲間と文化を共有し合うという経験は、文化芸術のすばらしさや地域の文化資源に対する認識を一層深め、県民の文化活動がより活発化する契機になるものと考えております。

特に障がい者芸術につきまして、県民の皆様への注目を高め、またそれを活性化する大きな機会なのではないかと楽しみにしております。先日、県立美術館で開催されておりました、障がいを持たれた方の芸術作品展、ドリームアート展という名前で行われておりましたが、その内容に感動しますとともに、発表する場を提供すること、それがまた全国レベルであれば、よりそれが刺激になるということを感じたところであります。

今後とも、文化活動を支える基盤強化や環境の整備を進め、各地域の文化力の向上や担い手の育成、子供たちへの魅力の伝承などにしっかりと取り組み、本県のさらなる芸術文化の振興を図ってまいります。

**○重松幸次郎議員** 以上で質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

**○蓬原正三議長** 以上で一般質問は終わりました。

---

**○蓬原正三議長** 次に、今回提案されました議案第1号から第29号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

---

◎ 議案第20号及び第21号採決

○蓬原正三議長 まず、教育委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第20号及び第21号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第20号及び第21号について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第19号まで及び第22号

から第29号まで並びに請願委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第19号まで及び第22号から第29号までの各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす28日から12月3日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12月4日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

12月4日（火）

# 平成30年12月4日（火曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 欠席議員（1名）

35番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）
-----	-----	--------------

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	山井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也



## ◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第19号まで及び第22号から第29号までの各号議案、請願第28号及び第29号、並びに継続審査中の請願第22号及び第27号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第29号については賛成多数により、請願第28号は賛成少数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成30年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、29億1,000万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金18億5,800万円余、繰入金9億3,400万円余であります。

また、議案第22号に係る補正は、台風被害対策及び職員の給与改定等に伴う経費について措

置するもので、16億4,400万円余の増額となっており、歳入財源は繰入金8億3,600万円余、国庫支出金8億700万円余であります。

両議案を合わせた補正後の一般会計の予算規模は5,952億1,900万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,000万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は134億8,600万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で2,300万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,502億9,000万円余となります。

次に、県有体育施設整備事業のうち陸上競技場の整備についてであります。

このことについて委員より、「陸上競技場の造成・整備に関して、都城市の費用負担額は決まっているのか」との質疑があり、当局より、「都城市との役割分担や費用負担については、現在詰めの段階である。内容によっては来年度予算にも関係するので、年度内のできるだけ早い時期に説明したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「一部競技団体からは、整備地に関して協議の場がなかったと聞いているが、これまでの経緯はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「整備地の検討過程、それから決定後に、陸上競技場だけでなく体育館関連の競技団体にも説明を行ってきた。山之口町に関しては、不安の大きさが今の動きにつながっていると思うので、改めて丁寧に対応し、理解していただけるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「他県では仮設対応で費用を抑えた例もあるが、本県についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「仮設対応も念頭に置き、全体の費用縮減

については、設計の中で検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「山之口町に陸上競技場を新設することにより、スポーツランドみやぎの中核である県総合運動公園が縮小されるのではないかと不安感があるので、今後、県総合運動公園をどう整備していくのかを具体的に明示し、理解を求めていくべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、都城市との費用分担の内容や国体後の利活用のあり方について、できるだけ早く報告を行うとともに、県総合運動公園に関する整備の具体的な方向性も示し、議会を初め県民や関係競技団体等への丁寧な説明を行いながら、今後の施設整備を進めていただくよう要望いたします。

次に、県総合計画長期ビジョンについてであります。

このことについて複数の委員より、「人口のダム機能」に関して「中山間地域から宮崎市、都城市、延岡市・日向市の3拠点への選択と集中と捉えられる懸念があるので、他の表現を検討すべきではないか」との意見や、「3拠点以外の地域が疎外されていると感じないような記述も必要ではないか」との意見がありました。

また、複数の委員より、「ビジョンの中に、安全・安心という言葉は出てくるが、それだけではなく、安定した生活も重要だ」との意見や、「南海トラフ地震の発生が想定される中で、県民の命や安全をどう守るかという視点も必要ではないか」との意見、また、「県と市町村が連携して、少子化対策のための即効性のある施策も必要ではないか」との意見がありました。

さらに別の委員より、「人口減少社会で、生

産性を向上させることが重要な要素となるので、その必要性を県民がしっかりと認識するための工夫をしていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県東京ビルのあり方についてであります。

このことについて当局より、「施設の方向性として、建物の長寿命化、建てかえ、売却の3つの選択肢があるが、同ビルが抱えている老朽化に伴う維持管理経費の問題や土地の高度利用、立地環境の有効活用の観点から、建てかえが最も適当な選択肢と考えている」との報告がありました。

このことについて委員より、同ビルの方向性に関する今後のスケジュールについて質疑があり、当局より、「2020年度までに策定予定の個別施設計画において方向性を明示することを考えており、それまでに具体的な方針を定めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、同ビルは非常に立地条件がよく、本県の優良資産であることから、県民の意見も聞きながら、時代の流れに合った形で方向性を検討していただくよう要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会調査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で26億1,800万円余の増額、特別会計で90万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,259億3,700万円余となります。

このうち、「周産期医療ネットワークシステム整備事業」についてであります。

この事業は、まだ未整備の県南・県西地域の分娩取扱施設にICTを用いたネットワークシステムを整備し、一次分娩取扱施設の胎児心拍数モニターを二次及び三次医療機関で監視できるようにすることで、脳障害発症の早期発見及び発生率の減少を図るものであります。

このことについて、委員より、「二次医療機関から遠い地域においても、安全・安心な出産が可能となるのか」との質疑があり、当局より、「二次や三次の医療機関においても、同時に胎児心拍数モニターを確認できることにより、二次医療機関等での帝王切開が必要な場合など、搬送が必要な場面でも速やかに判断することができるため、安全性が高まると考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「マニュアルの整備などにより、システムを適切に運用することで、県内全ての地域で安全・安心な出産ができる体制の構築に努めてもらいたい」との要望が

ありました。

次に、第4次宮崎県障がい者計画についてあります。

このことについて委員より、「障がいはさまざまな種別があり、障害者手帳を持っていない方もいると思うが、その方々の意見は計画に反映されているのか」との質疑があり、当局より、「計画の策定に当たっては、障害者手帳を持っていない方も含めた障がいのある方へのアンケートや、関係機関への意見聴取を幅広く行っている。今後は、計画に基づき、市町村や関係機関と連携しながら、障がい者一人一人に寄り添えるような施策の推進に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「実効性のある計画となるよう、計画の内容や各種施策について、家族や関係者を初め、県民への周知を徹底してもらいたい」との要望がありました。

次に、「言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（仮称）」についてであります。

このことについて委員より、「条例の制定によって、今後開催が予定されている全国障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会にも対応できるよう、手話等の普及・啓発やボランティア人材の育成にしっかり取り組んでもらいたい」との意見がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、病院事業費用6,300万円余、資本的支出6万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は324億1,700万円余、資本的支出は91億7,100万円余となります。

次に、県立延岡病院心臓脳血管センターにつ

いてであります。

このことについて委員より、「設置する血管造影装置のうち1台は、新しく購入し、もう1台は、現有機を移設して使用すると聞いているが、更新する予定はないのか」との質疑があり、当局より、「現有機は、移設により不具合が生じるおそれがあることから、当面は、センター内ではなく、現在の場所で使用するが、現在、早期の更新に向けて検討している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、患者の安全・安心のため、現有機を早急に更新し、県北地域における、循環器疾患及び脳血管障害への迅速・的確な医療の提供に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、請願第29号「重度障がい者（児）医療費公費負担事業の通院における現物給付を求める請願」についてであります。

当委員会といたしましては、通院の現物給付化により、財政負担の増加が見込まれるものの、償還払いの手續における重度障がい者（児）の負担軽減及び早期受診による重症化の防止並びに実施主体である市町村の事務軽減が図られることから、当請願を採択したものであります。

当局におかれては、市町村や関係機関と連携し、通院における現物給付の実現に向けて取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は492億2,300万円余となります。

次に、退職自衛官等就職支援協定についてであります。

このことについて委員より、「自衛官は、一人一人が民間技術者以上に高い専門技術を持つ一方で、その対応範囲が狭いことや、極めて厳格な指揮命令系統で培われる業務姿勢から、退職後すぐに民間企業に就職しても、うまくなじめないことが懸念されるが、どう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「協定締結の相手方である自衛隊宮崎地方協力本部としても、自衛官が退職後すぐに民間企業に就職することは困難な面もあることから、自衛隊としても、再就職のためのトレーニングを行っている」と聞いている。また、自衛官特有の技術力を県内の民間企業でどのように生かしてもらうかは今後の課題であるが、非常に有能な人材であるため、できる限り県内就職につながるよう、

自衛隊とも協議しながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、県内企業の雇用対策についてであります。

このことについて委員より、「有効求人倍率が高く、かつ上昇が続いている中で、採用が進んでも有効求人倍率が上がり続けることをどう捉えているのか」との質疑があり、当局より、「企業からの聞き取りでは、将来、人員不足となるリスクを考慮して求人を出している企業もあると聞いているが、それ以外の要因については把握できていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、人手不足の雇用情勢が続く中、人員不足が原因で経営が行き詰まるような企業がないよう、県内企業の雇用実態をしっかりと把握し、必要な支援に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は722億1,900万円余となります。

次に、経営事項審査に係る虚偽申請についてであります。

このことについて委員より、「株式会社大建は、虚偽申請により受けた格付に基づいて、多額の公共工事を受注しており、県民の県に対する不信も拭えていないことから、この問題にけじめをつけるには、県が大建を告発しないと、業界や県民の納得が得られないと考えるが、どうか」との質疑があり、当局より、「現在、建設機械の保有状況などの詳細な調査を実施中であることや、刑事罰を受けた場合には、実質的に廃業となることなどを踏まえ、慎重に検討し

ているところである」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「今回の虚偽申請を初めとする一連の不正は、前代未聞の極めて悪質な内容であり、県は、県民感情にも鑑みて、刑事告発することも念頭に検討すべきである」との意見がありました。

また、このことに関連して複数の委員より、「知事の謝罪はあったものの、通常であれば見抜けるはずであった不正を見抜けなかった県の責任は非常に重く、県の説明にもいまだ納得できない部分がある」との意見もありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,200万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は226億2,000万円余となります。

次に、森林環境譲与税（仮称）と宮崎県森林環境税の使途についてであります。

このことについて当局より、「平成31年4月から県及び市町村に譲与される「森林環境譲与税（仮称）」と県の森林環境税は目的が異なるが、その使途については一部重複する部分があるため、それぞれの使途を整理した」との報告がありました。

これに関して委員より、「これらの税で個人の資産形成につながる再造林をすることについては、適当なのか疑問がある」との質疑があり、当局より、「国の森林環境譲与税の使途としては、CO<sub>2</sub>削減を目的として市町村が行う間伐を中心とした森林整備に充てられるものと考えている。一方、県の森林環境税は、水源林など公益性の高い森林に対して、公益的機能を継続的に発揮させるために再造林補助のかさ上げを行っている」との答弁がありました。

また別の委員より、「森林環境の保全には担い手の確保が重要であるが、その賃金や退職金制度などに充てることはできないのか」との質疑があり、当局より、「現在、担い手基金を活用して、林業従事者の労災保険や退職共済などには一部助成を行っている。新しい森林環境譲与税の使途については、県と市町村がそれぞれ担うべき役割について議論を始めたところであるが、林業従事者の所得向上対策については、生産性を向上させる観点から対応していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で12億8,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は424億6,900万円余となります。

このうち、「水質監視・緊急取水停止システム整備事業」についてであります。

このことについて当局より、「8月末から川内川の水質が環境基準を達成していることから、えびの市堂本地区において、堂本頭首工からの農業用水の取水を再開するため、水質監視機器を長江川に2カ所、川内川に1カ所設置し、水質が悪化した場合に取水ゲートを緊急停止する装置を設置する」との説明がありました。

これに関して委員より、「堂本地区の農地111ヘクタールのうち、堂本頭首工からの取水がなければ作付できない農地は88ヘクタールあるとのことであり、新たな噴火等によって途中で取水できなくなる事態も考えられるため、代替水源となる地下水調査も早急に進めてもらいたい」との要望がありました。

次に、台風24号等による農水産業の被害対策についてであります。

このことについて当局より、「国の支援対策や激甚災害指定見込みの発表を受けて、県として、農畜産物の再生産への支援、農業用ハウスや畜舎等の復旧への支援、農地や農業用施設の復旧、水産分野の支援の4つの柱に沿った対策に取り組むこととしており、今回の補正予算では、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧・撤去を緊急的に支援する事業を実施する」との説明がありました。

当委員会といたしましては、被災された農家等が一日も早く経営再建できるよう、市町村やJA等の関係機関・団体等と連携しながら、農家等に寄り添った支援をしていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法

第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第11号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、教育委員会で4億4,200万円余、公安委員会で1億1,000万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の教育委員会の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,111億7,500万円余、公安委員会の一般会計予算額は268億2,300万円余となります。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、電気事業会計で759万2,000円、工業用水道事業会計で51万3,000円、地域振興事業会計で6,000円の、それぞれ事業費の増額補正を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は50億7,100万円余、工業用水道事業は3億5,600万円余、地域振興事業は2,300万円余となります。

次に、企業局における平成30年度各事業の上半期の状況についてであります。

このことについて当局より、「電気事業及び工業用水道事業については目標を上回る実績を残しているが、地域振興事業については、台風等による3度の冠水被害の影響もあり、ゴルフ場利用者数が目標の約8割となっている」との報告がありました。

これに対して委員より、「地域振興事業については、厳しい経営状況にあると思われるが、自然災害の影響によるところが大きいいため、指定管理者への一定の配慮等も必要ではないか」との意見があり、当局より、「今年度は、例年になく17日間も休業していることから、経営への影響を最小限に抑えるため、四半期ごとに指定管理者が納付する納付金の支払期限を猶予するとともに、2,000万円の納付金についても、減額を含めて検討している」との答弁がありました。

次に、五ヶ瀬中等教育学校における合格者の男女比についてであります。

このことについて当局より、「寮の男女別の部屋数による施設面での制約から、募集人員40名に対して、男子22名、女子18名と定員を固定化してきたが、入学者選抜実施要綱等において男女比を明記していなかった。また、男女別に募集人員があるため、合格ラインが男女で異なっており、不合格になった女子のうち、男子合格者の最低点を上回った数は、過去5年間において、0名の年度もあれば、最大で19名という年度もあった」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「この問題については、早急に改善すべきではないか」との意見があり、当局より、「施設面での制約を直ちに解消することができないことや、入学者選

抜試験が迫っていることもあり、平成31年1月の試験については、現在の男女比で実施する予定としているが、男女別の募集人員について、小学校等関係機関へ情報提供するとともに、今後、検討委員会を設置し、男女比の改善に向けた施設面や寮の運用のあり方等について協議を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、機会均等の観点から、男女で募集人員が異なる状況にあることは速やかに改善すべきと考えることから、寮の改修も含めて、現状を早期に改善することを要望いたします。

次に、県立高校生の就職内定状況についてであります。

このことについて当局より、10月末現在の就職内定率が全体で79.0%、就職決定者の県内比率が56.3%との報告がありました。

これに関して委員より、「県外への就職希望者は工業系高校の生徒が多い。今後、人手不足の進展により、県内企業の人材獲得がさらに難しくなっていくことから、限られた予算を有効に活用するためにも、工業系高校の県外就職を希望する生徒等に的を絞った取り組みが必要ではないか」との意見があり、当局より、「県外就職を志向している生徒でも、県内企業を見学することで、県内企業への就職に希望が変わる場合もあることから、生徒が多様な視点で就職先を決められるような取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、サイバー空間の脅威の現状と対策についてであります。

このことについて当局より、「本県のサイバー犯罪の相談受理件数及び検挙件数がともに年々増加傾向にあることから、これまでの取り組みに加えて、IT関連企業への警察官の派遣

や、宮崎大学工学部の情報通信技術に関する科目を警察官が受講する等、対策の強化を図っている」との報告がありました。

これに対して委員より、サイバー犯罪に係る検挙の特徴について質疑があり、当局より、「サイバーパトロールによってインターネット上への書き込みを発見すること等で検挙する場合もあれば、ワンクリック詐欺の被害相談等から検挙につながることもある」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

**○蓬原正三議長** 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

**○蓬原正三議長** これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員** [登壇] (拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。共産党県議団を代表いたしまして、今議会に提案されました議案について、議案第1号、第5号、第14号及び第29号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会



計補正予算(第4号)」についてです。

本補正予算の問題点は、2巡目国体をめぐる県有体育施設整備事業の陸上競技場設計費1億4,000万円の債務負担行為が、繰越明許とともに提案をされていることです。

現在、陸上競技場の場所の選定をめぐって、競技団体や関係者の方々との意見の相違が表面化しています。それぞれの立場での言い分もあることではあると思いますが、この間、十分な意思疎通がなされてこなかったことは否めないところです。

多額の費用をかけて、今後40年、50年と使い続ける公共施設ですから、県民の納得のいく解決策を探るためにも、現段階での予算化・債務負担行為には反対をするものです。

次に、議案第5号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、産業競争力強化法の改定に伴い、所要の改定を行うとするものですが、産業競争力強化法の改定は、産業革新機構の名称を「産業革新投資機構」に変更し、経産大臣の策定する「投資基準」に基づく投資機能を強化し、設置期限を、2033年度末まで9年間延長するものになっています。

中小企業関連では、事業の再編・承継等の支援、経営革新等支援機関の認定制度への更新制の導入、IT活用支援を行う事業者の認定制度の創設などが盛り込まれています。

しかし、「産業の新陳代謝」を加速するため、支援対象を「収益性・生産性の高い中小企業に限る」としており、生産性が低い中小企業に廃業を促すことは、「中小企業全体の生産性向上に資する」として、生産性が低い中小企業を支援の対象から外す方向が組み込まれていま

す。こうしたことを、県内中小企業に適用させるわけにはいきません。したがって、本条例改定には反対をするものです。

次に、議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

本議案は、県営住宅について、日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅、27団地2,202戸の管理を、延岡日向宅建協同組合に委ねるというものです。

この指定管理者制度は、行政コスト縮減などを目的に、「官から民へ」の構造改革路線の一環として導入され、現在、あらゆる部署で進められています。議案第12号、第13号でも新たな管理者の選定議案が出されていますが、今回は、管理期間がこれまで3年だったものが5年間に延長されてもいます。

我が党は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしてまいりました。公営住宅制度は、国や公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉の増進に寄与することを目的にしています。それだけに、公営住宅は、ほかの公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。

行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの保護という重要な役割を担っています。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されるかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。

したがって、今回提案された「県営住宅にお

ける指定管理者の指定」について、反対をいたします。

最後に、議案第29号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職の給与改定に準じて、知事や議員など、特別職の期末手当の引き上げを行うとするものです。

人事院や人事委員会勧告により、職員給与・手当を引き上げることは当然のことですが、今、県民所得は伸び悩み、消費税、国保税や介護保険料の引き上げなど県民負担が増大する中で、特別職の期末手当を引き上げるなどは、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないのでしょうか。

今回の特別職に係る期末手当引き上げ提案には賛成できないことを申し上げ、以上、各号議案に対する討論といたします。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっております4つの請願のうちの3つの請願について、それぞれの請願に賛成し採択すべき立場から討論をいたします。

まず、請願第28号「消費増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書」を国に提出することを求める請願」について述べます。

安倍政権は、来年10月より消費税を10%に引き上げることと決定いたしました。8%への増税は2014年4月からでありましたが、増税の影響は一時的どころか、2人以上世帯の実質家計消費は、2013年の年平均364万円から、昨年9月

からことし8月までの年平均が339万円となり、25万円も減少しており、再び5兆円もの大増税を強行するならば、消費はますます冷え込み、破滅的な影響を及ぼすことは明らかであります。

消費税は社会保障のためと説明されてきましたが、低所得者にこそ負担が重く逆進性の強い消費税に社会保障の財源を求めることは、まさに本末転倒であります。消費税は導入後、国民から累計372兆円集めましたが、一方で法人税は291兆円も減っており、大企業を中心にした法人税減収の穴埋めに回されていることが実態であります。消費税導入後も、年金削減や医療費窓口負担増など改悪の一途をたどり、今また、内閣府、財務省、厚生労働省は後期高齢者の窓口負担を2割に引き上げるなど、全世代にわたる社会保障の削減メニューを持っております。

増税2%をポイント還元することを検討されているようですが、中小小売業でキャッシュレス決済を利用した人が対象です。また、複数税率化にあわせて導入されるインボイス(適格請求書)制度についても、年間1,000万円以下の免税業者はインボイスを発行することができず、取引から排除されるもので、消費者だけではなく中小零細事業者にも致命的な打撃を与える消費税10%への増税は中止すべきであります。こうした立場からも、本請願は採択すべきものと思います。

次に、請願第27号「後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願」について述べます。

本請願については、さきの9月議会において前屋敷議員が討論しており、また、請願書そのものが、後期高齢者の窓口負担をめぐる状況の

特徴と1割負担の継続を求める意義を、簡素ではありますけど、実に明確に述べております。私は、1つのことを追加し討論にしたいと思えます。

それは、高齢者の命綱である年金についてあります。11月30日の衆議院厚生労働委員会において、根本厚生労働大臣は、年金の「マクロ経済スライド」の来年度発動について問われて、「最終的な物価や賃金などの指標次第だが、発動されるような状況になるのではないかと答弁をいたしました。この制度は、少子高齢化に伴う保険料収入の減少と年金給付の増大に備えるためとして導入され、物価などの伸び率よりも年金改定率を低く抑えて、実質削減する仕組みであります。安倍内閣政権下において、スライドの発動や物価の低迷などを口実にした年金の実質削減が強行され、2012年から2016年にかけて、高齢者1人当たりの年金受給額は約14万円減少をいたしました。当然のことながら、高齢者の生活保護世帯は約16万世帯ふえるなど、高齢者の貧困化に拍車がかかっている状況であります。

こうしたもとの医療費負担の2割への引き上げは、高齢者の生命維持装置を外されることに等しく、また、その家族の暮らしが深刻な事態となることは明らかであります。議員各位の賢明な判断を期待いたします。

次に、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について述べます。本請願については、定例議会ごとに請願の意義と重要性について述べてきましたので、今回は、本請願の経過と取り扱いについて述べて、討論にしたいと思えます。

本請願は、平成29年9月に提出されたものでありますが、実は、平成28年9月に提出され

継続審査となっていた請願第17号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」を取り下げて、その代替として提出されたものであります。この請願の取り下げと再提出は、請願者が思いつくままに行ったものではありません。当時の厚生常任委員長の勧めがあり、この勧めに期待して行われたものであります。

請願第17号は4回、本請願が今回も継続となると6回、合わせて10回の継続となるものです。本請願が6回も連続して継続となるなら、異常というほかないと思えます。「県議会は1年以上かけて審議しても結論を出せないのか。何をしているのか」という声が上がると思えます。請願に対する議会の対応は是か、非かのいずれかであります。継続は、その是か非かを定めるための時間的措置であると思えます。1回、2回の継続ならともかく、1年以上にわたって6回に及ぶ継続に決するには、それなりの理由を明らかにすることが、議会の責任であろうと思えます。県民の皆さんが県政に参加する重要な形態の一つとして請願権が保障されており、また、県民に頼られる開かれた県議会という観点からも重要であると思えます。

本請願の重要性からも、また議会の責務からも、本請願が採択されることを切望して、討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第1号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第5号、第14号及び第29号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第5号、第14号及び第29号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号から第13号まで、第15号から第19号まで及び第22号から第28号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号から第13号まで、第15号から第19号まで及び第22号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第28号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第28号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第29号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第29号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、両請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出

のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成30年12月4日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

議員発議案第2号

相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る

特別な財政措置を求める意見書

議員発議案第3号

沖縄県民の民意を尊重し米軍新基地の問題

解決を求める意見書

議員発議案第4号

認知症施策の推進を求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第4号まで

追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと27日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成30年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時56分閉会

# 資 料

# 平成30年11月定例県議会日程

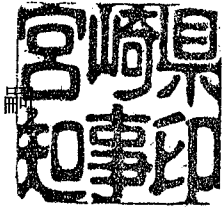
20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
11. 15	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
16	金	休 会	( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
17	土		( 閉 庁 日 )	
18	日			
19	月		( 議 案 調 査 )	
20	火	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
21	水			
22	木			請願締切 16:00
23	金	休 会	( 閉 庁 日 ) 勤労感謝の日	
24	土		( 閉 庁 日 )	
25	日			
26	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
27	火		一 般 質 問 質疑、討論・採決(人事案件)、 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
28	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
29	木			
30	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会
12. 1	土		( 閉 庁 日 )	
2	日			
3	月		( 議 事 整 理 )	
4	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 1 2 2 9  
平成30年11月15日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成30年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 議案第10号 工事請負契約の変更について
- 議案第11号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第16号 当せん金付証票の発売について
- 議案第17号 公立大学法人宮崎県立看護大学定款の変更について
- 議案第18号 県道の路線廃止について
- 議案第19号 県道の路線認定について
- 議案第20号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第21号 収用委員会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)



2 1 5 - 1 2 3 4  
平成30年11月20日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



### 議案の送付について

平成30年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

#### 記

- 議案第22号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第24号 平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）
- 議案第25号 平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第26号 平成30年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第28号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第29号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（文書取扱 財政課）

## 一般質問時間割

### 11月20日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:00	
2	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	丸山裕次郎	13:00~14:00	
4	自由民主党	松村 悟郎	14:00~15:00	

### 11月21日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
6	県民連合宮崎	高橋 透	11:00~12:00	休憩
7	県民の声	井上紀代子	13:00~14:00	
8	郷中の会	有岡 浩一	14:00~15:00	

### 11月22日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:00	
10	自由民主党	西村 賢	11:00~12:00	休憩
11	公明党	河野 哲也	13:00~14:00	
12	県民連合宮崎	渡辺 創	14:00~15:00	

11月26日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
13	自由民主党	後藤 哲朗	10:00~11:00	
14	自由民主党	日高 陽一	11:00~12:00	休憩
15	自由民主党	中野 廣明	13:00~14:00	
16	自由民主党	星原 透	14:00~15:00	

11月27日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
17	自由民主党	二見 康之	10:00~11:00	
18	自由民主党	日高 博之	11:00~12:00	休憩
19	自由民主党	坂口 博美	13:00~14:00	
20	公 明 党	重松幸次郎	14:00~15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内(質問取扱要領)

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		可決			
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第5号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	工事請負契約の締結について			可決		
第7号	工事請負契約の締結について			可決		
第8号	工事請負契約の締結について			可決		
第9号	工事請負契約の締結について			可決		
第10号	工事請負契約の変更について				可決	
第11号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について					可決
第12号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第13号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第14号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第15号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第16号	当せん金付証票の発売について	可決				
第17号	公立大学法人宮崎県立看護大学定款の変更について		可決			
第18号	県道の路線廃止について			可決		
第19号	県道の路線認定について			可決		
第22号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決	可決	可決	可決	可決
第23号	平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第24号	平成30年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)					可決
第25号	平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)					可決
第26号	平成30年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)		可決			
第27号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第28号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第29号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			
第27号	後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願		継続			
第28号	「消費税増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書」を国に提出することを求める請願	不採択				
第29号	重度障がい者(児)医療費公費負担事業の通院における現物給付を求める請願		採択			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成30年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 請願第27号 後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	12月4日・可 決
〃 第2号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第7号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第8号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第9号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第10号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第11号	民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について	〃
〃 第12号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第13号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第16号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第17号	公立大学法人宮崎県立看護大学定款の変更について	〃
〃 第18号	県道の路線廃止について	〃
〃 第19号	県道の路線認定について	〃
〃 第20号	教育委員会委員の任命の同意について	11月27日・同 意
〃 第21号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	12月4日・可 決
〃 第23号	平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第24号	平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第25号	平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）	〃



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	平成30年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）	12月4日・可 決
〃 第27号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
議員発議案 第1号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	12月4日・可 決
〃 第2号	相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書	〃
〃 第3号	沖縄県民の民意を尊重し米軍新基地の問題解決を求める意見書	〃
〃 第4号	認知症施策の推進を求める意見書	〃

議 員 發 議 案 等

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震、そして本県を暴風域に巻き込んだ台風24号及び25号など、大規模な自然災害が頻発し、本県をはじめ国内各地で甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらした。こうした中で、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題である。

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活再建を支援する被災者生活再建支援法が公布されてから今年で20年目を迎え、平成16年と平成19年の大幅な法改正を経て、現行制度に至っている。

しかしながら、同一の災害による被災にもかかわらず、災害規模の要件によって同法の適用が左右され、被災者間での不均衡や生活再建の停滞等、様々な課題が浮き彫りとなっている。

被災した住民の生活再建には、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

したがって、国に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金及び全体の最高額を引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月4日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
内閣府特命担当大臣 (防災)	山本順三殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	茂木敏充殿

## 議員発議案第2号

### 相次ぐ甚大な災害からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震、そして本県を暴風域に巻き込んだ台風24号及び25号など、大規模な自然災害が頻発し、本県をはじめ国内各地で、家屋の倒壊や浸水、土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道をはじめ交通機関への影響など、甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらした。また、多くの死者や行方不明者が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もいる。

被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に万全を期し、被災者の方々が一日でも早く安全・安心に生活できるよう全力で取り組んでいるが、莫大な財源や人的資源、そして専門的な知識や技術を必要としている。

第197回臨時国会では、一連の災害の被災地の復旧・復興や、公立小中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財政措置を講ずるための平成30年度補正予算案が提出されたが、その内容は被災自治体の具体的な復旧事業に対して、国が負担すべき所要額の増額等にとどまるものである。

よって、国においては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であり、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。
- 2 被害自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、十分な財政支援を講じること。また、復旧・復興に財政上の支障が生じないように、特別交付税の特例的な増額や別枠措置、東日本大震災に係る震災復興特別交付税のような通常の特別交付税とは異なる特例を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月4日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (防災)	山本順三殿

## 議員発議案第3号

### 沖縄県民の民意を尊重し米軍新基地の問題解決を求める意見書

沖縄県名護市の米軍基地建設を巡って、政府と沖縄県が対立している事態は、国と地方の関係を巡る問題として看過できない問題である。

沖縄県民は、名護市辺野古への米軍新基地建設に反対する意思を、国政選挙や2回の県知事選挙の結果などによって明確に表明し、当該県知事、県議会と共に建設反対の決意を示している。

地方自治体は、中央政府とは対等の立場であり、沖縄県の問題は、全ての地方自治体と国との関係において大きな危惧を抱かせるものである。

よって、国会及び政府に対し、地方自治尊重の姿勢を示し、沖縄県民の民意を踏まえ真摯に話し合うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月4日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
外 務 大 臣	河 野 太 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 殿
防 衛 大 臣	岩 屋 毅 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿
沖縄基地負担軽減担当	

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、国においては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックの作成による支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月4日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 厚 内	議 議 閣 生 閣	院 院 総 労 官	議 院 理 働 房	長 大 大 長	長 長 臣 臣 官	大 伊 安 根 菅	島 達 倍 本	理 忠 晋 義	森 一 三 匠 偉	殿 殿 殿 殿 殿
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	------------------	-----------------------	-----------------------

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	1	2	3	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	2	4	



新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第28号	受理年月日	平成30年11月22日
請願者 住所・氏名	(別紙のとおり) (署名 1,401筆) (追加 253筆)		
請願の件名	<p>「消費税増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>請願趣旨</p> <p>安倍政権は、2019年10月の消費税率10%への引き上げを「予定通り行っていく」とし、増税に固執する姿勢を崩していません。しかし、税率8%への増税後、国内総生産（GDP）は落ち込み、個人消費や実質賃金の減少が続いています。しかも、社会保障は良くなるどころか負担が増すばかりで、多くの国民から悲鳴が上がっています。</p> <p>また、税率10%と同時に、「複数（軽減）税率」の導入も狙われています。「軽減」とはまやかして、食料品や新聞などを8%に据え置くだけであり、一世帯当たり6.2万円の大増税となります。さらに、「適格請求書」（インボイス）が義務づけられることで約500万の免税事業者が商取引から排除されるため、多くの事業者から反対の声が上がっています。</p> <p>そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重く不公平な最悪の大衆課税です。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からすれば「消費税廃止への道」こそ、真剣に検討されるべきです。</p> <p>今、必要なことは税率を5%に戻し、免税点も元の3000万円に引き上げて、中小業者・国民の負担を軽減することです。そうしてこそ、地域の経済を活性化させ、景気を回復することができます。こうした趣旨から以下の事項を請願します。</p> <p>請願事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、消費税率の10%への引き上げは中止し、5%に戻すこと</li> <li>一、消費税の免税点を3000万円に戻すこと</li> <li>一、消費税の「軽減税率」、インボイスは撤回すること</li> <li>一、「生活費非課税」「応能負担」の税制を実現すること</li> </ul>		
紹介議員	前屋敷 恵美		

(別紙)

- (住所) 宮崎市大字小松 9 3 6 - 3  
(氏名) 宮崎県商工団体連合会 会長 永峰 美吉
- (住所) 宮崎市大字小松 9 3 6 番地 3  
(氏名) 宮崎民主商工会 会長 浅井 憲久
- (住所) 宮崎県都城市志比田町 5 2 0 0 - 1 2  
(氏名) 新日本婦人の会 都城北諸支部 支部長 新村 初代
- (住所) 宮崎県西諸県郡高原町広原 4 9 4 6 - 4 5  
(氏名) 新日本婦人の会 小林支部 西嶋 陽代
- (住所) 宮崎市和知川原 1 - 3 4  
(氏名) 新日本婦人の会 宮崎支部 支部長 黒木 愛子
- (住所) 宮崎市和知川原 2 丁目 5 5  
(氏名) 新日本婦人の会 宮崎県本部 会長 平野 千恵子
- (住所) 宮崎県延岡市岡元町 3 2 0  
(氏名) 新日本婦人の会 延岡支部 平田 のり子
- (住所) 西都市大字鹿野田 5 7 2 9 - 7  
(氏名) 新日本婦人の会 西都児湯支部 藤崎 えい子
- (住所) 宮崎市和知川原 2 丁目 5 5 番地  
(氏名) 宮崎県母親大会実行委員会 実行委員長 成見 幸子
- (住所) 宮崎市大和町 1 3 4 - 2  
(氏名) 宮崎県労働組合総連合 議長 山田 希一郎
- (住所) 宮崎市大和町 1 3 4 - 2  
(氏名) 春闘宮崎県連絡会 代表委員 山田 希一郎
- (住所) 宮崎市大和町 1 3 4 - 2  
(氏名) 宮崎県国家公務員労働組合共斗会議 議長 松藤 貴仁
- (住所) 宮崎市大和町 1 3 4 - 2  
(氏名) 宮崎県国公女性協議会 議長 東元 美樹
- (住所) 宮崎市大和町 1 3 4 - 2  
(氏名) 宮崎公務公共一般労働組合 執行委員長 村岡 弘応
- (住所) 宮崎市大島町天神前 1 1 7 5 番地 3  
(氏名) 宮崎県民主医療機関連合会 会長 高田 慎吾
- (住所) 宮崎市大字大瀬町 5 9 8 3 - 1  
(氏名) 宮崎県農民組合連合会 会長 有田 辰二
- (住所) 宮崎市大字大瀬町 5 9 8 3 - 1  
(氏名) 宮崎中央農民組合 会長 落合 幹雄
- (住所) 宮崎市大字大瀬町 5 9 8 3 - 1  
(氏名) 農事組合法人農民連宮崎産直センター 代表理事 有田 辰二

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第29号	受理年月日	平成30年11月22日
請願者 住所・氏名	宮崎市北川内町谷口5399 障害者医療費助成制度をよくする会 会長 川越 賢二 (署名 10,725筆)		
請願の件名	<p>重度障がい者（児）医療費公費負担事業の通院における現物給付を求める請願</p> <p>(要旨)                  重度障がい者（児）医療費公費負担事業の通院について現物給付化をおこなうこと</p> <p>(理由)                  県単独事業である「重度障がい者（児）医療費公費負担事業」は、障害者にとってお金の心配がなく安心して医療を受けることが出来るまさに「命綱」のようなものです。</p> <p>しかし現行の事業は、通院について、受診した医療機関の窓口で自己負担分をいったん立て替えた後に助成金が支給される償還払い方式（金銭給付）がとられています。</p> <p>「立て替えるお金がないときには病院に待ってもらうこともある」「看護やリハビリなど訪問医療を受けており毎月9万円立て替えている」「申請を自分で記入しないといけない病院もある」——障害者の6割は年収100万円以下であり、償還払い方式では、一時立て替えで経済的負担が大きいことはもちろん、申請書の代筆をお願いしたりなど精神的にも障害者には負担が大きくなっています。</p> <p>すでに30都道府県（63%）が、同制度について立て替え払いのない現物給付を実施しています。ぜひ宮崎県においても、現物給付を実現していただきますよう心からお願いするものです。</p>		
紹介議員	横田 照夫 新見 昌安 満行 潤一 武田 浩一 函師 博規 有岡 浩一 井上 紀代子 前屋敷 恵美		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆) (追加 1,454筆)		
請願の件名	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願  [請願趣旨] 現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。 子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。 県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。 全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。 子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をしていただきたく、請願します。		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第27号	受理年月日	平成30年9月13日
請願者 住所・氏名	宮崎市大島町天神前1175-3 宮崎県高齢期運動連絡会 会長 岩切 八郎		
請願の件名	<p>後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願書</p> <p>(要旨)</p> <p>後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かすことも予測されることから、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求めることの見解を提出することを求める請願</p> <p>(理由)</p> <p>後期高齢者医療（75歳以上）の医療費窓口負担を現行1割から2割にする論議が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度等審議会（財務省）ですすめられ、社会保障審議会（厚生労働省）でも検討が開始されている。</p> <p>内閣府・経済財政諮問会議が出している「経済・財政再生計画改革工程表」では、2018年度までを検討期間とし、今年中に結論を出すとしている。5月23日に財務省・財政制度等審議会が発表した「新たな財政健全化計画等に関する建議」は、「(医療費の窓口負担が2割となっている70～74歳の者が) 75歳到達後も2割のままにすることに加えて、すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げる」ことを提案している。このように、財務省・内閣府は早期の検討・実施を求めており、厚労省・社会保障審議会医療保険部会でも、「保険者側」から、早期実施の意見が出されている。</p> <p>こうした負担増の検討に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は6月6日に「後期高齢者医療制度に関する要望書」を政府に提出し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めること」を要望している。また、老人クラブや医療関係団体からも、負担増の引き上げを懸念する意見が出されている。</p>		

厚生労働省の後期高齢者医療制度被保険者実態調査（2017度調査分）によると、宮崎県の後期高齢者の82.5%が所得100万円未満と厳しい生活状況にある。後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かすことも予測される。

よって、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求めることの見解書を提出されるよう請願する。

紹介議員

来住 一人 前屋敷 恵美

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月15日	木	本 会 議	議長挨拶 開 会 会議録署名議員指名（緒嶋雅晃議員、井上紀代子議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第21号上程 知事提案理由説明
11月16日	金	休 会	（議案調査）
11月17日	土		（閉庁日）
11月18日	日		
11月19日	月		（議案調査）
11月20日	火	本 会 議	議案第22号～第29号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（満行潤一議員、前屋敷恵美議員、丸山裕次郎議員、 松村悟郎議員）
11月21日	水		一般質問（中野一則議員、高橋 透議員、井上紀代子議員、 有岡浩一議員）
11月22日	木		一般質問（田口雄二議員、西村 賢議員、河野哲也議員、 渡辺 創議員）
11月23日	金	休 会	（閉庁日） 勤労感謝の日
11月24日	土		（閉庁日）
11月25日	日		
11月26日	月	本 会 議	一般質問（後藤哲朗議員、日高陽一議員、中野廣明議員、 星原 透議員）
11月27日	火		一般質問（二見康之議員、日高博之議員、坂口博美議員、 重松幸次郎議員） 採決（議案第20号、第21号）（同意） 議案・請願委員会付託
11月28日	水	休 会	常任委員会
11月29日	木		
11月30日	金		特別委員会
12月1日	土		（閉庁日）
12月2日	日		



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月3日	月	休 会	(議事整理)
12月4日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論 (議案第1号、第5号、第14号、第29号に反対) (前屋敷 恵美議員) 討論 (請願第22号、第27号の継続、第28号不採択に反対) (来住一人議員) 採決 (議案第1号) (可決) 採決 (議案第5号、第14号、第29号) (可決) 採決 (議案第2号～第4号、第6号～第13号、第15号～第19 号、第22号～第28号) (可決) 採決 (請願第28号) (不採択) 採決 (請願第29号) (採択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第4号追加上程、採決 (可決) 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 緒 嶋 雅 晃

宮 崎 県 議 会 議 員 井 上 紀 代 子